一　歲入出豫算ハ郡會ノ議決ヲ經テ郡長之ヲ調製ス

二　歲入出豫算ハ毎會計年度開會後成ルヘク速ニ之ヲ調製シ會計年度開始前ニ郡參事會ノ議決ヲ經ヘシ

三　歲入出豫算ハ會計年度開始前ニ郡會ノ議決ヲ經ヘシ

四　歲入出豫算ハ會計年度中ニ於テ之ヲ更正スルコトヲ得

五　歲入出豫算ハ會計年度開始後ニ於テ郡會ノ議決ヲ經テ之ヲ更正スルコトヲ得

六　歲出豫算ニ定メタル金額ハ之ヲ流用スルコトヲ得ス

七　歲出豫算ノ各項ノ經費ニ不足ヲ生シ又ハ豫算ノ外ニ新ニ經費ヲ要スルトキハ郡會ノ議決ヲ經テ豫算ヲ更正スルコトヲ得

八　歲出豫算ノ各項ノ經費ニ不足ヲ生シ又ハ豫算ノ外ニ新ニ經費ヲ要スルトキハ郡參事會ノ議決ヲ經テ豫算ヲ更正スルコトヲ得

九　歲出豫算ノ各項ノ經費ニ不足ヲ生シ又ハ豫算ノ外ニ新ニ經費ヲ要スル場合ニ於テ郡會ヲ開キ難キトキハ郡參事會ノ議決ヲ經テ豫算ヲ更正スルコトヲ得

十　歲出豫算ノ各項ノ經費ニ不足ヲ生シ又ハ豫算ノ外ニ新ニ經費ヲ要スル場合ニ於テ郡會ヲ開キ難キトキハ郡參事會ノ議決ヲ經テ豫算ヲ更正スルコトヲ得

十一　郡參事會ハ郡會ニ於テ豫算ヲ更正シ又ハ豫算ノ外ニ新ニ經費ヲ要スル場合ニ於テ郡會ヲ開キ難キトキハ郡長ノ專決ヲ以テ豫算ヲ更正スルコトヲ得

十二　郡長ハ郡會又ハ郡參事會ノ議決ヲ經テ豫算ヲ更正シ又ハ豫算ノ外ニ新ニ經費ヲ要スル場合ニ於テ郡會ヲ開キ難キトキハ專決ヲ以テ豫算ヲ更正スルコトヲ得

一　歲入出豫算ハ郡會ノ議決ヲ經テ郡長之ヲ調製ス

二　歲入出豫算ハ會計年度開始前ニ郡會ノ議決ヲ經ヘシ

三　歲入出豫算ハ會計年度中ニ於テ之ヲ更正スルコトヲ得

四　歲入出豫算ハ會計年度開始後ニ於テ郡會ノ議決ヲ經テ之ヲ更正スルコトヲ得

五　歲出豫算ニ定メタル金額ハ之ヲ流用スルコトヲ得ス

六　歲出豫算ノ各項ノ經費ニ不足ヲ生シ又ハ豫算ノ外ニ新ニ經費ヲ要スルトキハ郡會ノ議決ヲ經テ豫算ヲ更正スルコトヲ得

七　歲出豫算ノ各項ノ經費ニ不足ヲ生シ又ハ豫算ノ外ニ新ニ經費ヲ要スル場合ニ於テ郡會ヲ開キ難キトキハ郡參事會ノ議決ヲ經テ豫算ヲ更正スルコトヲ得

八　歲出豫算ノ各項ノ經費ニ不足ヲ生シ又ハ豫算ノ外ニ新ニ經費ヲ要スル場合ニ於テ郡參事會ヲ開キ難キトキハ郡長ノ專決ヲ以テ豫算ヲ更正スルコトヲ得

九　歲出豫算ノ各項ノ經費ニ不足ヲ生シ又ハ豫算ノ外ニ新ニ經費ヲ要スル場合ニ於テ郡會ヲ開キ難キトキハ郡長ノ專決ヲ以テ豫算ヲ更正スルコトヲ得

十　郡長ハ郡會又ハ郡參事會ノ議決ヲ經テ豫算ヲ更正シ又ハ豫算ノ外ニ新ニ經費ヲ要スル場合ニ於テ郡會ヲ開キ難キトキハ專決ヲ以テ豫算ヲ更正スルコトヲ得

十三 ノ秤量ノ公差ノ二倍以上ヲ加減シ得ル構造ト爲スヘシ
調子玉又ハ直點若ハ標點ヲ調整スル裝置ハ遊動セサル構造ト爲スヘシ

十四 安定ト爲シタル秤ニシテ調子玉又ハ直點若ハ標點ヲ調整スル裝置ナキモノハ其ノ空皿ケ又ハ錘ヲ直點ニ懸ケタル場合ニ於テ其ノ睨ミカ一致シ若ハ其ノ桿カ水平トナリ又ハ其ノ指針カ直點若ハ標點ヲ指ス構造ト爲スヘシ但シ度量衡法施行令第三表ノ秤量ノ公差ノ四分ノ一以内掛量アルモノニ在リテハ其ノ公差ノ四分ノ一以内ノ重量ヲ加減シテ其ノ睨ミカ一致シ若ハ桿カ水平トナリ又ハ其ノ指針カ直點若ハ標點ヲ指スモ妨ナシ

十五 調子玉アル秤ノ支點ハ之ヲ一個ト爲スヘシ

十六 天秤、秤量ノ千分ノ一未滿ノ目盛アル桿秤、上皿桿秤竝安定ト爲シタル臺秤及自働秤ニハ水平ヲ定ムル裝置ヲ爲スヘシ但シ懸垂シテ使用スル構造ノ秤又ハ土地若ハ建物等ニ取附ケ使用シ又ハ其ノ臺ヲ傾斜スルモ度量衡法施行令第三表ノ公差以上ノ器差ヲ生セサル構造ノ臺秤ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

十七 十分秤ハ其ノ兩臂ノ比ヲ十分ノ一又ハ百分ノ一ト爲スヘシ

十八 桿秤ノ支點ハ之ヲ二個以下ト爲シ其ノ二個ノ場合ニ在リテハ桿ノ表裏ニ之ヲ設ケ其ノ刃受ハ支點毎ニ之ヲ附スヘシ

十九 桿秤ノ刃及刃受ハ其ノ桿ヲ上下各四十五度ニ揺ルモ度量衡法施行令第三表ノ公差以上ノ器差ヲ生セサル構造ト爲スヘシ

二十 秤ノ最小目盛間ノ距離ハ臺秤ニ在リテハ之ヲ一、五ミリメートル以上上皿桿秤及秤量五百グラムヲ超エタル桿秤ニ在リテハ之ヲ一ミリメートル以上五百グラム以下ノ桿秤ニ在リテハ之ヲ〇、五ミリメートル以上ト爲スヘシ

〔山形縣〕

二十一 削除

二十二 分銅、錘、增錘及增錘臺ニハ其ノ重量ヲ齊整スル爲容易ニ脱出セサル方法ニ依リ金屬ヲ塡充スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ塡充物ノ重量ハ增錘臺ヲ除クノ外重量ノ二十分ノ一ヲ超エサルコトヲ要ス

二十三 前號ニ依ル塡充物ノ穿口ハ容易ニ離脱シ又ハ挿戻シ得サル方法ニ依リ之ヲ緊塞スヘシ

二十四 分銅、錘、增錘又ハ增錘臺ニ證印ヲ附シ若ハ塡充物ノ穿口ヲ緊塞スル爲メ爲シタル象嵌ノ面ハ其ノ周圍ノ面ヨリ隆起セシメサルコトヲ要ス

二十五 秤量二千キログラム以下ノ臺秤又ハ上皿桿秤ハ定量增錘附ト爲シ且其ノ秤量ハ左ノ定限ニ依ルヘシ但シ特殊ノ事由アルモノハ此ノ限ニ在ラス

臺秤

二千キログラム	千五百キログラム
千キログラム	七百五十キログラム
五百キログラム	二百五十キログラム
百五十キログラム	百キログラム
五十キログラム	二十キログラム

上皿桿秤

十キログラム	五キログラム
二キログラム	一キログラム
五百グラム	

二十五ノ二 定量增錘ノ秤量ハ左ノ定限ニ依ルヘシ

千キログラム	五百キログラム
二百キログラム	百キログラム

五十キログラム	二十キログラム
十キログラム	五キログラム
二キログラム	一キログラム
五百グラム	二百グラム
百グラム	五十グラム

二十五ノ三 定量增錘ノ重量ト掛量トノ比ハ臺秤ニ附屬セシムルモノニ在リテハ二百分ノ一、百分ノ一又ハ五十分ノ一上皿桿秤ニ附屬セシムルモノニ在リテハ五分ノ一ト爲スヘシ

二十五ノ四 秤量五十グラム以上ノ桿秤ニ限リ定量錘附ノモノト爲スコトヲ得

定量錘附ノ桿秤ノ秤量ト定量錘ノ重量トノ比ハ秤量三十キログラム以上ノモノニ在リテハ之ヲ百分ノ五秤量五百グラム以上ノモノニ在リテハ之ヲ百分ノ六秤量五十グラム以上ノモノニ在リテハ之ヲ百分ノ十ト爲スヘシ

二十六 安定ト爲シタル秤ハ度量衡法施行令第三表ノ公差ニ相當スル重量ヲ懸シ臺秤及上皿桿秤ニ在リテハ桿ノ末端ニ於テ上下各二ミリメートル以上桿秤ニ在リテハ其ノ勾配三十分ノ一以上度表アルモノ又ハ自働秤ニ在リテハ其ノ指針カ標點ノ左右又ハ上下ニ於テ最小目盛ノ各二分ノ一以上度表ナクシテ睨ミノ設ケアル天秤、上皿天秤又ハ十分秤ニ在リテハ其ノ睨ミカ一、五ミリメートル以上ノ移動ヲ其ノ靜止點ニ於テ認メ得ル構造ト爲スヘシ

二十六ノ二 不安定ト爲シタル秤ハ度量衡法施行令第三表ノ公差ニ相當スル重量ヲ懸シ其ノ桿カ桿休メ迄移動シテ定着スル構造ト爲スヘシ

二十七 秤ニハ定量增錘附ノ臺秤及上皿桿秤竝分離シ得ヘキ部分ノ附屬セサルモノヲ除クノ外製作、輸入又ハ移入ノ番號其ノ修覆シタルモノニ付テハ製作、輸入又ハ移入シタル番號ノ明瞭ナラサル場合ニ限リ修覆ノ番號ヲ其ノ桿ニ附スヘシ但シ天秤、上皿天秤、十分秤及自働秤ニハ支柱又ハ臺ニ之ヲ附スルコトヲ得

〔山形縣〕

二十八 天秤及上皿天秤ニハ其ノ秤量及感量ヲ臺ノ上面若ハ側面又ハ支柱ニ表記スヘシ

二十九 臺秤ニハ其ノ秤量ヲ臺ノ上面ノ縁ニ表記スヘシ此ノ場合ニ於テ其ノ定量增錘附ノモノニシテ其ノ增錘ノ重量ト掛量トノ比カ二百分ノ一ノモノニ在リテハ大其ノ百分ノ一ノモノニ在リテハ中其ノ五十分ノ一ノモノニ在リテハ小ノ文字ヲ附記スヘシ

三十 上皿桿秤ニハ秤量ヲ其ノ桿ニ感止量ヲ其ノ量ヲ表示スル目盛ニ桿秤ニハ感出量、秤量及掛量ヲ其ノ量ヲ表示スル目盛ニ自働秤ニハ秤量ヲ其ノ量ヲ表示スル目盛又ハ其ノ臺ニ之ヲ附記スヘシ但シ桿秤ノ秤量ハ之ヲ感出量ト併記スルコトヲ得

三十ノ二 上皿桿秤ニシテ定量增錘附ノモノニハ桿又ハ臺ニ桿秤ニシテ定量錘附ノモノニハ桿ニ定錘ノ文字ヲ表記スヘシ

三十一 十分秤ニハ兩臂ノ比、秤量及感量ヲ支柱又ハ臺ニ表記スヘシ

三十二 削除

三十三 分銅ニハ重量ヲ其ノ上面又ハ側面ニ表記スヘシ此ノ場合ニ於テ其ノ文字ヲ重量五ミリグラム以下ノモノニ在リテハ1、2、5ト省略スルコトヲ得但シ左ノ重量及形狀ニ依ルモノニ在リテハ重量ノ表記ヲ要セス

五ミリグラム	六角形
二ミリグラム	三角形
一ミリグラム	四角形

（山形鋼）

（この尺寸は最小寸法及最大尺寸を示す）

一　垂木、桁及母屋

垂木、桁又は母屋の寸法は、屋根の勾配、積雪の深さ、荷重、風圧、瓦、スレート、板、杉皮、厚紙若しくは亜鉛鉄板又は波形鉄板の種類及び垂木、桁又は母屋の支持間隔に応じ、且つ、垂木、桁又は母屋の上面に加はる荷重及び風圧に対して安全なるものでなければならない。

二　垂木

垂木の寸法は、垂木の支持間隔が一・八メートル以下の場合には、次の表に掲げる寸法以上のものを使用しなければならない。

垂木の種類	垂木の支持間隔	垂木の寸法
杉又は松	一・八メートル以下	厚さ四センチメートル、幅九センチメートル
杉又は松	一・五メートル以下	厚さ四センチメートル、幅七・五センチメートル
杉又は松	一・二メートル以下	厚さ四センチメートル、幅六センチメートル
杉又は松	九〇センチメートル以下	厚さ四センチメートル、幅四・五センチメートル

三　垂木の支持間隔が一・八メートルを超える場合の垂木

垂木の支持間隔が一・八メートルを超える場合には、垂木の寸法は、前項の規定にかかはらず、垂木の支持間隔一・八メートルに対する垂木の寸法に、垂木の支持間隔が一・八メートルを超える一メートルごとに、厚さ及幅それぞれ一センチメートルを加へたものとしなければならない。

四　垂木の欠き込み

垂木の寸法は、垂木の欠き込みの深さが垂木の厚さの三分の一を超える場合には、その超える部分を控除したものとしなければならない。

五　垂木の継手及仕口

垂木の継手及仕口は、垂木の厚さが四センチメートル以上の場合には、垂木の厚さの二倍以上重ね合せ、釘打ちとしなければならない。

六　垂木の目違ひ

垂木の目違ひは、垂木の厚さの三分の一以下のものとしなければならない。

七　垂木の欠き込み

垂木の欠き込みの深さは、垂木の厚さの三分の一以下とし、且つ、垂木の支持間隔が一・八メートル以下の場合には、垂木の厚さが四センチメートル以上、垂木の支持間隔が一・八メートルを超える場合には、垂木の厚さが四センチメートルに垂木の支持間隔が一・八メートルを超える一メートルごとに一センチメートルを加へたものとしなければならない。

八　方形屋根の垂木

方形屋根の垂木の寸法は、垂木の支持間隔が一・八メートル以下の場合には、垂木の寸法に関する前項の規定にかかはらず、垂木の厚さ四センチメートル以上、幅九センチメートル以上とし、垂木の支持間隔が一・八メートルを超える場合には、垂木の厚さ四センチメートル以上、幅九センチメートルに垂木の支持間隔が一・八メートルを超える一メートルごとに一センチメートルを加へたものとしなければならない。

九　垂木の配置

垂木は、その中心間の距離が九〇センチメートル以下となるように配置しなければならない。

十　垂木の補強

垂木の支持間隔が一・八メートルを超える場合には、垂木の中間に、垂木の厚さ四センチメートル以上、幅九センチメートル以上の補強材を入れなければならない。

十一　垂木の支持

垂木は、桁、母屋、棟木又は壁の上に、その厚さの二倍以上の長さにわたつて支持しなければならない。

十二　垂木の固定

垂木は、桁、母屋、棟木又は壁の上に、釘打ちとしなければならない。

十三　垂木の切断

垂木は、棟木又は母屋の上端で切断してはならない。

十四　垂木の配置

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より下にならないように配置しなければならない。

十五　垂木の支持

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

十六　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

十七　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

十八　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

十九　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

二十　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

二十一　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

二十二　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

二十三　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

二十四　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

二十五　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

二十六　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

二十七　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

二十八　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

二十九　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

三十　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

三十一　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

三十二　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

三十三　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

三十四　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

三十五　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

三十六　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

三十七　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

三十八　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

三十九　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

四十　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

四十一　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

四十二　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

四十三　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

四十四　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

四十五　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

四十六　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

四十七　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

四十八　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

四十九　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

五十　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

五十一　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

五十二　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

五十三　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

五十四　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

五十五　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

五十六　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

五十七　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

五十八　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

五十九　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

六十　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

六十一　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

六十二　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

六十三　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

六十四　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

六十五　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

六十六　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

六十七　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

六十八　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

六十九　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

七十　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

七十一　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

七十二　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

七十三　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

七十四　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

七十五　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

七十六　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

七十七　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

七十八　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

七十九　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

八十　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

八十一　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

八十二　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

八十三　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

八十四　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

八十五　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

八十六　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

八十七　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

八十八　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

八十九　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

九十　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

九十一　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

九十二　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

九十三　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

九十四　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

九十五　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

九十六　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

九十七　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

九十八　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

九十九　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

百　垂木の固定

垂木は、その上面が棟木又は母屋の上端より上にならないように配置しなければならない。

表	重量	幅ノ定重量	幅
六十貫又ハ三百七十五斤	一貫	一、六六メートル以上	
五十貫又ハ三百斤	一貫	一、六六メートル以上	
四十貫又ハ二百五十斤	一貫	一、五メートル以上	
三十貫又ハ二百斤	一貫	一、三六メートル以上	
二十六貫又ハ百六十斤	一貫	一、三六メートル以上	
二十貫又ハ百二十五斤	一貫	一、二メートル以上	
十六貫又ハ百斤	八百匁	一、〇メートル以上	
十二貫又ハ七十五斤	六百匁	九百ミリメートル以上	
八貫又ハ五十斤	四百匁	九百ミリメートル以上	
六貫又ハ三十七斤	三百五十匁	七百五十ミリメートル以上	
四貫又ハ二十五斤	二百五十匁	六百ミリメートル以上	
二貫又ハ十二斤	百二十五匁	四百八十ミリメートル以上	
一貫又ハ六斤	六十匁	三百六十ミリメートル以上	

表	重量	幅ノ定重量幅	幅
二貫又ハ十二斤	六百匁	五百四十ミリメートル以上	
一貫六百匁又ハ十斤	五十匁	四百五十ミリメートル以上	
一貫二百匁又ハ七斤二分ノ一	四十匁	三百六十ミリメートル以上	
一貫匁又ハ六斤	三十五匁	三百十五ミリメートル以上	
八百匁又ハ四斤二分ノ一	二十匁	二百七十ミリメートル以上	
六百匁又ハ三斤二分ノ一	十五匁	二百四十ミリメートル以上	
四百匁又ハ二斤二分ノ一	十匁	二百十ミリメートル以上	

一　表ノ重量ノ欄ニ掲ケタル重量ヲ超エ又ハ之ニ満タサル重量ノ貨物ニ付テハ此ノ表ニ定メタル幅ノ定重量幅ニ従ヒ運賃ヲ計算ス

二　表ノ重量ノ欄ニ掲ケタル重量ヲ超エ又ハ之ニ満タサル重量ノ貨物ニ付テハ此ノ表ニ定メタル幅ノ定重量幅ニ従ヒ運賃ヲ計算ス

三　白金、金、銀、銅、鉛、アルミニウム、白金合金、金合金、銀合金、銅合金、鉛合金、アルミニウム合金、金貨、銀貨、白銅貨、銅貨、青銅貨、硬貨又ハ紙幣ヲ用ヰテ鋳造シタル貨幣ニ付テハ重量五十貫以下ノ貨物ニ付テハ此ノ表ニ定メタル幅ノ定重量幅ニ従ヒ運賃ヲ計算ス

四　分銅、秤錘又ハ重錘ニ付テハ重量二分ノ一以下ノ貨物ニ付テハ此ノ表ニ定メタル幅ノ定重量幅ニ従ヒ運賃ヲ計算ス

五　日覆アル荷車ノ一輛ニ積載シ得ル貨物ニ付テハ其ノ荷車ノ幅ニ従ヒ運賃ヲ計算ス

六　表ニ掲ケタル貨物ニ付テハ其ノ重量ニ拘ハラス其ノ容積ニ従ヒ運賃ヲ計算スルコトヲ得

七　表ノ重量ノ欄ニ掲ケタル重量ヲ超エ又ハ之ニ満タサル重量ノ貨物ニ付テハ其ノ容積ニ従ヒ運賃ヲ計算スルコトヲ得

八　表ノ重量及幅ノ定重量幅ニ掲ケタル貨物ニ付テハ其ノ容積ニ従ヒ運賃ヲ計算スルコトヲ得

九　表ノ重量及幅ノ定重量幅ニ掲ケタル貨物ニ付テハ其ノ容積ニ従ヒ運賃ヲ計算スルコトヲ得

十　表ノ重量及幅ノ定重量幅ニ掲ケタル貨物ニ付テハ其ノ容積ニ従ヒ運賃ヲ計算スルコトヲ得

十一　表ノ重量及幅ノ定重量幅ニ掲ケタル貨物ニ付テハ其ノ容積ニ従ヒ運賃ヲ計算スルコトヲ得

十二　表ノ重量及幅ノ定重量幅ニ掲ケタル貨物ニ付テハ其ノ容積ニ従ヒ運賃ヲ計算スルコトヲ得

十三　表ノ重量及幅ノ定重量幅ニ掲ケタル貨物ニ付テハ其ノ容積ニ従ヒ運賃ヲ計算スルコトヲ得

十四　第十三ノ場合ニ於テ分銅、秤錘又ハ重錘ニ付テハ此ノ表ニ定メタル幅ノ定重量幅ニ従ヒ運賃ヲ計算スルコトヲ得

十五　表ノ重量及幅ノ定重量幅ニ掲ケタル貨物ニ付テハ其ノ容積ニ従ヒ運賃ヲ計算スルコトヲ得

十六　(削)(スレートル法定重量幅ノ適用ノ場合)第二編、第三編、第六編乃至第八編、第十編、第十二編乃至第十四編、第十六編、第十七編、第二十編乃至第二十二編、第二十四編乃至第二十六編、第二十八編乃至第三十編及第三十五編ノ規定ニ依ルヘシ

第三十一編ノ二　古書籍ニ関スル特例　第二十六条乃至第二十八条、第二十九条ノ二及第三十条ノ規定ハ古書籍ニ之ヲ準用ス

一　古書籍

一　「アルトー」ノ称ヲ以テ表ハシタル古書籍ニ付テハ第二編乃至第八編ノ規定ニ従ヒ運賃ヲ計算ス

二　「アルトー」ノ称ヲ以テ表ハシタル古書籍ニ付テハ第二編乃至第八編ノ規定ニ従ヒ運賃ヲ計算ス

三　古書籍ニ付テハ第二編乃至第八編ノ規定ニ従ヒ運賃ヲ計算ス

（軌道構造及建築限界）

第三節　軌道構造及建築限界

第二百十一條　軌道ハ軌条、軌条継目、木枕、木枕ノ埋設ニ用ヒル砂利、道床ノ砂利、道床ノ保護ニ用ヒル砂利、分岐器、転轍器、交叉器、踏切道、道床ノ保護ニ用ヒル工作物及ノ他軌道ニ必要ナル工作物ヲ以テ構成スルモノトス

第二百十二條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ標準軌道トス

第二百十三條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ狭軌軌道トス

第二百十四條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ広軌軌道トス

第二百十五條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ軽便軌道トス

第二百十六條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ特殊軌道トス

第二百十七條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ単線軌道トス

第二百十八條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ複線軌道トス

第二百十九條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ多線軌道トス

第二百二十條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ停車場軌道トス

第二百二十一條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ本線軌道トス

第二百二十二條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ副本線軌道トス

第二百二十三條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ側線軌道トス

第二百二十四條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ引上線軌道トス

第二百二十五條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ待避線軌道トス

第二百二十六條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ機関車庫軌道トス

第二百二十七條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ客車庫軌道トス

第二百二十八條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ貨車庫軌道トス

第二百二十九條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ機関車修繕場軌道トス

第二百三十條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ客車修繕場軌道トス

第二百三十一條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ貨車修繕場軌道トス

第二百三十二條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ機関車洗浄場軌道トス

第二百三十三條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ客車洗浄場軌道トス

第二百三十四條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ貨車洗浄場軌道トス

第二百三十五條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ機関車給炭場軌道トス

第二百三十六條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ客車給炭場軌道トス

第二百三十七條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ貨車給炭場軌道トス

第二百三十八條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ機関車給水場軌道トス

第二百三十九條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ客車給水場軌道トス

第二百四十條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ貨車給水場軌道トス

第二百四十一條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ機関車給油場軌道トス

第二百四十二條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ客車給油場軌道トス

第二百四十三條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ貨車給油場軌道トス

第二百四十四條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ機関車砂撒場軌道トス

第二百四十五條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ客車砂撒場軌道トス

第二百四十六條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ貨車砂撒場軌道トス

第二百四十七條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ機関車転車台軌道トス

第二百四十八條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ客車転車台軌道トス

第二百四十九條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ貨車転車台軌道トス

第二百五十條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ機関車庫軌道トス

第二百五十一條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ客車庫軌道トス

第二百五十二條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ貨車庫軌道トス

第二百五十三條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ機関車修繕場軌道トス

第二百五十四條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ客車修繕場軌道トス

第二百五十五條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ貨車修繕場軌道トス

第二百五十六條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ機関車洗浄場軌道トス

第二百五十七條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ客車洗浄場軌道トス

第二百五十八條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ貨車洗浄場軌道トス

第二百五十九條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ機関車給炭場軌道トス

第二百六十條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ客車給炭場軌道トス

第二百六十一條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ貨車給炭場軌道トス

第二百六十二條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ機関車給水場軌道トス

第二百六十三條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ客車給水場軌道トス

第二百六十四條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ貨車給水場軌道トス

第二百六十五條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ機関車給油場軌道トス

第二百六十六條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ客車給油場軌道トス

第二百六十七條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ貨車給油場軌道トス

第二百六十八條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ機関車砂撒場軌道トス

第二百六十九條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ客車砂撒場軌道トス

第二百七十條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ貨車砂撒場軌道トス

第二百七十一條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ機関車転車台軌道トス

第二百七十二條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ客車転車台軌道トス

第二百七十三條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ貨車転車台軌道トス

第二百七十四條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ機関車庫軌道トス

第二百七十五條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ客車庫軌道トス

第二百七十六條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ貨車庫軌道トス

第二百七十七條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ機関車修繕場軌道トス

第二百七十八條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ客車修繕場軌道トス

第二百七十九條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ貨車修繕場軌道トス

第二百八十條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ機関車洗浄場軌道トス

第二百八十一條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ客車洗浄場軌道トス

第二百八十二條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ貨車洗浄場軌道トス

第二百八十三條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ機関車給炭場軌道トス

第二百八十四條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ客車給炭場軌道トス

第二百八十五條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ貨車給炭場軌道トス

第二百八十六條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ機関車給水場軌道トス

第二百八十七條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ客車給水場軌道トス

第二百八十八條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ貨車給水場軌道トス

第二百八十九條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ機関車給油場軌道トス

第二百九十條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ客車給油場軌道トス

第二百九十一條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ貨車給油場軌道トス

第二百九十二條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ機関車砂撒場軌道トス

第二百九十三條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ客車砂撒場軌道トス

第二百九十四條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ貨車砂撒場軌道トス

第二百九十五條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ機関車転車台軌道トス

第二百九十六條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ客車転車台軌道トス

第二百九十七條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ貨車転車台軌道トス

第二百九十八條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ機関車庫軌道トス

第二百九十九條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ客車庫軌道トス

第三百條　軌道ハ軌条ヲ枕木ノ上ニ敷設スルモノヲ以テ貨車庫軌道トス

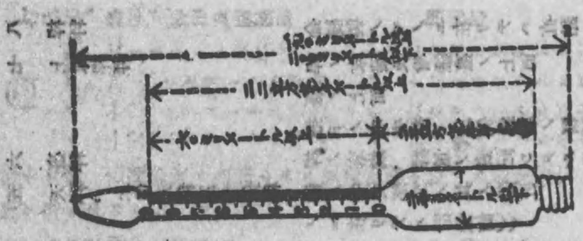

第四圖　建築

第三百十二條　軌道構造又ハ建築ノ制限ニ関スル定メハ本節ノ規定ニ依ル

第三百十三條　軌道構造又ハ建築ノ制限ニ関スル定メハ本節ノ規定ニ依ル

第三百十四條　軌道構造又ハ建築ノ制限ニ関スル定メハ本節ノ規定ニ依ル

第三百十五條　軌道構造又ハ建築ノ制限ニ関スル定メハ本節ノ規定ニ依ル

第三百十六條　軌道構造又ハ建築ノ制限ニ関スル定メハ本節ノ規定ニ依ル

第三百十七條　軌道構造又ハ建築ノ制限ニ関スル定メハ本節ノ規定ニ依ル

第三百十八條　軌道構造又ハ建築ノ制限ニ関スル定メハ本節ノ規定ニ依ル

第三百十九條　軌道構造又ハ建築ノ制限ニ関スル定メハ本節ノ規定ニ依ル

第三百二十條　軌道構造又ハ建築ノ制限ニ関スル定メハ本節ノ規定ニ依ル

第三百二十一條　軌道構造又ハ建築ノ制限ニ関スル定メハ本節ノ規定ニ依ル

第三百二十二條　軌道構造又ハ建築ノ制限ニ関スル定メハ本節ノ規定ニ依ル

第三百二十三條　軌道構造又ハ建築ノ制限ニ関スル定メハ本節ノ規定ニ依ル

第三百二十四條　軌道構造又ハ建築ノ制限ニ関スル定メハ本節ノ規定ニ依ル

第三百二十五條　軌道構造又ハ建築ノ制限ニ関スル定メハ本節ノ規定ニ依ル

第三百二十六條　軌道構造又ハ建築ノ制限ニ関スル定メハ本節ノ規定ニ依ル

第三百二十七條　軌道構造又ハ建築ノ制限ニ関スル定メハ本節ノ規定ニ依ル

第三百二十八條　軌道構造又ハ建築ノ制限ニ関スル定メハ本節ノ規定ニ依ル

第三百二十九條　軌道構造又ハ建築ノ制限ニ関スル定メハ本節ノ規定ニ依ル

第三百三十條　軌道構造又ハ建築ノ制限ニ関スル定メハ本節ノ規定ニ依ル

第三百三十一條　軌道構造又ハ建築ノ制限ニ関スル定メハ本節ノ規定ニ依ル

第三百三十二條　軌道構造又ハ建築ノ制限ニ関スル定メハ本節ノ規定ニ依ル

第三百三十三條　軌道構造又ハ建築ノ制限ニ関スル定メハ本節ノ規定ニ依ル

第三百三十四條　軌道構造又ハ建築ノ制限ニ関スル定メハ本節ノ規定ニ依ル

第三百三十五條　軌道構造又ハ建築ノ制限ニ関スル定メハ本節ノ規定ニ依ル

第三百三十六條　軌道構造又ハ建築ノ制限ニ関スル定メハ本節ノ規定ニ依ル

第三百三十七條　軌道構造又ハ建築ノ制限ニ関スル定メハ本節ノ規定ニ依ル

第三百三十八條　軌道構造又ハ建築ノ制限ニ関スル定メハ本節ノ規定ニ依ル

第三百三十九條　軌道構造又ハ建築ノ制限ニ関スル定メハ本節ノ規定ニ依ル

第三百四十條　軌道構造又ハ建築ノ制限ニ関スル定メハ本節ノ規定ニ依ル

第三百四十一條　軌道構造又ハ建築ノ制限ニ関スル定メハ本節ノ規定ニ依ル

第三百四十二條　軌道構造又ハ建築ノ制限ニ関スル定メハ本節ノ規定ニ依ル

第三百四十三條　軌道構造又ハ建築ノ制限ニ関スル定メハ本節ノ規定ニ依ル

第三百四十四條　軌道構造又ハ建築ノ制限ニ関スル定メハ本節ノ規定ニ依ル

第三百四十五條　軌道構造又ハ建築ノ制限ニ関スル定メハ本節ノ規定ニ依ル

第三百四十六條　軌道構造又ハ建築ノ制限ニ関スル定メハ本節ノ規定ニ依ル

第三百四十七條　軌道構造又ハ建築ノ制限ニ関スル定メハ本節ノ規定ニ依ル

第三百四十八條　軌道構造又ハ建築ノ制限ニ関スル定メハ本節ノ規定ニ依ル

第三百四十九條　軌道構造又ハ建築ノ制限ニ関スル定メハ本節ノ規定ニ依ル

第三百五十條　軌道構造又ハ建築ノ制限ニ関スル定メハ本節ノ規定ニ依ル

一ノ二 度器（メキシーメーター） 目盛ノ各段ノ一端（帯状麻製ノモノハ麻
テ附ク） ノ部分）及分離シ得ル構造ノモノニ在リテハ其ノ各部分ノ中央部
一ノ二 タキシーメーター類 外面ノ前面及裏面
一ノ三 自動車ニ装置シタルタキシーメーター 外面ノ下端
二 桝及化學用量器 全量ヲ表記シタル傍及金属製桝若ハ木製桝ニシテ注口ヲ附シタルモノニ在リテハ其ノ注口
三 斗概 大又ハ小ノ文字ヲ表記シタル傍
四 瓦斯「メートル」 乾式ノモノニ在リテハ上板ノ連接部濕式ノモノニ在リテハ前板側前金「メートル」ニ在リテハ前金捲装置ノ連接部
四ノ二 水量「メートル」 外面ノ上部、副管ヲ設ケタルモノニ在リテハ各「メートル」ノ外面ノ上部
四ノ三 ガソリン量器 計量筒、規制子、計量室及表示器（検定ノ有效期限ヲ表示スル検定證印ハ計量筒又ハ表示器（計量筒及表示器ヲ有スルモノニ在リテハ計量筒））
五 天秤、上皿天秤及十分秤 桿ノ中央部又ハ其ノ附近
六 臺秤 桿ノ末端、秤量ヲ表記シタル傍、休ミノ把手ノ中央部、比例螺旋ノ緊着部及増錘臺ノ上面
七 上皿棹秤 桿ノ末端及増錘臺ノ上面
八 棹秤 金属製ノモノニ在リテハ直點ノ傍又ハ桿ノ末端、鉤牙、骨、黒檀又ハ紫檀製ノモノニ在リテハ鋲金具、鐵製ノモノニ在リテハ桿ノ両端（鐵製ノモノニシテ鐵製ノ鋲金具ヲ附シタルモノニ在リテハ其ノ傍及他ノ一端）
九 自働秤 目盛盤又ハ其ノ縁及桿カ外部ニ現ハレタルモノニ在リテハ其ノ桿
十 分銅 上面、側面又ハ底面
十一 錘又ハ増錘 上面又ハ側面

第三十七條ノ二 検定ニ合格シタル計量器ニハ左ノ部分ニ検定證印ヲ附ス但シ之ニ依リ難キトキハ便宜ノ部分ニ之ヲ附ス
一 計壓器 「ブルドン」管又ハ波狀板ヲ用ヰタルモノニ在リテハ其ノ上部又ハ側面ノ金属片ノ部分、連通管ノモノ及浮ヲ用ヰタルモノニ在リテハ目盛面ノ上部
二 浮秤 胴部又ハ目盛面ノ上部
三 温度計 板附ノモノニ在リテハ目盛板及管ノ上部、板附以外ノモノニ在リテハ目盛面ノ上部
四 生絲纎度検定器 検尺器ニ在リテハ絲枠ノ絲受ノ部分及回轉器ノ目盛盤、検位衡ニ在リテハ目盛面、纎度分銅ニ在リテハ上面
五 乳脂計 目盛面ノ上部

第三十八條 甲種検定ニ合格シタル度量衡器又ハ計量器ニ附スル検定證印ノ雛形及種類ヲ定ムルコト左ノ如シ

〔山形縣〕

〔山形縣〕

一 打込印、烙印、押印及腐蝕印 捺附印
イ 六ミリメートル平方 イ 二十四ミリメートル平方
ロ 三、六ミリメートル平方 ロ 十二ミリメートル平方
ハ 一、八ミリメートル平方 ハ 六ミリメートル平方
ニ 一、二ミリメートル平方 ニ 三ミリメートル平方

第三十九條 乙種検定ニ合格シタル度量衡器ニ附スル検定證印ノ雛形及種類ヲ定ムルコト左ノ如シ

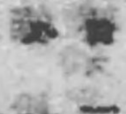

一 打込印、押印及腐蝕印 烙印及捺附印
イ 六ミリメートル平方 イ 十二ミリメートル平方
ロ 三、六ミリメートル平方 ロ 六ミリメートル平方
ハ 一、八ミリメートル平方
ニ 一、二ミリメートル平方 ハ 三ミリメートル平方

第三十九條ノ二 検定ノ有效期限ヲ表示スル検定證印ハ左ノ雛形ニ依ル
一 タキシーメーター
表面

裏面

（数字ノ上方ハ年、下方ハ月ヲ示ス）

二 瓦斯「メートル」

（数字ノ左方ハ年、右方ハ月ヲ示ス）

三 水量「メートル」
表面

裏面

（数字ノ上方ハ年、下方ハ月ヲ示ス）

四 ガソリン量器
表面

裏面

（数字ノ上方ハ年、下方ハ月ヲ示ス）

又ハ

（数字ノ左方ハ年、右方ハ月ヲ示ス）

第三十九條ノ三 水銀温度計ノ検定證印ニハ検定ヲ爲シタル年ノ数字ヲ附記ス

第四十條 検定済印ノ雛形及種類ヲ定ムルコト左ノ如シ
打込印又烙印

第四十五條　削除

第四十六條　削除

第四十七條　削除

第四十八條　削除

第四十九條　削除

第五十條　削除

第五十一條　削除

第五十二條　削除

第五十三條　削除

第五十四條　削除

第五十五條　削除

第五十六條　削除

第五十七條　削除

第五十八條　削除

第五十九條　削除

第六十條　削除

第六十一條　削除

第六十二條　削除

第六十三條　削除

第六十四條　削除

第六十五條　削除

第六十六條　削除

第六十七條　削除

第六十八條　削除

第六十九條　削除

第七十條　削除

第七十一條　削除

第七十二條　削除

第七十三條　削除

第七十四條　削除

第七十五條　削除

第七十六條　削除

第七十七條　削除

第七十八條　削除

第七十九條　削除

第八十條　削除

第八十一條　削除

第八十二條　削除

第八十三條　削除

第八十四條　削除

第八十五條　削除

第八十六條　削除

第八十七條　削除

第八十八條　削除

第八十九條　削除

第九十條　削除

第九十一條　削除

第九十二條　削除

第九十三條　削除

第九十四條　削除

第九十五條　削除

第九十六條　削除

第九十七條　削除

第九十八條　削除

第九十九條　削除

第百條　削除

第百一條　削除

第百二條　削除

第百三條　削除

第百四條　削除

第百五條　削除

第百六條　削除

第百七條　削除

第百八條　削除

第百九條　削除

第百十條　削除

第百十一條　削除

第百十二條　削除

第百十三條　削除

第百十四條　削除

第百十五條　削除

第百十六條　削除

第百十七條　削除

第百十八條　削除

第百十九條　削除

第百二十條　削除

第百二十一條　削除

第百二十二條　削除

第百二十三條　削除

第百二十四條　削除

第百二十五條　削除

第百二十六條　削除

第百二十七條　削除

第百二十八條　削除

第百二十九條　削除

第百三十條　削除

第百三十一條　削除

第百三十二條　削除

第百三十三條　削除

第百三十四條　削除

第百三十五條　削除

第百三十六條　削除

第百三十七條　削除

第百三十八條　削除

第百三十九條　削除

第百四十條　削除

第百四十一條　削除

第百四十二條　削除

第百四十三條　削除

第百四十四條　削除

第百四十五條　削除

第百四十六條　削除

第百四十七條　削除

第百四十八條　削除

第百四十九條　削除

第百五十條　削除

第百五十一條　削除

第百五十二條　削除

第百五十三條　削除

第百五十四條　削除

第百五十五條　削除

第百五十六條　削除

第百五十七條　削除

第百五十八條　削除

第百五十九條　削除

第百六十條　削除

第百六十一條　削除

第百六十二條　削除

第百六十三條　削除

第百六十四條　削除

第百六十五條　削除

第百六十六條　削除

第百六十七條　削除

第百六十八條　削除

第百六十九條　削除

第百七十條　削除

第百七十一條　削除

第百七十二條　削除

第百七十三條　削除

第百七十四條　削除

第百七十五條　削除

第百七十六條　削除

第百七十七條　削除

第百七十八條　削除

第百七十九條　削除

第百八十條　削除

第百八十一條　削除

第百八十二條　削除

第百八十三條　削除

第百八十四條　削除

第百八十五條　削除

第百八十六條　削除

第百八十七條　削除

第百八十八條　削除

第百八十九條　削除

第百九十條　削除

第百九十一條　削除

第百九十二條　削除

第百九十三條　削除

第百九十四條　削除

第百九十五條　削除

第百九十六條　削除

第百九十七條　削除

第百九十八條　削除

第百九十九條　削除

第二百條　削除

第二百一條　削除

第二百二條　削除

第二百三條　削除

第二百四條　削除

第二百五條　削除

第二百六條　削除

第二百七條　削除

第二百八條　削除

第二百九條　削除

第二百十條　削除

第二百十一條　削除

第二百十二條　削除

第二百十三條　削除

第二百十四條　削除

第二百十五條　削除

第二百十六條　削除

第二百十七條　削除

第二百十八條　削除

第二百十九條　削除

第二百二十條　削除

第二百二十一條　削除

第二百二十二條　削除

第二百二十三條　削除

第二百二十四條　削除

第二百二十五條　削除

第二百二十六條　削除

第二百二十七條　削除

第二百二十八條　削除

第二百二十九條　削除

第二百三十條　削除

第二百三十一條　削除

第二百三十二條　削除

第二百三十三條　削除

第二百三十四條　削除

第二百三十五條　削除

第二百三十六條　削除

第二百三十七條　削除

第二百三十八條　削除

第二百三十九條　削除

第二百四十條　削除

第二百四十一條　削除

第二百四十二條　削除

第二百四十三條　削除

第二百四十四條　削除

第二百四十五條　削除

第二百四十六條　削除

第二百四十七條　削除

第二百四十八條　削除

第二百四十九條　削除

第二百五十條　削除

第二百五十一條　削除

第二百五十二條　削除

第二百五十三條　削除

第二百五十四條　削除

第二百五十五條　削除

第二百五十六條　削除

第二百五十七條　削除

第二百五十八條　削除

第二百五十九條　削除

第二百六十條　削除

第二百六十一條　削除

第二百六十二條　削除

第二百六十三條　削除

第二百六十四條　削除

第二百六十五條　削除

第二百六十六條　削除

第二百六十七條　削除

第二百六十八條　削除

第二百六十九條　削除

第二百七十條　削除

第二百七十一條　削除

第二百七十二條　削除

第二百七十三條　削除

第二百七十四條　削除

第二百七十五條　削除

第二百七十六條　削除

第二百七十七條　削除

第二百七十八條　削除

第二百七十九條　削除

第二百八十條　削除

第二百八十一條　削除

第二百八十二條　削除

第二百八十三條　削除

第二百八十四條　削除

第二百八十五條　削除

第二百八十六條　削除

第二百八十七條　削除

第二百八十八條　削除

第二百八十九條　削除

第二百九十條　削除

第二百九十一條　削除

第二百九十二條　削除

第二百九十三條　削除

第二百九十四條　削除

第二百九十五條　削除

第二百九十六條　削除

第二百九十七條　削除

第二百九十八條　削除

第二百九十九條　削除

第三百條　削除

第三百一條　削除

第三百二條　削除

第三百三條　削除

第三百四條　削除

第三百五條　削除

第三百六條　削除

第三百七條　削除

第三百八條　削除

第三百九條　削除

第三百十條　削除

第三百十一條　削除

第三百十二條　削除

第三百十三條　削除

第三百十四條　削除

第三百十五條　削除

第三百十六條　削除

第三百十七條　削除

第三百十八條　削除

第三百十九條　削除

第三百二十條　削除

第三百二十一條　削除

第三百二十二條　削除

第三百二十三條　削除

第三百二十四條　削除

第三百二十五條　削除

第三百二十六條　削除

第三百二十七條　削除

第三百二十八條　削除

第三百二十九條　削除

第三百三十條　削除

第三百三十一條　削除

第三百三十二條　削除

第三百三十三條　削除

第三百三十四條　削除

第三百三十五條　削除

第三百三十六條　削除

第三百三十七條　削除

第三百三十八條　削除

第三百三十九條　削除

第三百四十條　削除

第三百四十一條　削除

第三百四十二條　削除

第三百四十三條　削除

第三百四十四條　削除

第三百四十五條　削除

第三百四十六條　削除

第三百四十七條　削除

第三百四十八條　削除

第三百四十九條　削除

第三百五十條　削除

第三百五十一條　削除

第三百五十二條　削除

第三百五十三條　削除

第三百五十四條　削除

第三百五十五條　削除

第三百五十六條　削除

第三百五十七條　削除

第三百五十八條　削除

第三百五十九條　削除

第三百六十條　削除

第三百六十一條　削除

第三百六十二條　削除

第三百六十三條　削除

第三百六十四條　削除

第三百六十五條　削除

第三百六十六條　削除

第三百六十七條　削除

第三百六十八條　削除

第三百六十九條　削除

第三百七十條　削除

第三百七十一條　削除

第三百七十二條　削除

第三百七十三條　削除

第三百七十四條　削除

第三百七十五條　削除

第三百七十六條　削除

第三百七十七條　削除

第三百七十八條　削除

第三百七十九條　削除

第三百八十條　削除

第三百八十一條　削除

第三百八十二條　削除

第三百八十三條　削除

第三百八十四條　削除

第三百八十五條　削除

第三百八十六條　削除

第三百八十七條　削除

第三百八十八條　削除

第三百八十九條　削除

第三百九十條　削除

第三百九十一條　削除

第三百九十二條　削除

第三百九十三條　削除

第三百九十四條　削除

第三百九十五條　削除

第三百九十六條　削除

第三百九十七條　削除

第三百九十八條　削除

第三百九十九條　削除

第四百條　削除

第四百一條　削除

第四百二條　削除

第四百三條　削除

第四百四條　削除

第四百五條　削除

第四百六條　削除

第四百七條　削除

第四百八條　削除

第四百九條　削除

第四百十條　削除

第四百十一條　削除

第四百十二條　削除

第四百十三條　削除

第四百十四條　削除

第四百十五條　削除

第四百十六條　削除

第四百十七條　削除

第四百十八條　削除

第四百十九條　削除

第四百二十條　削除

第四百二十一條　削除

第四百二十二條　削除

第四百二十三條　削除

第四百二十四條　削除

第四百二十五條　削除

第四百二十六條　削除

第四百二十七條　削除

第四百二十八條　削除

第四百二十九條　削除

第四百三十條　削除

第四百三十一條　削除

第四百三十二條　削除

第四百三十三條　削除

第四百三十四條　削除

第四百三十五條　削除

第四百三十六條　削除

第四百三十七條　削除

第四百三十八條　削除

第四百三十九條　削除

第四百四十條　削除

第四百四十一條　削除

第四百四十二條　削除

第四百四十三條　削除

第四百四十四條　削除

第四百四十五條　削除

第四百四十六條　削除

第四百四十七條　削除

第四百四十八條　削除

第四百四十九條　削除

第四百五十條　削除

第四百五十一條　削除

第四百五十二條　削除

第四百五十三條　削除

第四百五十四條　削除

第四百五十五條　削除

第四百五十六條　削除

第四百五十七條　削除

第四百五十八條　削除

第四百五十九條　削除

第四百六十條　削除

第四百六十一條　削除

第四百六十二條　削除

第四百六十三條　削除

第四百六十四條　削除

第四百六十五條　削除

第四百六十六條　削除

第四百六十七條　削除

第四百六十八條　削除

第四百六十九條　削除

第四百七十條　削除

第四百七十一條　削除

第四百七十二條　削除

第四百七十三條　削除

第四百七十四條　削除

第四百七十五條　削除

第四百七十六條　削除

第四百七十七條　削除

第四百七十八條　削除

第四百七十九條　削除

第四百八十條　削除

第四百八十一條　削除

第四百八十二條　削除

第四百八十三條　削除

第四百八十四條　削除

第四百八十五條　削除

第四百八十六條　削除

第四百八十七條　削除

第四百八十八條　削除

第四百八十九條　削除

第四百九十條　削除

第四百九十一條　削除

第四百九十二條　削除

第四百九十三條　削除

第四百九十四條　削除

第四百九十五條　削除

第四百九十六條　削除

第四百九十七條　削除

第四百九十八條　削除

第四百九十九條　削除

第五百條　削除

第五百一條　削除

第五百二條　削除

第五百三條　削除

第五百四條　削除

第五百五條　削除

第五百六條　削除

第五百七條　削除

第五百八條　削除

第五百九條　削除

第五百十條　削除

第五百十一條　削除

第五百十二條　削除

第五百十三條　削除

第五百十四條　削除

第五百十五條　削除

第五百十六條　削除

第五百十七條　削除

第五百十八條　削除

第五百十九條　削除

第五百二十條　削除

第五百二十一條　削除

第五百二十二條　削除

第五百二十三條　削除

第五百二十四條　削除

第五百二十五條　削除

第五百二十六條　削除

第五百二十七條　削除

第五百二十八條　削除

第五百二十九條　削除

第五百三十條　削除

第五百三十一條　削除

第五百三十二條　削除

第五百三十三條　削除

第五百三十四條　削除

第五百三十五條　削除

第五百三十六條　削除

第五百三十七條　削除

第五百三十八條　削除

第五百三十九條　削除

第五百四十條　削除

第五百四十一條　削除

第五百四十二條　削除

第五百四十三條　削除

第五百四十四條　削除

第五百四十五條　削除

第五百四十六條　削除

第五百四十七條　削除

第五百四十八條　削除

第五百四十九條　削除

第五百五十條　削除

第五百五十一條　削除

第五百五十二條　削除

第五百五十三條　削除

第五百五十四條　削除

第五百五十五條　削除

第五百五十六條　削除

第五百五十七條　削除

第五百五十八條　削除

第五百五十九條　削除

第五百六十條　削除

第五百六十一條　削除

第五百六十二條　削除

第五百六十三條　削除

第五百六十四條　削除

第五百六十五條　削除

第五百六十六條　削除

第五百六十七條　削除

第五百六十八條　削除

第五百六十九條　削除

第五百七十條　削除

第五百七十一條　削除

第五百七十二條　削除

第五百七十三條　削除

第五百七十四條　削除

第五百七十五條　削除

第五百七十六條　削除

第五百七十七條　削除

第五百七十八條　削除

第五百七十九條　削除

第五百八十條　削除

第五百八十一條　削除

第五百八十二條　削除

第五百八十三條　削除

第五百八十四條　削除

第五百八十五條　削除

第五百八十六條　削除

第五百八十七條　削除

第五百八十八條　削除

第五百八十九條　削除

第五百九十條　削除

第五百九十一條　削除

第五百九十二條　削除

第五百九十三條　削除

第五百九十四條　削除

第五百九十五條　削除

第五百九十六條　削除

第五百九十七條　削除

第五百九十八條　削除

第五百九十九條　削除

第六百條　削除

第六百一條　削除

第六百二條　削除

第六百三條　削除

第六百四條　削除

第六百五條　削除

第六百六條　削除

第六百七條　削除

第六百八條　削除

第六百九條　削除

第六百十條　削除

第六百十一條　削除

第六百十二條　削除

第六百十三條　削除

第六百十四條　削除

第六百十五條　削除

第六百十六條　削除

第六百十七條　削除

第六百十八條　削除

第六百十九條　削除

第六百二十條　削除

第六百二十一條　削除

第六百二十二條　削除

第六百二十三條　削除

第六百二十四條　削除

第六百二十五條　削除

第六百二十六條　削除

第六百二十七條　削除

第六百二十八條　削除

第六百二十九條　削除

第六百三十條　削除

第六百三十一條　削除

第六百三十二條　削除

第六百三十三條　削除

第六百三十四條　削除

第六百三十五條　削除

第六百三十六條　削除

第六百三十七條　削除

第六百三十八條　削除

第六百三十九條　削除

第六百四十條　削除

第六百四十一條　削除

第六百四十二條　削除

第六百四十三條　削除

第六百四十四條　削除

第六百四十五條　削除

第六百四十六條　削除

第六百四十七條　削除

第六百四十八條　削除

第六百四十九條　削除

第六百五十條　削除

第六百五十一條　削除

第六百五十二條　削除

第六百五十三條　削除

第六百五十四條　削除

第六百五十五條　削除

第六百五十六條　削除

第六百五十七條　削除

第六百五十八條　削除

第六百五十九條　削除

第六百六十條　削除

第六百六十一條　削除

第六百六十二條　削除

第六百六十三條　削除

第六百六十四條　削除

第六百六十五條　削除

第六百六十六條　削除

第六百六十七條　削除

第六百六十八條　削除

第六百六十九條　削除

第六百七十條　削除

第六百七十一條　削除

第六百七十二條　削除

第六百七十三條　削除

第六百七十四條　削除

第六百七十五條　削除

第六百七十六條　削除

第六百七十七條　削除

第六百七十八條　削除

第六百七十九條　削除

第六百八十條　削除

第六百八十一條　削除

第六百八十二條　削除

第六百八十三條　削除

第六百八十四條　削除

第六百八十五條　削除

第六百八十六條　削除

第六百八十七條　削除

第六百八十八條　削除

第六百八十九條　削除

第六百九十條　削除

第六百九十一條　削除

第六百九十二條　削除

第六百九十三條　削除

第六百九十四條　削除

第六百九十五條　削除

第六百九十六條　削除

第六百九十七條　削除

第六百九十八條　削除

第六百九十九條　削除

第七百條　削除

第七百一條　削除

第七百二條　削除

第七百三條　削除

第七百四條　削除

第七百五條　削除

第七百六條　削除

第七百七條　削除

第七百八條　削除

第七百九條　削除

第七百十條　削除

第七百十一條　削除

第七百十二條　削除

第七百十三條　削除

第七百十四條　削除

第七百十五條　削除

第七百十六條　削除

第七百十七條　削除

第七百十八條　削除

第七百十九條　削除

第七百二十條　削除

第七百二十一條　削除

第七百二十二條　削除

第七百二十三條　削除

第七百二十四條　削除

第七百二十五條　削除

第七百二十六條　削除

第七百二十七條　削除

第七百二十八條　削除

第七百二十九條　削除

第七百三十條　削除

第七百三十一條　削除

第七百三十二條　削除

第七百三十三條　削除

第七百三十四條　削除

第七百三十五條　削除

第七百三十六條　削除

第七百三十七條　削除

第七百三十八條　削除

第七百三十九條　削除

第七百四十條　削除

第七百四十一條　削除

第七百四十二條　削除

第七百四十三條　削除

第七百四十四條　削除

第七百四十五條　削除

第七百四十六條　削除

第七百四十七條　削除

第七百四十八條　削除

第七百四十九條　削除

第七百五十條　削除

第七百五十一條　削除

第七百五十二條　削除

第七百五十三條　削除

第七百五十四條　削除

第七百五十五條　削除

第七百五十六條　削除

第七百五十七條　削除

第七百五十八條　削除

第七百五十九條　削除

第七百六十條　削除

第七百六十一條　削除

第七百六十二條　削除

第七百六十三條　削除

第七百六十四條　削除

第七百六十五條　削除

第七百六十六條　削除

第七百六十七條　削除

第七百六十八條　削除

第七百六十九條　削除

第七百七十條　削除

第七百七十一條　削除

第七百七十二條　削除

第七百七十三條　削除

第七百七十四條　削除

第七百七十五條　削除

第七百七十六條　削除

第七百七十七條　削除

第七百七十八條　削除

第七百七十九條　削除

第七百八十條　削除

第七百八十一條　削除

第七百八十二條　削除

第七百八十三條　削除

第七百八十四條　削除

第七百八十五條　削除

第七百八十六條　削除

第七百八十七條　削除

第七百八十八條　削除

第七百八十九條　削除

第七百九十條　削除

第七百九十一條　削除

第七百九十二條　削除

第七百九十三條　削除

第七百九十四條　削除

第七百九十五條　削除

第七百九十六條　削除

第七百九十七條　削除

第七百九十八條　削除

第七百九十九條　削除

第八百條　削除

第八百一條　削除

第八百二條　削除

第八百三條　削除

第八百四條　削除

第八百五條　削除

第八百六條　削除

第八百七條　削除

第八百八條　削除

第八百九條　削除

第八百十條　削除

第八百十一條　削除

第八百十二條　削除

第八百十三條　削除

第八百十四條　削除

第八百十五條　削除

第八百十六條　削除

第八百十七條　削除

第八百十八條　削除

第八百十九條　削除

第八百二十條　削除

第八百二十一條　削除

第八百二十二條　削除

第八百二十三條　削除

第八百二十四條　削除

第八百二十五條　削除

第八百二十六條　削除

第八百二十七條　削除

第八百二十八條　削除

第八百二十九條　削除

第八百三十條　削除

第八百三十一條　削除

第八百三十二條　削除

第八百三十三條　削除

第八百三十四條　削除

第八百三十五條　削除

第八百三十六條　削除

第八百三十七條　削除

第八百三十八條　削除

第八百三十九條　削除

第八百四十條　削除

第八百四十一條　削除

第八百四十二條　削除

第八百四十三條　削除

第八百四十四條　削除

第八百四十五條　削除

第八百四十六條　削除

第八百四十七條　削除

第八百四十八條　削除

第八百四十九條　削除

第八百五十條　削除

第八百五十一條　削除

第八百五十二條　削除

第八百五十三條　削除

第八百五十四條　削除

第八百五十五條　削除

第八百五十六條　削除

第八百五十七條　削除

第八百五十八條　削除

第八百五十九條　削除

第八百六十條　削除

第八百六十一條　削除

第八百六十二條　削除

第八百六十三條　削除

第八百六十四條　削除

第八百六十五條　削除

第八百六十六條　削除

第八百六十七條　削除

第八百六十八條　削除

第八百六十九條　削除

第八百七十條　削除

第八百七十一條　削除

第八百七十二條　削除

第八百七十三條　削除

第八百七十四條　削除

第八百七十五條　削除

第八百七十六條　削除

第八百七十七條　削除

第八百七十八條　削除

第八百七十九條　削除

第八百八十條　削除

第八百八十一條　削除

第八百八十二條　削除

第八百八十三條　削除

第八百八十四條　削除

第八百八十五條　削除

第八百八十六條　削除

第八百八十七條　削除

第八百八十八條　削除

第八百八十九條　削除

第八百九十條　削除

第八百九十一條　削除

第八百九十二條　削除

第八百九十三條　削除

第八百九十四條　削除

第八百九十五條　削除

第八百九十六條　削除

第八百九十七條　削除

第八百九十八條　削除

第八百九十九條　削除

第九百條　削除

第九百一條　削除

第九百二條　削除

第九百三條　削除

第九百四條　削除

第九百五條　削除

第九百六條　削除

第九百七條　削除

第九百八條　削除

第九百九條　削除

第九百十條　削除

第九百十一條　削除

第九百十二條　削除

第九百十三條　削除

第九百十四條　削除

第九百十五條　削除

第九百十六條　削除

第九百十七條　削除

第九百十八條　削除

第九百十九條　削除

第九百二十條　削除

第九百二十一條　削除

第九百二十二條　削除

第九百二十三條　削除

第九百二十四條　削除

第九百二十五條　削除

第九百二十六條　削除

第九百二十七條　削除

第九百二十八條　削除

第九百二十九條　削除

第九百三十條　削除

第九百三十一條　削除

第九百三十二條　削除

第九百三十三條　削除

第九百三十四條　削除

第九百三十五條　削除

第九百三十六條　削除

第九百三十七條　削除

第九百三十八條　削除

第九百三十九條　削除

第九百四十條　削除

第九百四十一條　削除

第九百四十二條　削除

第九百四十三條　削除

第九百四十四條　削除

第九百四十五條　削除

第九百四十六條　削除

第九百四十七條　削除

第九百四十八條　削除

第九百四十九條　削除

第九百五十條　削除

第九百五十一條　削除

第九百五十二條　削除

第九百五十三條　削除

第九百五十四條　削除

第九百五十五條　削除

第九百五十六條　削除

第九百五十七條　削除

第九百五十八條　削除

第九百五十九條　削除

第九百六十條　削除

第九百六十一條　削除

第九百六十二條　削除

第九百六十三條　削除

第九百六十四條　削除

第九百六十五條　削除

第九百六十六條　削除

第九百六十七條　削除

第九百六十八條　削除

第九百六十九條　削除

第九百七十條　削除

第九百七十一條　削除

第九百七十二條　削除

第九百七十三條　削除

第九百七十四條　削除

第九百七十五條　削除

第九百七十六條　削除

第九百七十七條　削除

第九百七十八條　削除

第九百七十九條　削除

第九百八十條　削除

第九百八十一條　削除

第九百八十二條　削除

第九百八十三條　削除

第九百八十四條　削除

第九百八十五條　削除

第九百八十六條　削除

第九百八十七條　削除

第九百八十八條　削除

第九百八十九條　削除

第九百九十條　削除

第九百九十一條　削除

第九百九十二條　削除

第九百九十三條　削除

第九百九十四條　削除

第九百九十五條　削除

第九百九十六條　削除

第九百九十七條　削除

第九百九十八條　削除

第九百九十九條　削除

第千條　削除

第千一條　削除

第千二條　削除

第千三條　削除

第千四條　削除

第千五條　削除

第千六條　削除

第千七條　削除

第千八條　削除

第千九條　削除

第千十條　削除

第千十一條　削除

第千十二條　削除

第千十三條　削除

第千十四條　削除

第千十五條　削除

第千十六條　削除

第千十七條　削除

第千十八條　削除

第千十九條　削除

第千二十條　削除

第千二十一條　削除

第千二十二條　削除

第千二十三條　削除

第千二十四條　削除

第千二十五條　削除

第千二十六條　削除

第千二十七條　削除

第千二十八條　削除

第千二十九條　削除

第千三十條　削除

第千三十一條　削除

第千三十二條　削除

第千三十三條　削除

第千三十四條　削除

第千三十五條　削除

第千三十六條　削除

第千三十七條　削除

第千三十八條　削除

第千三十九條　削除

第千四十條　削除

第千四十一條　削除

第千四十二條　削除

第千四十三條　削除

第千四十四條　削除

第千四十五條　削除

第千四十六條　削除

第千四十七條　削除

第千四十八條　削除

第千四十九條　削除

第千五十條　削除

第千五十一條　削除

第千五十二條　削除

第千五十三條　削除

第千五十四條　削除

第千五十五條　削除

第千五十六條　削除

第千五十七條　削除

第千五十八條　削除

第千五十九條　削除

第千六十條　削除

第千六十一條　削除

第千六十二條　削除

第千六十三條　削除

第千六十四條　削除

第千六十五條　削除

第千六十六條　削除

第千六十七條　削除

第千六十八條　削除

第千六十九條　削除

第千七十條　削除

第千七十一條　削除

第千七十二條　削除

第千七十三條　削除

第千七十四條　削除

第千七十五條　削除

第千七十六條　削除

第千七十七條　削除

第千七十八條　削除

第千七十九條　削除

第千八十條　削除

第千八十一條　削除

第千八十二條　削除

第千八十三條　削除

第千八十四條　削除

第千八十五條　削除

第千八十六條　削除

第千八十七條　削除

第千八十八條　削除

第千八十九條　削除

第千九十條　削除

第千九十一條　削除

第千九十二條　削除

第千九十三條　削除

第千九十四條　削除

第千九十五條　削除

第千九十六條　削除

第千九十七條　削除

第千九十八條　削除

第千九十九條　削除

第千百條　削除

第千百一條　削除

第千百二條　削除

第千百三條　削除

第千百四條　削除

第千百五條　削除

第千百六條　削除

第千百七條　削除

第千百八條　削除

第千百九條　削除

第千百十條　削除

第千百十一條　削除

第千百十二條　削除

第千百十三條　削除

第千百十四條　削除

第千百十五條　削除

第千百十六條　削除

第千百十七條　削除

第千百十八條　削除

第千百十九條　削除

第千百二十條　削除

第千百二十一條　削除

第千百二十二條　削除

第千百二十三條　削除

第千百二十四條　削除

第千百二十五條　削除

第千百二十六條　削除

第千百二十七條　削除

第千百二十八條　削除

第千百二十九條　削除

第千百三十條　削除

第千百三十一條　削除

第千百三十二條　削除

第千百三十三條　削除

第千百三十四條　削除

第千百三十五條　削除

第千百三十六條　削除

第千百三十七條　削除

第千百三十八條　削除

第千百三十九條　削除

第千百四十條　削除

第千百四十一條　削除

第千百四十二條　削除

第千百四十三條　削除

第千百四十四條　削除

第千百四十五條　削除

第千百四十六條　削除

第千百四十七條　削除

第千百四十八條　削除

第千百四十九條　削除

第千百五十條　削除

第千百五十一條　削除

第千百五十二條　削除

第千百五十三條　削除

第千百五十四條　削除

第千百五十五條　削除

第千百五十六條　削除

第千百五十七條　削除

第千百五十八條　削除

第千百五十九條　削除

第千百六十條　削除

第千百六十一條　削除

第千百六十二條　削除

第千百六十三條　削除

第千百六十四條　削除

第千百六十五條　削除

第千百六十六條　削除

第千百六十七條　削除

第千百六十八條　削除

第千百六十九條　削除

第千百七十條　削除

第千百七十一條　削除

第千百七十二條　削除

第千百七十三條　削除

第千百七十四條　削除

第千百七十五條　削除

第千百七十六條　削除

第千百七十七條　削除

第千百七十八條　削除

第千百七十九條　削除

第千百八十條　削除

第千百八十一條　削除

第千百八十二條　削除

第千百八十三條　削除

第千百八十四條　削除

第千百八十五條　削除

第千百八十六條　削除

第千百八十七條　削除

第千百八十八條　削除

第千百八十九條　削除

第千百九十條　削除

第千百九十一條　削除

第千百九十二條　削除

第千百九十三條　削除

第千百九十四條　削除

第千百九十五條　削除

第千百九十六條　削除

第千百九十七條　削除

第千百九十八條　削除

第千百九十九條　削除

第千二百條　削除

第千二百一條　削除

第千二百二條　削除

第千二百三條　削除

第千二百四條　削除

第千二百五條　削除

第千二百六條　削除

第千二百七條　削除

第千二百八條　削除

第千二百九條　削除

第千二百十條　削除

第千二百十一條　削除

第千二百十二條　削除

第千二百十三條　削除

第千二百十四條　削除

第千二百十五條　削除

第千二百十六條　削除

第千二百十七條　削除

第千二百十八條　削除

第千二百十九條　削除

第千二百二十條　削除

第千二百二十一條　削除

第千二百二十二條　削除

第千二百二十三條　削除

第千二百二十四條　削除

第千二百二十五條　削除

第千二百二十六條　削除

第千二百二十七條　削除

第千二百二十八條　削除

第千二百二十九條　削除

第千二百三十條　削除

第千二百三十一條　削除

第千二百三十二條　削除

第千二百三十三條　削除

第千二百三十四條　削除

第千二百三十五條　削除

第千二百三十六條　削除

第千二百三十七條　削除

第千二百三十八條　削除

第千二百三十九條　削除

第千二百四十條　削除

第千二百四十一條　削除

第千二百四十二條　削除

第千二百四十三條　削除

第千二百四十四條　削除

第千二百四十五條　削除

第千二百四十六條　削除

第千二百四十七條　削除

第千二百四十八條　削除

第千二百四十九條　削除

第千二百五十條　削除

第千二百五十一條　削除

第千二百五十二條　削除

第千二百五十三條　削除

第千二百五十四條　削除

第千二百五十五條　削除

第千二百五十六條　削除

第千二百五十七條　削除

第千二百五十八條　削除

第千二百五十九條　削除

第千二百六十條　削除

第千二百六十一條　削除

第千二百六十二條　削除

第千二百六十三條　削除

第千二百六十四條　削除

第千二百六十五條　削除

第千二百六十六條　削除

第千二百六十七條　削除

第千二百六十八條　削除

第千二百六十九條　削除

第千二百七十條　削除

第千二百七十一條　削除

第千二百七十二條　削除

第千二百七十三條　削除

第千二百七十四條　削除

第千二百七十五條　削除

第千二百七十六條　削除

第千二百七十七條　削除

第千二百七十八條　削除

第千二百七十九條　削除

第千二百八十條　削除

第千二百八十一條　削除

第千二百八十二條　削除

第千二百八十三條　削除

第千二百八十四條　削除

第千二百八十五條　削除

第千二百八十六條　削除

第千二百八十七條　削除

第千二百八十八條　削除

第千二百八十九條　削除

第千二百九十條　削除

第千二百九十一條　削除

第千二百九十二條　削除

第千二百九十三條　削除

第千二百九十四條　削除

第千二百九十五條　削除

第千二百九十六條　削除

第千二百九十七條　削除

第千二百九十八條　削除

第千二百九十九條　削除

第千三百條　削除

第千三百一條　削除

第千三百二條　削除

第千三百三條　削除

第千三百四條　削除

第千三百五條　削除

第千三百六條　削除

第千三百七條　削除

第千三百八條　削除

第千三百九條　削除

第千三百十條　削除

第千三百十一條　削除

第千三百十二條　削除

第千三百十三條　削除

第千三百十四條　削除

第千三百十五條　削除

第千三百十六條　削除

第千三百十七條　削除

第千三百十八條　削除

第千三百十九條　削除

第千三百二十條　削除

第千三百二十一條　削除

第千三百二十二條　削除

第千三百二十三條　削除

第千三百二十四條　削除

第千三百二十五條　削除

第千三百二十六條　削除

第千三百二十七條　削除

第千三百二十八條　削除

第千三百二十九條　削除

第千三百三十條　削除

第千三百三十一條　削除

第千三百三十二條　削除

第千三百三十三條　削除

第千三百三十四條　削除

第千三百三十五條　削除

第千三百三十六條　削除

第千三百三十七條　削除

第千三百三十八條　削除

第千三百三十九條　削除

第千三百四十條　削除

第千三百四十一條　削除

第千三百四十二條　削除

第千三百四十三條　削除

第千三百四十四條　削除

第千三百四十五條　削除

第千三百四十六條　削除

第千三百四十七條　削除

第千三百四十八條　削除

第千三百四十九條　削除

第千三百五十條　削除

第千三百五十一條　削除

第千三百五十二條　削除

第千三百五十三條　削除

第千三百五十四條　削除

第千三百五十五條　削除

第千三百五十六條　削除

第千三百五十七條　削除

第千三百五十八條　削除

第千三百五十九條　削除

第千三百六十條　削除

第千三百六十一條　削除

第千三百六十二條　削除

第千三百六十三條　削除

第千三百六十四條　削除

第千三百六十五條　削除

第千三百六十六條　削除

第千三百六十七條　削除

第千三百六十八條　削除

第千三百六十九條　削除

第千三百七十條　削除

第千三百七十一條　削除

第千三百七十二條　削除

第千三百七十三條　削除

第千三百七十四條　削除

第千三百七十五條　削除

第千三百七十六條　削除

第千三百七十七條　削除

第千三百七十八條　削除

第千三百七十九條　削除

第千三百八十條　削除

第千三百八十一條　削除

第千三百八十二條　削除

第千三百八十三條　削除

第千三百八十四條　削除

第千三百八十五條　削除

第千三百八十六條　削除

第千三百八十七條　削除

第千三百八十八條　削除

第千三百八十九條　削除

第千三百九十條　削除

第千三百九十一條　削除

第千三百九十二條　削除

第千三百九十三條　削除

第千三百九十四條　削除

第千三百九十五條　削除

第千三百九十六條　削除

第千三百九十七條　削除

第千三百九十八條　削除

第千三百九十九條　削除

第千四百條　削除

第千四百一條　削除

第千四百二條　削除

第千四百三條　削除

第千四百四條　削除

第千四百五條　削除

第千四百六條　削除

第千四百七條　削除

第千四百八條　削除

第千四百九條　削除

第千四百十條　削除

第千四百十一條　削除

第千四百十二條　削除

第千四百十三條　削除

第千四百十四條　削除

第千四百十五條　削除

第千四百十六條　削除

第千四百十七條　削除

第千四百十八條　削除

第千四百十九條　削除

第千四百二十條　削除

第千四百二十一條　削除

第千四百二十二條　削除

第千四百二十三條　削除

第千四百二十四條　削除

第千四百二十五條　削除

第千四百二十六條　削除

第千四百二十七條　削除

第千四百二十八條　削除

第千四百二十九條　削除

第千四百三十條　削除

第千四百三十一條　削除

第千四百三十二條　削除

第千四百三十三條　削除

第千四百三十四條　削除

第千四百三十五條　削除

第千四百三十六條　削除

第千四百三十七條　削除

第千四百三十八條　削除

第千四百三十九條　削除

第千四百四十條　削除

第千四百四十一條　削除

第千四百四十二條　削除

第千四百四十三條　削除

第千四百四十四條　削除

第千四百四十五條　削除

第千四百四十六條　削除

第千四百四十七條　削除

第千四百四十八條　削除

第千四百四十九條　削除

第千四百五十條　削除

第千四百五十一條　削除

第千四百五十二條　削除

第千四百五十三條　削除

第千四百五十四條　削除

第千四百五十五條　削除

第千四百五十六條　削除

第千四百五十七條　削除

第千四百五十八條　削除

第千四百五十九條　削除

第千四百六十條　削除

第千四百六十一條　削除

第千四百六十二條　削除

第千四百六十三條　削除

第千四百六十四條　削除

第千四百六十五條　削除

第千四百六十六條　削除

第千四百六十七條　削除

第千四百六十八條　削除

第千四百六十九條　削除

第千四百七十條　削除

第千四百七十一條　削除

第千四百七十二條　削除

第千四百七十三條　削除

第千四百七十四條　削除

第千四百七十五條　削除

第千四百七十六條　削除

第千四百七十七條　削除

第千四百七十八條　削除

第千四百七十九條　削除

第千四百八十條　削除

第千四百八十一條　削除

第千四百八十二條　削除

第千四百八十三條　削除

第千四百八十四條　削除

第千四百八十五條　削除

第千四百八十六條　削除

第千四百八十七條　削除

第千四百八十八條　削除

第千四百八十九條　削除

第千四百九十條　削除

第千四百九十一條　削除

第千四百九十二條　削除

第千四百九十三條　削除

第千四百九十四條　削除

第千四百九十五條　削除

第千四百九十六條　削除

第千四百九十七條　削除

第千四百九十八條　削除

第千四百九十九條　削除

第千五百條　削除

第千五百一條　削除

第千五百二條　削除

第千五百三條　削除

第千五百四條　削除

第千五百五條　削除

第千五百六條　削除

第千五百七條　削除

第千五百八條　削除

第千五百九條　削除

第千五百十條　削除

第千五百十一條　削除

第千五百十二條　削除

第千五百十三條　削除

第千五百十四條　削除

第千五百十五條　削除

第千五百十六條　削除

第千五百十七條　削除

第千五百十八條　削除

第千五百十九條　削除

第千五百二十條　削除

第千五百二十一條　削除

第千五百二十二條　削除

第千五百二十三條　削除

第千五百二十四條　削除

第千五百二十五條　削除

第千五百二十六條　削除

第千五百二十七條　削除

第千五百二十八條　削除

第千五百二十九條　削除

第千五百三十條　削除

第千五百三十一條　削除

第千五百三十二條　削除

第千五百三十三條　削除

第千五百三十四條　削除

第千五百三十五條　削除

第千五百三十六條　削除

第千五百三十七條　削除

第千五百三十八條　削除

第千五百三十九條　削除

第千五百四十條　削除

第千五百四十一條　削除

第千五百四十二條　削除

第千五百四十三條　削除

第千五百四十四條　削除

第千五百四十五條　削除

第千五百四十六條　削除

第千五百四十七條　削除

第五十條　第一種郵便物又は第二種郵便物の表面には、左の事項を記載しなければならない。

一　受取人の氏名又は名称及び住所又は居所

二　差出人の氏名又は名称及び住所又は居所

第五十一條　第一種郵便物又は第二種郵便物の表面には、前條に掲げる事項のほか、次の事項を記載することができる。

一　受取人又は差出人の職業又は肩書

二　受取人又は差出人の番号、記号その他の符号

三　受取人又は差出人の電信符号

四　受取人又は差出人の電話番号

五　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分

六　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号

七　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味

八　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字

九　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字の意味

十　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字の意味を表す文字

十一　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字の意味を表す文字の意味

十二　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字

十三　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味

十四　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字

十五　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味

十六　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字

十七　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味

十八　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字

十九　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味

二十　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字

二十一　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味

二十二　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字

二十三　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味

二十四　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字

二十五　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味

二十六　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字

二十七　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字

二十八　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字

二十九　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字

三十　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字

三十一　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字

三十二　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字

三十三　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字

三十四　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字

三十五　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字の意味を表す文字

三十六　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字

三十七　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字

三十八　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字

三十九　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字

四十　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字

四十一　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字

四十二　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字

四十三　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字

四十四　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字

四十五　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字

四十六　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字

四十七　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字

四十八　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字

四十九　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字

五十　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字

五十一　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字

五十二　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字

五十三　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字

五十四　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字

五十五　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字

五十六　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字

五十七　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字

五十八　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字

五十九　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字

六十　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字

六十一　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字

六十二　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字

六十三　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字

六十四　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字

六十五　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字

六十六　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字

六十七　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字

六十八　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字

六十九　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字

七十　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字

七十一　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字

七十二　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字

七十三　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字

七十四　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字

七十五　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字

七十六　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字

七十七　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字

七十八　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字

七十九　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字

八十　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字

八十一　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字

八十二　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字

八十三　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字

八十四　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字

八十五　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字

八十六　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字

八十七　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字

八十八　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字

八十九　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字

九十　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字

九十一　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字

九十二　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字

九十三　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字

九十四　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字

九十五　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字

九十六　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字

九十七　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字

九十八　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部分を表す符号の意味を表す文字

九十九　受取人又は差出人の住所又は居所の一部を省略した場合における省略した部

同年齢百分率	数	同年齢百分比ノ十倍ヲ乗ジタル数ヲ以テ表ス
〇	〇・九九一一	一〇〇〇〇
一	〇・九九四六	〇・九九五五
二	〇・九九六一	〇・九九七〇
三	〇・九九七七	〇・九九八六
四	〇・九九八三	〇・九九八二
五	〇・九九九一九	〇・九九九二八
六	〇・九九九〇六	〇・九九九五五
七	〇・九九九四四	〇・九九九〇三
八	〇・九九九七二	〇・九九九九一
九	〇・九九八七〇	〇・九九八七九
一〇	〇・九九八五八	〇・九九八六七
一一	〇・九九八四六	〇・九九八五五
一二	〇・九九八三五	〇・九九八四四
一三	〇・九九八二四	〇・九九八三三
一四	〇・九九八一二	〇・九九八二二
一五	〇・九九八〇一	〇・九九八一一
一六	〇・九九七九一	〇・九九八〇一
一七	〇・九九七八一	〇・九九七九一
一八	〇・九九七七一	〇・九九七八一
一九	〇・九九七六一	〇・九九七七一
二〇	〇・九九七五一	〇・九九七六一
二一	〇・九九七四一	〇・九九七五一
二二	〇・九九七三一	〇・九九七四一
二三	〇・九九七二一	〇・九九七三一
二四	〇・九九七一一	〇・九九七二一
二五	〇・九九七〇一	〇・九九七一一

同年齢百分率	数	同年齢百分比ノ十倍ヲ乗ジタル数ヲ以テ表ス
二六	〇・九九六九一	〇・九九七〇〇
二七	〇・九九六八〇	〇・九九六八九
二八	〇・九九六六九	〇・九九六七八
二九	〇・九九六五八	〇・九九六六七
三〇	〇・九九六四七	〇・九九六五六
三一	〇・九九六三五	〇・九九六四四
三二	〇・九九六二三	〇・九九六三二
三三	〇・九九六一一	〇・九九六二〇
三四	〇・九九五九九	〇・九九六〇八
三五	〇・九九五八六	〇・九九五九七
三六	〇・九九五七三	〇・九九五八一
三七	〇・九九五五九	〇・九九五六八
三八	〇・九九五四五	〇・九九五五四
三九	〇・九九五三〇	〇・九九五三九
四〇	〇・九九五一四	〇・九九五二三
四一	〇・九九四九八	〇・九九五〇七
四二	〇・九九四八二	〇・九九四九一

同年齢百分率	数	同年齢百分比ノ十倍ヲ乗ジタル数ヲ以テ表ス
四三	〇・九九四六五	〇・九九四七四
四四	〇・九九四四九	〇・九九四五七
四五	〇・九九四三二	〇・九九四四〇
四六	〇・九九四一四	〇・九九四二二
四七	〇・九九三九六	〇・九九四〇四
四八	〇・九九三七八	〇・九九三八六
四九	〇・九九三五九	〇・九九三六七
五〇	〇・九九三四〇	〇・九九三四八
五一	〇・九九三一一	〇・九九三二九
五二	〇・九九二〇一	〇・九九三〇九
五三	〇・九九二八一	〇・九九二九〇
五四	〇・九九二六一	〇・九九二七〇
五五	〇・九九二四〇	〇・九九二四八
五六	〇・九九二一九	〇・九九二二七
五七	〇・九九一九八	〇・九九二〇六
五八	〇・九九一七七	〇・九九一八五
五九	〇・九九一五五	〇・九九一六四

三四	○、八二三五	九三
三五	○、八二七七	九二
三六	○、八三一九	九一
三七	○、八三四六	九〇
三八	○、八三七九	八九
三九	○、八四一一	八八
四〇	○、八四四四	八七
四一	○、八四七七	八六
四二	○、八五一一	八五
四三	○、八五四四	八四
四四	○、八五七七	八三
四五	○、八六一一	八二
四六	○、八六四四	八一
四七	○、八六七七	八〇
四八	○、八七一一	七九
四九	○、八七四四	七八
五〇	○、八七七七	七七
五一	○、八八一一	七六
五二	○、八八四四	七五
五三	○、八八七七	七四
五四	○、八九一一	七三
五五	○、八九四四	七二
五六	○、八九七七	七一
五七	○、九〇一一	七〇
五八	○、九〇四四	六九
五九	○、九〇七七	六八
六〇	○、九一一三	六七

三四	○、八二四二	九三
三五	○、八二七五	九二
三六	○、八三一八	九一
三七	○、八三四一	九〇
三八	○、八三六四	八九
三九	○、八三九七	八八
四〇	○、八四二九	八七
四一	○、八四五二	八六
四二	○、八四七五	八五
四三	○、八五〇八	八四
四四	○、八五三一	八三
四五	○、八五五四	八二
四六	○、八五七七	八一
四七	○、八六〇九	八〇
四八	○、八六三二	七九
四九	○、八六五五	七八
五〇	○、八六七八	七七
五一	○、八七〇一	七六
五二	○、八七三四	七五
五三	○、八七五七	七四
五四	○、八七八〇	七三
五五	○、八八〇三	七二
五六	○、八八二六	七一
五七	○、八八五九	七〇
五八	○、八八八二	六九
五九	○、八九〇五	六八
六〇	○、八九二八	六七

六一	○、九一三三	○、八七五三
六二	○、九一六六	○、八七八六
六三	○、九一九九	○、八八一九
六四	○、九二三二	○、八八四二
六五	○、九二六五	○、八八七五
六六	○、九二九八	○、八九〇八
六七	○、九三二一	○、八九三一
六八	○、九三五四	○、八九六四
六九	○、九三八七	○、八九九七
七〇	○、九四一九	○、九〇二九
七一	○、九四五二	○、九〇六二
七二	○、九四八五	○、九〇九五
七三	○、九五一八	○、九一二八
七四	○、九五四一	○、九一六一
七五	○、九五七四	○、九一九四
七六	○、九六〇七	○、九二二七

七七	○、八七一八	○、八七四六
七八	○、八七六一	○、八七九九
七九	○、八七六四	○、八七七二
八〇	○、八七九六	○、八八〇四
八一	○、八八〇九	○、八八三七
八二	○、八八三二	○、八八六九
八三	○、八八五五	○、八八九二
八四	○、八八八二	○、八九一四
八五	○、八九一四	○、八九四七
八六	○、八九四七	○、八九七四
八七	○、八九七四	○、九〇〇七
八八	○、九〇〇七	○、九〇三七
八九	○、九〇三七	○、九〇六四
九〇	○、九〇六四	○、九〇九七
九一	○、九〇九七	○、九一二四
九二	○、九一二四	○、九一五七
九三	○、九一五七	○、九一八四

九四	○、九一八八	○、九二一〇
九五	○、九二一一	○、九二四八
九六	○、九二四四	○、九二七六
九七	○、九二七七	○、九三〇三

九八	○、九三〇三	○、九三三六
九九	○、九三三九	○、九三六九
一〇〇	○、九三六〇	○、九三九六
一	一	一

第二表　面積換算表（此ノ表ハ面積ヲ表ス甲ノ數ヲ乙ノ數ニ換算シ又ハ乙ノ數ヲ甲ノ數ニ換算スルニ用ユ）

面積百分率	甲	乙 = 面積ヲ表ス甲ノ數ニ此十七個ノ數ヲ乘ズル
〇	○、九九八七	一、〇〇〇〇
一	○、九九四二	一、〇〇一三
二	○、九八九七	一、〇〇二七
三	○、九八五二	一、〇〇四一
四	○、九八〇七	一、〇〇五五
五	○、九七六二	一、〇〇六九
六	○、九七一七	一、〇〇八三
七	○、九六七二	一、〇〇九七
八	○、九六二七	一、〇一一一
九	○、九五八二	一、〇一二五
一〇	○、九五三七	一、〇一三九

面積百分率	甲	乙 = 面積ヲ表ス甲ノ數ニ此十七個ノ數ヲ乘ズル
一一	○、九四九二	一、〇一五三
一二	○、九四四七	一、〇一六七
一三	○、九四〇二	一、〇一八一
一四	○、九三五七	一、〇一九五
一五	○、九三一二	一、〇二〇九
一六	○、九二六七	一、〇二二三
一七	○、九二二二	一、〇二三七
一八	○、九一七七	一、〇二五一
一九	○、九一三二	一、〇二六五
二〇	○、九〇八七	一、〇二七九
二一	○、九〇四二	一、〇二九三

〔山形縣〕

三九	一、一七三	一、一七三
四〇	一、一七四	一、一七九
四一	一、一六六	一、一八四
四二	一、一七六	一、一八九
四三	一、一九三〇	一、一九四六
四四	一、一九六三	一、一九九六
四五	一、二〇三六	一、二〇五一
四六	一、二〇八九	一、二一〇〇
四七	一、二一一四	一、二一五五
四八	一、二一一九	一、二一六五
四九	一、二一四五	一、二一六八
五〇	一、二一三〇七	一、二一三三
五一	一、二一三六	一、二一三七
五二	一、二一四一七	一、二一四四
五三	一、二一四七三	一、二一四九〇
五四	一、二一五〇	一、二一五四六
五五	一、二一五八	一、二一六三

五六	一、二一六四四	一、二一六九〇
五七	一、二一〇七	一、二一八一八
五八	一、二一七五九	一、二一七六六
五九	一、二一八一八	一、二一八三四
六〇	一、二一八七六	一、二一八九三
六一	一、二一九三六	一、二一九五二
六二	一、二一九九五	一、二二〇一一
六三	一、二二〇五五	一、二二〇七二
六四	一、二二一一五	一、二二一三二
六五	一、二二一七六	一、二二一九三
六六	一、二二二三七	一、二二二五四
六七	一、二二二九八	一、二二三一五
六八	一、二二三六〇	一、二二三七七
六九	一、二二四二一	一、二二四三九
七〇	一、二二四八四	一、二二五〇二
七一	一、二二五四七	一、二二五六五
七二	一、二二六一一	一、二二六二八

〔山形縣〕

七三	一、二二六七四	一、二二六九一
七四	一、二二七三八	一、二二七五六
七五	一、二二八〇三	一、二二八一九
七六	一、二二八六八	一、二二八八四
七七	一、二二九三三	一、二二九五一
七八	一、二二九九八	一、二三〇一七
七九	一、二三〇六四	一、二三〇八三
八〇	一、二三一三一	一、二三一四九
八一	一、二三一九七	一、二三二一六
八二	一、二三二六五	一、二三二八三
八三	一、二三三三二	一、二三三五一
八四	一、二三四〇〇	一、二三四一九
八五	一、二三四六八	一、二三四八七
八六	一、二三五三六	一、二三五五五
八七	一、二三六〇五	一、二三六二四
八八	一、二三六七五	一、二三六九四
八九	一、二三七四四	一、二三七六三

九〇	一、四八一、四	一、四八三、四		九六	一、五三三、三	一、五三五、八		
九一	一、四八八、五	一、四九〇、四		九七	一、五三一、四	一、五三三、四		
九二	一、四九五、五	一、四九七、五		九八	一、五三八、七	一、五四〇、七		
九三	一、五〇二、六	一、五〇四、六		九九	一、五四六、〇	一、五四八、〇		
九四	一、五〇九、八	一、五一一、七		一〇〇	一、五五三、三	一、五五五、三		
九五	一、五一六、九	一、五一八、九		一	—	—		

第一 運用方式

証券投資信託業務

証券ニ係ル投資ノ運用ノ報告書

種類	名称	数量	目的	取得価額	帳簿価額						一箇ノ平均単価	手数料
					株券	債券	株券ノ他ニ用ヒタルモノ	外貨	計			
尺度尺又ハ何々	何ルメートル	何々種類又ハ何々	何ルテトルシルミメートル	何銭	銭	銭	銭	銭	銭	銭	何銭	何銭
合計												何銭

スキンメーキー証券

種類	名称	数量	目的	帳簿価額						一箇ノ平均単価	手数料
				株券	債券	株券ノ他ニ用ヒタルモノ	外貨	計			
証券投資ニ関スル法令ニ基ク	何々	何銭		銭	銭	銭	銭	銭	銭	何銭	何銭
合計											何銭

スキンメーキー証券

種類	名称	数量	目的	帳簿価額						一箇ノ平均単価	手数料
				株券	債券	株券ノ他ニ用ヒタルモノ	外貨	計			
証券投資ニ関スル法令ニ基ク	何々	何銭		銭	銭	銭	銭	銭	銭	何銭	何銭
合計											何銭

証券投資信託業務

事業所（住所）

業務者、事務者又ハ代表者氏名又ハ名称 印

第 四 四

第十六回（証券投資信託業務）報告

注意

一 株券、債券、外貨、国債其ノ他ノ証券ノ記載ハ銘柄ニ之ヲ記載スルノ以下之ニ倣フ

一 目的ノ欄ニハ投資ノ目的ヲ記載スルモノニ限リ其ノ目的及其ノ目的ヲ達スル為ノ手段ヲ記載スルノ以下之ニ倣フ

一 帳簿価額ノ欄ニハ取得ノ為ニ要シタル金額ヲ記載スルモノニシテ手数料ヲ含マザルモノトス以下之ニ倣フ

二　製作者、修覆者又ハ販賣者以外ノ者ニ在リテハ其ノ住所ヲ氏名又ハ名稱ニ肩書スヘシ以下各號之ニ準ス

第二號書式

收入印紙

大面貼付シタル收入印紙ノ價金何圓

量器檢定請求書

桝及化學用量器

種類	全量	目盛	檢定請求事由別箇數 製作	修覆	輸入	使用中ノモノ	計	一箇ノ手數料	手數料
圓壔形若ハ何形硝子桝又ハ何形硝子製桝	何リットル	全量以外ノ目盛	箇	箇	箇	箇	箇	何錢	何ノ圓
化學用量器「メネフラスコ」又ハ何々	何立方センチメートル	何十又ハ何百							
合計									何圓

瓦斯「メートル」

種類	計量嚢又ハ計量筒ノ一回ノ計量作用ニ依ル瓦斯通過量	用途	檢定請求事由別箇數 製作	修覆	輸入	使用中ノモノ	計	一箇ノ手數料	手數料
乾式又ハ濕式瓦斯「メートル」	何立方メートル	「アセチリン」瓦斯用（此ノ他ハ記載スルヲ要セス）	箇	箇	箇	箇	箇	何錢	何圓
乾式又ハ濕式前金瓦斯「メートル」	何立方メートル	／						何錢	何圓
合計								／	何圓

〔山形警〕

水量「メートル」

種類	口徑	檢定請求事由別箇數 製作	修覆	輸入	使用中ノモノ	計	一箇ノ手數料	手數料
何式水量「メートル」	何ミリメートル	箇	箇	箇	箇	箇	何錢	何圓
合計								何圓

ガソリン量器

種類	計量筒ノ全量又ハ表示器（積算計ヲ除ク）ノ最大指示量（計量筒及表示器ヲ有スルモノニ在リテハ表示器（積算計ヲ除ク）ノ最大指示量）	檢定請求事由別箇數 製作	修覆	輸入	使用中ノモノ	計	一箇ノ手數料	手數料
輕便式、可搬式又ハ固定式ガソリン量器	何リットル	箇	箇	箇	箇	箇	何錢	何圓
合計								何圓

種類	檢定請求事由別箇數 製作	修覆	輸入	使用中ノモノ	計	一箇ノ手數料	手數料
圓壔狀又ハ板狀大若ハ小	箇	箇	箇	箇	箇	何錢	何圓
合計						／	何圓

第三種様式

（表面）

印紙貼入	収入印紙を貼付すべき文書ノ番号又ハ記号

種類	名称	材質	寸法	特定資本金額ノ区分							一組ノ手数料	手数料
				製作	修理	輸入	ノ使用中ノ保存	其ノ他	計			
天幕又ハ上屋天幕	雨又ハ日ノ使用ニ供スル天幕	麻キャラコ	一平方メートル	個	個	個	個	個	個		個	個
												個
合計												

種類	名称	材質	寸法	特定資本金額ノ区分							一組ノ手数料	手数料
				製作	修理	輸入	ノ使用中ノ保存	其ノ他	計			
小屋掛ケ、テント又ハ上屋天幕ノ類	又ハ日ノ使用ニ供スル小屋掛ケ、テント	麻キャラコ	一個	個	個	個	個	個	個		個	個
												個
合計												

（裏面）

種類	名称	材質	寸法	特定資本金額ノ区分							一組ノ手数料	手数料
				製作	修理	輸入	ノ使用中ノ保存	其ノ他	計			
天幕又ハ上屋天幕	雨又ハ日ノ使用ニ供スル天幕	麻キャラコ	一平方メートル	個	個	個	個	個	個		個	個
												個
合計												

種類	名称	材質	寸法	特定資本金額ノ区分							一組ノ手数料	手数料
				製作	修理	輸入	ノ使用中ノ保存	其ノ他	計			
小屋掛ケ、テント又ハ上屋天幕ノ類	又ハ日ノ使用ニ供スル小屋掛ケ、テント	麻キャラコ	一個	個	個	個	個	個	個		個	個
												個
合計												

年　月　日

営業所（住所）
製作者、修理者又ハ販売者氏名又ハ名称　印

注　意

一　本表「スーパル」ハ特許法第三十条第十一項第四号ノ規定ニ依リ定メラレタル特定資本金額ノ区分ニ依テ、其ノ区別スベシ

一　化学用装置ニ付テハ「ビーカー」又「コンマー」ハ第一回ノ使用ノ際ニ全部以下ノ回数ノ使用ニ供スベシ

第三種様式

（表面）

印紙貼入	収入印紙を貼付すべき文書ノ番号又ハ記号

種類	名称	材質	寸法	特定資本金額ノ区分							一組ノ手数料	手数料
				製作	修理	輸入	ノ使用中ノ保存	其ノ他	計			
天幕又ハ上屋天幕	雨又ハ日ノ使用ニ供スル天幕	麻キャラコ	一平方メートル	個	個	個	個	個	個		個	個
												個
合計												

種類	名称	材質	寸法	特定資本金額ノ区分							一組ノ手数料	手数料
				製作	修理	輸入	ノ使用中ノ保存	其ノ他	計			
小屋掛ケ、テント又ハ上屋天幕ノ類	又ハ日ノ使用ニ供スル小屋掛ケ、テント	麻キャラコ	一個	個	個	個	個	個	個		個	個
												個
合計												

（裏面）

種類	名称	材質	寸法	特定資本金額ノ区分							一組ノ手数料	手数料
				製作	修理	輸入	ノ使用中ノ保存	其ノ他	計			
天幕又ハ上屋天幕	雨又ハ日ノ使用ニ供スル天幕	麻キャラコ	一平方メートル	個	個	個	個	個	個		個	個
												個
合計												

種類	名称	材質	寸法	特定資本金額ノ区分							一組ノ手数料	手数料
				製作	修理	輸入	ノ使用中ノ保存	其ノ他	計			
小屋掛ケ、テント又ハ上屋天幕ノ類	又ハ日ノ使用ニ供スル小屋掛ケ、テント	麻キャラコ	一個	個	個	個	個	個	個		個	個
												個
合計												

年　月　日

営業所（住所）
製作者、修理者又ハ販売者氏名又ハ名称　印

注　意

一　本表「スーパル」ハ特許法第三十条第十一項第四号ノ規定ニ依リ定メラレタル特定資本金額ノ区分ニ依テ、其ノ区別スベシ

一　化学用装置ニ付テハ「ビーカー」又「コンマー」ハ第一回ノ使用ノ際ニ全部以下ノ回数ノ使用ニ供スベシ

第三種様式

一　二以上の事業所又は事務所を有する株式会社が株式の名義人の住所の変更の請求を一の事業所又は事務所において取り扱う旨を定めたときは、その旨を当該株式会社の他の事業所又は事務所に通知しなければならない。

二　第十二条第一項第四号又は第五号の規定により株券の提出をすべき旨の公告をしたときは、その旨を当該株式会社の他の事業所又は事務所に通知しなければならない。

三　第十二条第一項第四号又は第五号の規定により株券の提出をすべき旨の公告をしたときは、その旨を当該株式会社の他の事業所又は事務所に通知しなければならない。

第四号様式

印紙貼入

証券保管振替機構

振替システム加入印鑑入力票（会社用）

銘柄	種類	口数	振替決済開始日における残高						一般の手続終了	手続終了
			振作	参照	導入	他の用途に使用中	何々	計		
振替社債、振替国債		千万口アカウントオーナー名称	個	個	個	個	個	個	何個	何個
合計										何個

右届出通りに相違ありません。

年　月　日

届出者（住所）

振作者、参照者又は導入者氏名又は名称　印

証券保管振替機構　御中

注意

一　用紙の欄に入りきれない場合は、別紙に記載して添付すること。

二　記名押印は、届出者が個人の場合は本人が自署の上押印し、法人の場合は代表者が代表者印を押印すること。

第五号様式

印紙貼入

証券保管振替機構

証券システム加入印鑑入力票（会社用）

銘柄	種類	口数	振替決済開始日における残高						一般の手続終了	手続終了
			振作	参照	導入	他の用途に使用中	何々	計		
東証上場株式			個	個	個	個	個	個	何個	何個
合計										何個

右届出通りに相違ありません。

年　月　日

届出者（住所）

振作者、参照者又は導入者氏名又は名称　印

証券保管振替機構　御中

注意

一　用紙の欄に入りきれない場合は、別紙に記載して添付すること。

二　記名押印は、届出者が個人の場合は本人が自署の上押印し、法人の場合は代表者が代表者印を押印すること。

第六号様式

印紙貼入

証券保管振替機構

証券システム加入印鑑入力票（会社用）

銘柄	種類	口数	振替決済開始日における残高						一般の手続終了	手続終了
			振作	参照	導入	他の用途に使用中	何々	計		
東証上場株式以外株式			個	個	個	個	個	個	何個	何個
合計										何個

右相続人届出書受領

年 月 日

税務官吏

注意

一 相続人ハ被相続人ノ死亡ノ日ヨリ六箇月以内ニ本書ヲ提出スルコトヲ忘レテハナラヌ

第七種様式

相続人

住所(居所)
氏名 印

被相続人ノ死亡ニ因リ相続ニ関スル権利ヲ取得シタル者ノ住所氏名及ヒ被相続人トノ関係

種類	所在又ハ名称及ヒ番号	被相続人ノ死亡ノ日ニ於ケル価額						一組ノ手数料	手数料
		耕作	準耕地	採草放牧地	使用中ノモノ	其ノ他	計		
地所		円	円	円	円	円	円	円	円
建物								円	円
船舶								円	円

被相続人ノ死亡ノ日ニ於ケル価額						一組ノ手数料	手数料
耕作	準耕地	採草放牧地	使用中ノモノ	其ノ他	計		
円	円	円	円	円	円	円	円

[同前]

[同前]

被相続人ノ死亡ノ日ニ於ケル価額						一組ノ手数料	手数料
耕作	準耕地	採草放牧地	使用中ノモノ	其ノ他	計		
円	円	円	円	円	円	円	円

右相続人届出書受領

年 月 日

税務官吏

注意

一 相続人ハ被相続人ノ死亡ノ日ヨリ六箇月以内ニ本書ヲ提出スルコトヲ忘レテハナラヌ

第七種様式

相続人

住所(居所)
氏名 印

被相続人ノ死亡ニ因リ相続ニ関スル権利ヲ取得シタル者ノ住所氏名及ヒ被相続人トノ関係

附　則（大正五年農商務省令第七號）

第一條　本令ハ大正五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第四十七條ノ三ノ規定ハ大正十年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二條　本令施行前受ケタル度量衡器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ免許ニシテ二以上ノ營業所ニ付同種ノ免許ヲ受ケタル者ニ在リテハ其ノ營業所中主タル營業所ヲ定メ本令施行ノ日ヨリ三十日以內ニ其ノ位置ヲ免許ヲ受ケタル行政官廳ニ屆出ツヘシ

前項以外ノ營業所ハ本令ニ依リ認可ヲ受ケ設置シタルモノト看做ス

第三條　木製方形斗類用桝ノ檢定ニ付テハ大正六年六月三十日迄檢定ヲ請求スルモノニ限リ箱若ハ桶子ヲ用ヰ又ハ全量一升若ハ五合ノモノノ材料ノ厚ヲ二分五厘以上ト爲スコトヲ得

第四條　斗搔ノ檢定ニ付テハ大正六年六月三十日迄檢定ヲ請求スルモノニ限リ心材ト爲スコトヲ得

第五條　木製桿秤ノ檢定ニ付テハ大正八年六月三十日迄檢定ヲ請求スルモノニ限リ定量錘附ニ非サルモノト爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ明治四十二年農商務省令第二十八號第三十一條衡器ノ第二十一號、第三十二號及第三十六號ノ規定ヲ適用ス

前項ノ規定ハ大正八年六月三十日以前ニ檢定ヲ受ケ其ノ檢定證印アル木製桿秤ノ檢定ニ付大正十三年六月三十日迄之ヲ適用ス

第六條　第三十一條衡器ノ第二十五號ノ二ノ規定ハ本令施行前檢定ヲ受ケ其ノ檢定證印アル木製桿秤ニシテ大正十年六月三十日迄檢定ヲ請求スルモノニ限リ之ヲ適用セス

附　則（大正五年農商務省令第八號）

本令ハ大正九年九月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ本令中計量器ニ關スル規定ハ大正十年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正九年勅令第百九十二號附則第三項ノ規定ニ依リ力ノ單位ノ倍數ノ名稱ヲ定ムルコト左ノ如シ

力　重量「トン」　一重量「トン」ハ二千二百四十重量「ポンド」トス

計量器ニ表記スヘキ大正九年勅令第百九十二號附則第二項ノ計量ノ單位ノ名稱ハ其ノ種類ニ從ヒ左ノ略字ヲ用ウルコトヲ得

計量	名稱	略字
力	重量「ポンド」	Lb
壓力	平方「インチ」ニ付重量「ポンド」	Lb.pr.□″
溫度	華氏度	°F

（單ニ華氏度ニ依ル目盛ナルコトヲ表記スル場合ニ於テハFヲ用ウルコトヲ得）

前項以外ノ略字ト雖慣行ノモノハ之ヲ用ウルコトヲ得

大正九年八月三十一日以前ニ製造、詰込、輸入又ハ移入シタル度量衡ノ正味量ノ表記アル商品ニシテ其ノ容器、包裝又ハ封緘ヲ破毀スルニ非サレハ實量ヲ增減シ得サルモノハ大正十一年八月三十一日迄其ノ他ノモノハ大正九年十二月三十一日迄表記正味量カ實量ヲ超過スルモノト雖之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ爲之ヲ所持スルコトヲ得

附　則（大正十年農商務省令第十號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前供託シタル國債證券以外ノ有價證券ノ代用價格及不足額塡補ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル

附　則（大正十三年農商務省令第十號）

第一條　本令ハ大正十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二條　大正十三年勅令第百十七號附則第三條第二項ノ規定ニ依リ力ノ單位ノ倍數ノ名稱ヲ定ムルコト左ノ如シ

力　重量トン　一重量トンハ二千二百四十重量ポンドトス

第三條　第二十一條第二項ニ規定スル十ミリグラム乃至二十キログラムノ分銅ハ本令施行後二十年間一匁乃至五貫ノ分銅ヲ以テ之ニ代用スルコトヲ得

第四條　第二十三條ノ規定ハ大正十三年勅令第百十七號附則第二條ノ二ノ度量衡ノ目盛アル桿秤ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テハ第二十三條ニ第四十九條トアルハ附則第十一條、度量衡法施行令第十六條トアルハ大正十三年勅令第百十七號附則第八條トス

第五條　度量衡法第三條第一項又ハ度量衡法施行令第一條ニ規定スル度量衡ニ依ル全量五リットル未滿ノ液用桝及桿秤ニハ大正十四年六月三十日迄ニ檢定ヲ請求スルモノニ限リ木材ヲ用ウルコトヲ得此ノ場合ニ於テ其ノ形狀ハ從前ノ例ニ依ル

第六條　大正十三年勅令第百十七號附則第五條ノ度量衡器ノ構造ハ仍從前ノ例ニ依ル但シ瓦斯「メートル」及ガソリン量器ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第七條　第三十一條ノ二ノ規定ハ大正十三年勅令第百十七號附則第五條ノ計量器ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ第三十一條ノ二溫度計ノ第六號ニ⑥」ト五度トアルハ之ヲ一度トス

第八條　附則第五條又ハ第六條ノ度量衡器ニ付檢定證印ヲ附スル部分ハ仍從前ノ例ニ依ル

第九條　削除

第十條　削除

第十一條　第四十九條ノ規定ハ附則第六條ノ度量衡器ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ同條第十七號及第十九號ニ度量衡法施行令第十六條トアルハ大正十三年勅令第百十七號附則第八條トス

附　則（昭和三年商工省令第十一號）

本令ハ昭和三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第三十一條衡器第二十五號及第二十五號ノ二ノ規定ハ昭和四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三十一條衡器第二十五號及第二十五號ノ二ノ規定ハ昭和三年十二月三十一日迄ニ檢定ヲ受ケ其ノ檢定ニ合格シタル臺秤若ハ上皿桿秤又ハ定量增錘ニ付テハ昭和九年六月三十日迄之ヲ適用セス

本令施行ノ際現ニ使用中ノ水量「メートル」ニシテ昭和七年六月三十日迄ニ檢定ヲ受ケタルモノニ付テハ檢定ノ有效期限ヲ昭和十三年六月三十日トス

第四十六條ノ規定ハ大正十三年勅令第百十七號附則第二條ノ二ノ度量衡ノ目盛アル臺秤又ハ上皿桿秤ニ付之ヲ準用ス

附　則（昭和八年商工省令第十二號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第三十一條衡器第二十五號ノ二ノ改正規定ハ昭和九年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和九年二月二十八日迄ニ檢定ヲ受ケ其ノ檢定ニ合格シタル定量增錘ノ錘量ニ付テハ當分ノ內仍從前ノ例ニ依ル

附　則（昭和十四年商工省令第三十號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第十一條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第十二條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第十三條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第十四條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第十五條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第十六條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第十七條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第十八條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第十九條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第二十條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第二十一條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第二十二條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第二十三條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第二十四條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第二十五條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第二十六條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第二十七條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第二十八條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第二十九條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第三十條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第三十一條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第三十二條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第三十三條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第三十四條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第三十五條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第三十六條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第三十七條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第三十八條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第三十九條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第四十條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第四十一條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第四十二條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第四十三條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第四十四條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第四十五條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第四十六條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第四十七條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第四十八條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第四十九條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第五十條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第五十一條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第五十二條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第五十三條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第五十四條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第五十五條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第五十六條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第五十七條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第五十八條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第五十九條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第六十條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第六十一條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第六十二條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第六十三條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第六十四條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第六十五條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第六十六條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第六十七條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第六十八條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第六十九條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第七十條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第七十一條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第七十二條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第七十三條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第七十四條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第七十五條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第七十六條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第七十七條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第七十八條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第七十九條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第八十條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第八十一條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第八十二條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第八十三條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第八十四條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第八十五條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第八十六條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第八十七條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第八十八條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第八十九條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第九十條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第九十一條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第九十二條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第九十三條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第九十四條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第九十五條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第九十六條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第九十七條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第九十八條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第九十九條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百一條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百二條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百三條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百四條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百五條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百六條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百七條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百八條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百九條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百十條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百十一條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百十二條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百十三條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百十四條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百十五條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百十六條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百十七條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百十八條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百十九條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百二十條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百二十一條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百二十二條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百二十三條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百二十四條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百二十五條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百二十六條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百二十七條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百二十八條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百二十九條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百三十條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百三十一條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百三十二條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百三十三條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百三十四條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百三十五條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百三十六條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百三十七條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百三十八條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百三十九條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百四十條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百四十一條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百四十二條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百四十三條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百四十四條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百四十五條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百四十六條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百四十七條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百四十八條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百四十九條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百五十條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百五十一條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百五十二條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百五十三條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百五十四條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百五十五條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百五十六條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百五十七條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百五十八條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百五十九條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百六十條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百六十一條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百六十二條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百六十三條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百六十四條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百六十五條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百六十六條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百六十七條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百六十八條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百六十九條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百七十條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百七十一條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百七十二條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百七十三條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百七十四條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百七十五條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百七十六條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百七十七條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百七十八條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百七十九條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百八十條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百八十一條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百八十二條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百八十三條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百八十四條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百八十五條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百八十六條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百八十七條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百八十八條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百八十九條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百九十條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百九十一條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百九十二條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百九十三條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百九十四條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百九十五條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百九十六條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百九十七條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百九十八條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第百九十九條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第二百條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第二百一條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第二百二條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第二百三條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第二百四條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第二百五條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第二百六條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第二百七條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第二百八條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第二百九條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第二百十條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第二百十一條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第二百十二條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ指揮官ニ對シ直接ニ命令ヲ發スルコトヲ得

第二百十三條　檢閱使ハ其ノ事務ニ關シ陸軍大臣ニ隸シ軍隊ノ

二　検査官又は検査官吏に関係のある者
三　検査官又は検査官吏と同じく検査官の下に属する者
四　検査官又は検査官吏の配偶者又は配偶者であつた者

（削除）

第百十条　本令は公布の日より之を施行す

附則（昭和十三年省令第十三号）抄

本令は昭和十三年四月一日より之を施行す

様式第十号

証明書綴（出産届）（乳児死亡届）

月日	番号	出生児の氏名、性、出生の場所	届出人	資格	住所	証明者氏名	摘要

備考　証明者が出産に立会いたる場合は「立会」と記載すること

様式第十一号

証明書綴（死産届）

月日	番号	死産児の性、出生の場所	届出人	資格	住所	証明者氏名	摘要

備考　証明者が出産に立会いたる場合は「立会」と記載すること

様式第十一号ノ二

検案ノ証明書綴

月日	番号	死亡者ノ氏名	届出人	資格	死亡ノ場所	検案ノ年月日	検案ノ場所	検案ノ種類

備考　検案ノ種類ハ「自然死」「変死」「変死ノ疑」「他殺」「他殺ノ疑」「自殺」「自殺ノ疑」「不詳」ト記載スルコト

様式第十二号

死亡届綴（出産届）

月日	番号	死亡者ノ氏名、性、出生ノ場所	届出人	資格	住所	証明者氏名	摘要

備考　証明者ノ署名ハ「医師」「助産婦」「検案医師」「検案助産婦」「立会」ト記載スルコト

様式第十三号

死亡者ノ表

月日	番号	死亡者ノ氏名	届出人	資格	死亡ノ場所	検案ノ年月日	検案ノ場所	検案ノ種類

備考　検案ノ種類ハ「自然死」「変死」「変死ノ疑」「他殺」「他殺ノ疑」「自殺」「自殺ノ疑」「不詳」ト記載スルコト

（裏面）

様式第十四号

昭和　年四月三十一日　調製

死産児出生児数調

区分		男				女				小計	
		嫡出		庶出		嫡出		庶出		嫡出	庶出
		死産	出生	死産	出生	死産	出生	死産	出生	死産	死産
区	麹町										
	神田										
	日本橋										
	京橋										
	芝										
	麻布										
	赤坂										
	四谷										
	牛込										
	小石川										
	本郷										
	下谷										
	浅草										
	本所										
	深川										
	品川										
	目黒										
	荏原										
	大森										
	蒲田										
	世田谷										
	荏原										
	大森										
	蒲田										
	世田谷										
	渋谷										
	中野										
	杉並										
	豊島										
	北										
	荒川										
	板橋										
	練馬										
	王子										
	滝野川										
	巣鴨										
	小石川										
	本郷										
	下谷										
	浅草										
	本所										
	深川										
	品川										
	目黒										
	荏原										
	大森										
	蒲田										
	世田谷										
	渋谷										
	中野										
	杉並										
	豊島										
	北										
	荒川										
	板橋										
	練馬										
	王子										
	滝野川										
	巣鴨										
合計											

右之通相違無之候也

年　月　日

警視庁

（裏面）

様式第十五号

昭和　年四月三十一日　調製

死産児出生児数調

区分		男				女				小計	
		嫡出		庶出		嫡出		庶出		嫡出	庶出
		死産	出生	死産	出生	死産	出生	死産	出生	死産	死産
郡	東多摩										
	南多摩										
	北多摩										
	西多摩										
島嶼	大島										
	新島										
	神津島										
	三宅島										
	御蔵島										
	八丈島										
	青ヶ島										
	小笠原島										
合計											

右之通相違無之候也

年　月　日

警視庁

様式第一号

区分	前年度末現在高		本年度増加額		本年度減少額		本年度末現在高	
	数量	価額	数量	価額	数量	価額	数量	価額
土地								
建物								
構築物								
機械及び装置								
船舶								
航空機								
車両及び運搬具								
工具、器具及び備品								
鉱業権								
漁業権								
特許権								
著作権								
商標権								
実用新案権								
意匠権								
計								

様式第二号

区分	前年度末現在高		本年度増加額		本年度減少額		本年度末現在高	
	数量	価額	数量	価額	数量	価額	数量	価額
土地								
建物								
計								

様式第三号

区分	「メートル」口径別					計
	何粍	何粍	何粍	何粍	何粍	
昭和 年 月 日現在						
増加						
減少						
本年度末現在高						

様式第四号

区分	「用途別」メーター数				「メーター口径別」メーター数				計
	何用	何用	何用	何用	何粍	何粍	何粍	何粍	
昭和 年 月 日現在									
増加									
減少									
本年度末現在高									

様式第五号

種別	期末現在数	不足数	百分率	不良品ノ数量	
				数量	価額
甲種					
乙種					
丙種					
計					
計					
備考					

様式第六号

種別	期末現在数	不足数	百分率	不良品ノ数量	
				数量	価額
甲種					
乙種					
計					

第一條　養親若夫ハ妻ト共ニ二個以上ノ養子ヲ為ス場合ニ於テハ分家ヲ為シ又ハ他ノ家ノ戸主ト為ルノ外ハ其ノ家ノ戸主ト為ルコトヲ要ス

第二條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ家ニ入リ養親ノ家族ノ地位ヲ取得ス

第三條　市町村長ハ養子縁組ノ届出ヲ受ケタルトキハ其ノ届書ヲ調査シ第一項ノ条件ヲ具備シ且届書ニ第二項ノ事項ノ記載アルコトヲ認メタルトキハ縁組ヲ戸籍ニ記載スヘシ

前項ノ調査ハ縁組ノ届出ヲ受ケタル日ヨリ十日以内ニ之ヲ為スヘシ

第四條　市町村長ハ前條ノ調査ヲ為スニ付必要アリト認ムルトキハ縁組ヲ為シタル者ニ対シ戸籍謄本ノ提出ヲ求メ又ハ其ノ者ノ戸籍ヲ調査スルコトヲ得

第五條　縁組ハ戸籍ニ記載スルニ因リテ其ノ効力ヲ生ス

第六條　縁組ハ当事者ノ協議ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得

第七條　養子ハ養親ノ嫡出子ノ身分ヲ取得ス

第八條　養子ハ養親ノ氏ヲ称ス

第九條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ親族ヲ其ノ親族トス

第十條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ親族ニ対スル関係ニ於テ嫡出子ノ規定ヲ適用ス

第十一條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ規定ヲ適用ス

第十二條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ家督相続ニ関スル規定ヲ適用ス

第十三條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ遺言ニ関スル規定ヲ適用ス

第十四條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ遺留分ニ関スル規定ヲ適用ス

第十五條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ扶養ノ義務ヲ負フ

第十六條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第十七條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第十八條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第十九條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第二十條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第二十一條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第二十二條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第二十三條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第二十四條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第二十五條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第二十六條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第二十七條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第二十八條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第二十九條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第三十條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第三十一條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第三十二條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第三十三條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第三十四條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第三十五條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第三十六條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第三十七條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第三十八條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第三十九條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第四十條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第四十一條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第四十二條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第四十三條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第四十四條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第四十五條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第四十六條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第四十七條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第四十八條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第四十九條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第五十條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第五十一條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第五十二條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第五十三條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第五十四條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第五十五條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第五十六條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第五十七條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第五十八條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第五十九條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第六十條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第六十一條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第六十二條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第六十三條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第六十四條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第六十五條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第六十六條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第六十七條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第六十八條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第六十九條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第七十條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第七十一條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第七十二條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第七十三條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第七十四條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第七十五條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第七十六條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第七十七條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第七十八條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第七十九條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第八十條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第八十一條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第八十二條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第八十三條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第八十四條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第八十五條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第八十六條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第八十七條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第八十八條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第八十九條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第九十條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第九十一條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第九十二條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第九十三條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第九十四條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第九十五條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第九十六條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第九十七條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第九十八條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第九十九條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第百條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第百一條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第百二條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第百三條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第百四條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第百五條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第百六條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第百七條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第百八條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第百九條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第百十條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第百十一條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第百十二條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第百十三條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第百十四條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第百十五條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第百十六條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第百十七條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第百十八條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第百十九條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第百二十條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第百二十一條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第百二十二條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第百二十三條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第百二十四條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第百二十五條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第百二十六條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第百二十七條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第百二十八條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第百二十九條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第百三十條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第百三十一條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第百三十二條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第百三十三條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第百三十四條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第百三十五條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第百三十六條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第百三十七條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第百三十八條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第百三十九條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第百四十條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第百四十一條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第百四十二條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第百四十三條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第百四十四條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第百四十五條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第百四十六條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第百四十七條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第百四十八條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第百四十九條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第百五十條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第百五十一條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第百五十二條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第百五十三條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第百五十四條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第百五十五條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第百五十六條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第百五十七條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第百五十八條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第百五十九條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第百六十條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第百六十一條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第百六十二條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第百六十三條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第百六十四條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第百六十五條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第百六十六條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第百六十七條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第百六十八條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第百六十九條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第百七十條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第百七十一條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第百七十二條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第百七十三條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第百七十四條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第百七十五條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第百七十六條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第百七十七條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第百七十八條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第百七十九條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第百八十條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第百八十一條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第百八十二條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第百八十三條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第百八十四條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第百八十五條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第百八十六條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第百八十七條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第百八十八條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第百八十九條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第百九十條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第百九十一條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第百九十二條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第百九十三條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第百九十四條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第百九十五條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第百九十六條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第百九十七條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第百九十八條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第百九十九條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第二百條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第二百一條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第二百二條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第二百三條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第二百四條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第二百五條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第二百六條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第二百七條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第二百八條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第二百九條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第二百十條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第二百十一條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第二百十二條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第二百十三條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第二百十四條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第二百十五條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第二百十六條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第二百十七條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第二百十八條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第二百十九條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第二百二十條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第二百二十一條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第二百二十二條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第二百二十三條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第二百二十四條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第二百二十五條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第二百二十六條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第二百二十七條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第二百二十八條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第二百二十九條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第二百三十條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第二百三十一條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第二百三十二條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第二百三十三條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第二百三十四條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第二百三十五條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第二百三十六條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第二百三十七條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第二百三十八條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ権利ヲ行フ

第二百三十九條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ親族ニ対スル関係ニ於テ戸主ノ義務ヲ負フ

第二百四十條　養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ戸主ノ

様式第三十

（表）

明治　年　月　日

警察署長（市町村長）　殿

住所
職業
氏名　　印

種別	数量	製造又ハ販売ノ場所	製造又ハ販売ノ方法	製造又ハ販売ノ期間

（裏）

一　製造又ハ販売ノ場所ハ一定ノ場所ヲ指定シ且ソノ場所ニ於テ製造又ハ販売ヲ為ス者ニ限リ之ヲ許可ス

二　製造又ハ販売ノ方法ハ左ノ事項ヲ指定シ且ソノ方法ニ依リ製造又ハ販売ヲ為ス者ニ限リ之ヲ許可ス

イ　製造ニ使用スル器具ノ構造

ロ　製造ニ使用スル原料ノ種類及分量

ハ　製造ノ順序及工程

ニ　販売ニ際シ容器ニ記載スル事項

三　製造又ハ販売ノ期間ハ一年ヲ超エサル範囲ニ於テ之ヲ許可ス

四　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

五　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

六　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

七　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

八　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

九　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

十　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

十一　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

十二　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

十三　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

十四　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

十五　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

十六　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

十七　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

十八　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

十九　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

二十　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

二十一　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

二十二　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

二十三　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

二十四　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

二十五　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

二十六　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

二十七　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

二十八　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

二十九　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

三十　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

三十一　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

三十二　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

三十三　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

三十四　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

三十五　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

三十六　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

三十七　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

三十八　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

三十九　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

四十　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

四十一　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

四十二　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

四十三　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

四十四　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

四十五　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

四十六　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

四十七　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

四十八　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

四十九　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

五十　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

五十一　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

五十二　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

五十三　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

五十四　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

五十五　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

五十六　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

五十七　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

五十八　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

五十九　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

六十　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

六十一　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

六十二　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

六十三　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

六十四　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

六十五　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

六十六　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

六十七　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

六十八　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

六十九　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

七十　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

七十一　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

七十二　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

七十三　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

七十四　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

七十五　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

七十六　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

七十七　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

七十八　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

七十九　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

八十　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

八十一　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

八十二　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

八十三　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

八十四　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

八十五　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

八十六　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

八十七　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

八十八　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

八十九　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

九十　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

九十一　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

九十二　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

九十三　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

九十四　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

九十五　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

九十六　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

九十七　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

九十八　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

九十九　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

百　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

様式第三十一

明治　年　月　日

警察署長（市町村長）　殿

住所
職業
氏名　　印

種別	数量	製造又ハ販売ノ場所	製造又ハ販売ノ方法	製造又ハ販売ノ期間

（裏）

一　製造又ハ販売ノ場所ハ一定ノ場所ヲ指定シ且ソノ場所ニ於テ製造又ハ販売ヲ為ス者ニ限リ之ヲ許可ス

二　製造又ハ販売ノ方法ハ左ノ事項ヲ指定シ且ソノ方法ニ依リ製造又ハ販売ヲ為ス者ニ限リ之ヲ許可ス

イ　製造ニ使用スル器具ノ構造

ロ　製造ニ使用スル原料ノ種類及分量

ハ　製造ノ順序及工程

ニ　販売ニ際シ容器ニ記載スル事項

三　製造又ハ販売ノ期間ハ一年ヲ超エサル範囲ニ於テ之ヲ許可ス

四　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

五　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

六　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

七　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

八　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

九　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

十　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

十一　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

十二　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

十三　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

十四　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

十五　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

十六　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

十七　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

十八　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

十九　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

二十　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

二十一　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

二十二　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

二十三　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

二十四　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

二十五　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

二十六　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

二十七　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

二十八　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

二十九　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

三十　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

三十一　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

三十二　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

三十三　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

三十四　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

三十五　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

三十六　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

三十七　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

三十八　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

三十九　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

四十　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

四十一　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

四十二　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

四十三　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

四十四　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

四十五　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

四十六　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

四十七　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

四十八　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

四十九　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

五十　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

五十一　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

五十二　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

五十三　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

五十四　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

五十五　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

五十六　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

五十七　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

五十八　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

五十九　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

六十　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

六十一　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

六十二　第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ製造又ハ販売ヲ為ス前ニ第二項ノ指定ニ従ヒ製造又ハ販売ヲ為ス旨

（出張所）

種類	計量器數	受檢 合格數	受檢 不合格數	受檢 計	不合格ノ內 修理	不合格ノ內 破壞	不合格事由
度 曲直尺							
度 卷尺							
度 繩							
量 木製方形							
量 金屬製方形							
衡 天秤及上皿天秤							
衡 自動上皿天秤							
衡 分銅 定量未滿十分ノ一ノ							
衡 分銅 定量十分ノ一以上百分ノ一未滿ノ							
衡 分銅 定量百分ノ一以上三分ノ一未滿ノ							
衡 分銅 定量三分ノ一以上ノ							
衡 分銅 計							
合計							

切取線

（乙）　度量衡器及計量器檢定檢查表

住所　　番地　　氏名

種類	計量器數	受檢 合格數	受檢 不合格數	受檢 計	不合格ノ內 修理	不合格ノ內 破壞	不合格事由
度 曲直尺							
度 卷尺							
度 繩							
量 木製方形							
量 金屬製方形							
衡 天秤及上皿天秤							
衡 自動上皿天秤							
衡 分銅 定量未滿十分ノ一ノ							
衡 分銅 定量十分ノ一以上百分ノ一未滿ノ							
衡 分銅 定量百分ノ一以上三分ノ一未滿ノ							
衡 分銅 定量三分ノ一以上ノ							
衡 分銅 計							
合計							

（山形縣）

検尺器	検位衡	検度分銅	計	合計	第一種取締ニ提出ヲ要セザルモノ 種類	個数	備考

様式第六號

度量衡器計量器取締簿

住所	氏名	業務	取締執行年月日	検閲シタル器物数 度器	量器	衡器	計量器	同上ノ内犯則器物数 度器	量器	衡器	計量器	犯則事實	處分

注意

一　本取締簿ハ警察官吏ニ在リテハ其ノ受持區別ニ之ヲ備付クヘシ

〔山形縣〕

様式第七號

商品計量取締簿

住所	氏名	業務	取締年月日	取締商品名	調査件数	正味量表記アル商品ノ實量不足件数	正味量ノ表記ナキ商品ノ不正計量件数	犯則事實	處分

〔山形縣〕

注意

一　本取締簿ハ警察官吏ニ在リテハ其ノ受持區別ニ之ヲ備付クヘシ

〔山形縣〕

様式第八號

何年三月三十一日現在度量衡器計量器使用者及器物数報告

使用者戸数	使用度量衡器計量器物数 度器	量器 圓筒形	方形	斗概	計	衡器 天秤	上皿天秤	棹秤	上皿棹秤	自働秤	分銅	定量錘	定量増錘	計	計量器 検尺器	検位衡	検度分銅	計	合計

右及報告候也

年　月　日

町村長　氏　名㊞

知事宛

様式第九號

何年三月三十一日現在使用ニ係ルガソリン量器ノ數報告

種別＼全量	一〇リツトル以下	二〇リツトル以下	二〇リツトルヲ超エタルモノ	三ガロン以下	五ガロン以下	五ガロンヲ超エタルモノ
輕便式						
可搬式						
固定式						

計					
右及報告候也 年　月　日 知事官　印					

警察署長　氏　　名印

備考

一　計量筒ナキモノハ表示器ノ最大指示量ヲ以テ全量トスルコト

二　リットル、ガロン併用ノモノハリットルトシテ算入スルコト

●度量衡器第二種取締成績統計ノ際注意方ノ件

大正二年九月
警察部長通達警保第一一二號

左ノ度量衡器ハ度量衡取締規則施行手續ニ依ル取締成績統計ノ際ハ之ヲ不正器物トシテ算入スヘキモノニ非サル趣ヲ以テ注意方當局者ヨリ申出アリタルニ付此ノ旨心得ヘシ

一　使用ノ制限ニ抵觸スル木製桝

二　檢査濟印(4)、(5)等ノ印)ナキ度量衡各器

三　棒秤取締經緯ノ損傷セルモノ

●陸地測量標條例

明治二十三年三月二十七日
法律第二十三號

第一條　本條例中測量標ト稱スルモノハ三角點標石、水準點標石、境標、

標杭、測旗、假杭トス

第二條　陸地測量部ニ於テ宅地ニアラサル民有地ニ測量標ヲ設置スル爲メ數地ヲ要スルトキハ所有者之ヲ拒ムコトヲ得ス又官有地第三種第一項第五項第六項第七項第八項ノ土地ニ在テハ所管廳ニ通知シテ之ヲ使用スルコトヲ得

官有地第二種第三種第二項第三項第四項第四種ノ土地及ヒ民有宅地內ト雖モ已ムヲ得サル場合ニ於テハ測旗假杭ニ限リ前項ニ準シテ之ヲ設置スルコトヲ得

第三條　民有地ニ標石ヲ設置スルトキハ其數地ヲ買上クヘシ但所有者ニ於テ其土地ヲ寄附シ又ハ借地料ヲ要セス永遠貸地トナサンコトヲ認ムトキハ格別トス

第四條　民有地ニ堤標及ヒ標杭ヲ設置シタルトキハ宅地ニ在テハ相當ノ借地料ヲ給シ田畑鹽田鑛泉地ニ在テハ一箇年一坪ニ付金三錢其他ニ在テハ同金一錢ノ割ヲ以テ借地料ヲ給ス但所有者ニ於テ其土地ヲ寄附シ又ハ借地料ヲ要セス貸地トナサンコトヲ認ムトキハ格別トス

第五條　測量主任官測量ノ爲メ官有地第二種第三種第二項第三項第四項第

四種ノ土地及ヒ民有宅地內若クハ鑄垣鎖柵內ニ立入ラントスルトキハ先ツ其所管廳又ハ所有者ニ通知スヘシ但官有地第三種第一項第五項第六項第七項第八項ノ土地竝宅地ニアラサル民有地及ヒ所有者又ハ管理人ノ所在遠隔スル田畑等ノ垣柵內ニ在テハ直ニ立入ルコトヲ得此場合ニ於テハ主任官タルノ證票ヲ携帶スヘシ

第六條　官有地第三種第一項ノ土地及ヒ宅地ニアラサル民有地內ニ於テ測量施行ノ爲メ障碍トナル竹木ハ已ムヲ得サルモノニ限リ之ヲ伐除シ又樹上ニ境標ヲ設置スルコトヲ得此場合ニ於テハ相當ノ補償アナスヘシ

第七條　測量施行ノ爲メ鑄垣柵等又ハ建物ヲ毀損シタルトキハ相當ノ補償アナスヘシ

第八條　第三條ノ數地買上料第四條ノ宅地借地料及ヒ第六條第七條ノ補償金額ニ付所有者ト協議調ハサルトキハ市町村長ヲシテ之ヲ評定セシム市町村長ノ評定ニ服セサル者ハ其評定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ一箇月以內ニ裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第九條　標石ハ陸測量ノ基準點トシテ官民共ニ使用スルコトヲ得

第十條　標石ヲ移轉シ若クハ毀壞シタル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ又ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十一條　境標及ヒ標杭ヲ移轉シ若クハ毀壞シタル者ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十二條　測旗及ヒ假杭ヲ移轉シ若クハ毀壞シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十三條　過失ニ由リ測量標ヲ毀壞シ又ハ之ニ瓦礫其他ノ雜物ヲ撒チ煙煤ヲ發キ塵埃ノ飛ヲ防ケ或ハ貼紙シ或ハ廣告シ其他塗飾ヲ爲シタル者ハ五圓以上一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス

第十四條　本條例施行ノ細則ハ陸軍大臣之ヲ定ム

附則

第十五條　本條例中市制町村制ノ實施ニ至ラサル地方ニ在テハ市町村長ノ職務ハ區戶長ヲシテ之ヲ行ハシム

●陸地測量標條例施行細則

明治二十八年八月十五日
陸軍省令第十七號

改正　明治三二年陸軍省令第二四號、同三年第二三號、同四年第一號、大正四年第一三號

第一條　陸地測量ハ三角測量、水準測量及地形測量ノ三トス

第二條　陸地測量部ハ各測量ヲ施行セントスルトキ豫メ之ヲ所轄ノ道廳府縣廳ニ通知シ該廳ハ之ヲ其地區ニ告示スヘシ

第三條　陸地測量部ハ地形測量ノ完成シタルトキハ之ヲ所轄道廳府縣廳ニ通知スヘシ

第四條　陸地測量部ハ道廳府縣廳若クハ鳥取鹽市町村長ニ照會シ測量上必要ノ調査ヲ求ムルコトヲ得

但本官ニ依リ出張測量官ヲシテ直ニ之ヲ爲サシムルコトヲ得

第五條　本條例第五條ニ依リ測量主任官ノ携帶スル證票左ノ如シ

表面

第何號

陸地測量證

印

第六十八条　前条の選挙会において、投票の点検をなすべきものは、次に掲げる者とする。

一　衆議院議員選挙会　（第一種）
二　参議院議員選挙会　（第二種）
三　都道府県の議会の議員の選挙会　（第三種）（市町村の議会の議員の選挙会もこれに準ずる。）
四　市町村の議会の議員の選挙会　（第四種）（区の議会の議員の選挙会もこれに準ずる。）

第六十九条　前条第一号及び第二号の選挙会の投票の点検をなすべきものは、次に掲げる者とする。

一　衆議院議員選挙会　（第一種）
二　参議院議員選挙会　（第二種）
三　都道府県の議会の議員の選挙会　（第三種）
四　市町村の議会の議員の選挙会　（第四種）
五　都道府県の知事の選挙会　（第五種）
六　都道府県の議会の議長の選挙会　（第六種）
七　都道府県の議会の副議長の選挙会　（第七種）
八　都道府県の議会の議員の選挙会　（第八種）
九　都道府県の議会の議長の選挙会　（第九種）
十　都道府県の議会の副議長の選挙会　（第十種）
十一　都道府県の議会の議員の選挙会　（第十一種）
十二　都道府県の議会の議長の選挙会　（第十二種）
十三　都道府県の議会の副議長の選挙会　（第十三種）
十四　都道府県の議会の議員の選挙会　（第十四種）

第七十条　開票主任は、開票の場所において、投票の点検をなすべきものに対し、投票の点検をなすべき場所を指定しなければならない。

第七十一条　開票主任は、投票の点検をなすべきものに対し、投票の点検をなすべき場所を指定しなければならない。

第七十二条　開票主任は、投票の点検をなすべきものに対し、投票の点検をなすべき場所を指定しなければならない。

第七十三条　開票主任は、投票の点検をなすべきものに対し、投票の点検をなすべき場所を指定しなければならない。

第七十四条　開票主任は、投票の点検をなすべきものに対し、投票の点検をなすべき場所を指定しなければならない。

第七十五条　開票主任は、投票の点検をなすべきものに対し、投票の点検をなすべき場所を指定しなければならない。

第七十六条　開票主任は、投票の点検をなすべきものに対し、投票の点検をなすべき場所を指定しなければならない。

第七十七条　開票主任は、投票の点検をなすべきものに対し、投票の点検をなすべき場所を指定しなければならない。

第七十八条　開票主任は、投票の点検をなすべきものに対し、投票の点検をなすべき場所を指定しなければならない。

第七十九条　開票主任は、投票の点検をなすべきものに対し、投票の点検をなすべき場所を指定しなければならない。

第八十条　開票主任は、投票の点検をなすべきものに対し、投票の点検をなすべき場所を指定しなければならない。

第八十一条　開票主任は、投票の点検をなすべきものに対し、投票の点検をなすべき場所を指定しなければならない。

第八十二条　開票主任は、投票の点検をなすべきものに対し、投票の点検をなすべき場所を指定しなければならない。

第八十三条　開票主任は、投票の点検をなすべきものに対し、投票の点検をなすべき場所を指定しなければならない。

第八十四条　開票主任は、投票の点検をなすべきものに対し、投票の点検をなすべき場所を指定しなければならない。

第八十五条　開票主任は、投票の点検をなすべきものに対し、投票の点検をなすべき場所を指定しなければならない。

第八十六条　開票主任は、投票の点検をなすべきものに対し、投票の点検をなすべき場所を指定しなければならない。

第八十七条　開票主任は、投票の点検をなすべきものに対し、投票の点検をなすべき場所を指定しなければならない。

第八十八条　開票主任は、投票の点検をなすべきものに対し、投票の点検をなすべき場所を指定しなければならない。

第八十九条　開票主任は、投票の点検をなすべきものに対し、投票の点検をなすべき場所を指定しなければならない。

第九十条　開票主任は、投票の点検をなすべきものに対し、投票の点検をなすべき場所を指定しなければならない。

第九十一条　開票主任は、投票の点検をなすべきものに対し、投票の点検をなすべき場所を指定しなければならない。

第九十二条　開票主任は、投票の点検をなすべきものに対し、投票の点検をなすべき場所を指定しなければならない。

第九十三条　開票主任は、投票の点検をなすべきものに対し、投票の点検をなすべき場所を指定しなければならない。

第九十四条　開票主任は、投票の点検をなすべきものに対し、投票の点検をなすべき場所を指定しなければならない。

第九十五条　開票主任は、投票の点検をなすべきものに対し、投票の点検をなすべき場所を指定しなければならない。

第九十六条　開票主任は、投票の点検をなすべきものに対し、投票の点検をなすべき場所を指定しなければならない。

第九十七条　開票主任は、投票の点検をなすべきものに対し、投票の点検をなすべき場所を指定しなければならない。

第九十八条　開票主任は、投票の点検をなすべきものに対し、投票の点検をなすべき場所を指定しなければならない。

第九十九条　開票主任は、投票の点検をなすべきものに対し、投票の点検をなすべき場所を指定しなければならない。

第百条　開票主任は、投票の点検をなすべきものに対し、投票の点検をなすべき場所を指定しなければならない。

第六十八条　前条の選挙会において、投票の点検をなすべきものは、次に掲げる者とする。

一　衆議院議員選挙会　（第一種）
二　参議院議員選挙会　（第二種）
三　都道府県の議会の議員の選挙会　（第三種）（市町村の議会の議員の選挙会もこれに準ずる。）
四　市町村の議会の議員の選挙会　（第四種）（区の議会の議員の選挙会もこれに準ずる。）

第六十九条　前条第一号及び第二号の選挙会の投票の点検をなすべきものは、次に掲げる者とする。

一　衆議院議員選挙会　（第一種）
二　参議院議員選挙会　（第二種）
三　都道府県の議会の議員の選挙会　（第三種）
四　市町村の議会の議員の選挙会　（第四種）
五　都道府県の知事の選挙会　（第五種）
六　都道府県の議会の議長の選挙会　（第六種）
七　都道府県の議会の副議長の選挙会　（第七種）
八　都道府県の議会の議員の選挙会　（第八種）
九　都道府県の議会の議長の選挙会　（第九種）
十　都道府県の議会の副議長の選挙会　（第十種）
十一　都道府県の議会の議員の選挙会　（第十一種）
十二　都道府県の議会の議長の選挙会　（第十二種）
十三　都道府県の議会の副議長の選挙会　（第十三種）
十四　都道府県の議会の議員の選挙会　（第十四種）

第七十条　開票主任は、開票の場所において、投票の点検をなすべきものに対し、投票の点検をなすべき場所を指定しなければならない。

第七十一条　開票主任は、投票の点検をなすべきものに対し、投票の点検をなすべき場所を指定しなければならない。

第七十二条　開票主任は、投票の点検をなすべきものに対し、投票の点検をなすべき場所を指定しなければならない。

第七十三条　開票主任は、投票の点検をなすべきものに対し、投票の点検をなすべき場所を指定しなければならない。

第七十四条　開票主任は、投票の点検をなすべきものに対し、投票の点検をなすべき場所を指定しなければならない。

第七十五条　開票主任は、投票の点検をなすべきものに対し、投票の点検をなすべき場所を指定しなければならない。

第七十六条　開票主任は、投票の点検をなすべきものに対し、投票の点検をなすべき場所を指定しなければならない。

第七十七条　開票主任は、投票の点検をなすべきものに対し、投票の点検をなすべき場所を指定しなければならない。

第七十八条　開票主任は、投票の点検をなすべきものに対し、投票の点検をなすべき場所を指定しなければならない。

第七十九条　開票主任は、投票の点検をなすべきものに対し、投票の点検をなすべき場所を指定しなければならない。

第八十条　開票主任は、投票の点検をなすべきものに対し、投票の点検をなすべき場所を指定しなければならない。

第八十一条　開票主任は、投票の点検をなすべきものに対し、投票の点検をなすべき場所を指定しなければならない。

第八十二条　開票主任は、投票の点検をなすべきものに対し、投票の点検をなすべき場所を指定しなければならない。

第八十三条　開票主任は、投票の点検をなすべきものに対し、投票の点検をなすべき場所を指定しなければならない。

第八十四条　開票主任は、投票の点検をなすべきものに対し、投票の点検をなすべき場所を指定しなければならない。

第八十五条　開票主任は、投票の点検をなすべきものに対し、投票の点検をなすべき場所を指定しなければならない。

第八十六条　開票主任は、投票の点検をなすべきものに対し、投票の点検をなすべき場所を指定しなければならない。

第八十七条　開票主任は、投票の点検をなすべきものに対し、投票の点検をなすべき場所を指定しなければならない。

第八十八条　開票主任は、投票の点検をなすべきものに対し、投票の点検をなすべき場所を指定しなければならない。

第八十九条　開票主任は、投票の点検をなすべきものに対し、投票の点検をなすべき場所を指定しなければならない。

第九十条　開票主任は、投票の点検をなすべきものに対し、投票の点検をなすべき場所を指定しなければならない。

第九十一条　開票主任は、投票の点検をなすべきものに対し、投票の点検をなすべき場所を指定しなければならない。

第九十二条　開票主任は、投票の点検をなすべきものに対し、投票の点検をなすべき場所を指定しなければならない。

第九十三条　開票主任は、投票の点検をなすべきものに対し、投票の点検をなすべき場所を指定しなければならない。

第九十四条　開票主任は、投票の点検をなすべきものに対し、投票の点検をなすべき場所を指定しなければならない。

第九十五条　開票主任は、投票の点検をなすべきものに対し、投票の点検をなすべき場所を指定しなければならない。

第九十六条　開票主任は、投票の点検をなすべきものに対し、投票の点検をなすべき場所を指定しなければならない。

第九十七条　開票主任は、投票の点検をなすべきものに対し、投票の点検をなすべき場所を指定しなければならない。

第九十八条　開票主任は、投票の点検をなすべきものに対し、投票の点検をなすべき場所を指定しなければならない。

第九十九条　開票主任は、投票の点検をなすべきものに対し、投票の点検をなすべき場所を指定しなければならない。

第百条　開票主任は、投票の点検をなすべきものに対し、投票の点検をなすべき場所を指定しなければならない。

第三十六條　組織変更等反対株主ノ株式ノ買取ニ関スル事項ハ法務省令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十七條　本節ノ規定ハ第三十五條ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十八條　本節ノ規定ハ昭和二十三年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

附　則

第三十一條　市町村ハ勅令ノ定ムル地方ニ於テハ市町村ノ事務ヲ処理スルニ必要ナル限度ニ於テ区ヲ設ケ区ニ区長区吏員ヲ置クコトヲ得

第三十二條　本節ノ規定ハ昭和二十八年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

三号雛形ノ次ニ次ノ様式ヲ加フ

三号雛形ノ二（第一編）

三号雛形ノ二（用紙手漉奉書）

川何	郡	詰	区（郡）	区	市（郡）	町（村）	大字	字	地目	登記所				所轄
登録	本籍	名称						originally	本地	鹿石	鳴瀬	鳴滝	鳴滝	
証券	何郡何町番地		何区	何区	何市	何町	何々	何々	何番	何所	何所	何所	何所	何大林区（何出張所）
証券	何郡何町番地		何区	何区	何市	何町	何村	何々	何番	何所	何所	何所	何所	何上
備考欄	株式第〇号証書紛失ノ為再発行ヲ請求ス　株式第〇号証書ハ何年何月何日何処ヘ質入レ中ニ付再発行ヲ請求ス　株式第〇号証書ハ何年何月何日何処ヘ質入レ中ニ付再発行ヲ請求ス													

株券紛失届出用紙様式之番号

年　　月　　日

住所

氏名　　印

大字（郡）町（村）区（郡）市（郡）町（村）区（郡）

大字雛形ノ次ニ次ノ様式ヲ加フ

大字雛形（用紙手漉奉書）

大字		区（郡）	区	市（郡）	町（村）	大字	字	地目	登記所		摘要	所轄
登録	本籍						originally	本地	鹿石	鳴瀬	originally	
証券	何郡何町番地	何区	何区	何市	何町	何々	何々	何番	何所	何所	鹿石ニ接シタル地目ヲ接近ト認ムル	何大林区（何出張所）

（裏面ニ）

証券	証券	何県	何区	何区	何郡	何村	何々	何々	何番	何所	何所	何上	何上

株券紛失届ノ用紙様式之番号

年　　月　　日

住所

氏名　　印

区（郡）町（村）区（郡）市（郡）町（村）区（郡）

株券紛失届ノ次ニ次ノ様式ヲ加フ

株券届出（用紙手漉奉書）

川何	郡	詰	区（郡）	区	市（郡）	町（村）	大字	字	地目	摘要
登録	本籍	名称						何々	何々	
証券	何郡何町番地	何々	何区（郡）	何区	何市（郡）	何町（村）	何々	何番	何番	年月日届出

株券紛失届ノ（届出）（届出者ノ）（届出者ノ）ノ次ニ次ノ様式ヲ加フ

株券届出ノ取消ヲ為ス者ハ左ノ各号ニ掲ケル事項ヲ記載シ署名捺印シ株券ヲ添ヘテ之ヲ提出スヘシ

一　届出ノ取消ヲ為ス株券ノ表示

一　届出ノ取消ヲ為ス者ノ住所（法人ニ在リテハ本店又ハ主タル事務所ノ所在場所）及ヒ氏名（法人ニ在リテハ名称及ヒ代表者ノ氏名）

住所

右所有者（未成年者ノ場合ハ法定代理人）

氏名　　印

株券届出ノ取消ノ用紙様式之番号

年　　月　　日

住所

氏名　　印

区（郡）町（村）区（郡）市（郡）町（村）区（郡）

株券届出ノ取消ノ次ニ次ノ様式ヲ加フ

（第1表）

備考	年月日限定	大字	字（社）	字（地）	區	市（地）	郡（地）	名稱	新設廢止	新設廢止
	年月日限定	大字	字（社）	字（地）	區	市（地）	郡（地）	名稱	新設廢止	新設廢止

（第2表）

備考	年月日限定	大字	字（社）	字（地）	區	市（地）	郡（地）	名稱	新設廢止	新設廢止
	年月日限定	大字	字（社）	字（地）	區	市（地）	郡（地）	名稱	新設廢止	新設廢止

（第3表）

備考	年月日限定	大字	字（社）	字（地）	區	市（地）	郡（地）	名稱	新設廢止	新設廢止
	年月日限定	大字	字（社）	字（地）	區	市（地）	郡（地）	名稱	新設廢止	新設廢止

本籍	住所	住（居）	職	市（郡）	町（村）	大字	字	番地	備考
一番	筆頭	同住（居）	同	同市（郡）	同町（村）	同	〃	同〃	年月日認定

右届出人　住所（居）同町（村）同市（郡）大字字番地
　　氏名　印

届出人　住所（居）同町（村）同市（郡）大字字番地
　　氏名　印

年　月　日

届書受附　年　月　日

受附番号

（届出人が署名するときは、届出人の住所（居）、氏名及び生年月日を記載すること。）

（届出人が署名するときは、届出人の住所（居）、氏名及び生年月日を記載すること。）

（第百条関係）　（用紙　日本工業規格　A列4番）

本籍	住所	住（居）	職	市（郡）	町（村）	大字	字	番地	備考
一番	筆頭	同住（居）	同	同市（郡）	同町（村）	同	〃	同〃	年月日認定

右届出人　住所（居）同町（村）同市（郡）大字字番地
　　氏名　印

届出人　住所（居）同町（村）同市（郡）大字字番地
　　氏名　印

年　月　日

届書受附　年　月　日

受附番号

（届出人が署名するときは、届出人の住所（居）、氏名及び生年月日を記載すること。）

（届出人が署名するときは、届出人の住所（居）、氏名及び生年月日を記載すること。）

（第百条関係）　（用紙　日本工業規格　A列4番）

本籍	住所	住（居）	職	市（郡）	町（村）	大字	字	番地	備考
一番	筆頭	同住（居）	同	同市（郡）	同町（村）	同	〃	同〃	年月日認定

右届出人　住所（居）同町（村）同市（郡）大字字番地
　　氏名　印

届出人　住所（居）同町（村）同市（郡）大字字番地
　　氏名　印

年　月　日

届書受附　年　月　日

受附番号

（届出人が署名するときは、届出人の住所（居）、氏名及び生年月日を記載すること。）

（届出人が署名するときは、届出人の住所（居）、氏名及び生年月日を記載すること。）

（表）

（裏）

●陸地測量標及境地監守心得

明治三十六年十八月
陸軍省令第十八号

第一條　陸地測量標ハ三角點、水準點及ヒ圖根點ノ三種トス

第二條　陸地測量標ハ何人ト雖モ之ヲ移轉シ又ハ變更スルコトヲ得ス

第三條　陸地測量標ノ保存ニ關シ必要ナル事項ハ陸軍大臣之ヲ定ム

附則

第一號表式（用紙寸法自由）

報告年月日	測量標種類	番號	報告者氏名

第十八章　建築物

●市街地建築物法

大正八年四月五日
法律第三十七號

改正　昭和九年法律第四六號、一二年第二九號

第一條　主務大臣ハ本法ヲ適用スル區域内ニ住居地域、商業地域又ハ工業地域ヲ指定スルコトヲ得

第二條　建築物ニシテ住居ノ安寧ヲ害スル虞アル用途ニ供スルモノハ住居地域内ニ之ヲ建築スルコトヲ得ス

主務大臣必要ト認ムルトキハ住居地域内ニ住居專用地區ヲ指定シ其ノ地區内ニ於ケル住宅以外ノ建築物ノ建築ノ禁止又ハ制限ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第三條　建築物ニシテ商業ノ利便ヲ害スル虞アル用途ニ供スルモノハ商業地域内ニ之ヲ建築スルコトヲ得ス

第四條　工場、倉庫其ノ他之ニ準スヘキ建築物ニシテ擴大ナルモノ又ハ衛生上有害若ハ保安上危險ノ虞アル用途ニ供スルモノハ工業地域内ニ非サレハ之ヲ建築スルコトヲ得ス

主務大臣必要ト認ムルトキハ前項ノ建築物ニシテ衛生上有害又ハ保安上危險ノ虞アル用途ニ供スルモノニ付テハ工業地域内ニ於テ其ノ建築ニ付特別地區ヲ指定スルコトヲ得

主務大臣必要ト認ムルトキハ工業地域内ニ工業專用地區ヲ指定シ其ノ地區内ニ於ケル工場、倉庫其ノ他之ニ準ズヘキモノ以外ノ建築物ノ建築ノ禁止又ハ制限ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第五條　第二條第一項、第三條及前條第一項ニ規定スル建築物ノ種類ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條　前四條ノ規定ノ適用ニ付テハ新ニ建築物ノ用途ヲ定メ又ハ建築物ヲ他ノ用途ニ供スルトキハ其ノ用途ニ供スル建築物ヲ建築スルモノト看做ス

第七條　道路線ノ境界線ヲ以テ建築物トス但シ特別ノ事由アルトキハ行政官廳ハ別ニ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第八條　建築物ハ其ノ敷地カ命令ノ定ムル所ニ依リ道路敷地ニ接スルニ非ザレハ之ヲ建築スルコトヲ得ス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第九條　建築物ハ建築線ヨリ突出シテ之ヲ建築スルコトヲ得ス但シ建築物ノ地盤面下ニ在ル部分ハ此ノ限ニ在ラス

第十條　行政官廳ハ市街ノ計畫上必要ト認ムルトキハ建築線ニ面シテ建築スル建築物ノ壁面ノ位置ヲ指定スルコトヲ得

第十一條　建築物ヲ建築スル場合ニ於ケル其ノ高又ハ其ノ敷地内ニ存セルムヘキ空地ニ關シテハ地方ノ狀況、地域及地區ノ種別、土地ノ情態、建築物ノ構造、前面道路ノ幅員等ヲ參酌シ勅令ヲ以テ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

主務大臣必要ト認ムルトキハ高度地區ヲ指定シ其ノ地區内ニ於ケル建築物ニ付高ノ最低限度若ハ最高限度ヲ定メ又ハ空地地區ヲ指定シ其ノ地區内ニ於ケル建築物ニ付床面積ノ敷地面積ニ對スル割合及敷地ノ境界線ヨリノ距離ノ限度ヲ定ムルコトヲ得

第十二條　主務大臣ハ建築物ノ構造、設備又ハ敷地ニ關シ衛生上、保安上又ハ防空上必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第十三條　主務大臣ハ火災豫防上必要ト認ムルトキハ防火地區ヲ指定シ其ノ地區内ニ於ケル防火設備又ハ建築物ノ防火構造ニ關シ必要ナル規定ヲ

設ケルコトヲ得

防火地区内ニ於テハ建物ノ部分ヲ成ス防火壁ハ土地ノ境界線ニ接シ之ヲ設ケルコトヲ得

第十四條　主務大臣ハ学校、集会場、劇場、旅館、工場、倉庫、病院、市場、屠場、火葬場其ノ他命令ヲ以テ指定スル特殊建築物ノ位置、構造、設備又ハ敷地ニ関シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第十五條　主務大臣ハ美観地区ヲ指定シ其ノ地区内ニ於ケル建築物ノ構造、設備又ハ敷地ニ関シ美観上必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第十六條　主務大臣ハ建築物ノ工事執行ニ関シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第十七條　行政官庁ハ建築物左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ除却、改築、修繕、使用禁止、使用停止其ノ他ノ必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得

一　保安上危険ト認ムルトキ

二　衛生上有害ト認ムルトキ

三　本法又ハ本法ニ基キテ発スル命令ニ違反シテ建築物ヲ建築シタルトキ

第十八條　本法適用区域ノ設定若ハ変更、地域若ハ地区ノ指定若ハ変更其ノ他ノ場合ニ於テ既存スル建築物カ其ノ後新ニ建築セラレタリトセハ本法又ハ本法ニ基キテ発スル命令ニ違反スヘキモノナルトキハ行政官庁ハ相当ノ期間ヲ指定シ其ノ建築物ニ付前條ニ掲ケル必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル措置ヲ命スルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ建築物所在地ノ公共団体ヲシテ損失ヲ補償セシム

前項ノ規定ニ依リ補償ヲ受ケヘキ者補償金額ニ付不服アルトキハ其ノ金額ノ決定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三月内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ訴訟ノ告知ヲ為ス行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第十九條　建築主、建築工事請負人、建築工事管理者又ハ建築物ノ所有者ハ占有者本法若ハ本法ニ基キテ発スル命令又ハ之ニ基キテ為ス処分ニ違反シタルトキハ二千圓以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

第二十條　前條ノ規定ハ前條ニ掲ケル者未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ営業ニ関シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者其ノ営業ニ関シ前條ニ規定スル違反ヲ為シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

前條ニ掲ケル者ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ従業者其ノ営業ニ関シ前條ニ規定スル違反ヲ為シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ免責ヲ免レルコトヲ得ス

前條ニ掲ケル者法人ナルトキハ明治三十三年法律第五十二號ヲ準用ス

第二十一條　本法又ハ本法ニ基キテ発スル命令ニ規定シタル事項ニ付行政官廳ノ為シタル処分ニ因リ権利ヲ侵損セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二十二條　本法又ハ本法ニ基キテ発スル命令ニ規定シタル事項ニ付行政官廳ノ為シタル処分ニ不服アル者ハ訴願スルコトヲ得本法ニ依リ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ル場合ニ於テハ主務大臣ニ訴願スルコトヲ得ス

第二十三條　本法施行ノ際現ニ建築ニ着手シタル建築物又ハ建築工事中ノ建築物ニ付テハ本法ハ之ヲ適用セス

特別ノ必要アル場合ニ於テハ主務大臣ハ前項ノ市街地ノ外ニ亘リ本法適用ノ区域ヲ指定スルコトヲ得

第二十四條　本法ノ勅令ノ定ムル所ニ依リ建築工事中ノ建築物、建築工事ニ着手セサル建設計アル建築物又ハ建築物ニ非サル工作物ニ之ヲ準用ス

ルコトヲ得

第二十五條　本編ノ全部又ハ一部ノ適用ヲ必要トセサル建築物ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十六條　本法ニ於テ道路ト称スルハ幅員四メートル以上ノモノヲ謂フ

幅員四メートル未満二・七メートル以上ノ道路及道路ノ新設又ハ変更ノ計画アル場合ニ於ケル其ノ計画ノ道路ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ道路ト看做ス

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム　（大正九年十一月勅令第五百三十九號ヲ以テ同年十二月一日ヨリ施行）

附　則　（昭和九年法律第四十六號）

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム　（昭和九年十二月勅令第三百三十九號ヲ以テ同十年二月一日ヨリ施行）

従前ノ第二十三條ノ規定ニ基キ指定セラレタル区域ハ同條ノ改正規定ニ依リ指定セラレタルモノト看做ス

附　則　（昭和十三年法律第二十九號）

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム　（昭和十四年勅令第十號ヲ以テ同年二月一日ヨリ施行）

本法施行前市街地建築物法施行令第十一條ノ規定ニ依リ指定シタル区域及其ノ区域内ニ於ケル建築物ニ付定メタル高ノ最低限度ハ各之ヲ本法第十一條第二項ノ規定ニ依リ指定シタル高度地区及其ノ地区内ニ於ケル建築物ニ付定メタルモノ高ノ最低限度ト看做ス

●市街地建築物法施行期日ノ件

昭和十四年一月七日
勅令第十號

昭和十三年法律第二十九號ノ昭和十四年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

●市街地建築物法施行令

大正九年九月三十日
勅令第四百三十八號

改正　大正一二年勅令第三九五號、一三年第二五二號、第三〇四號、昭和四年第二一三號、九年第二九四號、八年第三三七號、九年第三四〇號、一四年第一二號

第一條　建築物左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ住居地域内ニ之ヲ建築スルコトヲ得ズ但シ第一號乃至第四號ニ該當スル建築物ニシテ行政官廳住居ノ安寧ヲ害スル虞ナシト認ムルモノ又ハ公益上已ムヲ得ズト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一　常時使用スル原動機馬力數ノ合計三ヲ超過スル工場

二　左ニ掲グル事業ヲ營ム工場

イ　玩具用普通火工品ノ製造

ロ　「アセチレンガス」ヲ用フル金屬ノ工作（溶解「アセチレンガス」ヲ用フルモノヲ除ク）、

ハ　引火性溶剤ヲ用フル「ドライクリーニング」又ハ「ドライダイング」

ニ　「セルロイド」ノ加熱加工又ハ機械ヲ用フル加工

ホ　印刷用「インキ」又ハ繪具ノ製造

ヘ　塗料ノ吹付

ト　亞硫酸「ガス」ヲ用フル物品ノ漂白

チ　骨炭其ノ他動物質炭ノ製造

リ　羽又ハ毛ノ洗滌、染色又ハ漂白

ヌ　碎綿、屑綿、屑紙、屑絲、屑毛ノ類ノ消毒、選別、洗滌又ハ漂白

ル　製綿、古綿ノ再製、起毛、反毛又ハ「フエルト」ノ製造ニシテ原動機ヲ用フルモノ

ヲ　骨、角、牙、蹄、貝殻ノ挽割若ハ乾燥研磨又ハ金屬ノ乾燥研磨ニシテ原動機ヲ用フルモノ

ワ　鑛物、岩石、土砂、硫黄、金屬、硝子、煉瓦、陶磁器、骨又ハ貝殻ノ粉砕ニシテ原動機ヲ用フルモノ

カ　瓦、煉炭灰又ハ煉炭ノ製造

ヨ　活字又ハ金屬工藝品ノ鑄造

タ　瓦、煉瓦、土器類、陶磁器、人造砥石、坩堝又ハ琺瑯鐵器ノ製造

レ　硝子ノ製造又ハ砂吹

ソ　動力槌ヲ用フル鍛冶

三　室面積ノ合計五十平方メートルヲ超過スル自動車ノ車庫

四　劇場、活動寫眞館、演藝場又ハ觀物場

五　待合又ハ貸座敷

六　倉庫業ヲ營ム倉庫

七　火葬場又ハ産穢物處理場

八　屠場又ハ死畜處理場

九　塵芥又ハ汚物ノ處理場

十　前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外行政官廳住居ノ安寧ヲ害スル虞アリト認メ命令ヲ以テ指定スルモノ

第二條　建築物左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ商業地域内ニ之ヲ建築スルコトヲ得ズ但シ第一號又ハ第二號ニ該當スル建築物ニシテ行政官廳商業ノ利便ヲ害スル虞ナシト認ムルモノ又ハ公益上已ムヲ得ズト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一　常時使用スル原動機馬力數ノ合計十五ヲ超過スル工場但シ日刊新聞印刷所ヲ除ク

二　前條第二號ニ該當スルモノ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業ヲ營ムモノヲ除ク

イ　容量三十リットル以下ノ「アセチレンガス」發生器ヲ用フル金屬ノ工作

〔山形縣〕

ロ　原動機馬力數ノ合計〇・二五以下ノ原動機ヲ用フル塗料ノ吹付

ハ　原動機ヲ使用スル二臺以下ノ研磨機ニ依ル金屬ノ乾燥研磨

三　前條第七號乃至第九號ニ該當スルモノ

四　前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外行政官廳商業ノ利便ヲ害スル虞アリト認メ命令ヲ以テ指定スルモノ

第三條　建築物左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ工業地域内ニ非ザレバ之ヲ建築スルコトヲ得ズ但シ第一號、第二號又ハ第四號ニ該當スル建築物ニシテ行政官廳衞生上有害ノ若ハ保安上危險ノ虞ナシト認ムルモノ又ハ公益上已ムヲ得ズト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一　常時使用スル原動機馬力數ノ合計五十ヲ超過スル工場但シ印刷工場、精密機器製作工場、製氷工場及冷凍工場ヲ除ク

二　左ニ掲グル事業ヲ營ム工場

イ　銃砲火藥類取締法ノ火藥類ノ製造

ロ　鹽素酸鹽類、過鹽素酸鹽類、硝酸鹽類、黄燐、赤燐、硫化燐、金屬「カリウム」、金屬「ナトリウム」、「マグネシウム」、過酸化水素水、過酸化「カリ」、過酸化「ソーダ」、過酸化「バリウム」、二硫化炭素、「メタノール」、「アルコール」、「エーテル」、「アセトン」、醋酸「エステル」類、「ニトロセルロース」、「ベンゾール」、「トルオール」、「キシロール」、「ピクリン」酸、「ピクリン」酸鹽類、「テレピン」油又ハ石油類ノ製造

ハ　鑄物ノ製造

ニ　「セルロイド」ノ製造

ホ　「ニトロセルロース」製品ノ製造

ヘ　「ビスコース」製品ノ製造

ト　合成染料若ハ其ノ中間物、顔料又ハ塗料ノ製造（漆又ハ水性塗料ノ製造ヲ除ク）

チ　溶剤ヲ用フル「ゴム」製品又ハ芳香油ノ製造

リ　乾燥油又ハ溶剤ヲ用フル擬革紙布又ハ防水紙布ノ製造

ヌ　溶剤ヲ用フル塗料ノ加熱乾燥又ハ燒付

ル　石炭「ガス」類又ハ「コークス」ノ製造

ヲ　壓縮「ガス」又ハ液體「ガス」ノ製造（製氷又ハ冷凍ヲ目的トスルモノヲ除ク）

ワ　鹽素、「ブロム」、「ヨード」、硫黄、鹽化硫黄、弗化水素酸、鹽酸、硝酸、硫酸、燐酸、苛性「カリ」、苛性「ソーダ」、「アンモニア」水、炭酸「カリ」、洗濯「ソーダ」、「ソーダ」灰、晒粉、次硝酸蒼鉛、亞硫酸鹽類、「チオ」硫酸鹽類、砒素化合物、「バリウム」化合物、鉛化合物、銅化合物、水銀化合物、「シアン」化合物、「クロロホルム」、四鹽化炭素、「ホルマリン」、「ズルホナール」、「グリセリン」、「イヒチオールスルホン」酸「アンモン」、醋酸、石炭酸、安息香酸、「タンニン」酸、「アセトアニリド」、「アスピリン」又ハ「グアヤコール」ノ製造

カ　蛋白質ノ加水分解ニ依ル製品ノ製造

ヨ　油脂ノ採取又ハ加熱加工

タ　石鹸、「ファクチス」又ハ「ベークライト」ノ製造

レ　肥料ノ製造

ソ　製紙

ツ　製革、製膠又ハ毛皮若ハ骨ノ精製

ネ　「アスファルト」ノ精製

ナ　「アスファルト」、「コールタール」、木「タール」、石油蒸溜産物又ハ其ノ殘滓ヲ原料トスル製造

ラ　「セメント」、石膏、消石灰、生石灰又ハ「カーバイド」ノ製造

〔山形縣〕

ヘ　看護人、看護婦又ハ家族ノ宿泊ニ適スル室ヲ設ケスシテ之ヲ使用スルコト

ト　便所ニ「カーキン」ヲ置カサルコト

チ　全館ニ亘リ又ハ病室ノ工作ニ必ス必要ナル給水又ハ暖房装置ヲ有セサルコト

リ　電気照明又ハ電気ノ設備

ヌ　手術、手当又ハ「ローエル」ノ用ニ充ル全館ノ暖房

三　病室ニ接シテ之ヲ設ケサル外行政官庁衛生上有害ノ又ハ安全上危険ノ虞アル事業ヲ以テ命令ヲ以テ指定スル事業ノ工場

四　病室ニ接シテ「ロ」、「ハ」又ハ「ヌ」ノ如キ「カス」又ハ「カーボナード」ノ設備又ハ装置ニ依スルモノ

五　病室ニ接シテ之ヲ設ケサル外行政官庁衛生上有害ノ又ハ安全上危険ノ虞アル事業ヲ以テ命令ヲ以テ指定スル物品ノ貯蔵又ハ使用ニ依スルモノ

第三條ノ二　第三條ニ規定スル病院ノ病室ニ接シテ之ヲ設ケサル事業ニ付行政官庁ノ許可ヲ受ケタル場合ニ於テハ同條ノ規定ニ拘ハラス其ノ事業ニ使用スル建築物ニ之ヲ設クルコトヲ得

一　建築物ニ接シテ設ケサル事業ニ付テハ其ノ敷地内ニ於テ十分ニ安全ナル距離ヲ保チ建築物ニ接シテ設ケサル事業ニ付テハ其ノ敷地内ニ於テ十分ニ安全ナル距離ヲ保チ

二　建築物ニ接シテ設ケサル事業ニ付テハ其ノ敷地内ニ於テ十分ニ安全ナル距離ヲ保チ

三　建築物ニ接シテ設ケサル事業ニ付テハ其ノ敷地内ニ於テ十分ニ安全ナル距離ヲ保チ

第四條　建築物ノ敷地ハ地盤ノ高低ニ応シ適当ノ盛土又ハ擁壁ヲ為シ且排水ニ適スル様ニスルノ外地盤ノ高低ニ応シ適当ノ盛土又ハ擁壁ヲ為シ且排水ニ適スル様ニスルノ外

第五條　建築物ノ敷地ハ地盤ノ高低ニ応シ適当ノ盛土又ハ擁壁ヲ為シ且排水ニ適スル様ニスルノ外

第六條　建築物ノ敷地ハ地盤ノ高低ニ応シ適当ノ盛土又ハ擁壁ヲ為シ且排水ニ適スル様ニスルノ外

第七條　建築物ノ敷地ハ地盤ノ高低ニ応シ適当ノ盛土又ハ擁壁ヲ為シ且排水ニ適スル様ニスルノ外

第八條　建築物ノ敷地ハ地盤ノ高低ニ応シ適当ノ盛土又ハ擁壁ヲ為シ且排水ニ適スル様ニスルノ外

第九條　建築物ノ敷地ハ地盤ノ高低ニ応シ適当ノ盛土又ハ擁壁ヲ為シ且排水ニ適スル様ニスルノ外

第十條　建築物ノ敷地ハ地盤ノ高低ニ応シ適当ノ盛土又ハ擁壁ヲ為シ且排水ニ適スル様ニスルノ外

第十一條　建築物ノ敷地ハ地盤ノ高低ニ応シ適当ノ盛土又ハ擁壁ヲ為シ且排水ニ適スル様ニスルノ外

第十二條　建築物ノ敷地ハ地盤ノ高低ニ応シ適当ノ盛土又ハ擁壁ヲ為シ且排水ニ適スル様ニスルノ外

第十三條　建築物ノ敷地ハ地盤ノ高低ニ応シ適当ノ盛土又ハ擁壁ヲ為シ且排水ニ適スル様ニスルノ外

第十四條　建築物ノ敷地ハ地盤ノ高低ニ応シ適当ノ盛土又ハ擁壁ヲ為シ且排水ニ適スル様ニスルノ外

第十五條　建築物ノ敷地ハ地盤ノ高低ニ応シ適当ノ盛土又ハ擁壁ヲ為シ且排水ニ適スル様ニスルノ外

第十六條　建築物ノ敷地ハ地盤ノ高低ニ応シ適当ノ盛土又ハ擁壁ヲ為シ且排水ニ適スル様ニスルノ外

第十七條　建築物ノ敷地ハ地盤ノ高低ニ応シ適当ノ盛土又ハ擁壁ヲ為シ且排水ニ適スル様ニスルノ外

第十八條　建築物ノ敷地ハ地盤ノ高低ニ応シ適当ノ盛土又ハ擁壁ヲ為シ且排水ニ適スル様ニスルノ外

第十四條ノ建築物ノ敷地ノ面積トハ建築物ノ敷地ノ水平断面ノ面積中最大ナルモノヲ謂フ

第十六條　本令ニ於テ建築物ノ敷地トハ一棟ノ建築物ニ属スル一団ノ土地ヲ謂フ

第十六條ノ二　建築物ノ敷地ガ二以上ノ地域又ハ地区ニ跨ル場合ニ於テ第一種乃至第三種若ハ第十四條ノ規定又ハ住居専用地区、工業地域内特別地区、工業専用地区若ハ空地地区ニ関スル制限ノ適用ニ関シテハ制限ノ最厳ナルモノニ依ル但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十七條　市街地建築物法第十八條第二項ノ規定ニ依リ損失ヲ補償スヘキ場合ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ限ル

一　地域、住居専用地区、工業地域内特別地区又ハ工業専用地区ノ指定又ハ變更ニ基キ建築物ノ使用禁止又ハ建築物主要構造部ノ除却ヲ命ジタル場合

二　築物地区ノ指定又ハ變更ニ基キ建築物主要構造部ノ除却ヲ命ジタル場合

三　建築線ノ指定又ハ變更ニ基キ建築物ノ主要構造部ノ除却ヲ命ジタル場合

四　建築線ニ関スル建築物ノ敷地ノ位置ノ指定ニ基キ建築物主要構造部ノ除却又ハ除却ヲ命ジタル場合

五　建築物ノ高又ハ建築物ノ敷地内ニ存セシムヘキ空地ニ関スル規定ニ基キ建築物主要構造部ノ除却ヲ命ジタル場合

第十八條　市街地建築物法第十八條第二項ノ規定ニ依リ補償スヘキ損失ハ通常生スヘキ損失ニ限ル

第十九條　前二條ノ規定ニ依ル損失補償ノ請求ハ市街地建築物法第十八條第一項ノ制限ニ依リ建築物ヲ為スヲ得ヘカリシ日ヨリ起算シ三月内ニ之ヲ為スヲ要ス

第二十條　市街地建築物法第十八條第二項ノ公共団體トハ同法第二十三條ノ規定ニ依ル同法適用区域ノ属スル市町村トス

第二十一條　補償義務ノ有無及補償ノ金額ハ補償審査会之ヲ裁定ス

第二十二條　補償審査会ハ第二十條ニ規定スル市街地建築物法第十八條第二項ノ公共団體ノ吏員ヲ以テ之ヲ組織ス

補償審査会ハ会長一人及委員十二人ヲ以テ之ヲ組織ス

第二十三條　会長ハ地方長官ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ左ニ掲クル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　關係各廳高等官　四人

二　前條第一項ノ公共團體ノ吏員　二人

三　前號ノ公共團體ノ議會ノ議員　四人

四　學識經驗アル者　二人

前項第一號、第二號及第四號ノ委員ハ主務大臣之ヲ命ジ第三號ノ委員ハ其ノ議會ニ於テ之ヲ選擧ス

第二十四條　補償審査会ニ關シテハ土地收用法第二十七條乃至第三十一條、第三十七條、第三十九條、第四十條第一項第二項、第四十二條乃至第四十五條、第六十九條、第七十二條及第八十三條ノ規定ヲ準用ス

第二十二條第一項ノ公共團體ノ二以上ニ亘ル建築物ニ關シテハ關係補償審査会合同シテ會議ヲ開クヘシ

第二十五條　市街地建築物法第十八條ノ規定ハ建築工事中ノ建築物及建築工事ニ着手セサルモ設計アル建築物ニ之ヲ準用ス

第二十六條　行政官廳ハ建築工事中ノ建築物又ハ建築工事ニ着手セサルモ設計アル建築物ニシテ其ノ建築被成ノ後ニ於テ市街地建築物法第十八條第一項ノ制限ニ依リ建築物ヲ為スヲ得ヘカリシ日ヨリ起算シ三月内ニ之ヲ為スヲ要スト認ムルモノニ付テハ其ノ建築ヲ許可スルコトヲ得

第二十六條ノ二　建築物ノ敷地ヲ造成スル為ニスル擁壁ニ対シテハ市街地建築物法第九條、第十二條、第十五條乃至第二十二條及第二十五條ノ規定ヲ準用ス

第二十七條　市街地建築物法又ハ關係保存法又ハ史蹟名勝天然紀念物保存法ノ適用ヲ受クル建築物ニ付之ヲ適用セス

第二十八條　左ノ各號ノ一ニ該當スル建築物ニシテ行政官廳支障ナシト認ムルモノニ対シテハ市街地建築物法第八條、第九條及第十一條ノ規定ヲ適用セザルコトヲ得

一　鳥居、形像、紀念門、紀念塔ノ類

二　架道橋梁、公共便所ノ類

三　臨時ノ類

四、地下停車場ノ類

五　高架工作物内ニ設ケル倉庫、店舗ノ類

第二十九條　保安会議、警察署ノ諮問ニ応ジ市街地建築物ニシテ行政官廳支障ナシト認ムルモノニ対シテハ市街地建築物法第八條、第九條及第十一條ノ規定ニ拘ラス存続期限ヲ附シ假建築物ノ建築ヲ許可スルコトヲ得

第三十條　相具四メートル未満二・七メートル以上ノ道路ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ之ヲ市街地建築物法ノ道路ト看做ス

一　行政官廳市街地ノ状況ニ依リ特ニ指定シタル道路

第三編　保安　第十八章　建築物

第一項ノ規定ニ依ル指定ヲ為スル必要ナシト認ムルモノニ付テハ其ノ建築ヲ許可スルコトヲ得

第二十六條ノ二　建築物ノ敷地ヲ造成スル為ニスル擁壁ニ対シテハ市街地建築物法第九條、第十二條、第十五條乃至第二十二條及第二十五條ノ規定ヲ準用ス

第二十七條　市街地建築物法又ハ關係保存法又ハ史蹟名勝天然紀念物保存法ノ適用ヲ受クル建築物ニ付之ヲ適用セス

第二十八條　左ノ各號ノ一ニ該當スル建築物ニシテ行政官廳支障ナシト認ムルモノニ対シテハ市街地建築物法第八條、第九條及第十一條ノ規定ヲ適用セザルコトヲ得

一　鳥居、形像、紀念門、紀念塔ノ類

二　架道橋梁、公共便所ノ類

三　臨時ノ類

四、地下停車場ノ類

五　高架工作物内ニ設ケル倉庫、店舗ノ類

第二十九條　保安会議、警察署ノ諮問ニ応ジ市街地建築物ニシテ行政官廳支障ナシト認ムルモノニ対シテハ市街地建築物法第八條、第九條及第十一條ノ規定ニ拘ラス存続期限ヲ附シ假建築物ノ建築ヲ許可スルコトヲ得

第三十條　相具四メートル未満二・七メートル以上ノ道路ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ之ヲ市街地建築物法ノ道路ト看做ス

一　行政官廳市街地ノ状況ニ依リ特ニ指定シタル道路

二　土地區劃整理設計又ハ行政官廳ノ指定シタル建築線ニ基キ築造セラレタル幅員四メートル以上ノ道路ノ新設又ハ變更ノ計畫アル場合ニ於テ行政廳其ノ計畫ヲ告示シタルトキハ其ノ計畫ノ道路ハ之ヲ市街地建築物法ノ道路ト看做ス

附　則

本令ハ市街地建築物法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス　（大正九年十二月一日）

附　則　（昭和九年勅令第三百四十號）

本令ハ昭和九年法律第四十六號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス　（昭和十年二月一日）

大正九年勅令第五百四十號ハ之ヲ廢止ス

附　則　（昭和十四年勅令第十一號）

本令ハ昭和十三年法律第二十九號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス　（昭和十四年二月一日）

●市街地建築物法施行規則

大正九年十一月九日
内務省令第三十七號

改正　大正一一年内務省令第二一號、一二年第二六號、一三年第一五號、第三〇號、一四年第一號、一五年第五三號、昭和七年第一號、九年第三八號、一二年第二五號、一四年第一號

第一章　通則

第一條　本則ニ於ケル用語ハ左ノ例ニ依ル

一　居室トハ居住ノ用ニ供スル室ヲ謂フ

一 支間ハ、廊下、階段室、外套室、便所、手洗所、浴室、物置、納戸、晴室ノ類ハ居室ト看做サス
二 地階トハ其ノ床面地盤面下ニ在ル階ヲ謂フ但シ天井高ノ三分ノ二以上ガ地盤面上ニ在ル階ハ之ヲ第一階ト看做ス
三 屋階トハ屋根裏ニ設ケタル階ヲ謂フ但シ地方長官其ノ構造、用途、床面積其ノ他ノ狀況普通階ト大差ナシト認ムルモノヲ除ク
四 床高トハ床面ヨリ其ノ直下地面迄ノ距離ヲ謂フ
五 階高トハ其ノ階ノ床面ヨリ其ノ直上階ノ床面迄ノ高ヲ謂フ但シ最上階ニ在リテハ其ノ天井高ヲ謂フ
六 天井高トハ室ノ床面ヨリ天井迄ノ高ヲ謂フ
一室ニシテ天井高異ル部分アルトキハ其ノ室ノ床面積ヲ以テ容積ヲ除シタルモノヲ謂フ
七 外壁トハ建築物ノ外側ヲ構成スル壁體ヲ謂フ
八 間壁トハ建築物ノ内部ヲ區劃スル壁體ヲ謂フ
九 削除
十 不燃材料トハ煉瓦、石、人造石、「コンクリート」、石綿盤、瓦、金屬、陶磁器、硝子、「モルタル」、漆喰ノ類ヲ謂フ
十一 耐水材料トハ煉瓦、石、人造石、「コンクリート」、鉛、「アスファルト」、陶磁器ノ類ヲ謂フ
十二 石造トハ石造、人造石造及「コンクリート」造ヲ謂フ
十三 壁體ノ耐火構造トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ
イ 厚一尺以上ノ煉瓦造又ハ石造
ロ 厚四寸以上ノ鐵筋「コンクリート」造
ハ 厚一尺以上ノ孔煉瓦造、厚六寸以上ノ鐵筋「コンクリート、ホローブロック」造、厚五寸以上ノ鐵筋「コンクリート、ブロック」造ノ類ニシテ地方長官本號イ又ハロニ規定スル壁體ト同等以上ノ耐火的效力アリト認ムルモノ
十四 床又ハ屋根ノ耐火構造トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ
イ 鐵筋「コンクリート」造
ロ 鐵骨ヲ有スル鐵筋「コンクリート」造、煉瓦造又ハ石造
ハ 煉瓦造又ハ石造
ニ 最下階ノ床ニ在リテハ土間、叩、石敷ノ類
ホ 鐵骨ヲ有シ「メタルラス、コンクリート」、網入硝子ノ類ヲ以テ覆葺スル屋根ニシテ地方長官ノ承認セルモノ
十五 柱ノ耐火構造トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ
イ 煉瓦造又ハ「コンクリート」造
ロ 鐵筋「コンクリート」造
ハ 鐵柱ニシテ耐火的ニ有效ナル被覆ヲ爲シタルモノ
ニ 石造ニシテ地方長官ノ承認セルモノ
十六 階段ノ耐火構造トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ
イ 鐵筋「コンクリート」造、煉瓦造又ハ石造
ロ 鐵骨ヲ有スル鐵筋「コンクリート」造、煉瓦造又ハ石造
ハ 鐵造
十七 防火戸ハ甲種防火戸及乙種防火戸ノ二種トス
甲種防火戸トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ
イ 鐵製ニシテ鐵板ノ厚一・五ミリメートル以上ノモノ
ロ 鐵骨「コンクリート」造又ハ鐵筋「コンクリート」造ニシテ厚三・五センチメートル以上ノモノ
ハ 厚十五センチメートル以上ノ土藏扉
ニ 其ノ他地方長官前各號ニ準ズト認ムルモノ

〔山形書〕

乙種防火戸トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ
イ 鐵製ニシテ鐵板ノ厚一・五ミリメートル未滿ノモノ
ロ 鐵骨「コンクリート」造又ハ鐵筋「コンクリート」造ニシテ厚三・五センチメートル未滿ノモノ
ハ 木造又ハ鐵造ニシテ屋外ニ面スル部分ヲ厚三センチメートル以上ノ「モルタル」、漆喰又ハ適當ナル厚ノ石綿盤ノ類ヲ以テ被覆シタルモノ
ニ 其ノ他地方長官前各號ニ準ズト認ムルモノ
十八 削除
十九 建築物ノ大修繕トハ壁體、柱、小屋若ハ基礎ノ過半ノ修繕又ハ之ニ準スル構造上主要ナル部分ノ修繕ヲ謂フ
二十 大變更トハ壁體、柱、床、小屋、基礎等構造上主要ナル部分ノ變更ヲ謂フ
二十一 階數トハ地階及屋階ヲ除キタル階數ヲ謂フ
第二條 本則ノ適用ニ關シ土地又ハ建築物ニ關スル測算方法、呼稱等ニ付疑義ヲ生シタルトキハ地方長官之ヲ決定ス
第三條 本則ニ規定セル建築物ノ採光、換氣、防火、避難、清潔、強度ニ關スル構造設備ハ常ニ有效ニ保持スヘシ

第一章ノ二 專用地區及特別地區

第三條ノ二 建築物ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當セザルモノハ住居專用地區内ニ之ヲ建築スルコトヲ得ズ
一 住宅
二 住宅ニシテ事務所ノ類ヲ兼ヌルモノ
三 共同住宅、寄宿舍又ハ下宿屋
四 神社
五 學校、圖書館ノ類
六 養育院、託兒所ノ類
七 寺院、教會所ノ類
八 形像、記念塔ノ類
九 物品販賣業ヲ營ム店舖（床面積十平方メートル以下ノモノ）、旅館、倶樂部、診療所、農業用建築物ノ類ニシテ地方長官土地ノ狀況ニ依リ支障ナシト認ムルモノ
十 前各號ノ一ニ該當スル建築物ニ附隨スルモノニシテ地方長官支障ナシト認ムルモノ
十一 前各號ニ揭グルモノヲ除クノ外地方長官支障ナシト認メ又ハ公益上已ムヲ得ズト認ムルモノ
第三條ノ三 工業地域内ニ特別地區ヲ指定シタル場合ニ於テ建築物左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ特別地區内ニ非ザレバ之ヲ建築スルコトヲ得ズ但シ地方長官保安上危險ノ又ハ衞生上有害ノ虞ナシト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ
一 銃砲火藥類取締法施行規則ノ火藥庫
二 左ニ揭グル事業ヲ營ム工場
イ 銃砲火藥類取締法ノ火藥類ノ製造但シ銃砲火藥類取締法施行規則第四十四條第二項ノ火工品ヲ除ク
ロ 硝化纖維素、「セルロイド」、鹽素酸鹽類、過鹽素酸鹽類、「ピクリン」酸、「ピクリン」酸鹽類、黃燐、過酸化「カリウム」、過酸化「ナトリウム」、硫化炭素、「エーテル」、「アセトン」、「ベンゾール」、「キシロール」、「トルオール」又ハ「テレビン」油ノ製造
ハ 石油類、鹽化硫黃、硫酸、硝酸、弗化水素、「クロール」石灰、「チアン」化合物、砒素化合物、水銀化合物、亞硫酸鹽類及動物質肥料ノ

〔山形書〕

道ノ境界ヲ以テ建築線トス

第十一條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第十二條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第十三條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第十四條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第十五條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第十六條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第十七條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第十八條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第十九條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第二十條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第二十一條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第二十二條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第二十三條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第二十四條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第二十五條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第二十六條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第二十七條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第二十八條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第二十九條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第三十條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第三十一條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第三十二條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第三十三條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第三十四條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第三十五條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第三十六條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第三十七條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第三十八條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第三十九條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第四十條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第四十一條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第四十二條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第四十三條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第四十四條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第四十五條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第四十六條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第四十七條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第四十八條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第四十九條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第五十條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第五十一條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第五十二條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第五十三條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第五十四條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第五十五條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第五十六條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第五十七條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第五十八條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第五十九條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第六十條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第六十一條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第六十二條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第六十三條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第六十四條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第六十五條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第六十六條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第六十七條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第六十八條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第六十九條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第七十條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第七十一條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第七十二條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第七十三條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第七十四條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第七十五條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第七十六條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第七十七條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第七十八條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第七十九條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第八十條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第八十一條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第八十二條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第八十三條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第八十四條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第八十五條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第八十六條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第八十七條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第八十八條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第八十九條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第九十條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第九十一條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第九十二條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第九十三條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第九十四條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第九十五條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第九十六條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第九十七條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第九十八條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第九十九條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第百條　長官ハ官舍ヲ以テ其ノ官舍ニ居住スル官吏ニ對シ其ノ官舍ノ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第三十一條　鉄筋ハ其ノ表面ニ著シキ鉄銹、塗料、泥土、油類又ハ其ノ他ノ有害物ノ附着セサルモノニ限ル

第三十二條　削除

第三十三條　鉄筋ハ其ノ末端ニ半円形ノ鉤ヲ設ケサルヘカラス

一　鉄筋ノ末端ニ設ケタル半円形ノ鉤ノ内法ハ其ノ鉄筋ノ太サノ四倍以上トス

二　鉄筋ヲ引張応力ノ為ニ用ヒタル場合ニ於テハ上端ニ設ケタル鉤ハ其ノ鉄筋ノ中心ヨリ下方ニ向ヒ測リタル鉄筋ノ太サノ十倍以上ノ長サヲ有スル部分ヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

三　鉄筋ヲ引張応力ノ為ニ用ヒタル場合ニ於テハ鉤ハ其ノ鉄筋ノ中心ヨリ下方ニ向ヒ測リタル鉄筋ノ太サノ十倍以上ノ長サヲ有スル部分ヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

第三十四條　鉄筋ハ其ノ末端ニ鉤ヲ設ケサル場合ト雖モ左ノ各号ニ掲ケタル場合ニ於テハ其ノ鉄筋ノ太サノ二十倍以上ノ長サヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

一　鉄筋ヲ引張応力ノ為ニ用ヒタル場合ニ於テ其ノ鉄筋ノ上方ニ在リテハ其ノ鉄筋ノ中心ヨリ下方ニ向ヒ測リタル鉄筋ノ太サノ十倍以上ノ長サヲ有スル部分ヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

二　鉄筋ヲ引張応力ノ為ニ用ヒタル場合ニ於テ其ノ鉄筋ノ上方ニ在リテハ其ノ鉄筋ノ中心ヨリ下方ニ向ヒ測リタル鉄筋ノ太サノ十倍以上ノ長サヲ有スル部分ヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

三　鉄筋ヲ引張応力ノ為ニ用ヒタル場合ニ於テ其ノ鉄筋ノ上方ニ在リテハ其ノ鉄筋ノ中心ヨリ下方ニ向ヒ測リタル鉄筋ノ太サノ十倍以上ノ長サヲ有スル部分ヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

第三十五條　鉄筋ハ其ノ末端ニ鉤ヲ設ケサル場合ト雖モ左ノ各号ニ掲ケタル場合ニ於テハ其ノ鉄筋ノ太サノ二十倍以上ノ長サヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

一　鉄筋ヲ引張応力ノ為ニ用ヒタル場合ニ於テ其ノ鉄筋ノ上方ニ在リテハ其ノ鉄筋ノ中心ヨリ下方ニ向ヒ測リタル鉄筋ノ太サノ十倍以上ノ長サヲ有スル部分ヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

二　鉄筋ヲ引張応力ノ為ニ用ヒタル場合ニ於テ其ノ鉄筋ノ上方ニ在リテハ其ノ鉄筋ノ中心ヨリ下方ニ向ヒ測リタル鉄筋ノ太サノ十倍以上ノ長サヲ有スル部分ヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

三　鉄筋ヲ引張応力ノ為ニ用ヒタル場合ニ於テ其ノ鉄筋ノ上方ニ在リテハ其ノ鉄筋ノ中心ヨリ下方ニ向ヒ測リタル鉄筋ノ太サノ十倍以上ノ長サヲ有スル部分ヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

第三十六條　主要ナル鉄筋ハ其ノ末端ニ鉤ヲ設ケサル場合ト雖モ左ノ各号ニ掲ケタル場合ニ於テハ其ノ鉄筋ノ太サノ二十倍以上ノ長サヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

一　鉄筋ヲ引張応力ノ為ニ用ヒタル場合ニ於テ其ノ鉄筋ノ上方ニ在リテハ其ノ鉄筋ノ中心ヨリ下方ニ向ヒ測リタル鉄筋ノ太サノ十倍以上ノ長サヲ有スル部分ヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

二　鉄筋ヲ引張応力ノ為ニ用ヒタル場合ニ於テ其ノ鉄筋ノ上方ニ在リテハ其ノ鉄筋ノ中心ヨリ下方ニ向ヒ測リタル鉄筋ノ太サノ十倍以上ノ長サヲ有スル部分ヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

三　鉄筋ヲ引張応力ノ為ニ用ヒタル場合ニ於テ其ノ鉄筋ノ上方ニ在リテハ其ノ鉄筋ノ中心ヨリ下方ニ向ヒ測リタル鉄筋ノ太サノ十倍以上ノ長サヲ有スル部分ヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

第三十七條　鉄筋ハ其ノ末端ニ鉤ヲ設ケサル場合ト雖モ左ノ各号ニ掲ケタル場合ニ於テハ其ノ鉄筋ノ太サノ二十倍以上ノ長サヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

一　鉄筋ヲ引張応力ノ為ニ用ヒタル場合ニ於テ其ノ鉄筋ノ上方ニ在リテハ其ノ鉄筋ノ中心ヨリ下方ニ向ヒ測リタル鉄筋ノ太サノ十倍以上ノ長サヲ有スル部分ヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

二　鉄筋ヲ引張応力ノ為ニ用ヒタル場合ニ於テ其ノ鉄筋ノ上方ニ在リテハ其ノ鉄筋ノ中心ヨリ下方ニ向ヒ測リタル鉄筋ノ太サノ十倍以上ノ長サヲ有スル部分ヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

三　鉄筋ヲ引張応力ノ為ニ用ヒタル場合ニ於テ其ノ鉄筋ノ上方ニ在リテハ其ノ鉄筋ノ中心ヨリ下方ニ向ヒ測リタル鉄筋ノ太サノ十倍以上ノ長サヲ有スル部分ヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

第三十八條　鉄筋ハ其ノ末端ニ鉤ヲ設ケサル場合ト雖モ左ノ各号ニ掲ケタル場合ニ於テハ其ノ鉄筋ノ太サノ二十倍以上ノ長サヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

一　鉄筋ヲ引張応力ノ為ニ用ヒタル場合ニ於テ其ノ鉄筋ノ上方ニ在リテハ其ノ鉄筋ノ中心ヨリ下方ニ向ヒ測リタル鉄筋ノ太サノ十倍以上ノ長サヲ有スル部分ヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

二　鉄筋ヲ引張応力ノ為ニ用ヒタル場合ニ於テ其ノ鉄筋ノ上方ニ在リテハ其ノ鉄筋ノ中心ヨリ下方ニ向ヒ測リタル鉄筋ノ太サノ十倍以上ノ長サヲ有スル部分ヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

三　鉄筋ヲ引張応力ノ為ニ用ヒタル場合ニ於テ其ノ鉄筋ノ上方ニ在リテハ其ノ鉄筋ノ中心ヨリ下方ニ向ヒ測リタル鉄筋ノ太サノ十倍以上ノ長サヲ有スル部分ヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

第三十九條　鉄筋ハ其ノ末端ニ鉤ヲ設ケサル場合ト雖モ左ノ各号ニ掲ケタル場合ニ於テハ其ノ鉄筋ノ太サノ二十倍以上ノ長サヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

一　鉄筋ヲ引張応力ノ為ニ用ヒタル場合ニ於テ其ノ鉄筋ノ上方ニ在リテハ其ノ鉄筋ノ中心ヨリ下方ニ向ヒ測リタル鉄筋ノ太サノ十倍以上ノ長サヲ有スル部分ヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

二　鉄筋ヲ引張応力ノ為ニ用ヒタル場合ニ於テ其ノ鉄筋ノ上方ニ在リテハ其ノ鉄筋ノ中心ヨリ下方ニ向ヒ測リタル鉄筋ノ太サノ十倍以上ノ長サヲ有スル部分ヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

三　鉄筋ヲ引張応力ノ為ニ用ヒタル場合ニ於テ其ノ鉄筋ノ上方ニ在リテハ其ノ鉄筋ノ中心ヨリ下方ニ向ヒ測リタル鉄筋ノ太サノ十倍以上ノ長サヲ有スル部分ヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

第四十條　引張ヲ受ケル鉄筋ノ継手ハ其ノ鉄筋ノ太サノ四十倍以上ノ長サヲ有スル部分ヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

第四十一條　圧縮ヲ受ケル鉄筋ノ継手ハ其ノ鉄筋ノ太サノ二十倍以上ノ長サヲ有スル部分ヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

第四十二條　鉄筋ハ其ノ末端ニ鉤ヲ設ケサル場合ト雖モ左ノ各号ニ掲ケタル場合ニ於テハ其ノ鉄筋ノ太サノ二十倍以上ノ長サヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

一　鉄筋ヲ引張応力ノ為ニ用ヒタル場合ニ於テ其ノ鉄筋ノ上方ニ在リテハ其ノ鉄筋ノ中心ヨリ下方ニ向ヒ測リタル鉄筋ノ太サノ十倍以上ノ長サヲ有スル部分ヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

二　鉄筋ヲ引張応力ノ為ニ用ヒタル場合ニ於テ其ノ鉄筋ノ上方ニ在リテハ其ノ鉄筋ノ中心ヨリ下方ニ向ヒ測リタル鉄筋ノ太サノ十倍以上ノ長サヲ有スル部分ヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

三　鉄筋ヲ引張応力ノ為ニ用ヒタル場合ニ於テ其ノ鉄筋ノ上方ニ在リテハ其ノ鉄筋ノ中心ヨリ下方ニ向ヒ測リタル鉄筋ノ太サノ十倍以上ノ長サヲ有スル部分ヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

第四十三條　鉄筋ハ其ノ末端ニ鉤ヲ設ケサル場合ト雖モ左ノ各号ニ掲ケタル場合ニ於テハ其ノ鉄筋ノ太サノ二十倍以上ノ長サヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

一　鉄筋ヲ引張応力ノ為ニ用ヒタル場合ニ於テ其ノ鉄筋ノ上方ニ在リテハ其ノ鉄筋ノ中心ヨリ下方ニ向ヒ測リタル鉄筋ノ太サノ十倍以上ノ長サヲ有スル部分ヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

二　鉄筋ヲ引張応力ノ為ニ用ヒタル場合ニ於テ其ノ鉄筋ノ上方ニ在リテハ其ノ鉄筋ノ中心ヨリ下方ニ向ヒ測リタル鉄筋ノ太サノ十倍以上ノ長サヲ有スル部分ヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

三　鉄筋ヲ引張応力ノ為ニ用ヒタル場合ニ於テ其ノ鉄筋ノ上方ニ在リテハ其ノ鉄筋ノ中心ヨリ下方ニ向ヒ測リタル鉄筋ノ太サノ十倍以上ノ長サヲ有スル部分ヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

第四十四條　鉄筋ハ其ノ末端ニ鉤ヲ設ケサル場合ト雖モ左ノ各号ニ掲ケタル場合ニ於テハ其ノ鉄筋ノ太サノ二十倍以上ノ長サヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

一　鉄筋ヲ引張応力ノ為ニ用ヒタル場合ニ於テ其ノ鉄筋ノ上方ニ在リテハ其ノ鉄筋ノ中心ヨリ下方ニ向ヒ測リタル鉄筋ノ太サノ十倍以上ノ長サヲ有スル部分ヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

二　鉄筋ヲ引張応力ノ為ニ用ヒタル場合ニ於テ其ノ鉄筋ノ上方ニ在リテハ其ノ鉄筋ノ中心ヨリ下方ニ向ヒ測リタル鉄筋ノ太サノ十倍以上ノ長サヲ有スル部分ヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

三　鉄筋ヲ引張応力ノ為ニ用ヒタル場合ニ於テ其ノ鉄筋ノ上方ニ在リテハ其ノ鉄筋ノ中心ヨリ下方ニ向ヒ測リタル鉄筋ノ太サノ十倍以上ノ長サヲ有スル部分ヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

第四十五條　柱ニ於テ其ノ必要ナル断面積ノ三分ノ一以上ヲ鉄筋ノ場合ニ於テハ其ノ鉄筋ノ太サノ二十倍以上ノ長サヲ有スル部分ヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

第三十一條　鉄筋ハ其ノ表面ニ著シキ鉄銹、塗料、泥土、油類又ハ其ノ他ノ有害物ノ附着セサルモノニ限ル

第三十二條　削除

第三十三條　鉄筋ハ其ノ末端ニ半円形ノ鉤ヲ設ケサルヘカラス

一　鉄筋ノ末端ニ設ケタル半円形ノ鉤ノ内法ハ其ノ鉄筋ノ太サノ四倍以上トス

二　鉄筋ヲ引張応力ノ為ニ用ヒタル場合ニ於テハ上端ニ設ケタル鉤ハ其ノ鉄筋ノ中心ヨリ下方ニ向ヒ測リタル鉄筋ノ太サノ十倍以上ノ長サヲ有スル部分ヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

三　鉄筋ヲ引張応力ノ為ニ用ヒタル場合ニ於テハ鉤ハ其ノ鉄筋ノ中心ヨリ下方ニ向ヒ測リタル鉄筋ノ太サノ十倍以上ノ長サヲ有スル部分ヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

第三十四條　鉄筋ハ其ノ末端ニ鉤ヲ設ケサル場合ト雖モ左ノ各号ニ掲ケタル場合ニ於テハ其ノ鉄筋ノ太サノ二十倍以上ノ長サヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

一　鉄筋ヲ引張応力ノ為ニ用ヒタル場合ニ於テ其ノ鉄筋ノ上方ニ在リテハ其ノ鉄筋ノ中心ヨリ下方ニ向ヒ測リタル鉄筋ノ太サノ十倍以上ノ長サヲ有スル部分ヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

二　鉄筋ヲ引張応力ノ為ニ用ヒタル場合ニ於テ其ノ鉄筋ノ上方ニ在リテハ其ノ鉄筋ノ中心ヨリ下方ニ向ヒ測リタル鉄筋ノ太サノ十倍以上ノ長サヲ有スル部分ヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

三　鉄筋ヲ引張応力ノ為ニ用ヒタル場合ニ於テ其ノ鉄筋ノ上方ニ在リテハ其ノ鉄筋ノ中心ヨリ下方ニ向ヒ測リタル鉄筋ノ太サノ十倍以上ノ長サヲ有スル部分ヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

第三十五條　鉄筋ハ其ノ末端ニ鉤ヲ設ケサル場合ト雖モ左ノ各号ニ掲ケタル場合ニ於テハ其ノ鉄筋ノ太サノ二十倍以上ノ長サヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

一　鉄筋ヲ引張応力ノ為ニ用ヒタル場合ニ於テ其ノ鉄筋ノ上方ニ在リテハ其ノ鉄筋ノ中心ヨリ下方ニ向ヒ測リタル鉄筋ノ太サノ十倍以上ノ長サヲ有スル部分ヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

二　鉄筋ヲ引張応力ノ為ニ用ヒタル場合ニ於テ其ノ鉄筋ノ上方ニ在リテハ其ノ鉄筋ノ中心ヨリ下方ニ向ヒ測リタル鉄筋ノ太サノ十倍以上ノ長サヲ有スル部分ヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

三　鉄筋ヲ引張応力ノ為ニ用ヒタル場合ニ於テ其ノ鉄筋ノ上方ニ在リテハ其ノ鉄筋ノ中心ヨリ下方ニ向ヒ測リタル鉄筋ノ太サノ十倍以上ノ長サヲ有スル部分ヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

第三十六條　主要ナル鉄筋ハ其ノ末端ニ鉤ヲ設ケサル場合ト雖モ左ノ各号ニ掲ケタル場合ニ於テハ其ノ鉄筋ノ太サノ二十倍以上ノ長サヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

一　鉄筋ヲ引張応力ノ為ニ用ヒタル場合ニ於テ其ノ鉄筋ノ上方ニ在リテハ其ノ鉄筋ノ中心ヨリ下方ニ向ヒ測リタル鉄筋ノ太サノ十倍以上ノ長サヲ有スル部分ヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

二　鉄筋ヲ引張応力ノ為ニ用ヒタル場合ニ於テ其ノ鉄筋ノ上方ニ在リテハ其ノ鉄筋ノ中心ヨリ下方ニ向ヒ測リタル鉄筋ノ太サノ十倍以上ノ長サヲ有スル部分ヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

三　鉄筋ヲ引張応力ノ為ニ用ヒタル場合ニ於テ其ノ鉄筋ノ上方ニ在リテハ其ノ鉄筋ノ中心ヨリ下方ニ向ヒ測リタル鉄筋ノ太サノ十倍以上ノ長サヲ有スル部分ヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

第三十七條　鉄筋ハ其ノ末端ニ鉤ヲ設ケサル場合ト雖モ左ノ各号ニ掲ケタル場合ニ於テハ其ノ鉄筋ノ太サノ二十倍以上ノ長サヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

一　鉄筋ヲ引張応力ノ為ニ用ヒタル場合ニ於テ其ノ鉄筋ノ上方ニ在リテハ其ノ鉄筋ノ中心ヨリ下方ニ向ヒ測リタル鉄筋ノ太サノ十倍以上ノ長サヲ有スル部分ヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

二　鉄筋ヲ引張応力ノ為ニ用ヒタル場合ニ於テ其ノ鉄筋ノ上方ニ在リテハ其ノ鉄筋ノ中心ヨリ下方ニ向ヒ測リタル鉄筋ノ太サノ十倍以上ノ長サヲ有スル部分ヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

三　鉄筋ヲ引張応力ノ為ニ用ヒタル場合ニ於テ其ノ鉄筋ノ上方ニ在リテハ其ノ鉄筋ノ中心ヨリ下方ニ向ヒ測リタル鉄筋ノ太サノ十倍以上ノ長サヲ有スル部分ヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

第三十八條　鉄筋ハ其ノ末端ニ鉤ヲ設ケサル場合ト雖モ左ノ各号ニ掲ケタル場合ニ於テハ其ノ鉄筋ノ太サノ二十倍以上ノ長サヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

一　鉄筋ヲ引張応力ノ為ニ用ヒタル場合ニ於テ其ノ鉄筋ノ上方ニ在リテハ其ノ鉄筋ノ中心ヨリ下方ニ向ヒ測リタル鉄筋ノ太サノ十倍以上ノ長サヲ有スル部分ヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

二　鉄筋ヲ引張応力ノ為ニ用ヒタル場合ニ於テ其ノ鉄筋ノ上方ニ在リテハ其ノ鉄筋ノ中心ヨリ下方ニ向ヒ測リタル鉄筋ノ太サノ十倍以上ノ長サヲ有スル部分ヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

三　鉄筋ヲ引張応力ノ為ニ用ヒタル場合ニ於テ其ノ鉄筋ノ上方ニ在リテハ其ノ鉄筋ノ中心ヨリ下方ニ向ヒ測リタル鉄筋ノ太サノ十倍以上ノ長サヲ有スル部分ヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

第三十九條　鉄筋ハ其ノ末端ニ鉤ヲ設ケサル場合ト雖モ左ノ各号ニ掲ケタル場合ニ於テハ其ノ鉄筋ノ太サノ二十倍以上ノ長サヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

一　鉄筋ヲ引張応力ノ為ニ用ヒタル場合ニ於テ其ノ鉄筋ノ上方ニ在リテハ其ノ鉄筋ノ中心ヨリ下方ニ向ヒ測リタル鉄筋ノ太サノ十倍以上ノ長サヲ有スル部分ヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

二　鉄筋ヲ引張応力ノ為ニ用ヒタル場合ニ於テ其ノ鉄筋ノ上方ニ在リテハ其ノ鉄筋ノ中心ヨリ下方ニ向ヒ測リタル鉄筋ノ太サノ十倍以上ノ長サヲ有スル部分ヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

三　鉄筋ヲ引張応力ノ為ニ用ヒタル場合ニ於テ其ノ鉄筋ノ上方ニ在リテハ其ノ鉄筋ノ中心ヨリ下方ニ向ヒ測リタル鉄筋ノ太サノ十倍以上ノ長サヲ有スル部分ヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

第四十條　引張ヲ受ケル鉄筋ノ継手ハ其ノ鉄筋ノ太サノ四十倍以上ノ長サヲ有スル部分ヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

第四十一條　圧縮ヲ受ケル鉄筋ノ継手ハ其ノ鉄筋ノ太サノ二十倍以上ノ長サヲ有スル部分ヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

第四十二條　鉄筋ハ其ノ末端ニ鉤ヲ設ケサル場合ト雖モ左ノ各号ニ掲ケタル場合ニ於テハ其ノ鉄筋ノ太サノ二十倍以上ノ長サヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

一　鉄筋ヲ引張応力ノ為ニ用ヒタル場合ニ於テ其ノ鉄筋ノ上方ニ在リテハ其ノ鉄筋ノ中心ヨリ下方ニ向ヒ測リタル鉄筋ノ太サノ十倍以上ノ長サヲ有スル部分ヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

二　鉄筋ヲ引張応力ノ為ニ用ヒタル場合ニ於テ其ノ鉄筋ノ上方ニ在リテハ其ノ鉄筋ノ中心ヨリ下方ニ向ヒ測リタル鉄筋ノ太サノ十倍以上ノ長サヲ有スル部分ヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

三　鉄筋ヲ引張応力ノ為ニ用ヒタル場合ニ於テ其ノ鉄筋ノ上方ニ在リテハ其ノ鉄筋ノ中心ヨリ下方ニ向ヒ測リタル鉄筋ノ太サノ十倍以上ノ長サヲ有スル部分ヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

第四十三條　鉄筋ハ其ノ末端ニ鉤ヲ設ケサル場合ト雖モ左ノ各号ニ掲ケタル場合ニ於テハ其ノ鉄筋ノ太サノ二十倍以上ノ長サヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

一　鉄筋ヲ引張応力ノ為ニ用ヒタル場合ニ於テ其ノ鉄筋ノ上方ニ在リテハ其ノ鉄筋ノ中心ヨリ下方ニ向ヒ測リタル鉄筋ノ太サノ十倍以上ノ長サヲ有スル部分ヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

二　鉄筋ヲ引張応力ノ為ニ用ヒタル場合ニ於テ其ノ鉄筋ノ上方ニ在リテハ其ノ鉄筋ノ中心ヨリ下方ニ向ヒ測リタル鉄筋ノ太サノ十倍以上ノ長サヲ有スル部分ヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

三　鉄筋ヲ引張応力ノ為ニ用ヒタル場合ニ於テ其ノ鉄筋ノ上方ニ在リテハ其ノ鉄筋ノ中心ヨリ下方ニ向ヒ測リタル鉄筋ノ太サノ十倍以上ノ長サヲ有スル部分ヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

第四十四條　鉄筋ハ其ノ末端ニ鉤ヲ設ケサル場合ト雖モ左ノ各号ニ掲ケタル場合ニ於テハ其ノ鉄筋ノ太サノ二十倍以上ノ長サヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

一　鉄筋ヲ引張応力ノ為ニ用ヒタル場合ニ於テ其ノ鉄筋ノ上方ニ在リテハ其ノ鉄筋ノ中心ヨリ下方ニ向ヒ測リタル鉄筋ノ太サノ十倍以上ノ長サヲ有スル部分ヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

二　鉄筋ヲ引張応力ノ為ニ用ヒタル場合ニ於テ其ノ鉄筋ノ上方ニ在リテハ其ノ鉄筋ノ中心ヨリ下方ニ向ヒ測リタル鉄筋ノ太サノ十倍以上ノ長サヲ有スル部分ヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

三　鉄筋ヲ引張応力ノ為ニ用ヒタル場合ニ於テ其ノ鉄筋ノ上方ニ在リテハ其ノ鉄筋ノ中心ヨリ下方ニ向ヒ測リタル鉄筋ノ太サノ十倍以上ノ長サヲ有スル部分ヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

第四十五條　柱ニ於テ其ノ必要ナル断面積ノ三分ノ一以上ヲ鉄筋ノ場合ニ於テハ其ノ鉄筋ノ太サノ二十倍以上ノ長サヲ有スル部分ヲ以テ其ノ効力ヲ認ムルコトヲ得

第五十五條　倉庫業者ハ寄託者ノ請求ニ因リ寄託物ニ付キ倉荷證券ヲ作成シ之ニ署名シテ寄託者ニ交付スルコトヲ要ス

第五十六條　倉庫業者ハ寄託者ノ請求ニ因リ寄託物ニ付キ質入證券ヲ作成シ之ニ署名シテ寄託者ニ交付スルコトヲ要ス

第五十七條　倉庫業者ハ倉荷證券又ハ質入證券ニ寄託物ノ種類、品質、數量、荷造ノ種類、個數及ビ其ノ外倉庫業者ノ記帳ニ依リテ知リ得ベキ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

第五十八條　倉庫業者ハ寄託者ノ請求アルトキハ倉荷證券ヲ質入證券ト引換ニ交付スルコトヲ要ス

第五十九條　倉荷證券ハ裏書ニ因リテ之ヲ讓渡スコトヲ得

第六十條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡請求權ヲ讓渡ス效力ヲ有ス

第六十一條　倉荷證券ノ裏書ハ寄託物ノ引渡前ニ之ヲ倉庫業者ニ通知スルニ非サレハ之ヲ以テ倉庫業者ニ對抗スルコトヲ得ス

第六十二條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第六十三條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第六十四條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第六十五條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第六十六條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第六十七條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第六十八條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第六十九條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第七十條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第七十一條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第七十二條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第七十三條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第七十四條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第七十五條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第七十六條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第七十七條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第七十八條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第七十九條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第八十條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第八十一條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第八十二條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第八十三條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第八十四條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第八十五條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第八十六條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第八十七條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第八十八條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第八十九條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第九十條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第九十一條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第九十二條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第九十三條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第九十四條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第九十五條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第九十六條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第九十七條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第九十八條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第九十九條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百一條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百二條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百三條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百四條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百五條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百六條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百七條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百八條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百九條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百十條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百十一條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百十二條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百十三條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百十四條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百十五條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百十六條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百十七條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百十八條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百十九條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百二十條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百二十一條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百二十二條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百二十三條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百二十四條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百二十五條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百二十六條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百二十七條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百二十八條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百二十九條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百三十條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百三十一條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百三十二條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百三十三條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百三十四條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百三十五條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百三十六條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百三十七條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百三十八條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百三十九條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百四十條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百四十一條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百四十二條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百四十三條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百四十四條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百四十五條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百四十六條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百四十七條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百四十八條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百四十九條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百五十條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百五十一條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百五十二條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百五十三條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百五十四條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百五十五條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百五十六條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百五十七條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百五十八條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百五十九條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百六十條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百六十一條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百六十二條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百六十三條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百六十四條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百六十五條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百六十六條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百六十七條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百六十八條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百六十九條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百七十條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百七十一條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百七十二條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百七十三條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百七十四條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百七十五條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百七十六條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百七十七條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百七十八條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百七十九條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百八十條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百八十一條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百八十二條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百八十三條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百八十四條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百八十五條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百八十六條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百八十七條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百八十八條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百八十九條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百九十條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百九十一條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百九十二條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百九十三條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百九十四條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百九十五條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百九十六條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百九十七條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百九十八條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百九十九條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ引渡前ニ於テ寄託者ニ對シ其ノ寄託物ニ付キ生シタル債權ノ擔保ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

第二百條　倉荷證券ノ裏書ハ其ノ證券ニ記載シタル寄託物ノ

第三百十六條　鉄筋コンクリート造ノ工事ニ関シテハ本章ノ規定ニ依ルノ外第一章ノ規定ヲ適用ス

第三百十七條　鉄筋コンクリート造ノ工事ニ関シテハ左ノ規定ニ依ルノ外第二章ノ規定ヲ適用ス

一　主筋ハ径九粍以上トスルコト

二　「スターラップ」又ハ帯筋ハ径六粍以上トシ其ノ間隔ハ主筋ノ径ノ二十倍以下トスルコト但シ「スターラップ」又ハ帯筋ノ径ヲ増シ又ハ「スターラップ」ノ末端ニ「フック」ヲ設ケ若ハ溶接ヲ施シ又ハ主筋ノ径ノ二十倍以下ノ間隔ニ補助筋ヲ設ケ若ハ「スターラップ」ヲ二重ニ設ケ又ハ帯筋ヲ螺旋形ニ為ス場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

三　柱ノ小径ハ其ノ主筋ノ直径ノ十五倍以上トスルコト

四　第三百十六條ノ規定ニ依リ「コンクリート」ノ圧縮強度ヲ計算スル場合ニ於テハ其ノ数値ハ一平方粍ニ付四粍ヲ超ユルコトヲ得ス但シ特ニ強度ノ大ナル「コンクリート」ヲ用ヰル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第三百十八條　第三百十六條ノ二　第八十六條ノ三及第八十七條ノ規定ハ主筋ノ継手ニ之ヲ準用ス

第三百十九條　鉄筋「コンクリート」造ニ於テ主筋ニ対スル「コンクリート」ノ付着強度ハ「コンクリート」ノ圧縮強度ノ十分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ス但シ異形鉄筋ヲ用ヰル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第三百二十條　鉄筋「コンクリート」造ニ於テ主筋ニ対スル「コンクリート」ノ付着強度ハ「コンクリート」ノ圧縮強度ノ十分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ス但シ異形鉄筋ヲ用ヰル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第三百二十一條　鉄筋「コンクリート」造ノ梁ニ用ヰル「スターラップ」ハ主筋ヲ包ミ且圧縮側ニ於テハ「コンクリート」ノ表面ヨリ四粍以上ノ深サニ於テ主筋ヲ抱持スルコトヲ得ル様ニ配置スルコト

第三百二十二條　鉄筋「コンクリート」造ノ梁ニ用ヰル帯筋ハ主筋ヲ包ミ且圧縮側ニ於テハ「コンクリート」ノ表面ヨリ四粍以上ノ深サニ於テ主筋ヲ抱持スルコトヲ得ル様ニ配置スルコト

第三百二十三條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ主筋ヲ包ミ且其ノ末端ニ「フック」ヲ設ケ又ハ溶接ヲ施シ且主筋ヲ抱持スル様ニ配置スルコト

第三百二十四條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ間隔ヲ柱ノ小径ノ十五倍以下トシ且最上階ニ於ケル柱ノ頂部ニ於テハ其ノ間隔ヲ十分ノ一以下トスルコト

第三百二十五條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ末端ニ「フック」ヲ設ケ又ハ溶接ヲ施シ且主筋ヲ抱持スル様ニ配置スルコト

第三百二十六條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ間隔ヲ柱ノ小径ノ十五倍以下トシ且最上階ニ於ケル柱ノ頂部ニ於テハ其ノ間隔ヲ十分ノ一以下トスルコト

第三百二十七條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ末端ニ「フック」ヲ設ケ又ハ溶接ヲ施シ且主筋ヲ抱持スル様ニ配置スルコト

第三百二十八條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ間隔ヲ柱ノ小径ノ十五倍以下トシ且最上階ニ於ケル柱ノ頂部ニ於テハ其ノ間隔ヲ十分ノ一以下トスルコト

第三百二十九條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ末端ニ「フック」ヲ設ケ又ハ溶接ヲ施シ且主筋ヲ抱持スル様ニ配置スルコト

第三百三十條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ間隔ヲ柱ノ小径ノ十五倍以下トシ且最上階ニ於ケル柱ノ頂部ニ於テハ其ノ間隔ヲ十分ノ一以下トスルコト

第三百三十一條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ末端ニ「フック」ヲ設ケ又ハ溶接ヲ施シ且主筋ヲ抱持スル様ニ配置スルコト

第三百三十二條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ間隔ヲ柱ノ小径ノ十五倍以下トシ且最上階ニ於ケル柱ノ頂部ニ於テハ其ノ間隔ヲ十分ノ一以下トスルコト

第三百三十三條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ末端ニ「フック」ヲ設ケ又ハ溶接ヲ施シ且主筋ヲ抱持スル様ニ配置スルコト

第三百三十四條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ間隔ヲ柱ノ小径ノ十五倍以下トシ且最上階ニ於ケル柱ノ頂部ニ於テハ其ノ間隔ヲ十分ノ一以下トスルコト

第三百三十五條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ末端ニ「フック」ヲ設ケ又ハ溶接ヲ施シ且主筋ヲ抱持スル様ニ配置スルコト

第三百三十六條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ間隔ヲ柱ノ小径ノ十五倍以下トシ且最上階ニ於ケル柱ノ頂部ニ於テハ其ノ間隔ヲ十分ノ一以下トスルコト

第三百三十七條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ末端ニ「フック」ヲ設ケ又ハ溶接ヲ施シ且主筋ヲ抱持スル様ニ配置スルコト

第三百三十八條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ間隔ヲ柱ノ小径ノ十五倍以下トシ且最上階ニ於ケル柱ノ頂部ニ於テハ其ノ間隔ヲ十分ノ一以下トスルコト

第三百三十九條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ末端ニ「フック」ヲ設ケ又ハ溶接ヲ施シ且主筋ヲ抱持スル様ニ配置スルコト

第三百四十條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ間隔ヲ柱ノ小径ノ十五倍以下トシ且最上階ニ於ケル柱ノ頂部ニ於テハ其ノ間隔ヲ十分ノ一以下トスルコト

第三百四十一條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ末端ニ「フック」ヲ設ケ又ハ溶接ヲ施シ且主筋ヲ抱持スル様ニ配置スルコト

第三百四十二條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ間隔ヲ柱ノ小径ノ十五倍以下トシ且最上階ニ於ケル柱ノ頂部ニ於テハ其ノ間隔ヲ十分ノ一以下トスルコト

第三百四十三條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ末端ニ「フック」ヲ設ケ又ハ溶接ヲ施シ且主筋ヲ抱持スル様ニ配置スルコト

第三百四十四條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ間隔ヲ柱ノ小径ノ十五倍以下トシ且最上階ニ於ケル柱ノ頂部ニ於テハ其ノ間隔ヲ十分ノ一以下トスルコト

第三百四十五條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ末端ニ「フック」ヲ設ケ又ハ溶接ヲ施シ且主筋ヲ抱持スル様ニ配置スルコト

第三百四十六條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ間隔ヲ柱ノ小径ノ十五倍以下トシ且最上階ニ於ケル柱ノ頂部ニ於テハ其ノ間隔ヲ十分ノ一以下トスルコト

第三百四十七條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ末端ニ「フック」ヲ設ケ又ハ溶接ヲ施シ且主筋ヲ抱持スル様ニ配置スルコト

第三百四十八條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ間隔ヲ柱ノ小径ノ十五倍以下トシ且最上階ニ於ケル柱ノ頂部ニ於テハ其ノ間隔ヲ十分ノ一以下トスルコト

第三百四十九條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ末端ニ「フック」ヲ設ケ又ハ溶接ヲ施シ且主筋ヲ抱持スル様ニ配置スルコト

第三百五十條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ間隔ヲ柱ノ小径ノ十五倍以下トシ且最上階ニ於ケル柱ノ頂部ニ於テハ其ノ間隔ヲ十分ノ一以下トスルコト

第三百五十一條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ末端ニ「フック」ヲ設ケ又ハ溶接ヲ施シ且主筋ヲ抱持スル様ニ配置スルコト

第三百五十二條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ間隔ヲ柱ノ小径ノ十五倍以下トシ且最上階ニ於ケル柱ノ頂部ニ於テハ其ノ間隔ヲ十分ノ一以下トスルコト

第三百五十三條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ末端ニ「フック」ヲ設ケ又ハ溶接ヲ施シ且主筋ヲ抱持スル様ニ配置スルコト

第三百五十四條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ間隔ヲ柱ノ小径ノ十五倍以下トシ且最上階ニ於ケル柱ノ頂部ニ於テハ其ノ間隔ヲ十分ノ一以下トスルコト

第三百五十五條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ末端ニ「フック」ヲ設ケ又ハ溶接ヲ施シ且主筋ヲ抱持スル様ニ配置スルコト

第三百五十六條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ間隔ヲ柱ノ小径ノ十五倍以下トシ且最上階ニ於ケル柱ノ頂部ニ於テハ其ノ間隔ヲ十分ノ一以下トスルコト

第三百五十七條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ末端ニ「フック」ヲ設ケ又ハ溶接ヲ施シ且主筋ヲ抱持スル様ニ配置スルコト

第三百五十八條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ間隔ヲ柱ノ小径ノ十五倍以下トシ且最上階ニ於ケル柱ノ頂部ニ於テハ其ノ間隔ヲ十分ノ一以下トスルコト

第三百五十九條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ末端ニ「フック」ヲ設ケ又ハ溶接ヲ施シ且主筋ヲ抱持スル様ニ配置スルコト

第三百六十條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ間隔ヲ柱ノ小径ノ十五倍以下トシ且最上階ニ於ケル柱ノ頂部ニ於テハ其ノ間隔ヲ十分ノ一以下トスルコト

第三百六十一條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ末端ニ「フック」ヲ設ケ又ハ溶接ヲ施シ且主筋ヲ抱持スル様ニ配置スルコト

第三百六十二條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ間隔ヲ柱ノ小径ノ十五倍以下トシ且最上階ニ於ケル柱ノ頂部ニ於テハ其ノ間隔ヲ十分ノ一以下トスルコト

第三百六十三條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ末端ニ「フック」ヲ設ケ又ハ溶接ヲ施シ且主筋ヲ抱持スル様ニ配置スルコト

第三百六十四條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ間隔ヲ柱ノ小径ノ十五倍以下トシ且最上階ニ於ケル柱ノ頂部ニ於テハ其ノ間隔ヲ十分ノ一以下トスルコト

第三百六十五條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ末端ニ「フック」ヲ設ケ又ハ溶接ヲ施シ且主筋ヲ抱持スル様ニ配置スルコト

第三百六十六條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ間隔ヲ柱ノ小径ノ十五倍以下トシ且最上階ニ於ケル柱ノ頂部ニ於テハ其ノ間隔ヲ十分ノ一以下トスルコト

第三百六十七條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ末端ニ「フック」ヲ設ケ又ハ溶接ヲ施シ且主筋ヲ抱持スル様ニ配置スルコト

第三百六十八條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ間隔ヲ柱ノ小径ノ十五倍以下トシ且最上階ニ於ケル柱ノ頂部ニ於テハ其ノ間隔ヲ十分ノ一以下トスルコト

第三百六十九條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ末端ニ「フック」ヲ設ケ又ハ溶接ヲ施シ且主筋ヲ抱持スル様ニ配置スルコト

第三百七十條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ間隔ヲ柱ノ小径ノ十五倍以下トシ且最上階ニ於ケル柱ノ頂部ニ於テハ其ノ間隔ヲ十分ノ一以下トスルコト

第三百七十一條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ末端ニ「フック」ヲ設ケ又ハ溶接ヲ施シ且主筋ヲ抱持スル様ニ配置スルコト

第三百七十二條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ間隔ヲ柱ノ小径ノ十五倍以下トシ且最上階ニ於ケル柱ノ頂部ニ於テハ其ノ間隔ヲ十分ノ一以下トスルコト

第三百七十三條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ末端ニ「フック」ヲ設ケ又ハ溶接ヲ施シ且主筋ヲ抱持スル様ニ配置スルコト

第三百七十四條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ間隔ヲ柱ノ小径ノ十五倍以下トシ且最上階ニ於ケル柱ノ頂部ニ於テハ其ノ間隔ヲ十分ノ一以下トスルコト

第三百七十五條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ末端ニ「フック」ヲ設ケ又ハ溶接ヲ施シ且主筋ヲ抱持スル様ニ配置スルコト

第三百七十六條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ間隔ヲ柱ノ小径ノ十五倍以下トシ且最上階ニ於ケル柱ノ頂部ニ於テハ其ノ間隔ヲ十分ノ一以下トスルコト

第三百七十七條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ末端ニ「フック」ヲ設ケ又ハ溶接ヲ施シ且主筋ヲ抱持スル様ニ配置スルコト

第三百七十八條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ間隔ヲ柱ノ小径ノ十五倍以下トシ且最上階ニ於ケル柱ノ頂部ニ於テハ其ノ間隔ヲ十分ノ一以下トスルコト

第三百七十九條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ末端ニ「フック」ヲ設ケ又ハ溶接ヲ施シ且主筋ヲ抱持スル様ニ配置スルコト

第三百八十條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ間隔ヲ柱ノ小径ノ十五倍以下トシ且最上階ニ於ケル柱ノ頂部ニ於テハ其ノ間隔ヲ十分ノ一以下トスルコト

第三百八十一條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ末端ニ「フック」ヲ設ケ又ハ溶接ヲ施シ且主筋ヲ抱持スル様ニ配置スルコト

第三百八十二條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ間隔ヲ柱ノ小径ノ十五倍以下トシ且最上階ニ於ケル柱ノ頂部ニ於テハ其ノ間隔ヲ十分ノ一以下トスルコト

第三百八十三條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ末端ニ「フック」ヲ設ケ又ハ溶接ヲ施シ且主筋ヲ抱持スル様ニ配置スルコト

第三百八十四條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ間隔ヲ柱ノ小径ノ十五倍以下トシ且最上階ニ於ケル柱ノ頂部ニ於テハ其ノ間隔ヲ十分ノ一以下トスルコト

第三百八十五條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ末端ニ「フック」ヲ設ケ又ハ溶接ヲ施シ且主筋ヲ抱持スル様ニ配置スルコト

第三百八十六條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ間隔ヲ柱ノ小径ノ十五倍以下トシ且最上階ニ於ケル柱ノ頂部ニ於テハ其ノ間隔ヲ十分ノ一以下トスルコト

第三百八十七條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ末端ニ「フック」ヲ設ケ又ハ溶接ヲ施シ且主筋ヲ抱持スル様ニ配置スルコト

第三百八十八條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ間隔ヲ柱ノ小径ノ十五倍以下トシ且最上階ニ於ケル柱ノ頂部ニ於テハ其ノ間隔ヲ十分ノ一以下トスルコト

第三百八十九條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ末端ニ「フック」ヲ設ケ又ハ溶接ヲ施シ且主筋ヲ抱持スル様ニ配置スルコト

第三百九十條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ間隔ヲ柱ノ小径ノ十五倍以下トシ且最上階ニ於ケル柱ノ頂部ニ於テハ其ノ間隔ヲ十分ノ一以下トスルコト

第三百九十一條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ末端ニ「フック」ヲ設ケ又ハ溶接ヲ施シ且主筋ヲ抱持スル様ニ配置スルコト

第三百九十二條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ間隔ヲ柱ノ小径ノ十五倍以下トシ且最上階ニ於ケル柱ノ頂部ニ於テハ其ノ間隔ヲ十分ノ一以下トスルコト

第三百九十三條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ末端ニ「フック」ヲ設ケ又ハ溶接ヲ施シ且主筋ヲ抱持スル様ニ配置スルコト

第三百九十四條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ間隔ヲ柱ノ小径ノ十五倍以下トシ且最上階ニ於ケル柱ノ頂部ニ於テハ其ノ間隔ヲ十分ノ一以下トスルコト

第三百九十五條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ末端ニ「フック」ヲ設ケ又ハ溶接ヲ施シ且主筋ヲ抱持スル様ニ配置スルコト

第三百九十六條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ間隔ヲ柱ノ小径ノ十五倍以下トシ且最上階ニ於ケル柱ノ頂部ニ於テハ其ノ間隔ヲ十分ノ一以下トスルコト

第三百九十七條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ末端ニ「フック」ヲ設ケ又ハ溶接ヲ施シ且主筋ヲ抱持スル様ニ配置スルコト

第三百九十八條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ間隔ヲ柱ノ小径ノ十五倍以下トシ且最上階ニ於ケル柱ノ頂部ニ於テハ其ノ間隔ヲ十分ノ一以下トスルコト

第三百九十九條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ末端ニ「フック」ヲ設ケ又ハ溶接ヲ施シ且主筋ヲ抱持スル様ニ配置スルコト

第四百條　鉄筋「コンクリート」造ノ柱ニ用ヰル帯筋ハ其ノ間隔ヲ柱ノ小径ノ十五倍以下トシ且最上階ニ於ケル柱ノ頂部ニ於テハ其ノ間隔ヲ十分ノ一以下トスルコト

材料	圧縮（一平方糎ニ付キ瓩）	引張（一平方糎ニ付キ瓩）	曲圧縮（一平方糎ニ付キ瓩）	曲引張（一平方糎ニ付キ瓩）
鉄	一、三〇〇	一、三〇〇		
鋼	一、三〇〇	一、三〇〇		
鋳鉄	八五〇	三〇〇		
鍛鉄	八五〇	八五〇		
鋼鉄（「リベット」ノ頭ニ用ヰルモノヲ除ク）	一、三〇〇	一、三〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇
「リベット」ノ頭ニ用ヰル鋼鉄	一、六〇〇	一、六〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇
石材	三〇	三	三	三
煉瓦	三〇	三	三	三
瓦	三	三	三	三
安山岩	八〇	八	八	八
花崗岩	一一〇	一一	一一	一一
シファラカ	九〇	九	一四	一四
砂岩	八〇	八	一一	一一
ナヲリ	七〇	七	一〇	九
ベシアヒイロカノママアガツキ	八〇	八	九	九
ベヒヒバ	七〇	七	八	八
ベトニスオイドンツスママガヒクキ	六〇	六	七	七

第三百五十四条　第一項ノ圧縮強度ヲ有スルモノトス

第三百五十五条　第一項ノ曲圧縮強度ヲ有スルモノトス

第三百五十六条　第一項ノ曲引張強度ヲ有スルモノトス

第三百五十七条　第一項ノ引張強度ヲ有スルモノトス

第三百五十八条　第一項ノ剪断強度ヲ有スルモノトス

第三百五十九条　第一項ノ支圧強度ヲ有スルモノトス

第三百六十条　第一項ノ附着強度ヲ有スルモノトス

第三百六十一条　第一項ノ摩擦強度ヲ有スルモノトス

第三百六十二条　第一項ノ衝撃強度ヲ有スルモノトス

第三百六十三条　第一項ノ弾性係数ヲ有スルモノトス

第三百六十四条　第一項ノ横弾性係数ヲ有スルモノトス

第三百六十五条　第一項ノ膨脹係数ヲ有スルモノトス

第三百六十六条　第一項ノ熱伝導率ヲ有スルモノトス

第三百六十七条　第一項ノ比熱ヲ有スルモノトス

第三百六十八条　第一項ノ比重ヲ有スルモノトス

第三百六十九条　第一項ノ重量ヲ有スルモノトス

第三百七十条　第一項ノ空隙率ヲ有スルモノトス

第三百七十一条　第一項ノ吸水率ヲ有スルモノトス

第三百七十二条　第一項ノ耐火度ヲ有スルモノトス

第三百七十三条　第一項ノ耐酸度ヲ有スルモノトス

第三百七十四条　第一項ノ耐久度ヲ有スルモノトス

第三百七十五条　第一項ノ風化度ヲ有スルモノトス

第三百七十六条　第一項ノ摩滅度ヲ有スルモノトス

第三百七十七条　第一項ノ硬度ヲ有スルモノトス

第三百七十八条　第一項ノ粘着度ヲ有スルモノトス

第三百七十九条　第一項ノ粘着強度ヲ有スルモノトス

第三百八十条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第三百八十一条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第三百八十二条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第三百八十三条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第三百八十四条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第三百八十五条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第三百八十六条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第三百八十七条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第三百八十八条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第三百八十九条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第三百九十条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第三百九十一条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第三百九十二条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第三百九十三条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第三百九十四条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第三百九十五条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第三百九十六条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第三百九十七条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第三百九十八条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第三百九十九条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百一条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百二条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百三条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百四条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百五条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百六条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百七条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百八条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百九条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百十条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百十一条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百十二条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百十三条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百十四条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百十五条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百十六条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百十七条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百十八条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百十九条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百二十条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百二十一条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百二十二条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百二十三条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百二十四条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百二十五条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百二十六条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百二十七条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百二十八条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百二十九条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百三十条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百三十一条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百三十二条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百三十三条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百三十四条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百三十五条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百三十六条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百三十七条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百三十八条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百三十九条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百四十条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百四十一条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百四十二条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百四十三条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百四十四条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百四十五条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百四十六条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百四十七条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百四十八条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百四十九条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百五十条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百五十一条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百五十二条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百五十三条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百五十四条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百五十五条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百五十六条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百五十七条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百五十八条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百五十九条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百六十条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百六十一条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百六十二条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百六十三条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百六十四条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百六十五条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百六十六条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百六十七条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百六十八条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百六十九条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百七十条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百七十一条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百七十二条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百七十三条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百七十四条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百七十五条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百七十六条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百七十七条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百七十八条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百七十九条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百八十条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百八十一条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百八十二条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百八十三条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百八十四条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百八十五条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百八十六条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百八十七条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百八十八条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百八十九条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百九十条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百九十一条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百九十二条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百九十三条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百九十四条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百九十五条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百九十六条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百九十七条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百九十八条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第四百九十九条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

第五百条　第一項ノ粘着力ヲ有スルモノトス

イ	住宅（図書ノ室ヲ除ク）		一一〇〇
ロ	住戸又ハ住室ニ附属スル浴室	ノ場合	一一〇〇
ハ	住宅以外ノ建築物ニ附属スル浴室	ノ場合	三〇〇
ニ	倉庫		三五〇
ホ	自動車車庫	ノ場合	四〇〇
ヘ	自動車車庫以外ノ車庫	ノ場合	四五〇
ト	自動車修理工場		五〇〇
チ	作業場		但シ炭酸ガス濃度ノ許容限度ヲ一平方米ニ付三百五十立方糎トスル場合ニ於テハ二百五十立方糎トスルコトヲ得
リ	食堂又ハ喫茶室		但シ炭酸ガス濃度ノ許容限度ヲ一平方米ニ付四百立方糎トスルコトヲ得

第二十七条ノ規定ヲ適用スル場合ニ於テハ前項ノ表ニ掲ゲル方法ニ依ル之ヲ計算スルコトヲ得

建築主事ハ前項ノ表ノ適用ニ関シ必要ナル細則ヲ定ムルコトヲ得

第三章　学校　第十八条　建築基

第二十七条ノ規定ヲ適用スル場合ニ於テハ前項ノ表ニ掲ゲル方法ニ依ル之ヲ計算スルコトヲ得

建築主事ハ前項ノ表ノ適用ニ関シ必要ナル細則ヲ定ムルコトヲ得

〔昭和十一年勅令第三百四十号〕

ヌ	廊下、階段其ノ他ノ通路	生徒ニ専ラ使用セラルルモノ	三三〇〇
ル	屋上運動ノ用ニ供スル場所	生徒ニ専ラ使用セラルルモノ	三三〇〇
ヲ	前各号ニ掲ゲタル以外ノ場所		三〇〇

一　学校ニ附属スル寄宿舎ニ付テハ第一表ニ掲ゲル方法ニ依ル之ヲ計算スルコトヲ得

二　「自習室」、「自習兼教室」、「作業場」ノ床面積ハ其ノ室ノ床面積ヲ収容スベキ生徒ノ数ヲ以テ除シタル数ガ一・三以上ノ場合ニ於テハ其ノ室ノ床面積ヲ収容スベキ生徒ノ数ヲ以テ除シタル数ニ等シ

三　教室又ハ実験室ニ於テ机ヲ用ヒザル場合ニ於テハ其ノ室ノ床面積ヲ収容スベキ生徒ノ数ヲ以テ除シタル数ガ一・〇以上ノ場合ニ限リ其ノ室ノ床面積ヲ収容スベキ生徒ノ数ヲ以テ除シタル数ニ等シ

第一表ノ適用ニ関シ必要ナル細則ハ文部大臣之ヲ定ム

天井ノ高サ	一	二	三	四	五	六	七以上
毎人ノ床面積	十分ノ一一	十分ノ一・三	十分ノ一三	十分ノ一四・五	十分ノ一五	十分ノ一六・五	十分ノ一八

第三章　学校　第十八条　建築基

$$P=\frac{WH}{ED^2(D-\frac{1}{2})}$$

D　柱の有効高(米)
H　柱の全高(米)
W　柱頭に於ける荷重
P　柱の単位圧縮応力度(瓲/平方糎)
E　柱の弾性係数(瓲/平方糎)

「コンクリート」柱の圧縮応力度が第百七十七条の規定に依る許容応力度を超える場合に於ける柱の有効断面積の算定は次の規定に依る

第百七十八条　鉄筋を有する「コンクリート」柱の圧縮応力度は次の式に依り算定する

$$P=A_c\left(f_c+15\frac{A_s}{A_c}\right)$$

P　単位圧縮応力度(瓲/平方糎)
A_c　柱の全断面積(平方糎)
A_s　柱の鉄筋の全断面積(平方糎)
f_c　「コンクリート」の許容圧縮応力度(瓲/平方糎)

前項の柱の全断面積は柱の主筋の外側線内の面積とする

螺旋又は帯鉄筋を有する柱の主筋の外側線内の面積の「コンクリート」が第百七十七条の規定に依る許容応力度を超える場合に於ける柱の有効断面積は次の式に依り算定する

$$P=A_c\left(1-0.03\frac{1}{d}\right)f_c$$

P　単位圧縮応力度(瓲/平方糎)
A_c　柱の全断面積(平方糎)
f_c　「コンクリート」の許容圧縮応力度(瓲/平方糎)
d　柱の直径(糎)

第百七十九条　鉄筋を有する「コンクリート」柱の有効断面積は次の式に依り算定する

$$P=A_c\left(1-\frac{L}{r}\right)$$

P　単位圧縮応力度(瓲/平方糎)
A_c　柱の全断面積(平方糎)
f_c　「コンクリート」の許容圧縮応力度(瓲/平方糎)
L　柱の長さ(糎)
r　柱の最小二次半径(柱の断面の重心を通ずる軸の周囲に於ける断面二次モーメントを断面積で除した値の平方根)

但し柱の長さが柱の最小二次半径の百倍を超えるものに対しては本条の規定を適用しない

第百八十条　鉄筋を有する「コンクリート」柱の有効断面積は次の式に依り算定する

$$P=f_c\left(A_c+15A_s\right)$$

P　単位圧縮応力度(瓲/平方糎)
A_c　柱の全断面積(平方糎)
A_s　柱の鉄筋の全断面積(平方糎)
f_c　「コンクリート」の許容圧縮応力度(瓲/平方糎)

前項の柱の全断面積は柱の主筋の外側線内の面積とする

螺旋又は帯鉄筋を有する柱の主筋の外側線内の面積の「コンクリート」が第百七十七条の規定に依る許容応力度を超える場合に於ける柱の有効断面積は次の式に依り算定する

$$P=A_c\left(1-0.03\frac{1}{d}\right)f_c$$

P　単位圧縮応力度(瓲/平方糎)
A_c　柱の全断面積(平方糎)
f_c　「コンクリート」の許容圧縮応力度(瓲/平方糎)
d　柱の直径(糎)

第百八十一条　鉄筋「コンクリート」の梁の曲げモーメントに対する有効断面積は次の式に依り算定する

$$M=fsjd$$

M　曲げ率
f_s　第百三条ノ鉄筋の許容応力度
d　梁の有効高
j　$\frac{7}{8}$
s　鉄筋の断面積

第百八十二条　鉄筋「コンクリート」の梁の曲げモーメントに対する有効断面積は次の式に依り算定する

$$M=f_c\frac{bd^2}{2n}\left(1-\frac{1}{3}\sqrt{\frac{2n}{1+n}}\right)$$

$$M=f_s\frac{bd^2}{2n}\left(\sqrt{1+\frac{2n}{15}}-1\right)$$

M　曲げ率
f_c　第百三条ノ二ノ「コンクリート」の許容圧縮応力度
f_s　第百三条ノ鉄筋の許容応力度
n　鉄筋比
b　梁の幅
d　梁の有効高

梁の中軸比の算定は次の式に依る

$$n_1=\frac{\frac{1}{2}b_1(d_1-h_1)^2+(n-1)a_1(d_1-d_2)}{nb_1(d_1-h_1)+(n-1)a_1}$$

n_1　中軸比(梁の圧縮縁ヨリ中軸迄ノ距離ト梁ノ有効高トノ比)
b_1　梁の幅
h_1　梁の厚
a_1　圧縮鉄筋ノ断面積
d_1　圧縮鉄筋ノ重心ト梁ノ圧縮縁トノ距離
d_2　引張鉄筋ノ重心ト梁ノ圧縮縁トノ距離
n　第百三条ノ二ノ「コンクリート」ノ許容圧縮応力度ニ対スル第百三条ノ鉄筋ノ許容引張応力度ノ比

第百八十三条　鉄筋「コンクリート」ノ梁ノ曲げモーメントニ対スル有効断面積ハ次ノ式ニ依リ算定スル

$$M=\frac{M\cdot P}{f_c=8+A\times\frac{1}{1-C}}$$

M　曲げ率
P　単位圧縮応力度
A　梁ノ断面積
S　梁ノ断面ノ重心ト引張鉄筋ノ重心トノ距離
M　梁ノ断面ノ重心ト引張鉄筋ノ重心トノ距離
C　第百七十七条ノ規定ニ依ル木材ニ在リテハ〇・〇二

前項ノ場合ニ於ケル梁ノ断面積ハ梁ノ圧縮縁ヨリ中軸迄ノ距離ト梁ノ有効高トノ比ニ依リ左ノ式ニ依リ算定スル

$$n_1=\frac{\frac{1}{2}b_1(d_1-h_1)^2+(n-1)a_1(d_1-d_2)}{nb_1(d_1-h_1)+(n-1)a_1}$$

n_1　中軸比(梁ノ圧縮縁ヨリ中軸迄ノ距離ト梁ノ有効高トノ比)
b_1　梁ノ幅
h_1　梁ノ厚
a_1　圧縮鉄筋ノ断面積
d_1　圧縮鉄筋ノ重心ト梁ノ圧縮縁トノ距離
d_2　引張鉄筋ノ重心ト梁ノ圧縮縁トノ距離
n　第百三条ノ二ノ「コンクリート」ノ許容圧縮応力度ニ対スル第百三条ノ鉄筋ノ許容引張応力度ノ比

第百八十四条　鉄筋「コンクリート」ノ梁ノ曲げモーメントニ対スル有効断面積ハ次ノ式ニ依リ算定スル

$$f_c=\frac{8}{bj}$$

f_c　「コンクリート」ノ圧縮応力度
8　梁ノ剪力
b　梁ノ幅
j　圧縮中心ヨリ引張中心迄ノ距離ノ$\frac{7}{8}$

第百八十五条　鉄筋「コンクリート」ノ梁ニ於テ斜張力ニ対スル有効断面積ハ第百七十七条ノ二ノ規定ニ依ル許容応力度ヲ超ユル場合ニ於テハ其ノ部分ニ左ノ規定ニ依リ鉄筋ヲ配置スルコト

一　鉄筋ノ斜張力ニ対スル引張ハ梁ニ添ヒテ之ヲ配シ其ノ両端ハ梁ノ圧縮縁ニ至リ之ヲ折曲ゲ又ハ之ニ代ルベキ適当ノ定着ヲ為スコト

第四十三條　前條「コンクリート」準耐火構造ニ於テ第十五條ニ近ク鋼ヲ以テ補強スル場合ニ於テハ其ノ補分ヲ鋼ト看做ス

第四十四條　前條「コンクリート」準耐火構造ニ於テ第十五條ニ近ク鋼ヲ以テ補強スル場合ニ於テハ其ノ主要ノ鋼ニ中心距離ヲ以テ之ヲ置ケルモノトスル但シ主要ノ鋼ノ内法距離ニ其ノ主要ノ鋼又ハ鋼ノ厚ヲ加ヘタルモノヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

其又ハ鋼ノ厚ヲ加ヘタルモノヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

其又ハ鋼ノ主要ノ場合ニ於テハ其ノ鋼ノ厚カ其又ハ鋼ノ厚ニヲ加ヘタル主要ノ鋼ノ主又ハ鋼ノ厚ノ〇・五倍ニ等シキ補分ニヲ起算セル其ノ主要ノ鋼ノ厚ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第四十五條　前條「コンクリート」準耐火構造ニ於テ第十五條ニ近ク鋼ヲ以テ補強スル場合ニ於テハ其ノ主要ノ鋼ニ中心距離ヲ以テ之ヲ置ケルモノトスル但シ此ノ場合ニ於テハ其ノ主要ノ鋼ノ内法距離ニ其ノ主要ノ鋼又ハ鋼ノ厚ヲ加ヘタルモノヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第四十六條　前條「コンクリート」準耐火構造ニ於テ第十五條ニ近ク鋼ヲ以テ補強スル場合ニ於テハ其ノ主要ノ鋼ニ中心距離ヲ以テ之ヲ置ケルモノトスル但シ此ノ場合ニ於テハ其ノ主要ノ鋼ノ内法距離ニ其ノ主要ノ鋼又ハ鋼ノ厚ヲ加ヘタルモノヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第四十七條　前條

第四十八條　前條

第四十三條　前條「コンクリート」準耐火構造ニ於テ第十五條ニ近ク鋼ヲ以テ補強スル場合ニ於テハ其ノ補分ヲ鋼ト看做ス

第四十四條　前條「コンクリート」準耐火構造ニ於テ第十五條ニ近ク鋼ヲ以テ補強スル場合ニ於テハ其ノ主要ノ鋼ニ中心距離ヲ以テ之ヲ置ケルモノトスル但シ主要ノ鋼ノ内法距離ニ其ノ主要ノ鋼又ハ鋼ノ厚ヲ加ヘタルモノヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

其又ハ鋼ノ厚ヲ加ヘタルモノヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

其又ハ鋼ノ主要ノ場合ニ於テハ其ノ鋼ノ厚カ其又ハ鋼ノ厚ニヲ加ヘタル主要ノ鋼ノ主又ハ鋼ノ厚ノ〇・五倍ニ等シキ補分ニヲ起算セル其ノ主要ノ鋼ノ厚ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第四十五條　前條「コンクリート」準耐火構造ニ於テ第十五條ニ近ク鋼ヲ以テ補強スル場合ニ於テハ其ノ主要ノ鋼ニ中心距離ヲ以テ之ヲ置ケルモノトスル但シ此ノ場合ニ於テハ其ノ主要ノ鋼ノ内法距離ニ其ノ主要ノ鋼又ハ鋼ノ厚ヲ加ヘタルモノヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第四十六條　前條「コンクリート」準耐火構造ニ於テ第十五條ニ近ク鋼ヲ以テ補強スル場合ニ於テハ其ノ主要ノ鋼ニ中心距離ヲ以テ之ヲ置ケルモノトスル但シ此ノ場合ニ於テハ其ノ主要ノ鋼ノ内法距離ニ其ノ主要ノ鋼又ハ鋼ノ厚ヲ加ヘタルモノヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第四十七條　前條

第四十八條　前條

大臣ニ報告セラレタル者ノ又ハ報告ヲ為スベキ者ニ対シ報告ヲ為サシムルコトヲ得

第四十三条　前条ノ規定ニ依リ農地ノ所有者ニ対シ報告ヲ為サシムル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第四十四条　農地ノ所有者ニ対シ前条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第四十五条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第四十六条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第四十七条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第四十八条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第四十九条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第五十条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第五十一条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第五十二条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第五十三条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第五十四条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第五十五条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第五十六条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第五十七条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第五十八条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第五十九条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第六十条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第六十一条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第六十二条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第六十三条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第六十四条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第六十五条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第六十六条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第六十七条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第六十八条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第六十九条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第七十条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第七十一条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第七十二条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第七十三条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第七十四条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第七十五条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第七十六条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第七十七条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第七十八条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第七十九条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第八十条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第八十一条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第八十二条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第八十三条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第八十四条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第八十五条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第八十六条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第八十七条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第八十八条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第八十九条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第九十条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第九十一条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第九十二条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第九十三条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第九十四条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第九十五条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第九十六条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第九十七条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第九十八条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第九十九条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百一条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百二条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百三条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百四条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百五条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百六条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百七条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百八条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百九条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百十条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百十一条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百十二条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百十三条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百十四条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百十五条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百十六条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百十七条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百十八条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百十九条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百二十条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百二十一条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百二十二条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百二十三条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百二十四条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百二十五条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百二十六条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百二十七条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百二十八条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百二十九条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百三十条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百三十一条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百三十二条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百三十三条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百三十四条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百三十五条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百三十六条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百三十七条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百三十八条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百三十九条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百四十条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百四十一条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百四十二条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百四十三条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百四十四条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百四十五条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百四十六条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百四十七条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百四十八条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百四十九条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百五十条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百五十一条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百五十二条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百五十三条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百五十四条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百五十五条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百五十六条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百五十七条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百五十八条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百五十九条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百六十条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百六十一条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百六十二条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百六十三条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百六十四条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百六十五条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百六十六条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百六十七条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百六十八条　農地ノ所有者ニ対シ第四十三条ノ規定ニ依リ報告ヲ為スベキコトヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ同時ニ其ノ農地ノ賃借人ニ対シ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第百六十九条　農地ノ

（イ）（ロ）（ハ）（ニ）（ホ）（ヘ）（ト）（チ）（リ）（ヌ）（ル）（ヲ）（ワ）（カ）（ヨ）（タ）（レ）（ソ）（ツ）（ネ）（ナ）（ラ）（ム）（ウ）（ヰ）（ノ）（オ）（ク）（ヤ）（マ）（ケ）（フ）（コ）（エ）（テ）（ア）（サ）（キ）（ユ）（メ）（ミ）（シ）（ヱ）（ヒ）（モ）（セ）（ス）

（一）（二）（三）（四）（五）（六）（七）（八）（九）（十）（十一）（十二）（十三）（十四）（十五）（十六）（十七）（十八）（十九）（二十）（二十一）（二十二）（二十三）（二十四）（二十五）（二十六）（二十七）（二十八）（二十九）（三十）（三十一）（三十二）（三十三）（三十四）（三十五）（三十六）（三十七）（三十八）（三十九）（四十）（四十一）（四十二）（四十三）（四十四）（四十五）（四十六）（四十七）（四十八）（四十九）（五十）（五十一）（五十二）（五十三）（五十四）（五十五）（五十六）（五十七）（五十八）（五十九）（六十）（六十一）（六十二）（六十三）（六十四）（六十五）（六十六）（六十七）（六十八）（六十九）（七十）（七十一）（七十二）（七十三）（七十四）（七十五）（七十六）（七十七）（七十八）（七十九）（八十）（八十一）（八十二）（八十三）（八十四）（八十五）（八十六）（八十七）（八十八）（八十九）（九十）（九十一）（九十二）（九十三）（九十四）（九十五）（九十六）（九十七）（九十八）（九十九）（百）（百一）（百二）（百三）（百四）（百五）（百六）（百七）（百八）（百九）（百十）（百十一）（百十二）（百十三）（百十四）（百十五）（百十六）（百十七）（百十八）（百十九）（百二十）（百二十一）（百二十二）（百二十三）（百二十四）（百二十五）（百二十六）（百二十七）（百二十八）（百二十九）（百三十）（百三十一）（百三十二）（百三十三）（百三十四）（百三十五）（百三十六）（百三十七）（百三十八）（百三十九）（百四十）（百四十一）（百四十二）（百四十三）（百四十四）（百四十五）（百四十六）（百四十七）（百四十八）（百四十九）（百五十）（百五十一）（百五十二）（百五十三）（百五十四）（百五十五）（百五十六）（百五十七）（百五十八）（百五十九）（百六十）（百六十一）（百六十二）（百六十三）（百六十四）（百六十五）（百六十六）（百六十七）（百六十八）（百六十九）（百七十）（百七十一）（百七十二）（百七十三）（百七十四）（百七十五）（百七十六）（百七十七）（百七十八）（百七十九）（百八十）（百八十一）（百八十二）（百八十三）（百八十四）（百八十五）（百八十六）（百八十七）（百八十八）（百八十九）（百九十）（百九十一）（百九十二）（百九十三）（百九十四）（百九十五）（百九十六）（百九十七）（百九十八）（百九十九）（二百）（二百一）（二百二）（二百三）（二百四）（二百五）（二百六）（二百七）（二百八）（二百九）（二百十）（二百十一）（二百十二）（二百十三）（二百十四）（二百十五）（二百十六）（二百十七）（二百十八）（二百十九）（二百二十）（二百二十一）（二百二十二）（二百二十三）（二百二十四）（二百二十五）（二百二十六）（二百二十七）（二百二十八）（二百二十九）（二百三十）（二百三十一）（二百三十二）（二百三十三）（二百三十四）（二百三十五）（二百三十六）（二百三十七）（二百三十八）（二百三十九）（二百四十）（二百四十一）（二百四十二）（二百四十三）（二百四十四）（二百四十五）（二百四十六）（二百四十七）（二百四十八）（二百四十九）（二百五十）（二百五十一）（二百五十二）（二百五十三）（二百五十四）（二百五十五）（二百五十六）（二百五十七）（二百五十八）（二百五十九）（二百六十）（二百六十一）（二百六十二）（二百六十三）（二百六十四）（二百六十五）（二百六十六）（二百六十七）（二百六十八）（二百六十九）（二百七十）（二百七十一）（二百七十二）（二百七十三）（二百七十四）（二百七十五）（二百七十六）（二百七十七）（二百七十八）（二百七十九）（二百八十）（二百八十一）（二百八十二）（二百八十三）（二百八十四）（二百八十五）（二百八十六）（二百八十七）（二百八十八）（二百八十九）（二百九十）（二百九十一）（二百九十二）（二百九十三）（二百九十四）（二百九十五）（二百九十六）（二百九十七）（二百九十八）（二百九十九）（三百）（三百一）（三百二）（三百三）（三百四）（三百五）（三百六）（三百七）（三百八）（三百九）（三百十）（三百十一）（三百十二）（三百十三）（三百十四）（三百十五）（三百十六）（三百十七）（三百十八）（三百十九）（三百二十）（三百二十一）（三百二十二）（三百二十三）（三百二十四）（三百二十五）（三百二十六）（三百二十七）（三百二十八）（三百二十九）（三百三十）（三百三十一）（三百三十二）（三百三十三）（三百三十四）（三百三十五）（三百三十六）（三百三十七）（三百三十八）（三百三十九）（三百四十）（三百四十一）（三百四十二）（三百四十三）（三百四十四）（三百四十五）（三百四十六）（三百四十七）（三百四十八）（三百四十九）（三百五十）（三百五十一）（三百五十二）（三百五十三）（三百五十四）（三百五十五）（三百五十六）（三百五十七）（三百五十八）（三百五十九）（三百六十）（三百六十一）（三百六十二）（三百六十三）（三百六十四）（三百六十五）（三百六十六）（三百六十七）（三百六十八）（三百六十九）（三百七十）（三百七十一）（三百七十二）（三百七十三）（三百七十四）（三百七十五）（三百七十六）（三百七十七）（三百七十八）（三百七十九）（三百八十）（三百八十一）（三百八十二）（三百八十三）（三百八十四）（三百八十五）（三百八十六）（三百八十七）（三百八十八）（三百八十九）（三百九十）（三百九十一）（三百九十二）（三百九十三）（三百九十四）（三百九十五）（三百九十六）（三百九十七）（三百九十八）（三百九十九）（四百）（四百一）（四百二）（四百三）（四百四）（四百五）（四百六）（四百七）（四百八）（四百九）（四百十）（四百十一）（四百十二）（四百十三）（四百十四）（四百十五）（四百十六）（四百十七）（四百十八）（四百十九）（四百二十）（四百二十一）（四百二十二）（四百二十三）（四百二十四）（四百二十五）（四百二十六）（四百二十七）（四百二十八）（四百二十九）（四百三十）（四百三十一）（四百三十二）（四百三十三）（四百三十四）（四百三十五）（四百三十六）（四百三十七）（四百三十八）（四百三十九）（四百四十）（四百四十一）（四百四十二）（四百四十三）（四百四十四）（四百四十五）（四百四十六）（四百四十七）（四百四十八）（四百四十九）（四百五十）（四百五十一）（四百五十二）（四百五十三）（四百五十四）（四百五十五）（四百五十六）（四百五十七）（四百五十八）（四百五十九）（四百六十）（四百六十一）（四百六十二）（四百六十三）（四百六十四）（四百六十五）（四百六十六）（四百六十七）（四百六十八）（四百六十九）（四百七十）（四百七十一）（四百七十二）（四百七十三）（四百七十四）（四百七十五）（四百七十六）（四百七十七）（四百七十八）（四百七十九）（四百八十）（四百八十一）（四百八十二）（四百八十三）（四百八十四）（四百八十五）（四百八十六）（四百八十七）（四百八十八）（四百八十九）（四百九十）（四百九十一）（四百九十二）（四百九十三）（四百九十四）（四百九十五）（四百九十六）（四百九十七）（四百九十八）（四百九十九）（五百）（五百一）（五百二）（五百三）（五百四）（五百五）（五百六）（五百七）（五百八）（五百九）（五百十）（五百十一）（五百十二）（五百十三）（五百十四）（五百十五）（五百十六）（五百十七）（五百十八）（五百十九）（五百二十）（五百二十一）（五百二十二）（五百二十三）（五百二十四）（五百二十五）（五百二十六）（五百二十七）（五百二十八）（五百二十九）（五百三十）（五百三十一）（五百三十二）（五百三十三）（五百三十四）（五百三十五）（五百三十六）（五百三十七）（五百三十八）（五百三十九）（五百四十）（五百四十一）（五百四十二）（五百四十三）（五百四十四）（五百四十五）（五百四十六）（五百四十七）（五百四十八）（五百四十九）（五百五十）（五百五十一）（五百五十二）（五百五十三）（五百五十四）（五百五十五）（五百五十六）（五百五十七）（五百五十八）（五百五十九）（五百六十）（五百六十一）（五百六十二）（五百六十三）（五百六十四）（五百六十五）（五百六十六）（五百六十七）（五百六十八）（五百六十九）（五百七十）（五百七十一）（五百七十二）（五百七十三）（五百七十四）（五百七十五）（五百七十六）（五百七十七）（五百七十八）（五百七十九）（五百八十）（五百八十一）（五百八十二）（五百八十三）（五百八十四）（五百八十五）（五百八十六）（五百八十七）（五百八十八）（五百八十九）（五百九十）（五百九十一）（五百九十二）（五百九十三）（五百九十四）（五百九十五）（五百九十六）（五百九十七）（五百九十八）（五百九十九）（六百）（六百一）（六百二）（六百三）（六百四）（六百五）（六百六）（六百七）（六百八）（六百九）（六百十）（六百十一）（六百十二）（六百十三）（六百十四）（六百十五）（六百十六）（六百十七）（六百十八）（六百十九）（六百二十）（六百二十一）（六百二十二）（六百二十三）（六百二十四）（六百二十五）（六百二十六）（六百二十七）（六百二十八）（六百二十九）（六百三十）（六百三十一）（六百三十二）（六百三十三）（六百三十四）（六百三十五）（六百三十六）（六百三十七）（六百三十八）（六百三十九）（六百四十）（六百四十一）（六百四十二）（六百四十三）（六百四十四）（六百四十五）（六百四十六）（六百四十七）（六百四十八）（六百四十九）（六百五十）（六百五十一）（六百五十二）（六百五十三）（六百五十四）（六百五十五）（六百五十六）（六百五十七）（六百五十八）（六百五十九）（六百六十）（六百六十一）（六百六十二）（六百六十三）（六百六十四）（六百六十五）（六百六十六）（六百六十七）（六百六十八）（六百六十九）（六百七十）（六百七十一）（六百七十二）（六百七十三）（六百七十四）（六百七十五）（六百七十六）（六百七十七）（六百七十八）（六百七十九）（六百八十）（六百八十一）（六百八十二）（六百八十三）（六百八十四）（六百八十五）（六百八十六）（六百八十七）（六百八十八）（六百八十九）（六百九十）（六百九十一）（六百九十二）（六百九十三）（六百九十四）（六百九十五）（六百九十六）（六百九十七）（六百九十八）（六百九十九）（七百）（七百一）（七百二）（七百三）（七百四）（七百五）（七百六）（七百七）（七百八）（七百九）（七百十）（七百十一）（七百十二）（七百十三）（七百十四）（七百十五）（七百十六）（七百十七）（七百十八）（七百十九）（七百二十）（七百二十一）（七百二十二）（七百二十三）（七百二十四）（七百二十五）（七百二十六）（七百二十七）（七百二十八）（七百二十九）（七百三十）（七百三十一）（七百三十二）（七百三十三）（七百三十四）（七百三十五）（七百三十六）（七百三十七）（七百三十八）（七百三十九）（七百四十）（七百四十一）（七百四十二）（七百四十三）（七百四十四）（七百四十五）（七百四十六）（七百四十七）（七百四十八）（七百四十九）（七百五十）（七百五十一）（七百五十二）（七百五十三）（七百五十四）（七百五十五）（七百五十六）（七百五十七）（七百五十八）（七百五十九）（七百六十）（七百六十一）（七百六十二）（七百六十三）（七百六十四）（七百六十五）（七百六十六）（七百六十七）（七百六十八）（七百六十九）（七百七十）（七百七十一）（七百七十二）（七百七十三）（七百七十四）（七百七十五）（七百七十六）（七百七十七）（七百七十八）（七百七十九）（七百八十）（七百八十一）（七百八十二）（七百八十三）（七百八十四）（七百八十五）（七百八十六）（七百八十七）（七百八十八）（七百八十九）（七百九十）（七百九十一）（七百九十二）（七百九十三）（七百九十四）（七百九十五）（七百九十六）（七百九十七）（七百九十八）（七百九十九）（八百）（八百一）（八百二）（八百三）（八百四）（八百五）（八百六）（八百七）（八百八）（八百九）（八百十）（八百十一）（八百十二）（八百十三）（八百十四）（八百十五）（八百十六）（八百十七）（八百十八）（八百十九）（八百二十）（八百二十一）（八百二十二）（八百二十三）（八百二十四）（八百二十五）（八百二十六）（八百二十七）（八百二十八）（八百二十九）（八百三十）（八百三十一）（八百三十二）（八百三十三）（八百三十四）（八百三十五）（八百三十六）（八百三十七）（八百三十八）（八百三十九）（八百四十）（八百四十一）（八百四十二）（八百四十三）（八百四十四）（八百四十五）（八百四十六）（八百四十七）（八百四十八）（八百四十九）（八百五十）（八百五十一）（八百五十二）（八百五十三）（八百五十四）（八百五十五）（八百五十六）（八百五十七）（八百五十八）（八百五十九）（八百六十）（八百六十一）（八百六十二）（八百六十三）（八百六十四）（八百六十五）（八百六十六）（八百六十七）（八百六十八）（八百六十九）（八百七十）（八百七十一）（八百七十二）（八百七十三）（八百七十四）（八百七十五）（八百七十六）（八百七十七）（八百七十八）（八百七十九）（八百八十）（八百八十一）（八百八十二）（八百八十三）（八百八十四）（八百八十五）（八百八十六）（八百八十七）（八百八十八）（八百八十九）（八百九十）（八百九十一）（八百九十二）（八百九十三）（八百九十四）（八百九十五）（八百九十六）（八百九十七）（八百九十八）（八百九十九）（九百）（九百一）（九百二）（九百三）（九百四）（九百五）（九百六）（九百七）（九百八）（九百九）（九百十）（九百十一）（九百十二）（九百十三）（九百十四）（九百十五）（九百十六）（九百十七）（九百十八）（九百十九）（九百二十）（九百二十一）（九百二十二）（九百二十三）（九百二十四）（九百二十五）（九百二十六）（九百二十七）（九百二十八）（九百二十九）（九百三十）（九百三十一）（九百三十二）（九百三十三）（九百三十四）（九百三十五）（九百三十六）（九百三十七）（九百三十八）（九百三十九）（九百四十）（九百四十一）（九百四十二）（九百四十三）（九百四十四）（九百四十五）（九百四十六）（九百四十七）（九百四十八）（九百四十九）（九百五十）（九百五十一）（九百五十二）（九百五十三）（九百五十四）（九百五十五）（九百五十六）（九百五十七）（九百五十八）（九百五十九）（九百六十）（九百六十一）（九百六十二）（九百六十三）（九百六十四）（九百六十五）（九百六十六）（九百六十七）（九百六十八）（九百六十九）（九百七十）（九百七十一）（九百七十二）（九百七十三）（九百七十四）（九百七十五）（九百七十六）（九百七十七）（九百七十八）（九百七十九）（九百八十）（九百八十一）（九百八十二）（九百八十三）（九百八十四）（九百八十五）（九百八十六）（九百八十七）（九百八十八）（九百八十九）（九百九十）（九百九十一）（九百九十二）（九百九十三）（九百九十四）（九百九十五）（九百九十六）（九百九十七）（九百九十八）（九百九十九）（千）（千一）（千二）（千三）（千四）（千五）（千六）（千七）（千八）（千九）（千十）（千十一）（千十二）（千十三）（千十四）（千十五）（千十六）（千十七）（千十八）（千十九）（千二十）（千二十一）（千二十二）（千二十三）（千二十四）（千二十五）（千二十六）（千二十七）（千二十八）（千二十九）（千三十）（千三十一）（千三十二）（千三十三）（千三十四）（千三十五）（千三十六）（千三十七）（千三十八）（千三十九）（千四十）（千四十一）（千四十二）（千四十三）（千四十四）（千四十五）（千四十六）（千四十七）（千四十八）（千四十九）（千五十）（千五十一）（千五十二）（千五十三）（千五十四）（千五十五）（千五十六）（千五十七）（千五十八）（千五十九）（千六十）（千六十一）（千六十二）（千六十三）（千六十四）（千六十五）（千六十六）（千六十七）（千六十八）（千六十九）（千七十）（千七十一）（千七十二）（千七十三）（千七十四）（千七十五）（千七十六）（千七十七）（千七十八）（千七十九）（千八十）（千八十一）（千八十二）（千八十三）（千八十四）（千八十五）（千八十六）（千八十七）（千八十八）（千八十九）（千九十）（千九十一）（千九十二）（千九十三）（千九十四）（千九十五）（千九十六）（千九十七）（千九十八）（千九十九）（二千）（二千一）（二千二）（二千三）（二千四）（二千五）（二千六）（二千七）（二千八）（二千九）（二千十）（二千十一）（二千十二）（二千十三）（二千十四）（二千十五）（二千十六）（二千十七）（二千十八）（二千十九）（二千二十）（二千二十一）（二千二十二）（二千二十三）（二千二十四）（二千二十五）（二千二十六）（二千二十七）（二千二十八）（二千二十九）（二千三十）（二千三十一）（二千三十二）（二千三十三）（二千三十四）（二千三十五）（二千三十六）（二千三十七）（二千三十八）（二千三十九）（二千四十）（二千四十一）（二千四十二）（二千四十三）（二千四十四）（二千四十五）（二千四十六）（二千四十七）（二千四十八）（二千四十九）（二千五十）（二千五十一）（二千五十二）（二千五十三）（二千五十四）（二千五十五）（二千五十六）（二千五十七）（二千五十八）（二千五十九）（二千六十）（二千六十一）（二千六十二）（二千六十三）（二千六十四）（二千六十五）（二千六十六）（二千六十七）（二千六十八）（二千六十九）（二千七十）（二千七十一）（二千七十二）（二千七十三）（二千七十四）（二千七十五）（二千七十六）（二千七十七）（二千七十八）（二千七十九）（二千八十）（二千八十一）（二千八十二）（二千八十三）（二千八十四）（二千八十五）（二千八十六）（二千八十七）（二千八十八）（二千八十九）（二千九十）（二千九十一）（二千九十二）（二千九十三）（二千九十四）（二千九十五）（二千九十六）（二千九十七）（二千九十八）（二千九十九）（三千）（三千一）（三千二）（三千三）（三千四）（三千五）（三千六）（三千七）（三千八）（三千九）（三千十）（三千十一）（三千十二）（三千十三）（三千十四）（三千十五）（三千十六）（三千十七）（三千十八）（三千十九）（三千二十）（三千二十一）（三千二十二）（三千二十三）（三千二十四）（三千二十五）（三千二十六）（三千二十七）（三千二十八）（三千二十九）（三千三十）（三千三十一）（三千三十二）（三千三十三）（三千三十四）（三千三十五）（三千三十六）（三千三十七）（三千三十八）（三千三十九）（三千四十）（三千四十一）（三千四十二）（三千四十三）（三千四十四）（三千四十五）（三千四十六）（三千四十七）（三千四十八）（三千四十九）（三千五十）（三千五十一）（三千五十二）（三千五十三）（三千五十四）（三千五十五）（三千五十六）（三千五十七）（三千五十八）（三千五十九）（三千六十）（三千六十一）（三千六十二）（三千六十三）（三千六十四）（三千六十五）（三千六十六）（三千六十七）（三千六十八）（三千六十九）（三千七十）（三千七十一）（三千七十二）（三千七十三）（三千七十四）（三千七十五）（三千七十六）（三千七十七）（三千七十八）（三千七十九）（三千八十）（三千八十一）（三千八十二）（三千八十三）（三千八十四）（三千八十五）（三千八十六）（三千八十七）（三千八十八）（三千八十九）（三千九十）（三千九十一）（三千九十二）（三千九十三）（三千九十四）（三千九十五）（三千九十六）（三千九十七）（三千九十八）（三千九十九）（四千）（四千一）（四千二）（四千三）（四千四）（四千五）（四千六）（四千七）（四千八）（四千九）（四千十）（四千十一）（四千十二）（四千十三）（四千十四）（四千十五）（四千十六）（四千十七）（四千十八）（四千十九）（四千二十）（四千二十一）（四千二十二）（四千二十三）（四千二十四）（四千二十五）（四千二十六）（四千二十七）（四千二十八）（四千二十九）（四千三十）（四千三十一）（四千三十二）（四千三十三）（四千三十四）（四千三十五）（四千三十六）（四千三十七）（四千三十八）（四千三十九）（四千四十）（四千四十一）（四千四十二）（四千四十三）（四千四十四）（四千四十五）（四千四十六）（四千四十七）（四千四十八）（四千四十九）（四千五十）（四千五十一）（四千五十二）（四千五十三）（四千五十四）（四千五十五）（四千五十六）（四千五十七）（四千五十八）（四千五十九）（四千六十）（四千六十一）（四千六十二）（四千六十三）（四千六十四）（四千六十五）（四千六十六）（四千六十七）（四千六十八）（四千六十九）（四千七十）（四千七十一）（四千七十二）（四千七十三）（四千七十四）（四千七十五）（四千七十六）（四千七十七）（四千七十八）（四千七十九）（四千八十）（四千八十一）（四千八十二）（四千八十三）（四千八十四）（四千八十五）（四千八十六）（四千八十七）（四千八十八）（四千八十九）（四千九十）（四千九十一）（四千九十二）（四千九十三）（四千九十四）（四千九十五）（四千九十六）（四千九十七）（四千九十八）（四千九十九）（五千）（五千一）（五千二）（五千三）（五千四）（五千五）（五千六）（五千七）（五千八）（五千九）（五千十）（五千十一）（五千十二）（五千十三）（五千十四）（五千十五）（五千十六）（五千十七）（五千十八）（五千十九）（五千二十）（五千二十一）（五千二十二）（五千二十三）（五千二十四）（五千二十五）（五千二十六）（五千二十七）（五千二十八）（五千二十九）（五千三十）（五千三十一）（五千三十二）（五千三十三）（五千三十四）（五千三十五）（五千三十六）（五千三十七）（五千三十八）（五千三十九）（五千四十）（五千四十一）（五千四十二）（五千四十三）（五千四十四）（五千四十五）（五千四十六）（五千四十七）（五千四十八）（五千四十九）（五千五十）（五千五十一）（五千五十二）（五千五十三）（五千五十四）（五千五十五）（五千五十六）（五千五十七）（五千五十八）（五千五十九）（五千六十）（五千六十一）（五千六十二）（五千六十三）（五千六十四）（五千六十五）（五千六十六）（五千六十七）（五千六十八）（五千六十九）（五千七十）（五千七十一）（五千七十二）（五千七十三）（五千七十四）（五千七十五）（五千七十六）（五千七十七）（五千七十八）（五千七十九）（五千八十）（五千八十一）（五千八十二）（五千八十三）（五千八十四）（五千八十五）（五千八十六）（五千八十七）（五千八十八）（五千八十九）（五千九十）（五千九十一）（五千九十二）（五千九十三）（五千九十四）（五千九十五）（五千九十六）（五千九十七）（五千九十八）（五千九十九）（六千）（六千一）（六千二）（六千三）（六千四）（六千五）（六千六）（六千七）（六千八）（六千九）（六千十）（六千十一）（六千十二）（六千十三）（六千十四）（六千十五）（六千十六）（六千十七）（六千十八）（六千十九）（六千二十）（六千二十一）（六千二十二）（六千二十三）（六千二十四）（六千二十五）（六千二十六）（六千二十七）（六千二十八）（六千二十九）（六千三十）（六千三十一）（六千三十二）（六千三十三）（六千三十四）（六千三十五）（六千三十六）（六千三十七）（六千三十八）（六千三十九）（六千四十）（六千四十一）（六千四十二）（六千四十三）（六千四十四）（六千四十五）（六千四十六）（六千四十七）（六千四十八）（六千四十九）（六千五十）（六千五十一）（六千五十二）（六千五十三）（六千五十四）（六千五十五）（六千五十六）（六千五十七）（六千五十八）（六千五十九）（六千六十）（六千六十一）（六千六十二）（六千六十三）（六千六十四）（六千六十五）（六千六十六）（六千六十七）（六千六十八）（六千六十九）（六千七十）（六千七十一）（六千七十二）（六千七十三）（六千七十四）（六千七十五）（六千七十六）（六千七十七）（六千七十八）（六千七十九）（六千八十）（六千八十一）（六千八十二）（六千八十三）（六千八十四）（六千八十五）（六千八十六）（六千八十七）（六千八十八）（六千八十九）（六千九十）（六千九十一）（六千九十二）（六千九十三）（六千九十四）（六千九十五）（六千九十六）（六千九十七）（六千九十八）（六千九十九）（七千）（七千一）（七千二）（七千三）（七千四）（七千五）（七千六）（七千七）（七千八）（七千九）（七千十）（七千十一）（七千十二）（七千十三）（七千十四）（七千十五）（七千十六）（七千十七）（七千十八）（七千十九）（七千二十）（七千二十一）（七千二十二）（七千二十三）（七千二十四）（七千二十五）（七千二十六）（七千二十七）（七千二十八）（七千二十九）（七千三十）（七千三十一）（七千三十二）（七千三十三）（七千三十四）（七千三十五）（七千三十六）（七千三十七）（七千三十八）（七千三十九）（七千四十）（七千四十一）（七千四十二）（七千四十三）（七千四十四）（七千四十五）（七千四十六）（七千四十七）（七千四十八）（七千四十九）（七千五十）（七千五十一）（七千五十二）（七千五十三）（七千五十四）（七千五十五）（七千五十六）（七千五十七）（七千五十八）（七千五十九）（七千六十）（七千六十一）（七千六十二）（七千六十三）（七千六十四）（七千六十五）（七千六十六）（七千六十七）（七千六十八）（七千六十九）（七千七十）（七千七十一）（七千七十二）（七千七十三）（七千七十四）（七千七十五）（七千七十六）（七千七十七）（七千七十八）（七千七十九）（七千八十）（七千八十一）（七千八十二）（七千八十三）（七千八十四）（七千八十五）（七千八十六）（七千八十七）（七千八十八）（七千八十九）（七千九十）（七千九十一）（七千九十二）（七千九十三）（七千九十四）（七千九十五）（七千九十六）（七千九十七）（七千九十八）（七千九十九）（八千）（八千一）（八千二）（八千三）（八千四）（八千五）（八千六）（八千七）（八千八）（八千九）（八千十）（八千十一）（八千十二）（八千十三）（八千十四）（八千十五）（八千十六）（八千十七）（八千十八）（八千十九）（八千二十）（八千二十一）（八千二十二）（八千二十三）（八千二十四）（八千二十五）（八千二十六）（八千二十七）（八千二十八）（八千二十九）（八千三十）（八千三十一）（八千三十二）（八千三十三）（八千三十四）（八千三十五）（八千三十六）（八千三十七）（八千三十八）（八千三十九）（八千四十）（八千四十一）（八千四十二）（八千四十三）（八千四十四）（八千四十五）（八千四十六）（八千四十七）（八千四十八）（八千四十九）（八千五十）（八千五十一）（八千五十二）（八千五十三）（八千五十四）（八千五十五）（八千五十六）（八千五十七）（八千五十八）（八千五十九）（八千六十）（八千六十一）（八千六十二）（八千六十三）（八千六十四）（八千六十五）（八千六十六）（八千六十七）（八千六十八）（八千六十九）（八千七十）（八千七十一）（八千七十二）（八千七十三）（八千七十四）（八千七十五）（八千七十六）（八千七十七）（八千七十八）（八千七十九）（八千八十）（八千八十一）（八千八十二）（八千八十三）（八千八十四）（八千八十五）（八千八十六）（八千八十七）（八千八十八）（八千八十九）（八千九十）（八千九十一）（八千九十二）（八千九十三）（八千九十四）（八千九十五）（八千九十六）（八千九十七）（八千九十八）（八千九十九）（九千）（九千一）（九千二）（九千三）（九千四）（九千五）（九千六）（九千七）（九千八）（九千九）（九千十）（九千十一）（九千十二）（九千十三）（九千十四）（九千十五）（九千十六）（九千十七）（九千十八）（九千十九）（九千二十）（九千二十一）（九千二十二）（九千二十三）（九千二十四）（九千二十五）（九千二十六）（九千二十七）（九千二十八）（九千二十九）（九千三十）（九千三十一）（九千三十二）（九千三十三）（九千三十四）（九千三十五）（九千三十六）（九千三十七）（九千三十八）（九千三十九）（九千四十）（九千四十一）（九千四十二）（九千四十三）（九千四十四）（九千四十五）（九千四十六）（九千四十七）（九千四十八）（九千四十九）（九千五十）（九千五十一）（九千五十二）（九千五十三）（九千五十四）（九千五十五）（九千五十六）（九千五十七）（九千五十八）（九千五十九）（九千六十）（九千六十一）（九千六十二）（九千六十三）（九千六十四）（九千六十五）（九千六十六）（九千六十七）（九千六十八）（九千六十九）（九千七十）（九千七十一）（九千七十二）（九千七十三）（九千七十四）（九千七十五）（九千七十六）（九千七十七）（九千七十八）（九千七十九）（九千八十）（九千八十一）（九千八十二）（九千八十三）（九千八十四）（九千八十五）（九千八十六）（九千八十七）（九千八十八）（九千八十九）（九千九十）（九千九十一）（九千九十二）（九千九十三）（九千九十四）（九千九十五）（九千九十六）（九千九十七）（九千九十八）（九千九十九）（一万）（一万一）（一万二）（一万三）（一万四）（一万五）（一万六）（一万七）（一万八）（一万九）（一万十）（一万十一）（一万十二）（一万十三）（一万十四）（一万十五）（一万十六）（一万十七）（一万十八）（一万十九）（一万二十）（一万二十一）（一万二十二）（一万二十三）（一万二十四）（一万二十五）（一万二十六）（一万二十七）（一万二十八）（一万二十九）（一万三十）（一万三十一）（一万三十二）（一万三十三）（一万三十四）（一万三十五）（一万三十六）（一万三十七）（一万三十八）（一万三十九）（一万四十）（一万四十一）（一万四十二）（一万四十三）（一万四十四）（一万四十五）（一万四十六）（一万四十七）（一万四十八）（一万四十九）（一万五十）（一万五十一）（一万五十二）（一万五十三）（一万五十四）（一万五十五）（一万五十六）（一万五十七）（一万五十八）（一万五十九）（一万六十）（一万六十一）（一万六十二）（一万六十三）（一万六十四）（一万六十五）（一万六十六）（一万六十七）（一万六十八）（一万六十九）（一万七十）（一万七十一）（一万七十二）（一万七十三）（一万七十四）（一万七十五）（一万七十六）（一万七十七）（一万七十八）（一万七十九）（一万八十）（一万八十一）（一万八十二）（一万八十三）（一万八十四）（一万八十五）（一万八十六）（一万八十七）（一万八十八）（一万八十九）（一万九十）（一万九十一）（一万九十二）（一万九十三）（一万九十四）（一万九十五）（一万九十六）（一万九十七）（一万九十八）（一万九十九）（二万）（二万一）（二万二）（二万三）（二万四）（二万五）（二万六）（二万七）（二万八）（二万九）（二万十）（二万十一）（二万十二）（二万十三）（二万十四）（二万十五）（二万十六）（二万十七）（二万十八）（二万十九）（二万二十）（二万二十一）（二万二十二）（二万二十三）（二万二十四）（二万二十五）（二万二十六）（二万二十七）（二万二十八）（二万二十九）（二万三十）（二万三十一）（二万三十二）（二万三十三）（二万三十四）（二万三十五）（二万三十六）（二万三十七）（二万三十八）（二万三十九）（二万四十）（二万四十一）（二万四十二）（二万四十三）（二万四十四）（二万四十五）（二万四十六）（二万四十七）（二万四十八）（二万四十九）（二万五十）（二万五十一）（二万五十二）（二万五十三）（二万五十四）（二万五十五）（二万五十六）（二万五十七）（二万五十八）（二万五十九）（二万六十）（二万六十一）（二万六十二）（二万六十三）（二万六十四）（二万六十五）（二万六十六）（二万六十七）（二万六十八）（二万六十九）（二万七十）（二万七十一）（二万七十二）（二万七十三）（二万七十四）（二万七十五）（二万七十六）（二万七十七）（二万七十八）（二万七十九）（二万八十）（二万八十一）（二万八十二）（二万八十三）（二万八十四）（二万八十五）（二万八十六）（二万八十七）（二万八十八）（二万八十九）（二万九十）（二万九十一）（二万九十二）（二万九十三）（二万九十四）（二万九十五）（二万九十六）（二万九十七）（二万九十八）（二万九十九）（三万）（三万一）（三万二）（三万三）（三万四）（三万五）（三万六）（三万七）（三万八）（三万九）（三万十）（三万十一）（三万十二）（三万十三）（三万十四）（三万十五）（三万十六）（三万十七）（三万十八）（三万十九）（三万二十）（三万二十一）（三万二十二）（三万二十三）（三万二十四）（三万二十五）（三万二十六）（三万二十七）（三万二十八）（三万二十九）（三万三十）（三万三十一）（三万三十二）（三万三十三）（三万三十四）（三万三十五）（三万三十六）（三万三十七）（三万三十八）（三万三十九）（三万四十）（三万四十一）（三万四十二）（三万四十三）（三万四十四）（三万四十五）（三万四十六）（三万四十七）（三万四十八）（三万四十九）（三万五十）（三万五十一）（三万五十二）（三万五十三）（三万五十四）（三万五十五）（三万五十六）（三万五十七）（三万五十八）（三万五十九）（三万六十）（三万六十一）（三万六十二）（三万六十三）（三万六十四）（三万六十五）（三万六十六）（三万六十七）（三万六十八）（三万六十九）（三万七十）（三万七十一）（三万七十二）（三万七十三）（三万七十四）（三万七十五）（三万七十六）（三万七十七）（三万七十八）（三万七十九）（三万八十）（三万八十一）（三万八十二）（三万八十三）（三万八十四）（三万八十五）（三万八十六）（三万八十七）（三万八十八）（三万八十九）（三万九十）（三万九十一）（三万九十二）（三万九十三）（三万九十四）（三万九十五）（三万九十六）（三万九十七）（三万九十八）（三万九十九）（四万）（四万一）（四万二）（四万三）（四万四）（四万五）（四万六）（四万七）（四万八）（四万九）（四万十）（四万十一）（四万十二）（四万十三）（四万十四）（四万十五）（四万十六）（四万十七）（四万十八）（四万十九）（四万二十）（四万二十一）（四万二十二）（四万二十三）（四万二十四）（四万二十五）（四万二十六）（四万二十七）（四万二十八）（四万二十九）（四万三十）（四万三十一）（四万三十二）（四万三十三）（四万三十四）（四万三十五）（四万三十六）（四万三十七）（四万三十八）（四万三十九）（四万四十）（四万四十一）（四万四十二）（四万四十三）（四万四十四）（四万四十五）（四万四十六）（四万四十七）（四万四十八）（四万四十九）（四万五十）（四万五十一）（四万五十二）（四万五十三）（四万五十四）（四万五十五）（四万五十六）（四万五十七）（四万五十八）（四万五十九）（四万六十）（四万六十一）（四万六十二）（四万六十三）（四万六十四）（四万六十五）（四万六十六）（四万六十七）（四万六十八）（四万六十九）（四万七十）（四万七十一）（四万七十二）（四万七十三）（四万七十四）（四万七十五）（四万七十六）（四万七十七）（四万七十八）（四万七十九）（四万八十）（四万八十一）（四万八十二）（四万八十三）（四万八十四）（四万八十五）（四万八十六）（四万八十七）（四万八十八）（四万八十九）（四万九十）（四万九十一）（四万九十二）（四万九十三）（四万九十四）（四万九十五）（四万九十六）（四万九十七）（四万九十八）（四万九十九）（五万）（五万一）（五万二）（五万三）（五万四）（五万五）（五万六）（五万七）（五万八）（五万九）（五万十）（五万十一）（五万十二）（五万十三）（五万十四）（五万十五）（五万十六）（五万十七）（五万十八）（五万十九）（五万二十）（五万二十一）（五万二十二）（五万二十三）（五万二十四）（五万二十五）（五万二十六）（五万二十七）（五万二十八）（五万二十九）（五万三十）（五万三十一）（五万三十二）（五万三十三）（五万三十四）（五万三十五）（五万三十六）（五万三十七）（五万三十八）（五万三十九）（五万四十）（五万四十一）（五万四十二）（五万四十三）（五万四十四）（五万四十五）（五万四十六）（五万四十七）（五万四十八）（五万四十九）（五万五十）（五万五十一）（五万五十二）（五万五十三）（五万五十四）（五万五十五）（五万五十六）（五万五十七）（五万五十八）（五万五十九）（五万六十）（五万六十一）（五万六十二）（五万六十三）（五万六十四）（五万六十五）（五万六十六）（五万六十七）（五万六十八）（五万六十九）（五万七十）（五万七十一）（五万七十二）（五万七十三）（五万七十四）（五万七十五）（五万七十六）（五万七十七）（五万七十八）（五万七十九）（五万八十）（五万八十一）（五万八十二）（五万八十三）（五万八十四）（五万八十五）（五万八十六）（五万八十七）（五万八十八）（五万八十九）（五万九十）（五万九十一）（五万九十二）（五万九十三）（五万九十四）（五万九十五）（五万九十六）（五万九十七）（五万九十八）（五万九十九）（六万）（六万一）（六万二）（六万三）（六万四）（六万五）（六万六）（六万七）（六万八）（六万九）（六万十）（六万十一）（六万十二）（六万十三）（六万十四）（六万十五）（六万十六）（六万十七）（六万十八）（六万十九）（六万二十）（六万二十一）（六万二十二）（六万二十三）（六万二十四）（六万二十五）（六万二十六）（六万二十七）（六万二十八）（六万二十九）（六万三十）（六万三十一）（六万三十二）（六万三十三）（六万三十四）（六万三十五）（六万三十六）（六万三十七）（六万三十八）（六万三十九）（六万四十）（六万四十一）（六万四十二）（六万四十三）（六万四十四）（六万四十五）（六万四十六）（六万四十七）（

受ケタルモノ其ノ位置明カナルモノ又ハ土地ノ狀況ニ依リ保安上支障ナキモノハ此ノ限ニ在ラズ

一　建築線ノ周圍其ノ他建築線ノ位置ニ若ハ「コンクリート」ノ類ヲ以テ製作セル標柱（小口六、六センチメートル角ニシテ長サ六〇、五センチメートル以上）ヲ設置スルコト

二　標杭ハ其ノ小口ヲ地面上ニ露出セシメ且其ノ一面ヲ建築線ニ外接セシムルコト

前項ノ標杭ハ所轄警察署長ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ移動スルコトヲ得ズ

第二十五條　規則第百四十六條ニ依リ届出ヲ要スル工程ヲ指定スルコト左ノ如シ

一　起工

二　其ノ他特ニ指定シタル工程

第二十六條　工事現場ニハ建築許可證、建築認可證又ハ建築承認證及申請又ハ届出書類ノ副本ヲ備置キ警察官吏又ハ吏員ノ要求アリタルトキハ之ヲ提示スベシ

工事現場ニハ建築ヲ爲ス場所ニ許可、認可又ハ承認ノ年月日、認證番號及建築主ノ住所氏名ヲ記入シタル木札ノ類（幅二十五センチメートル、長サ五十センチメートル以上）ヲ掲示スベシ

第二十七條　本令第十四條第一號ノ建築物ヲ建築セントスル者ハ起工ニ當リ標札ノ類ヲ以テ建築線ノ位置ヲ標示スベシ

第二十八條　建築認可證交付ノ日ヨリ六箇月ヲ經過スルモ起工セザルトキ又ハ本令第十五條ニ依ル竣工豫定期日ヲ經過スルモ竣工セザルトキハ許可、認可、承認ハ其ノ效力ヲ失フ但シ其ノ期間內ニ延期ノ手續ヲ了シタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

〔山形縣〕

第二十九條　建築工事中ノ建築物左ノ各號ニ該當スルトキハ工事ノ中止其ノ他必要ナル措置ヲ命ジ又ハ許可、認可若ハ承認ヲ取消スコトアルベシ

一　保安上危險ト認ムルトキ

二　衞生上有害ト認ムルトキ

三　法、令、規則、本令又ハ之ニ基キテ發スル命令ニ違反シ工事ヲ爲シタルトキ

四　申請又ハ届出ニ際シ事實相違ノ表示ヲ爲シ若ハ之ト異リタル工事ヲ爲シタルトキ

第三十條　建築工事管理者又ハ工事監督主任者ニシテ不適當ト認ムルトキハ其ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第三十一條　規則第百四十八條ノ規定ニ依ル證票ハ別記樣式ニ依ル

第六章　構造設備

第三十二條　建築物ノ敷地ニハ建築線ニ沿ヒテ附近ノ公設溝渠又ハ河川ニ疏通スル下水溝ヲ設クベシ但シ公設ニ依ルベキ溝渠又ハ障碍アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

下水溝ハ幅員及深各十八センチメートル以上トシ耐水材料ヲ以テ構成シ適當ノ勾配ヲ附シ上部ニ蓋ヲ設クベキ構造トシ底部ヲ設クベシ但シ之ニ代ルベキ土管ヲ使用スル構造ト爲スハ差支ナシ

第三十三條　飲用井戸及水道引入口ト汲取便所及汚物溜トノ距離ハ汲取便所又ハ汚物溜ニ適當ト認メラルル特殊ノ構造設備ヲ施ス場合ニ限リ三、五メートル迄短縮スルコトヲ得

第三十四條　井戸ノ位置ハ建築物ノ基礎其ノ他ニ支障ヲ及ボサザル場所ニ之ヲ設ケ井戸側ハ「コンクリート」其ノ他ノ不滲透質ノ材料ヲ以テ構成シ井側ハ地盤面ヨリ高六十センチメートル以上トシ適當ナル覆蓋ヲ設ケ共同井戸ニ在リテハ喞筒ノ設備ヲ爲スベシ但シ掘抜井戸其ノ他特殊

ノモノハ此ノ限ニ在ラズ

第三十五條　上階ニ居室ヲ有スル建築物ノ階段ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外左ノ各號ニ依ルベシ但シ特ニ保安上支障ナシト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一　蹴上及踏面ノ寸法ハ各段均一ナラシムルコト

二　廻リ段ヲ設クル場合ハ階段ノ下部ニ限リ段數ハ四以下トシ九十度ニ對シ四段ノ割合ヲ超エザルコト

三　昇リ口及降リ口ニハ適當ナル足溜ヲ設クルコト

四　木造建築物（木造床ノ場合ヲ含ム）ニシテ三階以上ニ居室面積二十平方メートル以上ヲ有スルモノニ在リテハ各階ニ階段二箇所以上ヲ設クルコト但シ其ノ一箇所ハ非常階段又ハ適當ナル避難設備ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

非常階段ハ蹴上二十三センチメートル以下踏面十五センチメートル以上トシ其ノ幅員ヲ六十センチメートル以上ト爲スコトヲ得

第三十六條　學校、集會場、公會堂、寄席、會議所、百貨店、商品陳列館、勸工場、旅館、病院、待合、貸座敷、料理屋、飲食店及之ニ類スル建築物ノ階段ニシテ公衆ノ用ニ供スルモノハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外左ノ各號ニ依ルベシ

一　階段ノ幅ハ內法九十センチメートル以上トナシ踊場及昇リ口又ハ降リ口ノ足溜ハ其ノ幅及長ヲ階段ノ幅以上ト爲スコト

二　蹴上及踏面ノ寸法ハ各段均一ナラシムルコト

三　廻リ段ヲ設ケザルコト

四　適當ナル手摺ヲ設クルコト

五　木造建築物ニ於ケル階段數ハ其ノ上階各階居室面積五十平方メートル以上ノ場合ハ二箇所以上ノ百五十平方メートル以上ノ場合ハ三箇所以上二百平方メートル以上ノ場合ハ四箇所以上ヲ設クルコト但シ階段三箇所以上ヲ設クルモノニ在リテハ其ノ一箇所ニ限リ規則第二十五條第一項ノ階段ト爲スコトヲ得

六　木造以外ノ建築物ニ於ケル階段數ハ其ノ上階各階居室面積百平方メートル以上ノ場合ハ二箇所、三百平方メートル以上ノ場合ハ三箇所以上六百平方メートル以上ノ場合ハ四箇所以上ヲ設クルコト

七　二階以上ニ居室面積十五平方メートル以上ヲ有スル建築物ニ在リテハ各階ニ階段二箇所以上ヲ設クルコト但シ第五號又ハ第六號ノ規定ニ依リ階段ガ一箇所ニテ足ル場合ハ其ノ一箇所ハ非常階段ト爲スコトヲ得

各室ノ配置關係ニシテ階段ノ制特ニ狹キ場合又ハ特別ノ避難設備アル場合ハ保安上支障ナキ限リ前項第五號及第六號ノ規定ニ拘ラズ其ノ數ヲ減ズルコトヲ得

第三十七條　構造強度計算ハ左ノ事項ニ依ルベシ

一　地盤面上十五メートルヲ超過スル煙突、物見塔、機台塔、無線電信用鐵柱ノ類ニ於ケル地震力ノ水平震度ハ〇、一五以上

二　木造建築物ノ積載荷重ハ一平方メートルニ付住家ニ在リテハ二百キログラム以上其ノ他ノ建築物ニ在リテハ三百キログラム以上

三　水平面一平方メートルニ付キ積雪荷重四百キログラム以上

建築物ノ種類、形狀又ハ土地ノ狀況ニ依リ其ノ增加ヲ命ジ若ハ其ノ低下ヲ認ムルコトアルベシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔山形縣〕

●市街地建築物法施行細則取扱手續

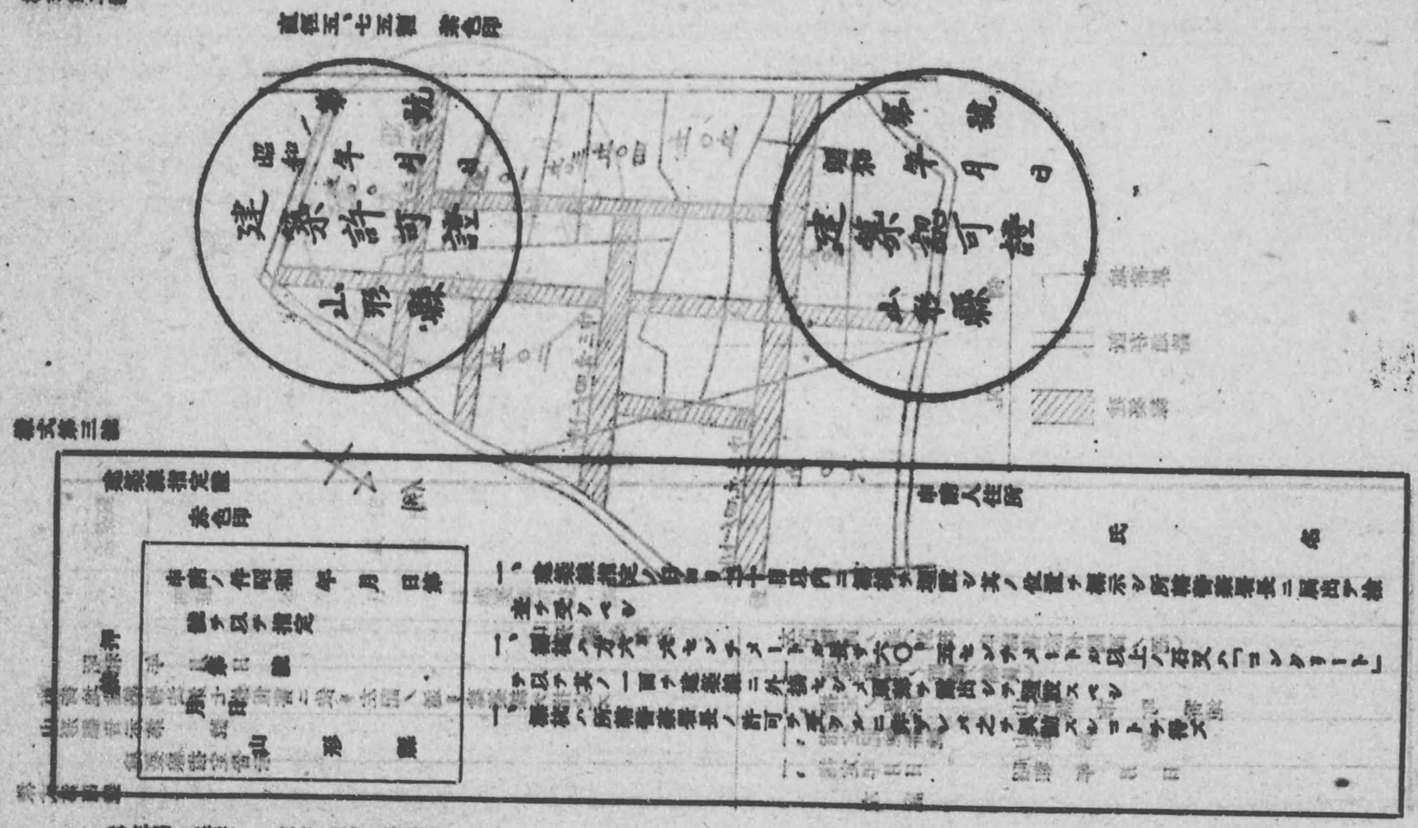
建築許可地
建築許可地

様式第五號

建築線指定告示

山形縣告示第　　號

市街地建築物法第七條但書ニ依リ左記ノ通リ建築線ヲ指定ス

昭和　年　月　日

山形縣知事名　　㊞

左記

一、指定年月日　　昭和　年　月　日

一、指定記號番號　　山建第　　號

一、指定ノ場所　　山形縣　市　町　番地

一、建築線ノ位置（別圖ノ通リ）

（別圖ノ通リ）

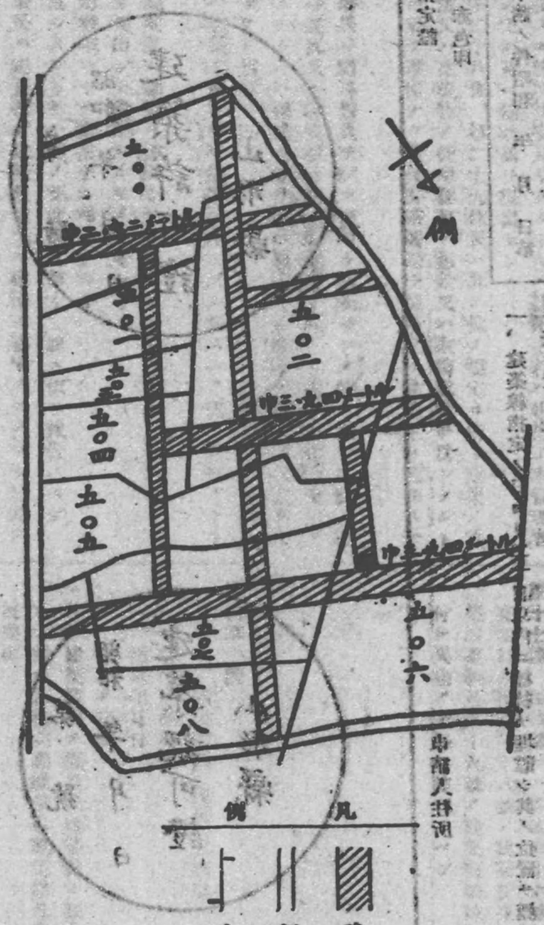

様式第六號

建築承認證

第　　號

昭和　年　月　日

山形縣

十五圓

建築主　住所

氏名

昭和　年　月　日建築許可證第　　號

番號	名稱	員數	摘要
一			
二			
三			
四			
五			
六			
七			
八			
九			

〔山形縣〕

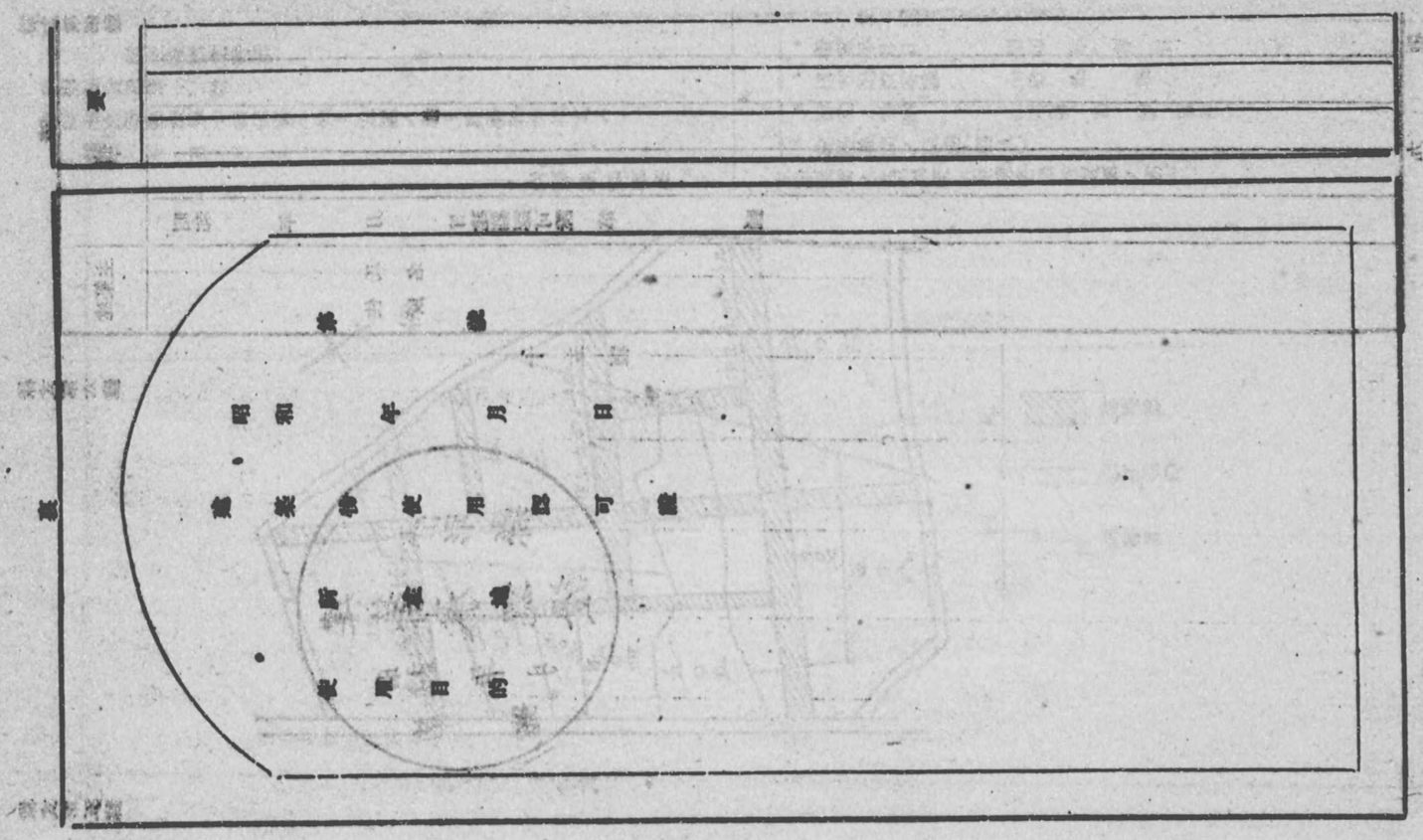

（日本産）

様式第七号（第四関係）

農業振興地域整備計画変更申出書	
申出者の住所氏名	
農用地の所在地	
農用地の所有者及び利用者の住所氏名	

右之通り農業振興地域整備計画変更ニ付農業振興地域の整備に関する法律第十二条第一項ノ規定ニ依リ申出ス

昭和　年　月　日

右申出者

（注意）

一、申出者ハ署名ノ外記名ヲ為ス場合ニ於テハ其ノ旨ヲ記スルコト

二、申出者ハ農業協同組合ノ組合員ニ非ザル場合ニ於テハ其ノ住所ハ市町村ノ区域内ニ於ケル大字ノ区域ヲ以テ記スルコト

三、申出者ハ農業協同組合ノ組合員ニ非ザル場合ニ於テハ其ノ氏名ハ戸籍ノ記載ニ依リ記スルコト

四、申出者ハ農業協同組合ノ組合員ニ非ザル場合ニ於テハ其ノ氏名ハ戸籍ノ記載ニ依リ記スルコト

五、申出者ハ農業協同組合ノ組合員ニ非ザル場合ニ於テハ其ノ氏名ハ戸籍ノ記載ニ依リ記スルコト

六、申出者ハ農業協同組合ノ組合員ニ非ザル場合ニ於テハ其ノ氏名ハ戸籍ノ記載ニ依リ記スルコト

七、申出者ハ農業協同組合ノ組合員ニ非ザル場合ニ於テハ其ノ氏名ハ戸籍ノ記載ニ依リ記スルコト

八、申出者ハ農業協同組合ノ組合員ニ非ザル場合ニ於テハ其ノ氏名ハ戸籍ノ記載ニ依リ記スルコト

九、申出者ハ農業協同組合ノ組合員ニ非ザル場合ニ於テハ其ノ氏名ハ戸籍ノ記載ニ依リ記スルコト

十、申出者ハ農業協同組合ノ組合員ニ非ザル場合ニ於テハ其ノ氏名ハ戸籍ノ記載ニ依リ記スルコト

（日本産）

裏

関係圖書左ノ如シ

関係土地承諾書	左記ノ通リ（別紙ノ通リ）
圖面	別紙ノ通リ（圖面ニハ関係土地ノ境界線指定ヲ受ケントスル建築線ノ位置、地番及所有權使用權ノ目的タル土地ノ境界線及各土地ノ所有者使用權者ノ住所氏名、道路及通路ノ位置幅員並ニ既存建築線ノ位置及其間ノ距離、建築物ノ配置其他ノ狀態方位及縮尺）

一、建築線ノ變更又ハ廢止ヲ申請セムトスル者ハ右ニ依リ申請スベシ

二、建築線ノ指定前關係土地ノ所有者又ハ使用權者ニ異動ヲ生ジタルトキハ申請者ニ於テ其ノ旨屆出ヅベシ

右申請書副書ニハ建築線指定ノ年月日及記號番號指定申請書提出ノ年月日ヲ附記スベシ

住所

右承諾者　氏　名

〔山形縣〕

様式第八號

〔山形縣〕

表

建築（申請書／屆）

事由

建築主住所氏名	
建築工事管理者ヲ定メタルトキハ其ノ住所氏名	
建築物、敷地ノ地番及隣近住屋ノ營業種別及距離	
地域、地區	地域
	地區
敷地ノ面積	平方メートル（都市計畫街路並ニ建築線指定又ハ私道ハ敷地ノ面積ニ算入セズ）
建築面積ノ種當合計	在來ノ分　平方メートル
	新、增、改築、移轉等ノ分　平方メートル
敷地面積ニ對スル建築面積ノ割合	十分ノ
地域ノ兩方ニ跨ル場合	地域ノ分十分ノ　地域ノ分十分ノ

床（ベタ基礎）	鉄筋コンクリート造					
基礎	鉄筋コンクリート造					
柱	木造					
壁	外壁	木造				
	内壁	木造				
筋かい	木造					
小屋組	木造					
屋根	瓦ぶき					
階段	木造					
床の高さ						
居室の天井の高さ						
延べ面積						
建築物の高さ						
備考						

（第三種）

敷地の地盤面からの高さ	
擁壁の種類	
擁壁の水抜穴の有無	
擁壁の伸縮目地の有無	
擁壁の設置	
擁壁の構造	
擁壁の基礎の構造	
備考	第一種
	第二種
	第三種

第三號　様式　第十八條　備考第

木平川

第　　號	
建築主住所氏名	
建築工事着手者住所氏名又ハ建築工事ヲ施行スル大工ノ住所氏名	
工事監理者住所氏名	
第二條第一項、第二項又ハ第三項ノ適用ヲ受ケントスル場合ニ於ケル其ノ事由	
其ノ他	参考ニ供スヘキ事項ヲ記入スルコト
昭和　年　月　日	建築主
	建築工事着手者
出張所扱	印

〔裏面ニ〕

〔裏面〕

設計者	
敷地ノ地上又ハ地下ノ建築物ノ構造	
敷地	形狀 地盤高低 擁壁ノ有無
道路	
排水	
備考	

第三號　様式　第十八條　備考第

木平川

様式第九號

裏

床構造	小屋構造	居室ノ木造床高	便所ノ構造	階段	排水設備	其他附帯設備
		居室ノ天井高				

様式第十號ノ一

起工届

一、敷地番號　　市　　町　　番地
二、建築物ノ用途
三、建築物ノ工事種別
四、認可(承認)年月日番號
五、起工シタル年月日

右及御届候也

昭和　年　月　日

建築主住所　氏　　名

山形縣知事　殿

〔山形縣〕

様式第十號ノ二

竣功届(承認ノ場合ハ末項ノ括弧内ノ語句ヲ抹消ノ事)

一、敷地番號
二、建築物ノ用途
三、建築物ノ工事種別
四、認可(承認)年月日番號
五、竣工シタル年月日

右ノ建築物竣功候ニ付キ御檢査(ノ上使用認可證御交付)相成度此段御届申候也

建築主住所　氏　　名

山形縣知事　殿

〔山形縣〕

様式第十一號ノ一

第　　號

工事中止通告書

建築主氏名	敷地ノ位置	工事種類	違反部分

右ノ工事違反箇所有之候ニ付該部分改修ニ至ル間工事進行ヲ中止スベシ
追テ改修ノ上ハ遲滯ナク其ノ旨所轄警察署ニ届出ヅベシ

年　月　日

警察署長

係員氏　　名

第十六号ノ二

領収書	日本国有鉄道
領収主氏名	
領収金額	
支払年月日	
区分	
摘要	
証紙貼付欄	
領収印	
領収印	
領収印	

第十六号ノ三

領収証書	
領収年月日	
領収金額	
摘要	
領収印	
領収印	
領収印	

（裏面）

領収年月日	昭和　年　月　日	領収金額	
摘要			
備考			
領収	国税 / 地方税 / 官庁収入	行政機関	

第十六号ノ四

領収書	
年月日	
領収金額	
摘要	
領収印	
領収印	
領収印	

備考	

様式第十四号

（ ）

区分	新築		中古		改造		共同住宅の一部	
	件数	平米方メートル数	件数	平米方メートル数	件数	平米方メートル数	件数	平米方メートル数
計								

様式第十五号

様式第十六号

備考

様式第十七號

年　月　日建築主　市　町　番地

一般建築物

敷地所在地	市　町　番地	地域	地區	署名
敷地内建築物主要用途		要　申請書		
道路、通路、幅員	東　西　南　北	建築線間幅員	東　西　南　北	
建築主	氏名	住所	市　町　番地	設計者
	氏名	住所	市　町　番地	監督主任者
敷地所有者	氏名	住所	市　町　番地	工事請負人
	氏名	住所	市　町　番地	申請代理人
敷地面積	建築合計面積	内譯ハ下ニ在ル	新增改築	

〔山形警〕

表

建築物各種類用途	第　類	第　類	第　類	第　類	第　類
工事要旨					
構造種別	第　種	第　種	第　種	第　種	第　種
防火程度					
各階ノ合計面積					
工事検査	適否措置其ノ他事項		監督官	監督官補	其ノ他
月日	年　月　日				
工程					
月日	年　月　日				
工程					
月日	年　月　日				
工程					
年　月　日届	摘要	年　月　日届	摘要	年　月　日届	

〔山形警〕

第三種　様式　第十八号　（第四条）

第六十七條

様式　第　面主要平面図縮尺百分の

申請日	年　月　日	竣工日	年　月　日
認可日	年　月　日	認可番號	第　號
竣功届受日	年　月　日	竣功日	年　月　日

建築物	新築	増築	改築	移転
種類別	種類一	種類二	種類三	
新築	棟	棟	棟	
増築	棟	棟	棟	
改築	棟	棟	棟	
移転	棟	棟	棟	

年　月　日　使用認可指定年　第　號

竣了

第六十七條

縮尺　五百分の一メートル

縮尺　四〇メートル

凡例	
指定申請建築線	
指定済建築線	
既定建築線	
道路	
境界線	
不分明道路	
町村	
字界	
境界	
既存木造建築	
既存非木造建築	
既定建築物	
門及塀（非木造）	
崖	
下水	
石垣	
土塀	
方位	

第　號	
指定番所	
指定線指定年月日	明治　年　月　日
指定線指定番號	第　號
申告年月日	明治　年　月　日
申告者	
申告者隣接土地所有者	氏名

（用紙大日本）

地番	地区	地区	地域	地区	昭和 年 月 日	届（書）類
	字	町村		町村	第 号	
地積	地目	登記の原因及びその日付	登記の原因	登記の日付	昭和 年 月 日	届（書）類
					第 号	
					年 月 日	登記識別情報の通知をする場合における申出の年月日
					第 号	登記識別情報の通知をしない旨の申出の有無
					市郡	代理人の氏名
						登記名義人又は登記義務者の氏名
						登記名義人又は登記義務者の代理人の氏名

備考

（裏面に記載）

（用紙大日本）

申請人の住所及び氏名		届（書）類	昭和 年 月 日
代理人の住所及び氏名			第 号
代理人の権限		登記識別情報の通知をしない旨の申出の有無	年 月 日
代理人の住所及び氏名			第 号
登記識別情報の通知をする場合における申出の年月日		登記名義人又は登記義務者の代理人の氏名	
登記識別情報の通知をしない旨の申出の有無			
登記名義人又は登記義務者の代理人の氏名			
備考			

（用紙大日本）

●特殊建築物規則

昭和十一年九月十一日
内務省令第三十一號

第一章　総則

第一條　本令ハ市街地建築物法第十四條ノ規定ニ依リ左ノ各號ノ建物ニ之ヲ適用ス建物ノ一部ヲ左ノ各號ノ用途ニ供スルモノニ在リテハ其ノ部分ニ付亦同ジ

一　劇場

二　住戸又ハ住室ノ床面積ノ合計百五十平方メートル以上ノ共同住宅

三　床面積千平方メートル以上ニシテ建物ノ第三階以上ノ階ニ賣場ヲ有スル百貨店

四　自動車車庫但シ床面積二十平方メートル以下ニシテ專ラ小型自動車ヲ格納スルモノヲ除ク

建物ニシテ其ノ一部ヲ前項各號ノ用途ニ供スルモノニ付テハ地方長官ハ其ノ他ノ部分ニ對シ保安上相當ナル特殊設備ヲ命ズルコトヲ得

第二條　避難階段ハ屋内避難階段、準屋内避難階段及屋外避難階段ノ三種トス

屋内避難階段ノ構造設備ハ左ノ規定ニ依ルベシ但シ地上階ニ設クルモノニ付最上部ニ在リテハ第一號、第二號又ハ第五號ノ制限ニ依ラザルコトヲ得

一　屋内ト階段室及附室トハ耐火構造ノ壁體ヲ以テ之ヲ區劃スルコト

二　階段室及附室ニハ外氣ニ開放スル窓又ハ外氣ニ開放スル附室ヲ設クルコト

三　階段室ノ屋内ニ面スル壁面ニ窓ヲ開クル場合ニハ其ノ面積ハ各一平方メートル以内トシ且鐵骨網入硝子造ノ鉄製戸又ハ之ニ代ルベキ設備ノ戸ヲ設クルコト

四　屋内ヨリ階段室ニ通ズル出入口ニハ防火戸又ハ鐵骨網入硝子戸ヲ設ケ且地方長官ノ承認スル場合ヲ除クノ外自動閉鎖ノ設備ヲ爲スコト

五　前號ノ出入口ニ設クル扉ハ前項第六號ノ規定ニ準ズルコト

六　階段ハ耐火構造ト爲シ第一階ニ於テハ直接非常口ニ通ズルコト

準屋内避難階段ノ構造設備ハ左ノ規定ニ依ルベシ但シ地上階ニ設クルモノニ付最上部又ハ第一階ニ在リテハ第一號、第三號又ハ第四號ノ制限ニ依ラザルコトヲ得

一　階段室ハ外氣ニ面スル部分ヲ除クノ外耐火構造ノ壁體又ハ甲種防火戸ヲ以テ之ヲ區劃スルコト

二　階段室ニハ外氣ニ面シ通常ナル窓又ハ之ニ代ルベキ採光面ヲ設クルコト

三　階段室ノ屋内ニ面スル壁面ニ窓ヲ開クル場合ニハ其ノ面積ハ各一平方メートル以内トシ且鐵骨網入硝子造ノ鉄製戸又ハ之ニ代ルベキ設備ノ戸ヲ設クルコト

四　屋内ヨリ階段室ニ通ズル出入口ニハ防火戸又ハ鐵骨網入硝子戸ヲ設ケ且地方長官ノ承認スル場合ヲ除クノ外自動閉鎖ノ設備ヲ爲スコト

五　前號ノ出入口ニ設クル扉ハ前項第六號ノ規定ニ準ズルコト

六　階段ハ耐火構造ト爲シ第一階ニ於テハ通常ニ非常口ニ連絡スルコト

屋外避難階段ノ構造設備ハ左ノ規定ニ依ルベシ但シ地上階ニ設クルモノニ付最上部ニ在リテハ第三號又ハ第四號ノ制限ニ依ラザルコトヲ得

一　階段ハ耐火構造ト爲シ第一階ニ於テハ直接非常口ニ通ズルコト

二　階段及踊場ノ有效幅員ハ六十センチメートル以上ト爲スコト

三　階段、踊場又ハ窓ニ近接スル部分ノ壁面ニ窓ヲ設クル場合ニハ其ノ面積ハ各一平方メートル以内トシ且鐵骨網入硝子造ノ鉄製戸又ハ之ニ代ルベキ設備ノ戸ヲ設クルコト

四　屋内ヨリ階段ニ通ズル出入口ニハ自動閉鎖ノ甲種防火戸ヲ設クルコト

五　屋内ト階段室及附室トハ耐火構造ノ壁體ヲ以テ之ヲ區劃スルコト

六　階段ハ耐火構造ト爲シ第一階ニ於テハ直接非常口ニ通ズルコト

七　階段ノ耐火構造ト爲シ第一階ニ於テハ直接非常口ニ通ズルコト

準屋内避難階段ノ構造設備ハ左ノ規定ニ依ルベシ但シ地上階ニ設クルモノニ付最上部又ハ第一階ニ在リテハ第一號、第三號又ハ第四號ノ制限ニ依ラザルコトヲ得

一　階段室ハ外氣ニ面スル部分ヲ除クノ外耐火構造ノ壁體又ハ甲種防火戸ヲ以テ之ヲ區劃スルコト

二　階段室ニハ外氣ニ面シ通常ナル窓又ハ之ニ代ルベキ採光面ヲ設クルコト

三　階段室ノ屋内ニ面スル壁面ニ窓ヲ開クル場合ニハ其ノ面積ハ各一平方メートル以内トシ且鐵骨網入硝子造ノ鉄製戸又ハ之ニ代ルベキ設備ノ戸ヲ設クルコト

四　屋内ヨリ階段室ニ通ズル出入口ニハ防火戸又ハ鐵骨網入硝子戸ヲ設ケ且地方長官ノ承認スル場合ヲ除クノ外自動閉鎖ノ設備ヲ爲スコト

五　前號ノ出入口ニ設クル扉ハ前項第六號ノ規定ニ準ズルコト

六　階段ハ耐火構造ト爲シ第一階ニ於テハ直接非常口ニ通ズルコト

屋外避難階段ノ構造設備ハ左ノ規定ニ依ルベシ但シ地上階ニ設クルモノニ付最上部ニ在リテハ第三號又ハ第四號ノ制限ニ依ラザルコトヲ得

二　階段及踊場ノ有效幅員ハ六十センチメートル以上ト爲スコト

三　階段、踊場又ハ窓ニ近接スル部分ノ壁面ニ窓ヲ設クル場合ニハ其ノ面積ハ各一平方メートル以内トシ且鐵骨網入硝子造ノ鉄製戸又ハ之ニ代ルベキ設備ノ戸ヲ設クルコト

四　屋内ヨリ階段ニ通ズル出入口ニハ自動閉鎖ノ第二項第六號ノ規定ニ準ズルコト

五　前號ノ出入口ニ設クル扉ハ第二項第六號ノ規定ニ準ズルコト

六　階段ハ耐火構造ト爲シ地盤面ニ直圧センメ道路、踊場ノ類ニ通ズル

第三條　停車ロトハ左ノ構造設備ヲ有スル出入口ヲ謂フ

有效幅員ハ七十五センチメートル以上ナルコト

二　第ハ内開ナラザルコト

三　踊場、廊場ノ類ニ連絡スルコト

第四條　壁體ヲ以テ通常セラルル建物又ハ防火壁、防火戸ノ類ヲ以テ區劃セラルル建物ニ付テハ階段、出入口又ハ此等ニ代ルベキ設備ニ關スル規定ハ通常又ハ區劃セラルル部分ニ對シ各別ニ之ヲ適用ス

防火壁、甲種防火戸ノ類ヲ以テ區劃セラルル建物ノ部分ニシテ興行ニ通當ニ連絡スル設備アルモノニ在リテハ地方長官ハ保安上支障ナシト認ムル場合ニ限リ其ノ部分ニ設クル出入口ヲ以テ避難階段又ハ非常口ト看做スコトヲ得

第五條　地方長官保安上必要アリト認ムルトキハ第一條各號ノ建物ニ對シ非常警報機、屋上水槽、消火栓、「スプリンクラー」ノ類ノ設備其ノ他防火上必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得

第二章　學校

第六條　本令ハ市街地建築物法施行規則第百四十九條ノ二ノ規定ニ依リ内務大臣ノ指定スル區域ニ於ケル之ヲ適用セズ但シ同條第二項ノ規定ニ依リ指定シタル建物又ハ地區ニ關シテハ地方長官ハ命令ヲ以テ本令ノ全部又ハ一部ヲ適用スルコトヲ得ズ

第七條　本令ニ於テ學校ト稱スルハ小學校、中學校、高等女學校、實業學校、專門學校、大學、師範學校、青年學校、盲學校、聾唖學校、幼稚園ヲ謂フ

第八條　建物ノ第三階以上ノ階ニ教室其ノ他生徒（學生、兒童ヲ含ム以下之ニ同ジ）ヲ收容スル學校ノ建物ハ其ノ主要ナル壁體、床、柱、屋根（屋根ナキトキハ直上階ノ床以下之ニ同ジ）及階段ヲ耐火構造ト爲スベシ

第九條　小學校（小學校ニ類スル各種學校ヲ含ム以下之ニ同ジ）ニ在リテハ建物ノ第四階以上ノ階ニ教室其ノ他兒童ヲ收容スル室ヲ設クルコトヲ得ズ

第十條　校舍ノ本屋ト隣地境界線トノ距離ハ地方長官ノ承認スル場合ヲ除クノ外四メートル以上ト爲スベシ

第十一條　小學校ニ在リテハ兒童全員ノ避難用ニ供スル爲講堂、屋内體操場又ハ校舍ノ一部ノ主要ナル壁體、床、柱、屋根及階段ヲ耐火構造ト爲スベシ

前項ノ耐火構造ノ部分ト耐火構造ニ非ザル部分トノ境界ニ設クル出入口ニハ甲種防火戸ヲ設クベシ

第十二條　教室其ノ他生徒ヲ收容スル室ニハ廊下、廣間ノ類又ハ屋外ニ面シ二以上ノ出入口ヲ設クベシ

第十三條　小學校ニ在リテハ兒童ノ常用ニ供スル階數ハ左ノ規定ニ依ルベシ

一　第一階又ハ地盤面直通スル階段ノ數ハ各階ニ付教室數八以内ノト

五　主要ナル柱ノ太サハ柱ノ下端ニ於ケル太サヲ示スモノトス

六　主要ナル柱ノ太サハ十五寸又ハ之ニ準ズベキ寸法ヲ最小トシ一寸ヲ増ス毎ニ其ノ上下ニ各一寸ヲ増スモノトス

七　主要ナル柱ノ細目ハ四分ノ一以上ヲ基準トス

八　主要ナル柱、梁、桁、土蔵、敷居、方杖、筋違ノ端末及仕口ニハ「ホゾ」、「ホゾ穴」、「渡リ顎」、「蟻」、「込栓」、「釘」、「鎹」、「箍」、「金物」ノ類ヲ用ヒ確実ナル方法ニ依リ緊結スルモノトス

第十八條　貫方ヲ柱ニ通ス場合ニ於テハ柱ノ太サノ五分ノ一以上ヲ欠キ込ムモノトス

第十九條　左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ柱ノ全部ヲ通シ柱ト為スヘシ

一　階数ヲ三以上トスル建物ノ隅柱

二　階数ヲ二以上トスル建物ノ隅柱及ヒ其ノ他ノ柱ニシテ其ノ上部ニ於テ梁又ハ桁ノ横架材ヲ受ケ且ツ其ノ柱ノ負担スル横架材ノ水平距離ノ最大ノモノ四メートル以上ナルモノ

第二十條　柱ノ小口ニ他ノ柱又ハ梁ノ一部（敷居、鴨居、土台ヲ除ク）ヲ接合スル場合ニ於テハ柱ノ小口ニ「ホゾ」ヲ造リ又ハ柱ニ「ホゾ穴」ヲ設ケ且ツ込栓ヲ用ヒ緊結スルモノトス

第二十一條　柱ノ小口ニ他ノ柱又ハ梁ノ一部（敷居、鴨居、土台ヲ除ク）ヲ接合スル場合ニ於テハ其ノ接合部ノ柱ノ太サノ四分ノ一以上ヲ欠キ込ムモノトス

第二十二條　柱ノ小口ニ他ノ柱又ハ梁ノ一部（敷居、鴨居、土台ヲ除ク）ヲ接合スル場合ニ於テハ其ノ接合部ノ柱ノ太サノ三分ノ一以上ヲ欠キ込ムモノトス

第二十三條　柱ノ小口ニ他ノ柱又ハ梁ノ一部（敷居、鴨居、土台ヲ除ク）ヲ接合スル場合ニ於テハ其ノ接合部ノ柱ノ太サノ二分ノ一以上ヲ欠キ込ムモノトス

第二十四條　柱ノ小口ニ他ノ柱又ハ梁ノ一部（敷居、鴨居、土台ヲ除ク）ヲ接合スル場合ニ於テハ其ノ接合部ノ柱ノ太サノ三分ノ二以上ヲ欠キ込ムモノトス

第二十五條　柱ノ小口ニ他ノ柱又ハ梁ノ一部（敷居、鴨居、土台ヲ除ク）ヲ接合スル場合ニ於テハ其ノ接合部ノ柱ノ太サノ四分ノ三以上ヲ欠キ込ムモノトス

第二十六條　柱ノ小口ニ他ノ柱又ハ梁ノ一部（敷居、鴨居、土台ヲ除ク）ヲ接合スル場合ニ於テハ其ノ接合部ノ柱ノ太サヲ欠キ込ムモノトス

第二十七條　柱ノ小口ニ他ノ柱又ハ梁ノ一部（敷居、鴨居、土台ヲ除ク）ヲ接合スル場合ニ於テハ其ノ接合部ノ柱ノ太サヲ欠キ込ムモノトス

第二十八條　柱ノ小口ニ他ノ柱又ハ梁ノ一部（敷居、鴨居、土台ヲ除ク）ヲ接合スル場合ニ於テハ其ノ接合部ノ柱ノ太サヲ欠キ込ムモノトス

第二十九條　柱ノ小口ニ他ノ柱又ハ梁ノ一部（敷居、鴨居、土台ヲ除ク）ヲ接合スル場合ニ於テハ其ノ接合部ノ柱ノ太サヲ欠キ込ムモノトス

第三十條　柱ノ小口ニ他ノ柱又ハ梁ノ一部（敷居、鴨居、土台ヲ除ク）ヲ接合スル場合ニ於テハ其ノ接合部ノ柱ノ太サヲ欠キ込ムモノトス

第三十一條　柱ノ小口ニ他ノ柱又ハ梁ノ一部（敷居、鴨居、土台ヲ除ク）ヲ接合スル場合ニ於テハ其ノ接合部ノ柱ノ太サヲ欠キ込ムモノトス

第三十二條　柱ノ小口ニ他ノ柱又ハ梁ノ一部（敷居、鴨居、土台ヲ除ク）ヲ接合スル場合ニ於テハ其ノ接合部ノ柱ノ太サヲ欠キ込ムモノトス

第三十三條　柱ノ小口ニ他ノ柱又ハ梁ノ一部（敷居、鴨居、土台ヲ除ク）ヲ接合スル場合ニ於テハ其ノ接合部ノ柱ノ太サヲ欠キ込ムモノトス

第三十四條　柱ノ小口ニ他ノ柱又ハ梁ノ一部（敷居、鴨居、土台ヲ除ク）ヲ接合スル場合ニ於テハ其ノ接合部ノ柱ノ太サヲ欠キ込ムモノトス

第三十五條　柱ノ小口ニ他ノ柱又ハ梁ノ一部（敷居、鴨居、土台ヲ除ク）ヲ接合スル場合ニ於テハ其ノ接合部ノ柱ノ太サヲ欠キ込ムモノトス

第三十六條　柱ノ小口ニ他ノ柱又ハ梁ノ一部（敷居、鴨居、土台ヲ除ク）ヲ接合スル場合ニ於テハ其ノ接合部ノ柱ノ太サヲ欠キ込ムモノトス

第三十七條　柱ノ小口ニ他ノ柱又ハ梁ノ一部（敷居、鴨居、土台ヲ除ク）ヲ接合スル場合ニ於テハ其ノ接合部ノ柱ノ太サヲ欠キ込ムモノトス

第三十六條　前條ノ場合ニ於テ同條第一項ニ規定スル百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、同條第二項ニ規定スル工事ノ施工者ヲ兼ネルコトヲ得

第三十七條　建築物ノ敷地ハ、道路ニ二メートル以上接セサルモノニ對シテハ、建築物ヲ建築シ又ハ用途ヲ變更シテ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第三十八條　建築物ノ敷地ハ、道路ニ接スル部分ニ於テ、建築物ノ出入ノ爲ニ必要ナル通路ヲ設ケサルモノニ對シテハ、建築物ヲ建築シ又ハ用途ヲ變更シテ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第三十九條　建築物ノ敷地ハ、百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ニ對シ、其ノ敷地ノ地盤面ヲ道路ノ高サヨリ高クスルコトヲ得ル旨ヲ指定スルコトアルヘシ

第四十條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第四十一條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第四十二條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第四十三條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第四十四條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第四十五條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第四十六條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第四十七條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第四十八條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第四十九條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第五十條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第五十一條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第五十二條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第五十三條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第五十四條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第五十五條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第五十六條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第五十七條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第五十八條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第五十九條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第六十條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第六十一條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第六十二條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第六十三條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第六十四條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第六十五條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第六十六條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第六十七條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第六十八條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第六十九條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第七十條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第七十一條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第七十二條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第七十三條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第七十四條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第七十五條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第七十六條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第七十七條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第七十八條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第七十九條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第八十條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第八十一條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第八十二條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第八十三條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第八十四條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第八十五條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第八十六條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第八十七條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第八十八條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第八十九條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第九十條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第九十一條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第九十二條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第九十三條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第九十四條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第九十五條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第九十六條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第九十七條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第九十八條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第九十九條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百一條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百二條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百三條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百四條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百五條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百六條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百七條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百八條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百九條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百十條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百十一條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百十二條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百十三條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百十四條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百十五條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百十六條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百十七條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百十八條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百十九條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百二十條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百二十一條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百二十二條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百二十三條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百二十四條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百二十五條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百二十六條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百二十七條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百二十八條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百二十九條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百三十條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百三十一條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百三十二條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百三十三條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百三十四條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百三十五條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百三十六條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百三十七條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百三十八條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百三十九條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百四十條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百四十一條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百四十二條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百四十三條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百四十四條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百四十五條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百四十六條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百四十七條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百四十八條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百四十九條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百五十條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百五十一條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百五十二條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百五十三條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百五十四條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百五十五條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百五十六條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百五十七條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百五十八條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百五十九條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百六十條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百六十一條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百六十二條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百六十三條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百六十四條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百六十五條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百六十六條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百六十七條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百六十八條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百六十九條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百七十條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百七十一條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百七十二條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百七十三條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百七十四條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百七十五條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百七十六條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百七十七條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百七十八條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百七十九條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百八十條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百八十一條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百八十二條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百八十三條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百八十四條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百八十五條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百八十六條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百八十七條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百八十八條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百八十九條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百九十條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百九十一條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百九十二條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百九十三條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百九十四條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百九十五條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百九十六條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百九十七條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百九十八條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第百九十九條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第二百條　百平方メートル以上ノ建築物ニ關スル工事ノ施工者ハ、其ノ工事ヲ完了シタルトキハ、三十日以内ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ツヘシ

第五十三條　建物ノ第一階ニ設ケル自動車車庫ノ建物ハ左ノ構造ト爲スモノ

一　床面積三百平方メートル以上ノモノハ其ノ主要ナル壁體、床、柱、屋根及階段ヲ耐火構造ト爲スコト

二　床面積百平方メートル以上ノモノハ其ノ主要ナル壁體ヲ耐火構造トシ且柱、小屋梁又ハ天井ヲ不燃材料ヲ以テ構成スルコト

三　床面積五十平方メートル以上ノモノハ其ノ主要ナル壁體、柱、小屋及屋根又ハ天井ヲ不燃材料ヲ以テ構成スルコト

四　床面積十五平方メートル以上ノモノハ其ノ主要ナル壁體ヲ不燃材料ヲ以テ構成シ又ハ壁體ノ內面ヲ繼續「モルタル」塗其ノ他地方長官ノ承認スル構造ト爲シ且屋根又ハ天井ヲ不燃材料ヲ以テ構成又ハ被覆スルコト

五　床面積十五平方メートル未滿ノモノハ其ノ主要ナル壁體ノ內面及屋根又ハ天井ヲ不燃材料ヲ以テ構成又ハ被覆スルコト

六　前五號ノ規定ニ依ルノ外直上ニ二以上ノ階アル部分又ハ床面積五十平方メートル以上ノ直上階アル部分ハ其ノ主要ナル壁體、床、柱、屋根及階段ヲ耐火構造ト爲スコト

七　第一號乃至第五號ノ規定ニ依ルノ外床面積五十平方メートル未滿ノ直上階アル部分ハ其ノ主要ナル壁體及天井ヲ不燃材料ヲ以テ構成シ又ハ其ノ內面ヲ繼續「モルタル」塗其ノ他地方長官ノ承認スル構造ト爲スコト

第五十四條　自動車車庫ノ構造設備ハ前二條ノ外左ノ規定ニ依ルベシ

一　地階又ハ階水材料ヲ以テ構成シ汚水排除ノ設備ヲ爲スコト

二　車庫ノ床及最上階ノ天井ニハ車庫ニ非ザル部分ニ通ズル開口ヲ設ケザルコト

三　車庫ニ非ザル部分ノ爲設ケル非常用出入口ハ車庫內ニ之ヲ設ケザルコト

第五十五條　商品タル自動車又ハ修理ノ爲使用セザル自動車ヲ格納スル自動車車庫ニ付テハ地方長官ハ前四條ノ制限ヲ緩減又ハ免除スルコトヲ得

（山形縣）

本令中地方長官トアルハ東京府ニ於テハ警視總監トス

本令ハ市街地建築物法適用前ヨリ存在スル建物及同法又ハ之ニ基キテ發スル命令ニ依リ建築シタル建物ニ關シテハ增築、改築、修繕、用途ノ變更其ノ他現狀ニ變更ヲ加ヘザル限リ之ヲ適用セズ

●市街地建築物法施行規則第百四十九條ノ二第二項及特殊建築物規則適用ニ關スル件

昭和十三年四月二十七日
山形縣令第十七號

市街地建築物法施行規則第百四十九條ノ二第二項及特殊建築物規則ノ適用ニ關スル件左ノ通定ム

市街地建築物法施行規則第百四十九條ノ二第二項及特殊建築物規則適用ニ關スル件

山形市、米澤市、鶴岡市、酒田市、仙臺第四定義村大字新井新田ノ一部（酒田市ニ接スル區域ニシテ國有鐵道羽越本線、同最上川線々路、豐井驛及町村道東野街道ノ各中心線ヲ以テ區劃セラル、區域）及同郡中平田村大字濱田ノ一部（酒田市ニ接スル區域ニシテ國有鐵道羽越本線及新井田川ノ各中心線ヲ以テ區劃セラル、區域）ノ全區域內ニ於テ左記各號ニ該當スル建築物ニ對シ市街地建築物法施行規則第七條乃至第二十三條、第二十五條、第二十六條、第二十七條第二項、第二十八條乃至第百十五條ノ規定及特殊建築物規則ノ規定ヲ適用ス

記

一　市街地建築物法施行令第一條乃至第三條ノ建築物

第三編　保安　第十八章　建築物

二　市街地建築物法施行規則第百四十三條第一項第二號乃至第四號ノ建築物

三　學校、集會場、公會堂、旅館、病院、醫院、市場、自動車々庫、湯屋、下宿屋、寄宿舍、合宿所、長屋、共同住宅、商品陳列場、百貨店、貸席、演藝會場、博物館、圖書館、料理屋、飲食店、貸席、遊技場

●畜犬取締規則

乙第六十五号
明治四十一年十一月

第一條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第二條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第三條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第四條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第五條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第六條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第七條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第八條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第九條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第十條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第十一條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第十二條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第十三條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第十四條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第十五條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第十六條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第十七條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第十八條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第十九條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第二十條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第二十一條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第二十二條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第二十三條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第二十四條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第二十五條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第二十六條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第二十七條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第二十八條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第二十九條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第三十條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第三十一條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第三十二條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第三十三條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第三十四條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第三十五條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第三十六條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第三十七條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第三十八條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第三十九條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第四十條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第四十一條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第四十二條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第四十三條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第四十四條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第四十五條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第四十六條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第四十七條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第四十八條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第四十九條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第五十條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第五十一條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第五十二條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第五十三條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第五十四條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第五十五條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第五十六條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第五十七條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第五十八條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第五十九條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第六十條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第六十一條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第六十二條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第六十三條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第六十四條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第六十五條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第六十六條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第六十七條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第六十八條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第六十九條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第七十條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第七十一條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第七十二條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第七十三條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第七十四條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第七十五條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第七十六條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第七十七條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第七十八條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第七十九條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第八十條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第八十一條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第八十二條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第八十三條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第八十四條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第八十五條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第八十六條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第八十七條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第八十八條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第八十九條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第九十條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第九十一條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第九十二條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第九十三條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第九十四條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第九十五條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第九十六條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第九十七條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第九十八條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第九十九條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百一條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百二條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百三條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百四條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百五條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百六條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百七條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百八條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百九條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百十條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百十一條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百十二條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百十三條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百十四條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百十五條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百十六條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百十七條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百十八條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百十九條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百二十條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百二十一條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百二十二條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百二十三條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百二十四條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百二十五條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百二十六條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百二十七條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百二十八條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百二十九條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百三十條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百三十一條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百三十二條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百三十三條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百三十四條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百三十五條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百三十六條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百三十七條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百三十八條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百三十九條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百四十條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百四十一條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百四十二條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百四十三條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百四十四條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百四十五條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百四十六條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百四十七條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百四十八條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百四十九條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百五十條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百五十一條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百五十二條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百五十三條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百五十四條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百五十五條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百五十六條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百五十七條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百五十八條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百五十九條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百六十條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百六十一條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百六十二條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百六十三條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百六十四條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百六十五條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百六十六條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百六十七條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百六十八條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百六十九條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百七十條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百七十一條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百七十二條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百七十三條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百七十四條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百七十五條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百七十六條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百七十七條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百七十八條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百七十九條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百八十條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百八十一條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百八十二條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百八十三條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百八十四條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百八十五條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百八十六條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百八十七條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百八十八條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百八十九條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百九十條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百九十一條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百九十二條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百九十三條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百九十四條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百九十五條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百九十六條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百九十七條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百九十八條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第百九十九條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第二百條　犬ヲ飼養シ又ハ所有スル者ハ其ノ犬ニ付キ住所、氏名、年齢、職業ノ届出ヲ為スヘシ

第四節

●畜犬取締規則取扱手續

大正十五年十一月
山形縣訓令第七十三號

第一條　警察官吏ハ規則第四條ニ依ル屆出アリタルトキハ其實況ヲ調査シ飼主ニ對シ適當ナル措置ヲ爲サシムヘシ但シ狂犬病ニ係ルモノハ直チニ必要ナル措置ヲ爲スヘシ

第二條　規則第六條ニ依ル屆出アリタルトキハ咬傷セル犬ヲ捜索シ飼主ノ氏名住所ニ依リ必要ナル措置ヲ爲シ野犬ナルトキハ直ニ撲殺ノ手續ヲ爲スヘシ

第三條　規則第七條ニ依リ野犬撲殺ノ屆出アリタルトキハ左記樣式ニ依リ許可證ヲ作リ撲殺現場ノ處理ニ就テ時々觀察取締ヲ爲スヘシ

第四條　野犬撲殺ヲ許可シタルトキハ終了後其ノ概要ヲ報告スヘシ

第五條　警察官署長ハ毎年四月二日現在ノ畜犬數ヲ調査シ同月二十日限リ報告スヘシ

附則（野犬撲殺許可證用紙樣式廢止）

本令ハ公布ノ日ヨリ施行ス

住所
氏名
年齡

畜犬取締規則第　條ニ依リ左ノ通之ヲ許可ス

昭和　年　月　日

警察署長　官氏　㊞

第十九年　月　日

【山梨縣】

大島支

警察署長　官氏　名㊞

第三號樣式（野犬撲殺許可證用紙樣式廢止）

許可證

住所
氏名
年齡

畜犬取締規則第　條ニ依リ左ノ通之ヲ許可ス

大正　年　月　日

警察（分）署長　官氏　名㊞

記

一、何々（撲殺第七條ノ規定ニ依ル區域、方法、期間、處理ノ方法、撲殺者ノ氏名年齡其他取締上必要ト認ムル事項ヲ列記スヘシ）

二、何々（撲殺第七條ノ規定ニ依ル區域、方法、期間、處理ノ方法、撲殺者ノ氏名年齡其他取締上必要ト認ムル事項ヲ列記スヘシ但シ撲殺者アルモノハ撲殺者毎ニ本許可證ノ謄本ヲ交付シ撲殺中携帶セシムヘシ）

【山梨縣】

●公園取締規則

明治十七年十月
乙第一〇一號

第一條　公園内ノ樹枝花草ヲ折リ又ハ伐採スヘカラス

第二條　公園内ニ於テ魚鳥又捕ルヘカラス

第三條　公園内ニ許可ナクシテ露店ノ類ヲ開設スヘカラス

第四條　公園内ニ於テ濫リニ火ヲ焚キ又ハ煙火ヲ玩フヘカラス

第五條　公園内ヘ馬荷ヲ乘ツルヘカラス

第六條　公園内ヘ濫リニ鳥ヲ乘ツルヘカラス

第七條　公園内ニアル屋掛ヘ踏臥スヘカラス

第八條　公園内ノ樹木ヘ登リ又ハ水石等ヲ投棄スヘカラス

第九條　本則ニ違背シタル者ハ十日以下ノ拘留又ハ一圓九十五錢以下ノ罰金ニ處ス

●北海道移住民ノ汽車賃汽船賃割引券取扱方

明治三十六年十一月
内務省訓令第十二號

第一條　割引券ノ下附ヲ請フ者アルトキハ左ノ事項ヲ調査シテ之ヲ下附スヘシ

一、一時ノ出稼ニアラサル者

二、生業ノ目的ヲ以テ移住スル者

三、移住ニ要スル旅費ヲ辨シ得ル者

第二條　告示第三條但書ニ依リ特ニ乘降地ヲ指定シタル官公署ハ乘車五日前ニ乘リ乘降スベキ驛名並ニ乘車人員ヲ鐵道作業局鐵道部ニ通知スヘシ

第三條　保安　第十九章　雜件

●北海道、樺太移住民汽車、汽船、電車賃割引證取扱規程

大正十一年一月二十日
山形縣訓令第二號

第一條　割引證ノ下附ヲ請フ者アルトキハ左ノ事項ヲ調査シテ之ヲ下附スヘシ

一、一時ノ出稼ニ非サル者

二、生業ノ目的ヲ以テ移住スル者

三、移住ニ要スル旅費ヲ辨シ得ル者

第二條　割引證ハ所要數ヲ限定シテ本廳ニ請求スヘシ

第三條　割引券ハ移住季節前所要數ヲ豫定シテ之ヲ內務省ニ請求シ送附ヲ受ケタル割引券ハ自ラ下附スルモノヲ除キ直ニ所轄官公署ニ分配スヘシ但臨時入用ノ場合ハ當該官公署（警察分署、町村役場ヲ除ク）ヨリ直接之ヲ內務省ニ請求スルコトヲ得

第四條　割引券ノ受拂ヲ爲シタル官公署ニ於テハ割引券受拂簿ヲ設ケテ左ノ事項ヲ記入スヘシ

受拂簿ニ記入スヘキ事項

受入ノ年月日、員數竝ニ登越ノ官公署、拂出ノ年月日、分配及下附ノ員數、來却ノ事由及員數竝ニ每月末現在高

下附簿ニ記入スヘキ事項

券面ノ番號、下附ノ年月日、受領人ノ住所、身分、職業、移住ノ目的、氏名、年齡竝券面ニ記載シタル家族ノ名、年齡

第三編　戸籍

第十六節　届書

第三編　戸籍

第十六節　届書

（様式）

大正　年分戸籍吏事務事件

事件の種類	届出人	受付	下附	業務	調査
出生					
婚姻					

第四編　勞務

工場
勞働者災害扶助竝責任保險
工業勞働者最低年齡
商店
職業紹介
汽罐竝原動機
勞働爭議調停
賃金　時間制限

勅令

勅令第二百十九號

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ樞密院官制ヲ改正シ之ヲ公布セシム

御名御璽

大正十四年三月二十九日

樞密院官制改正

樞密院官制（明治二十一年勅令第二百十六號）中左ノ通改正ス

第一條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第一條ノ二　樞密院ニ議長ヲ置キ內閣總理大臣ヲ以テ之ニ充ツ

第二條　樞密院ニ副議長一人ヲ置キ勅任トス

第三條　樞密院ニ顧問官二十四人ヲ置キ親任トス

第四條　樞密院ニ書記官長一人ヲ置キ勅任トス

第五條　樞密院ニ書記官二人ヲ置キ奏任トス

第六條　樞密院ニ屬若干人ヲ置キ判任トス

第七條　樞密院ニ雇若干人ヲ置ク

第八條　議長ハ會議ヲ總理シ院務ヲ統理ス

副議長ハ議長ヲ補佐シ議長故障アルトキ又ハ闕ケタルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

第九條　顧問官ハ會議ニ參與ス

第十條　書記官長ハ議長ノ命ヲ承ケ會議ノ事ヲ掌リ書記官ヲ指揮シ院務ヲ整理ス

第十一條　書記官ハ上官ノ命ヲ承ケ會議ノ事ヲ掌ル

第十二條　屬ハ上官ノ命ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第十三條　雇ハ上官ノ命ヲ承ケ雜務ニ從事ス

第十四條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第十五條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第十六條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第十七條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第十八條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第十九條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第二十條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第二十一條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第二十二條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第二十三條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第二十四條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第二十五條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第二十六條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第二十七條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第二十八條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第二十九條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第三十條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第三十一條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第三十二條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第三十三條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第三十四條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第三十五條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第三十六條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第三十七條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第三十八條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第三十九條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第四十條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第四十一條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第四十二條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第四十三條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第四十四條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第四十五條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第四十六條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第四十七條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第四十八條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第四十九條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第五十條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第五十一條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第五十二條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第五十三條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第五十四條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第五十五條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第五十六條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第五十七條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第五十八條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第五十九條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第六十條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第六十一條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第六十二條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第六十三條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第六十四條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第六十五條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第六十六條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第六十七條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第六十八條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第六十九條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第七十條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第七十一條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第七十二條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第七十三條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第七十四條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第七十五條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第七十六條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第七十七條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第七十八條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第七十九條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第八十條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第八十一條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第八十二條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第八十三條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第八十四條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第八十五條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第八十六條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第八十七條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第八十八條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第八十九條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第九十條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第九十一條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第九十二條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第九十三條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第九十四條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第九十五條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第九十六條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第九十七條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第九十八條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第九十九條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第百條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第百一條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第百二條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第百三條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第百四條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第百五條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第百六條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第百七條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第百八條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第百九條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第百十條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第百十一條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第百十二條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第百十三條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第百十四條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第百十五條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第百十六條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第百十七條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第百十八條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第百十九條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第百二十條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第百二十一條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第百二十二條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第百二十三條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第百二十四條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第百二十五條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第百二十六條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第百二十七條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第百二十八條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第百二十九條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第百三十條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第百三十一條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第百三十二條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第百三十三條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第百三十四條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第百三十五條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第百三十六條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第百三十七條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第百三十八條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第百三十九條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第百四十條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第百四十一條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第百四十二條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第百四十三條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第百四十四條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第百四十五條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第百四十六條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第百四十七條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第百四十八條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第百四十九條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第百五十條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第百五十一條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第百五十二條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第百五十三條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第百五十四條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第百五十五條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第百五十六條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第百五十七條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第百五十八條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第百五十九條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第百六十條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第百六十一條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長　一人　勅任

書記官　二人　奏任

屬　若干人　判任

雇　若干人

第百六十二條　樞密院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長　內閣總理大臣

副議長　一人　勅任

顧問官　二十四人　親任

書記官長

第十條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第十一條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第十二條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第十三條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第十四條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第十五條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第十六條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第十七條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第十八條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第十九條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第二十條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第二十一條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第二十二條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第二十三條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第二十四條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第二十五條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第二十六條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第二十七條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第二十八條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第二十九條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第三十條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第三十一條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第三十二條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第三十三條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第三十四條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第三十五條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第三十六條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第三十七條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第三十八條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第三十九條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第四十條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第四十一條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第四十二條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第四十三條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第四十四條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第四十五條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第四十六條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第四十七條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第四十八條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第四十九條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第五十條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第五十一條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第五十二條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第五十三條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第五十四條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第五十五條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第五十六條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第五十七條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第五十八條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第五十九條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第六十條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第六十一條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第六十二條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第六十三條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第六十四條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第六十五條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第六十六條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第六十七條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第六十八條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第六十九條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第七十條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第七十一條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第七十二條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第七十三條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第七十四條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第七十五條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第七十六條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第七十七條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第七十八條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第七十九條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第八十條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第八十一條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第八十二條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第八十三條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第八十四條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第八十五條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第八十六條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第八十七條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第八十八條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第八十九條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第九十條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第九十一條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第九十二條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第九十三條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第九十四條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第九十五條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第九十六條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第九十七條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第九十八條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第九十九條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百一條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百二條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百三條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百四條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百五條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百六條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百七條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百八條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百九條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百十條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百十一條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百十二條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百十三條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百十四條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百十五條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百十六條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百十七條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百十八條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百十九條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百二十條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百二十一條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百二十二條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百二十三條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百二十四條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百二十五條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百二十六條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百二十七條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百二十八條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百二十九條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百三十條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百三十一條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百三十二條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百三十三條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百三十四條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百三十五條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百三十六條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百三十七條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百三十八條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百三十九條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百四十條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百四十一條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百四十二條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百四十三條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百四十四條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百四十五條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百四十六條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百四十七條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百四十八條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百四十九條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百五十條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百五十一條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百五十二條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百五十三條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百五十四條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百五十五條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百五十六條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百五十七條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百五十八條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百五十九條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百六十條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百六十一條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百六十二條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百六十三條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百六十四條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百六十五條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百六十六條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百六十七條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百六十八條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百六十九條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百七十條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百七十一條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百七十二條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百七十三條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百七十四條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百七十五條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百七十六條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百七十七條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百七十八條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百七十九條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百八十條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百八十一條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百八十二條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百八十三條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百八十四條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百八十五條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百八十六條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百八十七條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百八十八條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百八十九條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百九十條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百九十一條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百九十二條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百九十三條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百九十四條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百九十五條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百九十六條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百九十七條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百九十八條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第百九十九條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第二百條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第二百一條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第二百二條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第二百三條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第二百四條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第二百五條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第二百六條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第二百七條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第二百八條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第二百九條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第二百十條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第二百十一條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第二百十二條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第二百十三條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第二百十四條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第二百十五條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第二百十六條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第二百十七條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第二百十八條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第二百十九條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第二百二十條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第二百二十一條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第二百二十二條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第二百二十三條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第二百二十四條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第二百二十五條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第二百二十六條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第二百二十七條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第二百二十八條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第二百二十九條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第二百三十條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第二百三十一條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第二百三十二條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第二百三十三條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第二百三十四條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第二百三十五條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第二百三十六條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第二百三十七條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第二百三十八條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第二百三十九條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第二百四十條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第二百四十一條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第二百四十二條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ又ハ終了スル時刻ヲ工場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第二百四十三條　使用者ハ工場ニ於テ就業ヲ開始シ

第十一條　前條第一項ニ定ムル期間ハ左ノ各號ニ掲ケル場合ニハ其ノ各號ニ定ムル日數ヲ加フ

一　徒弟ノ父母又ハ親權者ノ死亡シタルトキ　三十日

二　徒弟ノ父母又ハ親權者ノ重病ニ罹リタルトキ　十日

三　徒弟ノ父母又ハ親權者ノ住所ニ天災事變アリタルトキ　十日

第十二條　第十條ノ規定ニ違背スル者アリタル場合ニ於テハ其ノ徒弟ノ父母又ハ親權者ニ對シ工業主ニ前ンスル金額ヲ支拂フ義務アリ

一　徒弟ノ父母又ハ親權者

二　徒弟ノ死亡當時ニ於テ徒弟ノ死亡ニ因リ利益ヲ受クル者ノ中一人ヲ指定シタルトキハ其ノ者

三　徒弟ノ死亡當時ニ於テ徒弟ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者

第十三條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ハ其ノ死亡ノ日ヨリ一年ヲ經過シタルトキハ之ヲ提起スルコトヲ得ス

第十四條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ハ工業主ノ住所ヲ管轄スル區裁判所ノ管轄ニ屬ス

工業主ガ營業ヲ廢止シタル場合ニ於テハ其ノ營業ヲ廢止シタル時ニ於ケル工業主ノ住所ヲ管轄スル區裁判所ノ管轄ニ屬ス

第十五條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ民事訴訟法ノ規定ヲ準用ス

第十六條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟物ノ價額ハ千圓ト看做ス

第十七條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ擔保ヲ供スルコトヲ要セス

第十八條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第十九條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二十條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二十一條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二十二條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二十三條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二十四條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二十五條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二十六條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二十七條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二十八條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二十九條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第三十條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第三十一條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第三十二條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第三十三條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第三十四條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第三十五條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第三十六條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第三十七條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第三十八條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第三十九條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第四十條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第四十一條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第四十二條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第四十三條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第四十四條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第四十五條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第四十六條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第四十七條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第四十八條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第四十九條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第五十條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第五十一條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第五十二條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第五十三條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第五十四條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第五十五條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第五十六條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第五十七條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第五十八條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第五十九條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第六十條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第六十一條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第六十二條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第六十三條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第六十四條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第六十五條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第六十六條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第六十七條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第六十八條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第六十九條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第七十條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第七十一條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第七十二條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第七十三條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第七十四條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第七十五條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第七十六條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第七十七條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第七十八條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第七十九條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第八十條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第八十一條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第八十二條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第八十三條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第八十四條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第八十五條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第八十六條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第八十七條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第八十八條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第八十九條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第九十條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第九十一條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第九十二條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第九十三條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第九十四條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第九十五條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第九十六條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第九十七條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第九十八條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第九十九條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百一條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百二條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百三條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百四條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百五條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百六條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百七條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百八條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百九條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百十條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百十一條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百十二條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百十三條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百十四條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百十五條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百十六條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百十七條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百十八條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百十九條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百二十條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百二十一條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百二十二條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百二十三條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百二十四條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百二十五條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百二十六條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百二十七條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百二十八條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百二十九條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百三十條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百三十一條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百三十二條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百三十三條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百三十四條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百三十五條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百三十六條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百三十七條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百三十八條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百三十九條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百四十條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百四十一條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百四十二條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百四十三條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百四十四條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百四十五條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百四十六條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百四十七條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百四十八條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百四十九條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百五十條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百五十一條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百五十二條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百五十三條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百五十四條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百五十五條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百五十六條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百五十七條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百五十八條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百五十九條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百六十條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百六十一條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百六十二條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百六十三條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百六十四條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百六十五條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百六十六條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百六十七條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百六十八條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百六十九條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百七十條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百七十一條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百七十二條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百七十三條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百七十四條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百七十五條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百七十六條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百七十七條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百七十八條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百七十九條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百八十條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百八十一條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百八十二條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百八十三條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百八十四條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百八十五條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百八十六條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百八十七條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百八十八條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百八十九條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百九十條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百九十一條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百九十二條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百九十三條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百九十四條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百九十五條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百九十六條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百九十七條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百九十八條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第百九十九條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百一條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百二條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百三條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百四條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百五條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百六條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百七條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百八條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百九條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百十條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百十一條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百十二條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百十三條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百十四條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百十五條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百十六條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百十七條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百十八條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百十九條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百二十條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百二十一條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百二十二條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百二十三條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百二十四條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百二十五條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百二十六條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百二十七條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百二十八條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百二十九條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百三十條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百三十一條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百三十二條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百三十三條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百三十四條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百三十五條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百三十六條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百三十七條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百三十八條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百三十九條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百四十條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百四十一條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百四十二條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百四十三條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百四十四條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百四十五條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百四十六條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百四十七條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百四十八條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百四十九條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百五十條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百五十一條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百五十二條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百五十三條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百五十四條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百五十五條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百五十六條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百五十七條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百五十八條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百五十九條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百六十條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百六十一條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百六十二條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百六十三條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百六十四條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百六十五條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百六十六條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百六十七條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百六十八條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百六十九條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百七十條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百七十一條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百七十二條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百七十三條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百七十四條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百七十五條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百七十六條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百七十七條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百七十八條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百七十九條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百八十條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百八十一條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百八十二條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百八十三條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百八十四條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百八十五條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百八十六條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百八十七條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百八十八條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百八十九條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百九十條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百九十一條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百九十二條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百九十三條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百九十四條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百九十五條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百九十六條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百九十七條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百九十八條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第二百九十九條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第三百條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第三百一條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第三百二條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第三百三條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第三百四條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第三百五條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第三百六條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第三百七條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第三百八條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第三百九條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第三百十條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ訴訟費用ノ豫納ヲ要セス

第三百十一條　徒弟ノ死亡ニ關スル訴ニ付テハ

〔第三回〕

第十三條　登記ハ登記官カ登記簿ニ記載シ且登記簿ノ記載ニ誤ナキヤヲ調査シタル後ニ非サレハ之ヲ完了スルコトヲ得ス

第十四條　登記ハ申請ニ因リ又ハ官庁ノ嘱託ニ因リテ之ヲ爲ス

第十五條　登記ハ法律ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第十六條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第十七條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第十八條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第十九條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第二十條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第二十一條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第二十二條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第二十三條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第二十四條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第二十五條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第二十六條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第二十七條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第二十八條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第二十九條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第三十條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第三十一條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第三十二條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第三十三條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第三十四條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第三十五條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第三十六條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第三十七條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第三十八條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第三十九條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第四十條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第四十一條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第四十二條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第四十三條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第四十四條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第四十五條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第四十六條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第四十七條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第四十八條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第四十九條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第五十條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第五十一條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第五十二條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第五十三條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第五十四條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第五十五條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第五十六條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第五十七條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第五十八條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第五十九條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第六十條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第六十一條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第六十二條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第六十三條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第六十四條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第六十五條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第六十六條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第六十七條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第六十八條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第六十九條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第七十條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第七十一條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第七十二條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第七十三條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第七十四條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第七十五條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第七十六條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第七十七條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第七十八條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第七十九條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第八十條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第八十一條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第八十二條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第八十三條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第八十四條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第八十五條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第八十六條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第八十七條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第八十八條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第八十九條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第九十條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第九十一條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第九十二條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第九十三條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第九十四條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第九十五條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第九十六條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第九十七條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第九十八條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第九十九條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第百條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第百條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第九十九條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第九十八條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第九十七條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第九十六條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第九十五條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第九十四條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第九十三條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第九十二條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第九十一條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第九十條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第八十九條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第八十八條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第八十七條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第八十六條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第八十五條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第八十四條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第八十三條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第八十二條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第八十一條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第八十條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第七十九條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第七十八條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第七十七條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第七十六條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第七十五條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第七十四條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第七十三條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第七十二條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第七十一條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第七十條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第六十九條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第六十八條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第六十七條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第六十六條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第六十五條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第六十四條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第六十三條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第六十二條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第六十一條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第六十條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第五十九條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第五十八條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第五十七條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第五十六條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第五十五條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第五十四條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第五十三條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第五十二條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第五十一條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第五十條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第四十九條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第四十八條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第四十七條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第四十六條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第四十五條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第四十四條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第四十三條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第四十二條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第四十一條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第四十條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第三十九條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第三十八條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第三十七條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第三十六條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第三十五條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第三十四條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第三十三條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第三十二條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第三十一條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第三十條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第二十九條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第二十八條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第二十七條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第二十六條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第二十五條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第二十四條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第二十三條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第二十二條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第二十一條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第二十條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第十九條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第十八條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第十七條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第十六條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第十五條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第十四條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第十三條　登記ハ登記ヲ爲スヘキ事件ノ順序ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

第三章	一	圓筒ノ體積ハ其底面ノ圓ノ面積ニ高サヲ乘ジテ得ラルヽモノトス
	二	圓筒ノ體積ハ其底面ノ半徑ノ平方ニ高サヲ乘ジ圓周率ヲ乘ジテ得ラルヽモノトス
	三	圓筒ノ體積ハ其底面ノ直徑ノ平方ニ高サヲ乘ジ圓周率ノ四分ノ一ヲ乘ジテ得ラルヽモノトス
	四	圓筒ノ體積ハ其底面ノ圓周ノ平方ニ高サヲ乘ジ圓周率ノ四分ノ一ヲ乘ジテ得ラルヽモノトス
	五	圓筒ノ體積ハ其底面ノ圓周ノ平方ニ高サヲ乘ジ圓周率ノ四分ノ一ヲ乘ジテ得ラルヽモノトス
	六	圓筒ノ體積ハ其底面ノ圓周ノ平方ニ高サヲ乘ジ圓周率ノ四分ノ一ヲ乘ジテ得ラルヽモノトス
	七	圓筒ノ體積ハ其底面ノ圓周ノ平方ニ高サヲ乘ジ圓周率ノ四分ノ一ヲ乘ジテ得ラルヽモノトス
第四章	一	圓筒ノ體積ハ其底面ノ圓周ノ平方ニ高サヲ乘ジ圓周率ノ四分ノ一ヲ乘ジテ得ラルヽモノトス
	二	圓筒ノ體積ハ其底面ノ圓周ノ平方ニ高サヲ乘ジ圓周率ノ四分ノ一ヲ乘ジテ得ラルヽモノトス
	三	圓筒ノ體積ハ其底面ノ圓周ノ平方ニ高サヲ乘ジ圓周率ノ四分ノ一ヲ乘ジテ得ラルヽモノトス
	四	圓筒ノ體積ハ其底面ノ圓周ノ平方ニ高サヲ乘ジ圓周率ノ四分ノ一ヲ乘ジテ得ラルヽモノトス
	五	圓筒ノ體積ハ其底面ノ圓周ノ平方ニ高サヲ乘ジ圓周率ノ四分ノ一ヲ乘ジテ得ラルヽモノトス
	六	圓筒ノ體積ハ其底面ノ圓周ノ平方ニ高サヲ乘ジ圓周率ノ四分ノ一ヲ乘ジテ得ラルヽモノトス
	七	圓筒ノ體積ハ其底面ノ圓周ノ平方ニ高サヲ乘ジ圓周率ノ四分ノ一ヲ乘ジテ得ラルヽモノトス
第五章	一	圓筒ノ體積ハ其底面ノ圓周ノ平方ニ高サヲ乘ジ圓周率ノ四分ノ一ヲ乘ジテ得ラルヽモノトス
	二	圓筒ノ體積ハ其底面ノ圓周ノ平方ニ高サヲ乘ジ圓周率ノ四分ノ一ヲ乘ジテ得ラルヽモノトス
	三	圓筒ノ體積ハ其底面ノ圓周ノ平方ニ高サヲ乘ジ圓周率ノ四分ノ一ヲ乘ジテ得ラルヽモノトス
	四	圓筒ノ體積ハ其底面ノ圓周ノ平方ニ高サヲ乘ジ圓周率ノ四分ノ一ヲ乘ジテ得ラルヽモノトス
	五	圓筒ノ體積ハ其底面ノ圓周ノ平方ニ高サヲ乘ジ圓周率ノ四分ノ一ヲ乘ジテ得ラルヽモノトス
	六	圓筒ノ體積ハ其底面ノ圓周ノ平方ニ高サヲ乘ジ圓周率ノ四分ノ一ヲ乘ジテ得ラルヽモノトス
	七	圓筒ノ體積ハ其底面ノ圓周ノ平方ニ高サヲ乘ジ圓周率ノ四分ノ一ヲ乘ジテ得ラルヽモノトス
第六章	一	圓筒ノ體積ハ其底面ノ圓周ノ平方ニ高サヲ乘ジ圓周率ノ四分ノ一ヲ乘ジテ得ラルヽモノトス
	二	圓筒ノ體積ハ其底面ノ圓周ノ平方ニ高サヲ乘ジ圓周率ノ四分ノ一ヲ乘ジテ得ラルヽモノトス
	三	圓筒ノ體積ハ其底面ノ圓周ノ平方ニ高サヲ乘ジ圓周率ノ四分ノ一ヲ乘ジテ得ラルヽモノトス
	四	圓筒ノ體積ハ其底面ノ圓周ノ平方ニ高サヲ乘ジ圓周率ノ四分ノ一ヲ乘ジテ得ラルヽモノトス
	五	圓筒ノ體積ハ其底面ノ圓周ノ平方ニ高サヲ乘ジ圓周率ノ四分ノ一ヲ乘ジテ得ラルヽモノトス
	六	圓筒ノ體積ハ其底面ノ圓周ノ平方ニ高サヲ乘ジ圓周率ノ四分ノ一ヲ乘ジテ得ラルヽモノトス
	七	圓筒ノ體積ハ其底面ノ圓周ノ平方ニ高サヲ乘ジ圓周率ノ四分ノ一ヲ乘ジテ得ラルヽモノトス
第七章	一	圓筒ノ體積ハ其底面ノ圓周ノ平方ニ高サヲ乘ジ圓周率ノ四分ノ一ヲ乘ジテ得ラルヽモノトス

第十章	一	
	二	
	三	
	四	
	五	
	六	
	七	
	八	
	九	
	十	
第十一章	一	
	二	
	三	
	四	
	五	
	六	
	七	
	八	
	九	
	十	
	十一	
	十二	
	十三	
	十四	
	十五	
	十六	
	十七	
	十八	
	十九	
	二十	
	二十一	
	二十二	
	二十三	
	二十四	
	二十五	

（第十一條）

（第十二條）

（第十三條）

（第十四條）

（山形縣）

職工死傷報告

工場名	職工數			工場所在地	工業主又ハ工場管理人
	男	女	計		

事業ノ種類	災害發生日時	事故發生場所	當日被害者ノ作業開始時刻
	〇〇年　月　日　午前／午後　時　分		年　月　日　午前／午後　時　分

死傷者	氏名	性	生年月	業務又ハ職名	雇入年月	賃金	被害ノ部位及症狀	死亡ノ日時又ハ休業見込日數

災害ノ原因及發生狀況

動力ニ依リ運轉中ノ機械又ハ動力ニ依ル運搬裝置ニ依リ發生シタル災害ニ付テハ左記事項ヲモ記入スヘシ	名稱	大サ又ハ能力	災害ヲ生シタル部分	其ノ部分ノ速度、大サ等

危害豫防設備ノ狀況

職工死傷報告記載心得

（山形縣）

一　本報告用紙ノ一頁ハ美濃紙半折大トス

二　本報告ハ職工死亡シ又ハ疾病ノ爲休業二週日以上ヲ要スヘキ見込ノ場合ニ於テハ二通其ノ他ノ場合ニ於テハ一通ヲ差出スヘシ

三　本報告ニ付テハ其ノ寫ヲ作成シ屆出後五年間之ヲ保存スヘシ

四　本報告ハ死傷者一名毎ニ用紙ヲ別ニスヘシ同一ノ事故ニ依リ數人ノ死傷者ヲ生シタル場合ニ於テハ其ノ中一枚ノ報告ニ詳細記入シテ他ノ報告ニハ其ノ重複スル部分ヲ省略スルコトヲ得

五　工業主ノ都合ニ依リ本樣式各欄ノ間隔ヲ伸縮シ各欄内ニ更ニ欄ヲ設ケ又ハ各欄以外ノ欄ヲ設クルコトヲ妨ケス

六　工業主又ハ工場管理人欄ニハ屆出人タル工業主又ハ工場管理人ノ氏名ヲ記入シ捺印スヘシ

七　事業ノ種類欄ニハ例ヘハ毛織物業、綿絲紡績業、機械製造業、自轉車製造業、造船業、骨粉製造業、セメント製造業、製紙業、菓子製造業等ヲ記入スヘシ二種以上ノ事業ヲ營ム場合ニ於テハ其ノ主要ナル事業名ヲ記入スヘシ

八　職工數欄ニハ最近ノ調査ニ依ル員數ヲ記入スヘシ

九　事故發生場所欄ニハ事故ノ發生シタル場所ニ於テ行ハルル作業ノ性質ヲ明示シ得ル名稱（例ヘハ紡績工場、鍛工場、木工場、乾燥室、原料室、精紡室、荷造室、即併作業室、機關室ト貯炭所トノ間ノ軌道、入渠中ノ修理船何丸ノ足場等）ヲ記入スヘシ

十　當日被害者ノ作業開始時刻欄ニハ被害者ノ當日作業ヲ開始シタル時刻ヲ記入スヘシ前日ヨリ引續キ夜業ヲ爲セル場合ニ於テハ前日ノ開始時刻ヲ記入スヘシ

十一　死傷者欄中

（一）業務又ハ職名欄ニハ被害者ノ業務若ハ職名（例ヘハ旋盤工、仕上工、捲絲工、機械夫等）ヲ記入スヘシ

（二）雇入年月欄ニハ當該工場ニ於テ被害者ヲ雇入レタル年月ヲ記入スヘシ

（三）賃金欄ニハ被害者ノ日給（請負ノ場合其ノ他收入一定セサル場合ニ於テハ最近ニ於ケル通常一日ノ賃金額）ヲ記入スヘシ

（四）被害ノ部位及症狀欄ニハ例ヘハ頭部打撲、右上膊骨折、左第三指及第四指挫傷、電擊、腦溢血、瓦斯中毒、窒息等ヲ記載スヘシ

（五）死亡日時又ハ休業見込日數欄ニハ死亡シタル者ニ付テハ死亡ノ日時、其ノ他ノ者ニ付テハ治療ノ爲休業シタル日數ト其ノ後ノ休業見込日數トノ合算日數ヲ記入スヘシ

十二　災害ノ原因及發生狀況欄ニハ災害發生前ノ被害者ノ動作、操作、災害發生位置ノ高サ又ハ深サ、災害カ機械又ハ設備ニ依リテ發生シタル場合ニ於テハ其ノ大サ、能力、速サ、動力、電壓又ハ溫度其ノ他災害ノ原因及狀況ヲ明瞭ナラシムルニ必要ナル事項ヲ記載スヘシ（略圖ヲ添附スヘシ）動力ニ依リ運轉中ノ機械又ハ動力傳導裝置ニ依リ災害ヲ發生シタルトキ左方ノ記入欄ニ記入スル場合ニ於テハ其ノ

（第十一号様式）

氏名						住所又は居所	
本籍						世帯主との続柄	
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日生					性別	男・女
職業						勤務先又は学校名	
届出人の資格							
届出年月日	明治・大正・昭和 年 月 日						
出生の場所							
出生の時刻							
父	氏名		生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日生		本籍	
	職業		勤務先又は学校名				
母	氏名		生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日生		本籍	
	職業		勤務先又は学校名				
嫡出子又は嫡出でない子の別							
父母の婚姻の届出年月日	明治・大正・昭和 年 月 日						
父が認知した場合	認知の届出年月日	明治・大正・昭和 年 月 日					
	認知の裁判の確定年月日	明治・大正・昭和 年 月 日					
養子縁組の場合	縁組の届出年月日	明治・大正・昭和 年 月 日					
	養親の氏名					本籍	
	養親の職業					勤務先又は学校名	
養子縁組の裁判の確定年月日		明治・大正・昭和 年 月 日					
届出人の署名押印							
届出人の資格							
届出年月日	明治・大正・昭和 年 月 日						
出生の場所							
出生の時刻							
父	氏名		生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日生		本籍	
	職業		勤務先又は学校名				
母	氏名		生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日生		本籍	
	職業		勤務先又は学校名				
嫡出子又は嫡出でない子の別							
父母の婚姻の届出年月日	明治・大正・昭和 年 月 日						
父が認知した場合	認知の届出年月日	明治・大正・昭和 年 月 日					
	認知の裁判の確定年月日	明治・大正・昭和 年 月 日					
養子縁組の場合	縁組の届出年月日	明治・大正・昭和 年 月 日					
	養親の氏名					本籍	
	養親の職業					勤務先又は学校名	
養子縁組の裁判の確定年月日		明治・大正・昭和 年 月 日					
届出人の署名押印							

（第五十二条関係）

労働者死傷病報告

事業の種類		事業の名称		事業場の所在地		労働者数		被災労働者又は死亡した労働者							休業見込期間	発生状況及び原因	再発防止対策
								氏名	年齢	性別	職種	雇入れ年月日	災害発生の場所及び起因物	災害の種類			
様式第二十三号（第五十二条関係）																	

備考

一　この様式は、労働者が負傷、疾病、死亡又は一定の事故が発生した場合に提出すること。

二　「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の細分類を記入すること。

三　「事業の名称」の欄には、当該事業場の名称を記入すること。

四　「事業場の所在地」の欄には、当該事業場の所在地を記入すること。

五　「労働者数」の欄には、当該事業場の労働者数を記入すること。

六　「被災労働者又は死亡した労働者」の「氏名」の欄には、被災労働者又は死亡した労働者の氏名を記入すること。

七　「被災労働者又は死亡した労働者」の「年齢」の欄には、被災労働者又は死亡した労働者の年齢を記入すること。

八　「被災労働者又は死亡した労働者」の「性別」の欄には、被災労働者又は死亡した労働者の性別を記入すること。

九　「被災労働者又は死亡した労働者」の「職種」の欄には、被災労働者又は死亡した労働者の職種を記入すること。

十　「被災労働者又は死亡した労働者」の「雇入れ年月日」の欄には、被災労働者又は死亡した労働者の雇入れ年月日を記入すること。

十一　「災害発生の場所及び起因物」の欄には、災害が発生した場所及び災害の原因となった物又は有害物等を記入すること。

十二　「災害の種類」の欄には、墜落、転倒、激突、飛来、崩壊、倒壊、激突され、はさまれ、巻き込まれ、切れ、こすれ、踏み抜き、おぼれ、感電、爆発、破裂、火災、交通事故（道路）、交通事故（その他）、労働災害その他（上記に分類されないもの）の別を記入すること。

十三　「休業見込期間」の欄には、負傷又は疾病による休業見込期間を記入すること。

十四　「発生状況及び原因」の欄には、災害が発生するに至った経緯及び災害の原因となった事実を具体的に記入すること。

十五　「再発防止対策」の欄には、再発防止のために講じた対策又は講じようとする対策を具体的に記入すること。

（年　月　日現在）

事業の種類	事業の名称	事業場の所在地	労働者数	被災労働者又は死亡した労働者							休業見込期間	発生状況及び原因	再発防止対策
				氏名	年齢	性別	職種	雇入れ年月日	災害発生の場所及び起因物	災害の種類			
様式第二十三号（第五十二条関係）													

備考

一　この様式は、労働者が負傷、疾病、死亡又は一定の事故が発生した場合に提出すること。

二　「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の細分類を記入すること。

三　「事業の名称」の欄には、当該事業場の名称を記入すること。

四　「事業場の所在地」の欄には、当該事業場の所在地を記入すること。

五　「労働者数」の欄には、当該事業場の労働者数を記入すること。

六　「被災労働者又は死亡した労働者」の「氏名」の欄には、被災労働者又は死亡した労働者の氏名を記入すること。

七　「被災労働者又は死亡した労働者」の「年齢」の欄には、被災労働者又は死亡した労働者の年齢を記入すること。

八　「被災労働者又は死亡した労働者」の「性別」の欄には、被災労働者又は死亡した労働者の性別を記入すること。

九　「被災労働者又は死亡した労働者」の「職種」の欄には、被災労働者又は死亡した労働者の職種を記入すること。

十　「被災労働者又は死亡した労働者」の「雇入れ年月日」の欄には、被災労働者又は死亡した労働者の雇入れ年月日を記入すること。

十一　「災害発生の場所及び起因物」の欄には、災害が発生した場所及び災害の原因となった物又は有害物等を記入すること。

十二　「災害の種類」の欄には、墜落、転倒、激突、飛来、崩壊、倒壊、激突され、はさまれ、巻き込まれ、切れ、こすれ、踏み抜き、おぼれ、感電、爆発、破裂、火災、交通事故（道路）、交通事故（その他）、労働災害その他（上記に分類されないもの）の別を記入すること。

十三　「休業見込期間」の欄には、負傷又は疾病による休業見込期間を記入すること。

十四　「発生状況及び原因」の欄には、災害が発生するに至った経緯及び災害の原因となった事実を具体的に記入すること。

十五　「再発防止対策」の欄には、再発防止のために講じた対策又は講じようとする対策を具体的に記入すること。

ハ　土地所在の郡市区町村名及大字
ニ　土地番号又は土地台帳の番号
ホ　地積又は土地台帳の地積（坪、畝歩、町歩等）を記入する
ヘ　登記の原因及その年月日を記入する
ト　登記の目的を記入する
チ　登記の申請人の氏名又は名称を記入する
リ　登記の申請書を受付けた年月日及その受付番号を記入する
ヌ　登記の年月日を記入する
ル　登記の申請書を受付けた登記所において登記の完了した年月日を記入する
ヲ　登記の申請書を受付けた登記所において登記の却下された年月日を記入する
ワ　登記の申請書を受付けた登記所において登記の取下げがあつた年月日を記入する
カ　登記の申請書を受付けた登記所において登記の却下又は取下げがあつた場合にその理由を記入する
ヨ　登記の申請書を受付けた登記所において登記の却下又は取下げがあつた場合にその理由を記入する
タ　登記の申請書を受付けた登記所において登記の却下又は取下げがあつた場合にその理由を記入する
レ　登記の申請書を受付けた登記所において登記の却下又は取下げがあつた場合にその理由を記入する
ソ　登記の申請書を受付けた登記所において登記の却下又は取下げがあつた場合にその理由を記入する
ツ　登記の申請書を受付けた登記所において登記の却下又は取下げがあつた場合にその理由を記入する
ネ　登記の申請書を受付けた登記所において登記の却下又は取下げがあつた場合にその理由を記入する
ナ　登記の申請書を受付けた登記所において登記の却下又は取下げがあつた場合にその理由を記入する
ラ　登記の申請書を受付けた登記所において登記の却下又は取下げがあつた場合にその理由を記入する
ム　登記の申請書を受付けた登記所において登記の却下又は取下げがあつた場合にその理由を記入する
ウ　登記の申請書を受付けた登記所において登記の却下又は取下げがあつた場合にその理由を記入する
ヰ　登記の申請書を受付けた登記所において登記の却下又は取下げがあつた場合にその理由を記入する
ノ　登記の申請書を受付けた登記所において登記の却下又は取下げがあつた場合にその理由を記入する
オ　登記の申請書を受付けた登記所において登記の却下又は取下げがあつた場合にその理由を記入する
ク　登記の申請書を受付けた登記所において登記の却下又は取下げがあつた場合にその理由を記入する
ヤ　登記の申請書を受付けた登記所において登記の却下又は取下げがあつた場合にその理由を記入する
マ　登記の申請書を受付けた登記所において登記の却下又は取下げがあつた場合にその理由を記入する
ケ　登記の申請書を受付けた登記所において登記の却下又は取下げがあつた場合にその理由を記入する
フ　登記の申請書を受付けた登記所において登記の却下又は取下げがあつた場合にその理由を記入する
コ　登記の申請書を受付けた登記所において登記の却下又は取下げがあつた場合にその理由を記入する
エ　登記の申請書を受付けた登記所において登記の却下又は取下げがあつた場合にその理由を記入する
テ　登記の申請書を受付けた登記所において登記の却下又は取下げがあつた場合にその理由を記入する
ア　登記の申請書を受付けた登記所において登記の却下又は取下げがあつた場合にその理由を記入する
サ　登記の申請書を受付けた登記所において登記の却下又は取下げがあつた場合にその理由を記入する
キ　登記の申請書を受付けた登記所において登記の却下又は取下げがあつた場合にその理由を記入する
ユ　登記の申請書を受付けた登記所において登記の却下又は取下げがあつた場合にその理由を記入する
メ　登記の申請書を受付けた登記所において登記の却下又は取下げがあつた場合にその理由を記入する
ミ　登記の申請書を受付けた登記所において登記の却下又は取下げがあつた場合にその理由を記入する
シ　登記の申請書を受付けた登記所において登記の却下又は取下げがあつた場合にその理由を記入する
ヱ　登記の申請書を受付けた登記所において登記の却下又は取下げがあつた場合にその理由を記入する
ヒ　登記の申請書を受付けた登記所において登記の却下又は取下げがあつた場合にその理由を記入する
モ　登記の申請書を受付けた登記所において登記の却下又は取下げがあつた場合にその理由を記入する
セ　登記の申請書を受付けた登記所において登記の却下又は取下げがあつた場合にその理由を記入する
ス　登記の申請書を受付けた登記所において登記の却下又は取下げがあつた場合にその理由を記入する
ン　登記の申請書を受付けた登記所において登記の却下又は取下げがあつた場合にその理由を記入する

（第六号様式）

（年　月　日現在）

土地所在の郡市区町村名及大字								土地番号	地積			摘要
順序	原因	年月日	登記の目的	申請人の氏名又は名称	受付年月日及受付番号	登記の年月日	却下又は取下の年月日		坪	畝歩	町歩	

備考　本表ハ土地ノ所在ノ郡市区町村毎ニ調製スルモノトス

（第六号様式）

（年　月　日現在）

土地所在の郡市区町村名及大字								土地番号	地積			摘要
順序	原因	年月日	登記の目的	申請人の氏名又は名称	受付年月日及受付番号	登記の年月日	却下又は取下の年月日		坪	畝歩	町歩	

備考　本表ハ土地ノ所在ノ郡市区町村毎ニ調製スルモノトス

〔昭和廿二年〕

●土地法施行規則

（昭和廿二年九月十三日勅令第二百七十五号）

第一條　土地法（以下法ト称ス）ノ施行ニ関シ必要ナル事項ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條　土地法ニ依ル土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ニ付テハ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ヲ除クノ外六箇月前ニ之ヲ為スコトヲ要ス

一、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

二、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

三、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

四、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

五、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

六、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

七、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

八、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

九、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

十、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

十一、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

十二、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

十三、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

十四、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

十五、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

十六、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

十七、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

十八、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

十九、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

二十、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

二十一、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

二十二、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

二十三、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

二十四、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

二十五、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

二十六、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

二十七、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

二十八、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

二十九、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

三十、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

三十一、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

三十二、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

三十三、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

三十四、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

三十五、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

三十六、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

三十七、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

三十八、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

三十九、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

四十、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

四十一、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

四十二、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

四十三、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

四十四、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

四十五、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

四十六、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

四十七、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

四十八、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

四十九、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

五十、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

五十一、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

五十二、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

五十三、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

五十四、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

五十五、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

五十六、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

五十七、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

五十八、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

五十九、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

六十、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

六十一、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

六十二、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

六十三、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

六十四、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

六十五、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

六十六、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

六十七、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

六十八、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

六十九、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

七十、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

七十一、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

七十二、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

七十三、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

七十四、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

七十五、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

七十六、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

七十七、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

七十八、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

七十九、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

八十、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

八十一、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

八十二、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

八十三、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

八十四、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

八十五、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

八十六、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

八十七、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

八十八、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

八十九、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

九十、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

九十一、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

九十二、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

九十三、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

九十四、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

九十五、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

九十六、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

九十七、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

九十八、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

九十九、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

百、土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ土地ノ賃貸借ノ解約ノ申入ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所

月日	就業ノ時刻	休憩ノ時間又ハ休憩時刻	備考

様式第十四号（第四十条関係）

雇入年月日	

工事現場労働者名簿

工事名										
番号	氏名	性別	生年月日	住所	職業	従事する業務の種類	雇入年月日	死亡、退職又は解雇の年月日	死亡、退職又は解雇の事由	備考

様式第十五号

様式第十六号

工事の名称										
工事の場所										
工事着手の日	自昭和　年　月　日									
労働者数		男		女		未成年者		合計		
		男	女	男	女	男	女			
	常時使用する労働者									
	臨時の労働者									
	計									
災害防止責任者氏名										
災害防止協議組織の設置に関する定めをしたときはその内容										
元請負人たる事業者の氏名又は名称										
下請負人たる事業者の氏名又は名称及び当該事業の行なわれる場所										
注意事項	一　災害防止協議組織の設置に関する定めをしたときはその内容の概要を記載すること。									

様式第十七号

氏名	年令	本籍	現住所	従事した業務の種類	雇入年月日	死亡の年月日	死亡の場所	死亡の原因	備考

様式第十八号

一　工事現場労働者名簿は、常時使用する労働者について作成すること。

二　様式第十六号中欄が不足するときは、別紙を用いて記載すること。

三　様式第十六号中「常時」とは、概ね六月以上引き続いてを意味すること。

四　様式第十六号中「臨時の労働者」とは、常時使用する労働者以外の労働者をいうこと。

五　様式第十六号中「災害防止協議組織の設置に関する定めをしたときはその内容の概要」とは、労働安全衛生法第三十条第一項の協議組織の設置に関する定めをしたときはその内容の概要を記載すること。

●工場法施行規則取扱手続

昭和四年六月十三日
内務省令第二十三号

第一条　工場法第一条ノ二ニ掲ゲタル事業ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依リ工場法ヲ適用ス

工場法第一条ノ二ニ掲ゲタル事業ニシテ工場法施行令第三条第一項ノ規定ニ依リ工場法ノ適用ヲ受ケザルモノニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依リ工場法施行規則第二条ノ規定ニ依リ適用ヲ受ケザルモノニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依リ

一、工場法第一条ノ二ニ掲ゲタル事業ニシテ工場法施行令第三条第一項ノ規定ニ依リ工場法ノ適用ヲ受ケザルモノニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依リ工場法施行規則第二条ノ規定ニ依リ適用ヲ受ケザルモノニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依リ

二、工場法第一条ノ二ニ掲ゲタル事業ニシテ工場法施行令第三条第一項ノ規定ニ依リ工場法ノ適用ヲ受ケザルモノニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依リ工場法施行規則第二条ノ規定ニ依リ適用ヲ受ケザルモノニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依リ

三、工場法第一条ノ二ニ掲ゲタル事業ニシテ工場法施行令第三条第一項ノ規定ニ依リ工場法ノ適用ヲ受ケザルモノニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依リ工場法施行規則第二条ノ規定ニ依リ適用ヲ受ケザルモノニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依リ

四、工場法第一条ノ二ニ掲ゲタル事業ニシテ工場法施行令第三条第一項ノ規定ニ依リ工場法ノ適用ヲ受ケザルモノニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依リ工場法施行規則第二条ノ規定ニ依リ適用ヲ受ケザルモノニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依リ

五、工場法第一条ノ二ニ掲ゲタル事業ニシテ工場法施行令第三条第一項ノ規定ニ依リ工場法ノ適用ヲ受ケザルモノニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依リ工場法施行規則第二条ノ規定ニ依リ適用ヲ受ケザルモノニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依リ

六、工場法第一条ノ二ニ掲ゲタル事業ニシテ工場法施行令第三条第一項ノ規定ニ依リ工場法ノ適用ヲ受ケザルモノニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依リ工場法施行規則第二条ノ規定ニ依リ適用ヲ受ケザルモノニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依リ

七、工場法第一条ノ二ニ掲ゲタル事業ニシテ工場法施行令第三条第一項ノ規定ニ依リ工場法ノ適用ヲ受ケザルモノニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依リ工場法施行規則第二条ノ規定ニ依リ適用ヲ受ケザルモノニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依リ

八、工場法第一条ノ二ニ掲ゲタル事業ニシテ工場法施行令第三条第一項ノ規定ニ依リ工場法ノ適用ヲ受ケザルモノニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依リ工場法施行規則第二条ノ規定ニ依リ適用ヲ受ケザルモノニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依リ

第二条　工場法施行規則第三十五条ノ規定ニ依リ届出ヲ為スベキ事項ハ左ノ如シ

第三条　工場法施行規則第三十七条ノ規定ニ依リ届出ヲ為スベキ事項ハ左ノ如シ

第四条　工場法施行規則第三十三条ノ規定ニ依リ届出ヲ為スベキ事項ハ左ノ如シ

第五条　工場法施行規則第三十四条ノ規定ニ依リ届出ヲ為スベキ事項ハ左ノ如シ

一、
二、
三、
四、
五、

第六条　工場法施行規則第三十六条ノ規定ニ依リ届出ヲ為スベキ事項ハ左ノ如シ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

●職工紹介營業取締ニ關スル件

大正六年三月十九日
警視廳令第十四號

第一條　職工紹介營業ヲ爲サントスル者ハ營業所ノ位置ヲ管轄スル警察署ヲ經由シ警視總監ノ許可ヲ受クヘシ

第二條　前條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ願書ヲ提出スヘシ

一、營業所ノ位置
二、營業所ノ名稱ヲ定メタルトキハ其ノ名稱
三、營業種目
四、紹介ノ方法
五、職工ノ紹介ヲ爲ス地域
六、營業所ノ構造ヲ明ニスル圖面

第三條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ前條ノ許可ヲ與ヘス

一、禁錮以上ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受ケサルニ至ラサル者
二、營業ヲ禁止セラレ其ノ禁止ノ期間ヲ經過セサル者
三、營業取締ニ關シ命令ニ違反シ營業ヲ禁止セラレ其ノ禁止ノ期間ヲ經過セサル者
四、紹介ノ方法ニ關シ命令ニ違反シ營業ヲ禁止セラレ其ノ禁止ノ期間ヲ經過セサル者
五、營業ヲ禁止セラレ其ノ禁止ノ期間ヲ經過セサル者
六、營業ヲ禁止セラレ其ノ禁止ノ期間ヲ經過セサル者
七、營業ヲ禁止セラレ其ノ禁止ノ期間ヲ經過セサル者
八、營業ヲ禁止セラレ其ノ禁止ノ期間ヲ經過セサル者
九、營業ヲ禁止セラレ其ノ禁止ノ期間ヲ經過セサル者
十、營業ヲ禁止セラレ其ノ禁止ノ期間ヲ經過セサル者

第四條　營業ヲ爲ス者ハ左ノ事項ヲ掲示スヘシ

一、營業所ノ名稱
二、營業種目
三、營業時間
四、紹介ノ方法
五、職工ノ紹介ヲ爲ス地域
六、營業所ノ構造ヲ明ニスル圖面

第五條　營業ヲ爲ス者ハ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

一、職工ノ住所、氏名、生年月日及雇入ノ年月日
二、職工ノ雇入ヲ爲シタル者ノ住所、氏名、生年月日及雇入ノ年月日
三、職工ノ雇入ヲ爲シタル者ノ住所、氏名、生年月日及雇入ノ年月日

第六條　營業ヲ爲ス者ハ左ノ事項ヲ報告スヘシ

一、營業所ノ名稱ヲ變更シタルトキ
二、營業種目ヲ變更シタルトキ
三、營業時間ヲ變更シタルトキ
四、紹介ノ方法ヲ變更シタルトキ
五、職工ノ紹介ヲ爲ス地域ヲ變更シタルトキ
六、營業所ノ構造ヲ明ニスル圖面ヲ變更シタルトキ

第七條　營業ヲ爲ス者ハ左ノ事項ヲ報告スヘシ

一、營業ヲ廢止シタルトキ
二、營業ヲ休止シタルトキ
三、營業ヲ再開シタルトキ
四、營業ヲ禁止セラレタルトキ
五、營業ヲ禁止セラレ其ノ禁止ノ期間ヲ經過シタルトキ
六、營業ヲ禁止セラレ其ノ禁止ノ期間ヲ經過シタルトキ
七、營業ヲ禁止セラレ其ノ禁止ノ期間ヲ經過シタルトキ
八、營業ヲ禁止セラレ其ノ禁止ノ期間ヲ經過シタルトキ
九、營業ヲ禁止セラレ其ノ禁止ノ期間ヲ經過シタルトキ
十、營業ヲ禁止セラレ其ノ禁止ノ期間ヲ經過シタルトキ

第八條　營業ヲ爲ス者ハ左ノ事項ヲ報告スヘシ

一、營業ヲ廢止シタルトキ
二、營業ヲ休止シタルトキ
三、營業ヲ再開シタルトキ
四、營業ヲ禁止セラレタルトキ
五、營業ヲ禁止セラレ其ノ禁止ノ期間ヲ經過シタルトキ
六、營業ヲ禁止セラレ其ノ禁止ノ期間ヲ經過シタルトキ
七、營業ヲ禁止セラレ其ノ禁止ノ期間ヲ經過シタルトキ
八、營業ヲ禁止セラレ其ノ禁止ノ期間ヲ經過シタルトキ
九、營業ヲ禁止セラレ其ノ禁止ノ期間ヲ經過シタルトキ
十、營業ヲ禁止セラレ其ノ禁止ノ期間ヲ經過シタルトキ

第九條　營業ヲ爲ス者ハ左ノ事項ヲ報告スヘシ

一、營業ヲ廢止シタルトキ
二、營業ヲ休止シタルトキ
三、營業ヲ再開シタルトキ
四、營業ヲ禁止セラレタルトキ
五、營業ヲ禁止セラレ其ノ禁止ノ期間ヲ經過シタルトキ
六、營業ヲ禁止セラレ其ノ禁止ノ期間ヲ經過シタルトキ
七、營業ヲ禁止セラレ其ノ禁止ノ期間ヲ經過シタルトキ
八、營業ヲ禁止セラレ其ノ禁止ノ期間ヲ經過シタルトキ
九、營業ヲ禁止セラレ其ノ禁止ノ期間ヲ經過シタルトキ
十、營業ヲ禁止セラレ其ノ禁止ノ期間ヲ經過シタルトキ

第十條　營業ヲ爲ス者ハ左ノ事項ヲ報告スヘシ

一、營業ヲ廢止シタルトキ
二、營業ヲ休止シタルトキ
三、營業ヲ再開シタルトキ
四、營業ヲ禁止セラレタルトキ
五、營業ヲ禁止セラレ其ノ禁止ノ期間ヲ經過シタルトキ
六、營業ヲ禁止セラレ其ノ禁止ノ期間ヲ經過シタルトキ
七、營業ヲ禁止セラレ其ノ禁止ノ期間ヲ經過シタルトキ
八、營業ヲ禁止セラレ其ノ禁止ノ期間ヲ經過シタルトキ
九、營業ヲ禁止セラレ其ノ禁止ノ期間ヲ經過シタルトキ
十、營業ヲ禁止セラレ其ノ禁止ノ期間ヲ經過シタルトキ

●職工紹介營業取締ニ關スル件

大正六年三月十九日
警視廳令第十四號

第一條　職工紹介營業ヲ爲サントスル者ハ營業所ノ位置ヲ管轄スル警察署ヲ經由シ警視總監ノ許可ヲ受クヘシ

第二條　前條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ願書ヲ提出スヘシ

一、營業所ノ位置
二、營業所ノ名稱ヲ定メタルトキハ其ノ名稱
三、營業種目
四、紹介ノ方法
五、職工ノ紹介ヲ爲ス地域
六、營業所ノ構造ヲ明ニスル圖面

第三條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ前條ノ許可ヲ與ヘス

一、禁錮以上ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受ケサルニ至ラサル者
二、營業ヲ禁止セラレ其ノ禁止ノ期間ヲ經過セサル者
三、營業取締ニ關シ命令ニ違反シ營業ヲ禁止セラレ其ノ禁止ノ期間ヲ經過セサル者
四、紹介ノ方法ニ關シ命令ニ違反シ營業ヲ禁止セラレ其ノ禁止ノ期間ヲ經過セサル者
五、營業ヲ禁止セラレ其ノ禁止ノ期間ヲ經過セサル者
六、營業ヲ禁止セラレ其ノ禁止ノ期間ヲ經過セサル者
七、營業ヲ禁止セラレ其ノ禁止ノ期間ヲ經過セサル者
八、營業ヲ禁止セラレ其ノ禁止ノ期間ヲ經過セサル者
九、營業ヲ禁止セラレ其ノ禁止ノ期間ヲ經過セサル者
十、營業ヲ禁止セラレ其ノ禁止ノ期間ヲ經過セサル者

第四條　營業ヲ爲ス者ハ左ノ事項ヲ掲示スヘシ

一、營業所ノ名稱
二、營業種目
三、營業時間
四、紹介ノ方法
五、職工ノ紹介ヲ爲ス地域
六、營業所ノ構造ヲ明ニスル圖面

第五條　營業ヲ爲ス者ハ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

一、職工ノ住所、氏名、生年月日及雇入ノ年月日
二、職工ノ雇入ヲ爲シタル者ノ住所、氏名、生年月日及雇入ノ年月日
三、職工ノ雇入ヲ爲シタル者ノ住所、氏名、生年月日及雇入ノ年月日

第六條　營業ヲ爲ス者ハ左ノ事項ヲ報告スヘシ

一、營業所ノ名稱ヲ變更シタルトキ
二、營業種目ヲ變更シタルトキ
三、營業時間ヲ變更シタルトキ
四、紹介ノ方法ヲ變更シタルトキ
五、職工ノ紹介ヲ爲ス地域ヲ變更シタルトキ
六、營業所ノ構造ヲ明ニスル圖面ヲ變更シタルトキ

第七條　營業ヲ爲ス者ハ左ノ事項ヲ報告スヘシ

一、營業ヲ廢止シタルトキ
二、營業ヲ休止シタルトキ
三、營業ヲ再開シタルトキ
四、營業ヲ禁止セラレタルトキ
五、營業ヲ禁止セラレ其ノ禁止ノ期間ヲ經過シタルトキ
六、營業ヲ禁止セラレ其ノ禁止ノ期間ヲ經過シタルトキ
七、營業ヲ禁止セラレ其ノ禁止ノ期間ヲ經過シタルトキ
八、營業ヲ禁止セラレ其ノ禁止ノ期間ヲ經過シタルトキ
九、營業ヲ禁止セラレ其ノ禁止ノ期間ヲ經過シタルトキ
十、營業ヲ禁止セラレ其ノ禁止ノ期間ヲ經過シタルトキ

第八條　營業ヲ爲ス者ハ左ノ事項ヲ報告スヘシ

一、營業ヲ廢止シタルトキ
二、營業ヲ休止シタルトキ
三、營業ヲ再開シタルトキ
四、營業ヲ禁止セラレタルトキ
五、營業ヲ禁止セラレ其ノ禁止ノ期間ヲ經過シタルトキ
六、營業ヲ禁止セラレ其ノ禁止ノ期間ヲ經過シタルトキ
七、營業ヲ禁止セラレ其ノ禁止ノ期間ヲ經過シタルトキ
八、營業ヲ禁止セラレ其ノ禁止ノ期間ヲ經過シタルトキ
九、營業ヲ禁止セラレ其ノ禁止ノ期間ヲ經過シタルトキ
十、營業ヲ禁止セラレ其ノ禁止ノ期間ヲ經過シタルトキ

第九條　營業ヲ爲ス者ハ左ノ事項ヲ報告スヘシ

一、營業ヲ廢止シタルトキ
二、營業ヲ休止シタルトキ
三、營業ヲ再開シタルトキ
四、營業ヲ禁止セラレタルトキ
五、營業ヲ禁止セラレ其ノ禁止ノ期間ヲ經過シタルトキ
六、營業ヲ禁止セラレ其ノ禁止ノ期間ヲ經過シタルトキ
七、營業ヲ禁止セラレ其ノ禁止ノ期間ヲ經過シタルトキ
八、營業ヲ禁止セラレ其ノ禁止ノ期間ヲ經過シタルトキ
九、營業ヲ禁止セラレ其ノ禁止ノ期間ヲ經過シタルトキ
十、營業ヲ禁止セラレ其ノ禁止ノ期間ヲ經過シタルトキ

第十條　營業ヲ爲ス者ハ左ノ事項ヲ報告スヘシ

一、營業ヲ廢止シタルトキ
二、營業ヲ休止シタルトキ
三、營業ヲ再開シタルトキ
四、營業ヲ禁止セラレタルトキ
五、營業ヲ禁止セラレ其ノ禁止ノ期間ヲ經過シタルトキ
六、營業ヲ禁止セラレ其ノ禁止ノ期間ヲ經過シタルトキ
七、營業ヲ禁止セラレ其ノ禁止ノ期間ヲ經過シタルトキ
八、營業ヲ禁止セラレ其ノ禁止ノ期間ヲ經過シタルトキ
九、營業ヲ禁止セラレ其ノ禁止ノ期間ヲ經過シタルトキ
十、營業ヲ禁止セラレ其ノ禁止ノ期間ヲ經過シタルトキ

●土地建物賃貸借取締令施行規則

昭和二十年四月七日
内務省令第二十六號

第一條　土地建物賃貸借取締令（以下令ト稱ス）第一條ノ土地ニ關スル事項ヲ定ムルニ付テハ本則ノ定ムル所ニ依ル

第二條　令第一條ノ土地ニ關スル作業ニ從事スル者ニ對シ其ノ作業ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

一　土地ノ使用ニ關スル作業場

二　土地ノ使用ニ關スル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

三　土地ノ使用ニ關スル作業場ノ附近ニ於ケル土地ノ使用ニ關スル作業場

四　前三號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

五　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

六　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

七　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

八　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

九　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

十　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

十一　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

十二　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

十三　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

十四　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

十五　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

十六　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

十七　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

十八　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

十九　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

二十　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

二十一　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

二十二　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

二十三　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

二十四　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

二十五　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

二十六　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

二十七　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

二十八　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

二十九　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

三十　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

三十一　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

三十二　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

三十三　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

三十四　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

三十五　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

三十六　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

三十七　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

三十八　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

三十九　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

四十　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

四十一　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

四十二　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

四十三　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

四十四　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

四十五　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

四十六　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

四十七　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

四十八　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

四十九　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

五十　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

五十一　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

五十二　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

五十三　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

五十四　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

五十五　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

五十六　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

五十七　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

五十八　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

五十九　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

六十　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

六十一　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

六十二　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

六十三　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

六十四　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

六十五　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

六十六　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

六十七　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

六十八　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

六十九　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

七十　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

七十一　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

七十二　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

七十三　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

七十四　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

七十五　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

七十六　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

七十七　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

七十八　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

七十九　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

八十　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

八十一　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

八十二　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

八十三　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

八十四　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

八十五　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

八十六　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

八十七　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

八十八　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

八十九　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

九十　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

九十一　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

九十二　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

九十三　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

九十四　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

九十五　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

九十六　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

九十七　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

九十八　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

九十九　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

百　前各號ニ掲ゲタル作業場ノ附近ニ於ケル作業場

第十四條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第十五條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第十六條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第十七條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第十八條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第十九條　土地ノ使用ニ關スル事項ニ付テハ第一條乃至第十八條ノ規定ヲ準用ス

第二十條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第二十一條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第二十二條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第二十三條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第二十四條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第二十五條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第二十六條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第二十七條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第二十八條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第二十九條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第三十條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第三十一條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第三十二條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第三十三條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第三十四條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第三十五條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第三十六條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第三十七條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第三十八條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第三十九條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第四十條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第四十一條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第四十二條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第四十三條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第四十四條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第四十五條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第四十六條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第四十七條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第四十八條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第四十九條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第五十條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第五十一條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第五十二條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第五十三條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第五十四條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第五十五條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第五十六條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第五十七條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第五十八條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第五十九條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第六十條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第六十一條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第六十二條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第六十三條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第六十四條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第六十五條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第六十六條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第六十七條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第六十八條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第六十九條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第七十條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第七十一條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第七十二條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第七十三條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第七十四條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第七十五條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第七十六條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第七十七條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第七十八條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第七十九條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第八十條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第八十一條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第八十二條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第八十三條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第八十四條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第八十五條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第八十六條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第八十七條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第八十八條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第八十九條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第九十條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第九十一條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第九十二條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第九十三條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第九十四條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第九十五條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第九十六條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第九十七條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第九十八條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第九十九條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第百條　令第十一條ノ規定ニ依リ工事ヲ施行スル者ハ工事ヲ施行スル土地ノ所有者又ハ賃借人ニ對シ工事ノ施行ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

地方長官必要ト認ムルトキハ前項ノ規程ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第二十二條 本令施寄宿舍ノ管理ニ關スル規程ハ之ヲ見易キ場所ニ掲示スベシ

第二十三條 本令第二條、第三條、第四條第一項、第五條、第六條、第八條、第十條、第十一條及第十六條ノ規定ハ常時十人未滿ノ職工ヲ收容スル寄宿舍ニ之ヲ適用セズ

附 則

本令ハ昭和二年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第四條及第十三條ノ規定ハ本令施行後一年間、第二條、第七條、第八條及第十二條ノ規定ハ本令施行後二年間、第六條及第九條乃至第十一條ノ規定ハ本令施行後三年間之ヲ適用セズ

第三條又ハ第五條ノ規定ニ依ル許可ノ申請ハ本令施行ノ日ヨリ二月以内ニ之ヲ爲スベシ

附 則（昭和四年内務省令第三十六號）

本令ハ昭和四年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三條ノ二ノ規定ハ本令施行後二年間之ヲ適用セズ

●工場附屬寄宿舍規則施行細則

昭和三年七月二十三日
山形縣令第五十六號

改正 昭和一二年三月縣令第一二號

第一條 本令ニ於テ規則ト稱スルハ工場附屬寄宿舍規則ヲ謂フ

第二條 工業主工場附屬寄宿舍ヲ設置セムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ知事ノ許可ヲ受クベシ

一、工業主ノ本籍、住所、氏名、生年月日（工業主法人ナルトキハ其ノ名稱及主タル事務所若ハ本店ノ所在地並代表者ノ住所、氏名、生年月日）

二、工場名

三、工場並寄宿舍ノ所在地

四、事業ノ種類

五、工事着手及竣功ノ年月日

第三條 前條ノ願書ニハ左ノ書類及圖面ヲ添付スベシ

一、建物ノ配置圖（寄宿舍敷地ノ周圍五十「メートル」以内ノ建物道路其ノ他ヲ含ム）

二、左ノ事項ヲ表示シタル圖面並仕樣書

（イ）各階平面圖（各建物及各室ノ用途、押入、階段、窓、出入口、非常口等ヲ明示スルコト）

（ロ）各階斷面圖（屋根小屋組、柱、基礎等ヲ明示スルコト）

（ハ）側面圖（建物ノ周圍ヲ明示スルコト）

（ニ）建物ノ構造（木造、鐵筋「コンクリート」造、平屋建、二階建等ノ別及側壁、屋根其等材料ノ種別ヲ記載スルコト）

（ホ）建物ノ棟數及面積

（ヘ）寢室又ハ病室ノ構造設備並室數及各室ノ面積、收容豫定人員（男女別）

（ト）食堂及炊事場ノ構造設備

（チ）浴室、洗面所、洗濯所、物干場及便所ノ構造設備

（リ）出入口、非常口及階段ノ構造

（ヌ）防火施設

第四條 工業主工場附屬寄宿舍ヲ增築、改築又ハ移轉ヲ爲サムトスルトキハ前二條ノ規定ニ準ジ許可ヲ受クベシ但シ變更ナキ事項ニ限リ書類及圖面ヲ省略スルコトヲ得

第五條 第二條及第四條ノ工事竣功シタルトキハ其ノ旨知事ニ屆出認可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ使用スルコトヲ得ズ

第六條 寄宿舍ノ構造ハ左ノ制限ニ從フベシ

一、避難口及避難通路ハ左ノ制限ニ依リ設備スベシ

（イ）避難口ノ扉ハ外開キ又ハ引戸トナシ必要ニ應ジ何時ニテモ避難シ得ル様ナシ置クコト

（ロ）避難口及避難通路ノ幅及高サハ一・七四「メートル」（五尺七寸）以上ト爲スコト

（ハ）避難通路ハ階段ヲ斜面ト爲シ其ノ幅ハ避難口ノ幅ヨリ狹カラザル構造トシ其ノ外側ニハ高サ〇・八二四「メートル」（二尺七寸）[illegible]

[illegible]二階以上ニ居住スル職工五十人未滿ナル寄宿舍ノ階段ノ幅ハ[illegible]〇・八二四「メートル」（二尺七寸）以上[illegible]

[illegible]

二、[illegible]外側ニハ高サ〇・八二四「メートル」（二尺七寸）以上ノ手摺ヲ設ケ螺旋狀ト爲サザルコト

[illegible]

[illegible]ヲ以テ造リ二十人ニ對シ一個以上ノ割合ニ之ヲ設クルコト

[illegible]工場附屬寄宿舍ニ於テ[illegible]本令ニ依リ設備

[illegible]洗面所ニハ五人ニ對シ一個以上ノ洗面器ヲ備ヘ「トラホーム」患者ノ[illegible]

[illegible]

六、寢室ニハ寢具ノ衣類等ヲ入ルルニ足ルベキ押入ヲ設クルコト

七、室内ノ燈火ハ一三、二二平方「メートル」（約四坪）ニ付十六燭光以上ノ割合トシ廊下、便所及非常口ニハ不滅燈ヲ設備スルコト

第七條 寄宿舍ノ構造設備ニシテ危害ヲ生ジ又ハ衞生風紀、其ノ他公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ其ノ修繕變更若ハ特ニ必要ナル設備ヲ命スルコトアルベシ

第八條 工業主ハ工場附屬寄宿舍ニ付左ノ事項ヲ遵守スベシ

一、寢室、休養室等ハ常ニ清潔ヲ保持スルコト

二、食器並飲食物ニ對シテハ適當ナル防塵、防蠅ノ設備ヲ爲スコト

三、炊事ニ從事スル者ニハ清潔ナル白衣ヲ着用セシムルコト

四、便所ハ常ニ清潔ヲ保持スルコト

第九條 他ノ工場ノ寄宿舍ヲ讓受又ハ借受使用セムトスルトキハ當事者連署ヲ以テ其ノ旨速ニ知事ニ屆出ヅベシ

第十條 寄宿舍ヲ廢止シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ遲滯ナク[illegible]屆出ヅベシ

[illegible]

第十一條 規則第二條第一項但書ノ許可ヲ受ケムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ[illegible]

[illegible]

第二十條 [illegible]

第二十一條 [illegible]

[illegible]

第十三條 規則第九條但書ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ願出ツヘシ
一、收容豫定人員及室面積
二、臨時ヲ要ストスル事由及其ノ期間

第十四條 規則第十條但書ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ願出ツヘシ
一、寢室ノ寄宿舍及寄宿面積
二、間仕切ヲ爲スヲ不適當トスル事由

第十五條 規則第十一條但書ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ願出ツヘシ
一、收容人員
二、食堂ノ間取及周圍ノ略圖
三、二十人以上ノ寄宿者ヲ同一食堂ニ收容スルコトヲ必要トスル事由

第十六條 規則第十二條ノ規定ニ依リ備付クル寢具及寢衣ニハ使用者ノ氏名ヲ記載シ又ハ寄宿舍ニ番號ヲ附スヘシ

第十七條 規則第十六條ノ規定ニ依ル健康診斷ハ春秋二回之ヲ行フヘシ

樣式第一號

(一) 健康診斷成績

工場名						
施行場所						
施行期日	昭和 年 月 日					
男女別	職工 男	職工 女	其ノ他ノ寄宿者 男	其ノ他ノ寄宿者 女	計 男	計 女
現在收容及使用人員數						
被檢診者數						

【山形縣】

前項健康診斷ノ日時ハ施行前之ヲ所轄警察署ニ屆出ツヘシ

第十八條 規則第十六條ニ依リ健康診斷ヲ施行シタルトキハ其ノ成績ヲ樣式第一號及第二號ニ依リ施行後十日以内ニ知事ニ屆出ツヘシ

第十九條 規則第十九條ノ規定ニ依リ消毒ヲ爲ス場合ニハ其ノ旨所轄警察署ニ屆出警察官吏ノ立會ヲ受クヘシ

第二十條 本令第二條乃至第六條、第九條及第十條ノ規定ハ常時十人未滿ノ職工ヲ收容スル寄宿舍ニ之ヲ適用セス

第二十一條 本令ニ依リ警察署ニ提出スヘキ書類ハ所轄警察署ヲ經由スヘシ

第二十二條 本令ハ之ヲ見易キ場所ニ掲示スヘシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行ノ際現存スル工場附屬寄宿舍ニシテ引續キ使用セムトスルモノハ昭和三年十月三十一日迄ニ本令ニ依リ許可ヲ受クヘシ
本令施行ノ際現存スル工場附屬寄宿舍ニ付テハ第六條第一項第二號及第六號ノ規定ハ昭和五年六月三十日迄之ヲ猶豫ス

工場附屬寄宿舍名	[illegible]
檢診醫師氏名捺印	[illegible]
寄宿舍管理人氏名捺印	[illegible]

【山形縣】

記載心得
一、本健康診斷成績用表一頁ハ全表半折大トスルコト
二、其ノ他ノ寄宿者中ニハ舍監、賄夫等寄宿舍ニ住居スル者ノ氏名ヲ記載スルコト

樣式第二號

罹病者個人記錄

職工罹病者氏名	生年月日	雇入年月日	男女別	病名	發病年月日	治癒年月日	處置	備考

記載心得
一、本罹病者個人記錄用表一頁ハ全表半折大トスルコト
二、職業別欄ニハ例ヘハ製絲女工、整經女工、雜役男工、賄夫等ニ準シ記載スルコト
三、病名欄ニハ病名、傷病等其ノ病名ヲ記載スルコト
四、處置欄ニハ罹病者ニ對シ取リタル處置其ノ他ノ處置ヲ記載スルコト
五、備考欄ニハ特殊ナル參考事項ヲ記載スルコト

●工場附屬寄宿舍規則施行細則取扱手續

昭和三年七月二十三日
山形縣訓令第二十一號

第一條 本手續ニ於テ規則ト稱スルハ工場附屬寄宿舍規則ヲ謂ヒ細則ト稱スルハ工場附屬寄宿舍規則施行細則ヲ謂フ

第二條 細則第二條ノ申請アリタルトキハ其ノ所定事項ヲ具備スルヤ否ヤ

●土壌汚染防及衛生規則

昭和四年六月三十日
内務省令第三十四號

第一條　本令ニ土壌汚染ト稱スルハ
第二條　
第三條　
第四條　
第五條　
第六條　
第七條　
第八條　
第九條　
第十條　
第十一條　
第十二條　
第十三條　
第十四條　
第十五條　
第十六條　
第十七條　
第十八條　
第十九條　
第二十條　
第二十一條　
第二十二條　
第二十三條　
第二十四條　
第二十五條　
第二十六條　
第二十七條　
第二十八條　
第二十九條　
第三十條　
第三十一條　
第三十二條　
第三十三條　
第三十四條　
第三十五條　
第三十六條　
第三十七條　
第三十八條　
第三十九條　
第四十條　
第四十一條　
第四十二條　
第四十三條　
第四十四條　
第四十五條　
第四十六條　
第四十七條　
第四十八條　
第四十九條　
第五十條　
第五十一條　
第五十二條　
第五十三條　
第五十四條　
第五十五條　
第五十六條　
第五十七條　
第五十八條　
第五十九條　
第六十條　
第六十一條　
第六十二條　
第六十三條　
第六十四條　
第六十五條　
第六十六條　
第六十七條　
第六十八條　
第六十九條　
第七十條　
第七十一條　
第七十二條　
第七十三條　
第七十四條　
第七十五條　
第七十六條　
第七十七條　
第七十八條　
第七十九條　
第八十條　
第八十一條　
第八十二條　
第八十三條　
第八十四條　
第八十五條　
第八十六條　
第八十七條　
第八十八條　
第八十九條　
第九十條　
第九十一條　
第九十二條　
第九十三條　
第九十四條　
第九十五條　
第九十六條　
第九十七條　
第九十八條　
第九十九條　
第百條　
第百一條　
第百二條　
第百三條　
第百四條　
第百五條　
第百六條　
第百七條　
第百八條　
第百九條　
第百十條　
第百十一條　
第百十二條　
第百十三條　
第百十四條　
第百十五條　
第百十六條　
第百十七條　
第百十八條　
第百十九條　
第百二十條　
第百二十一條　
第百二十二條　
第百二十三條　
第百二十四條　
第百二十五條　
第百二十六條　
第百二十七條　
第百二十八條　
第百二十九條　
第百三十條　
第百三十一條　
第百三十二條　
第百三十三條　
第百三十四條　
第百三十五條　
第百三十六條　
第百三十七條　
第百三十八條　
第百三十九條　
第百四十條　
第百四十一條　
第百四十二條　
第百四十三條　
第百四十四條　
第百四十五條　
第百四十六條　
第百四十七條　
第百四十八條　
第百四十九條　
第百五十條　
第百五十一條　
第百五十二條　
第百五十三條　
第百五十四條　
第百五十五條　
第百五十六條　
第百五十七條　
第百五十八條　
第百五十九條　
第百六十條　
第百六十一條　
第百六十二條　
第百六十三條　
第百六十四條　
第百六十五條　
第百六十六條　
第百六十七條　
第百六十八條　
第百六十九條　
第百七十條　
第百七十一條　
第百七十二條　
第百七十三條　
第百七十四條　
第百七十五條　
第百七十六條　
第百七十七條　
第百七十八條　
第百七十九條　
第百八十條　
第百八十一條　
第百八十二條　
第百八十三條　
第百八十四條　
第百八十五條　
第百八十六條　
第百八十七條　
第百八十八條　
第百八十九條　
第百九十條　
第百九十一條　
第百九十二條　
第百九十三條　
第百九十四條　
第百九十五條　
第百九十六條　
第百九十七條　
第百九十八條　
第百九十九條　
第二百條　
第二百一條　
第二百二條　
第二百三條　
第二百四條　
第二百五條　
第二百六條　
第二百七條　
第二百八條　
第二百九條　
第二百十條　
第二百十一條　
第二百十二條　
第二百十三條　
第二百十四條　
第二百十五條　
第二百十六條　
第二百十七條　
第二百十八條　
第二百十九條　
第二百二十條　
第二百二十一條　
第二百二十二條　
第二百二十三條　
第二百二十四條　
第二百二十五條　
第二百二十六條　
第二百二十七條　
第二百二十八條　
第二百二十九條　
第二百三十條　
第二百三十一條　
第二百三十二條　
第二百三十三條　
第二百三十四條　
第二百三十五條　
第二百三十六條　
第二百三十七條　
第二百三十八條　
第二百三十九條　
第二百四十條　
第二百四十一條　
第二百四十二條　
第二百四十三條　
第二百四十四條　
第二百四十五條　
第二百四十六條　
第二百四十七條　
第二百四十八條　
第二百四十九條　
第二百五十條　
第二百五十一條　
第二百五十二條　
第二百五十三條　
第二百五十四條　
第二百五十五條　
第二百五十六條　
第二百五十七條　
第二百五十八條　
第二百五十九條　
第二百六十條　
第二百六十一條　
第二百六十二條　
第二百六十三條　
第二百六十四條　
第二百六十五條　
第二百六十六條　
第二百六十七條　
第二百六十八條　
第二百六十九條　
第二百七十條　
第二百七十一條　
第二百七十二條　
第二百七十三條　
第二百七十四條　
第二百七十五條　
第二百七十六條　
第二百七十七條　
第二百七十八條　
第二百七十九條　
第二百八十條　
第二百八十一條　
第二百八十二條　
第二百八十三條　
第二百八十四條　
第二百八十五條　
第二百八十六條　
第二百八十七條　
第二百八十八條　
第二百八十九條　
第二百九十條　
第二百九十一條　
第二百九十二條　
第二百九十三條　
第二百九十四條　
第二百九十五條　
第二百九十六條　
第二百九十七條　
第二百九十八條　
第二百九十九條　
第三百條　
第三百一條　
第三百二條　
第三百三條　
第三百四條　
第三百五條　
第三百六條　
第三百七條　
第三百八條　
第三百九條　
第三百十條　
第三百十一條　
第三百十二條　
第三百十三條　
第三百十四條　
第三百十五條　
第三百十六條　
第三百十七條　
第三百十八條　
第三百十九條　
第三百二十條　
第三百二十一條　
第三百二十二條　
第三百二十三條　
第三百二十四條　
第三百二十五條　
第三百二十六條　
第三百二十七條　
第三百二十八條　
第三百二十九條　
第三百三十條　
第三百三十一條　
第三百三十二條　
第三百三十三條　
第三百三十四條　
第三百三十五條　
第三百三十六條　
第三百三十七條　
第三百三十八條　
第三百三十九條　
第三百四十條　
第三百四十一條　
第三百四十二條　
第三百四十三條　
第三百四十四條　
第三百四十五條　
第三百四十六條　
第三百四十七條　
第三百四十八條　
第三百四十九條　
第三百五十條　
第三百五十一條　
第三百五十二條　
第三百五十三條　
第三百五十四條　
第三百五十五條　
第三百五十六條　
第三百五十七條　
第三百五十八條　
第三百五十九條　
第三百六十條　
第三百六十一條　
第三百六十二條　
第三百六十三條　
第三百六十四條　
第三百六十五條　
第三百六十六條　
第三百六十七條　
第三百六十八條　
第三百六十九條　
第三百七十條　
第三百七十一條　
第三百七十二條　
第三百七十三條　
第三百七十四條　
第三百七十五條　
第三百七十六條　
第三百七十七條　
第三百七十八條　
第三百七十九條　
第三百八十條　
第三百八十一條　
第三百八十二條　
第三百八十三條　
第三百八十四條　
第三百八十五條　
第三百八十六條　
第三百八十七條　
第三百八十八條　
第三百八十九條　
第三百九十條　
第三百九十一條　
第三百九十二條　
第三百九十三條　
第三百九十四條　
第三百九十五條　
第三百九十六條　
第三百九十七條　
第三百九十八條　
第三百九十九條　
第四百條　
第四百一條　
第四百二條　
第四百三條　
第四百四條　
第四百五條　
第四百六條　
第四百七條　
第四百八條　
第四百九條　
第四百十條　
第四百十一條　
第四百十二條　
第四百十三條　
第四百十四條　
第四百十五條　
第四百十六條　
第四百十七條　
第四百十八條　
第四百十九條　
第四百二十條　
第四百二十一條　
第四百二十二條　
第四百二十三條　
第四百二十四條　
第四百二十五條　
第四百二十六條　
第四百二十七條　
第四百二十八條　
第四百二十九條　
第四百三十條　
第四百三十一條　
第四百三十二條　
第四百三十三條　
第四百三十四條　
第四百三十五條　
第四百三十六條　
第四百三十七條　
第四百三十八條　
第四百三十九條　
第四百四十條　
第四百四十一條　
第四百四十二條　
第四百四十三條　
第四百四十四條　
第四百四十五條　
第四百四十六條　
第四百四十七條　
第四百四十八條　
第四百四十九條　
第四百五十條　
第四百五十一條　
第四百五十二條　
第四百五十三條　
第四百五十四條　
第四百五十五條　
第四百五十六條　
第四百五十七條　
第四百五十八條　
第四百五十九條　
第四百六十條　
第四百六十一條　
第四百六十二條　
第四百六十三條　
第四百六十四條　
第四百六十五條　
第四百六十六條　
第四百六十七條　
第四百六十八條　
第四百六十九條　
第四百七十條　
第四百七十一條　
第四百七十二條　
第四百七十三條　
第四百七十四條　
第四百七十五條　
第四百七十六條　
第四百七十七條　
第四百七十八條　
第四百七十九條　
第四百八十條　
第四百八十一條　
第四百八十二條　
第四百八十三條　
第四百八十四條　
第四百八十五條　
第四百八十六條　
第四百八十七條　
第四百八十八條　
第四百八十九條　
第四百九十條　
第四百九十一條　
第四百九十二條　
第四百九十三條　
第四百九十四條　
第四百九十五條　
第四百九十六條　
第四百九十七條　
第四百九十八條　
第四百九十九條　
第五百條　
第五百一條　
第五百二條　
第五百三條　
第五百四條　
第五百五條　
第五百六條　
第五百七條　
第五百八條　
第五百九條　
第五百十條　
第五百十一條　
第五百十二條　
第五百十三條　
第五百十四條　
第五百十五條　
第五百十六條　
第五百十七條　
第五百十八條　
第五百十九條　
第五百二十條　
第五百二十一條　
第五百二十二條　
第五百二十三條　
第五百二十四條　
第五百二十五條　
第五百二十六條　
第五百二十七條　
第五百二十八條　
第五百二十九條　
第五百三十條　
第五百三十一條　
第五百三十二條　
第五百三十三條　
第五百三十四條　
第五百三十五條　
第五百三十六條　
第五百三十七條　
第五百三十八條　
第五百三十九條　
第五百四十條　
第五百四十一條　
第五百四十二條　
第五百四十三條　
第五百四十四條　
第五百四十五條　
第五百四十六條　
第五百四十七條　
第五百四十八條　
第五百四十九條　
第五百五十條　
第五百五十一條　
第五百五十二條　
第五百五十三條　
第五百五十四條　
第五百五十五條　
第五百五十六條　
第五百五十七條　
第五百五十八條　
第五百五十九條　
第五百六十條　
第五百六十一條　
第五百六十二條　
第五百六十三條　
第五百六十四條　
第五百六十五條　
第五百六十六條　
第五百六十七條　
第五百六十八條　
第五百六十九條　
第五百七十條　
第五百七十一條　
第五百七十二條　
第五百七十三條　
第五百七十四條　
第五百七十五條　
第五百七十六條　
第五百七十七條　
第五百七十八條　
第五百七十九條　
第五百八十條　
第五百八十一條　
第五百八十二條　
第五百八十三條　
第五百八十四條　
第五百八十五條　
第五百八十六條　
第五百八十七條　
第五百八十八條　
第五百八十九條　
第五百九十條　
第五百九十一條　
第五百九十二條　
第五百九十三條　
第五百九十四條　
第五百九十五條　
第五百九十六條　
第五百九十七條　
第五百九十八條　
第五百九十九條　
第六百條　
第六百一條　
第六百二條　
第六百三條　
第六百四條　
第六百五條　
第六百六條　
第六百七條　
第六百八條　
第六百九條　
第六百十條　
第六百十一條　
第六百十二條　
第六百十三條　
第六百十四條　
第六百十五條　
第六百十六條　
第六百十七條　
第六百十八條　
第六百十九條　
第六百二十條　
第六百二十一條　
第六百二十二條　
第六百二十三條　
第六百二十四條　
第六百二十五條　
第六百二十六條　
第六百二十七條　
第六百二十八條　
第六百二十九條　
第六百三十條　
第六百三十一條　
第六百三十二條　
第六百三十三條　
第六百三十四條　
第六百三十五條　
第六百三十六條　
第六百三十七條　
第六百三十八條　
第六百三十九條　
第六百四十條　
第六百四十一條　
第六百四十二條　
第六百四十三條　
第六百四十四條　
第六百四十五條　
第六百四十六條　
第六百四十七條　
第六百四十八條　
第六百四十九條　
第六百五十條　
第六百五十一條　
第六百五十二條　
第六百五十三條　
第六百五十四條　
第六百五十五條　
第六百五十六條　
第六百五十七條　
第六百五十八條　
第六百五十九條　
第六百六十條　
第六百六十一條　
第六百六十二條　
第六百六十三條　
第六百六十四條　
第六百六十五條　
第六百六十六條　
第六百六十七條　
第六百六十八條　
第六百六十九條　
第六百七十條　
第六百七十一條　
第六百七十二條　
第六百七十三條　
第六百七十四條　
第六百七十五條　
第六百七十六條　
第六百七十七條　
第六百七十八條　
第六百七十九條　
第六百八十條　
第六百八十一條　
第六百八十二條　
第六百八十三條　
第六百八十四條　
第六百八十五條　
第六百八十六條　
第六百八十七條　
第六百八十八條　
第六百八十九條　
第六百九十條　
第六百九十一條　
第六百九十二條　
第六百九十三條　
第六百九十四條　
第六百九十五條　
第六百九十六條　
第六百九十七條　
第六百九十八條　
第六百九十九條　
第七百條　
第七百一條　
第七百二條　
第七百三條　
第七百四條　
第七百五條　
第七百六條　
第七百七條　
第七百八條　
第七百九條　
第七百十條　
第七百十一條　
第七百十二條　
第七百十三條　
第七百十四條　
第七百十五條　
第七百十六條　
第七百十七條　
第七百十八條　
第七百十九條　
第七百二十條　
第七百二十一條　
第七百二十二條　
第七百二十三條　
第七百二十四條　
第七百二十五條　
第七百二十六條　
第七百二十七條　
第七百二十八條　
第七百二十九條　
第七百三十條　
第七百三十一條　
第七百三十二條　
第七百三十三條　
第七百三十四條　
第七百三十五條　
第七百三十六條　
第七百三十七條　
第七百三十八條　
第七百三十九條　
第七百四十條　
第七百四十一條　
第七百四十二條　
第七百四十三條　
第七百四十四條　
第七百四十五條　
第七百四十六條　
第七百四十七條　
第七百四十八條　
第七百四十九條　
第七百五十條　
第七百五十一條　
第七百五十二條　
第七百五十三條　
第七百五十四條　
第七百五十五條　
第七百五十六條　
第七百五十七條　
第七百五十八條　
第七百五十九條　
第七百六十條　
第七百六十一條　
第七百六十二條　
第七百六十三條　
第七百六十四條　
第七百六十五條　
第七百六十六條　
第七百六十七條　
第七百六十八條　
第七百六十九條　
第七百七十條　
第七百七十一條　
第七百七十二條　
第七百七十三條　
第七百七十四條　
第七百七十五條　
第七百七十六條　
第七百七十七條　
第七百七十八條　
第七百七十九條　
第七百八十條　
第七百八十一條　
第七百八十二條　
第七百八十三條　
第七百八十四條　
第七百八十五條　
第七百八十六條　
第七百八十七條　
第七百八十八條　
第七百八十九條　
第七百九十條　
第七百九十一條　
第七百九十二條　
第七百九十三條　
第七百九十四條　
第七百九十五條　
第七百九十六條　
第七百九十七條　
第七百九十八條　
第七百九十九條　
第八百條　
第八百一條　
第八百二條　
第八百三條　
第八百四條　
第八百五條　
第八百六條　
第八百七條　
第八百八條　
第八百九條　
第八百十條　
第八百十一條　
第八百十二條　
第八百十三條　
第八百十四條　
第八百十五條　
第八百十六條　
第八百十七條　
第八百十八條　
第八百十九條　
第八百二十條　
第八百二十一條　
第八百二十二條　
第八百二十三條　
第八百二十四條　
第八百二十五條　
第八百二十六條　
第八百二十七條　
第八百二十八條　
第八百二十九條　
第八百三十條　
第八百三十一條　
第八百三十二條　
第八百三十三條　
第八百三十四條　
第八百三十五條　
第八百三十六條　
第八百三十七條　
第八百三十八條　
第八百三十九條　
第八百四十條　
第八百四十一條　
第八百四十二條　
第八百四十三條　
第八百四十四條　
第八百四十五條　
第八百四十六條　
第八百四十七條　
第八百四十八條　
第八百四十九條　
第八百五十條　
第八百五十一條　
第八百五十二條　
第八百五十三條　
第八百五十四條　
第八百五十五條　
第八百五十六條　
第八百五十七條　
第八百五十八條　
第八百五十九條　
第八百六十條　
第八百六十一條　
第八百六十二條　
第八百六十三條　
第八百六十四條　
第八百六十五條　
第八百六十六條　
第八百六十七條　
第八百六十八條　
第八百六十九條　
第八百七十條　
第八百七十一條　
第八百七十二條　
第八百七十三條　
第八百七十四條　
第八百七十五條　
第八百七十六條　
第八百七十七條　
第八百七十八條　
第八百七十九條　
第八百八十條　
第八百八十一條　
第八百八十二條　
第八百八十三條　
第八百八十四條　
第八百八十五條　
第八百八十六條　
第八百八十七條　
第八百八十八條　
第八百八十九條　
第八百九十條　
第八百九十一條　
第八百九十二條　
第八百九十三條　
第八百九十四條　
第八百九十五條　
第八百九十六條　
第八百九十七條　
第八百九十八條　
第八百九十九條　
第九百條　
第九百一條　
第九百二條　
第九百三條　
第九百四條　
第九百五條　
第九百六條　
第九百七條　
第九百八條　
第九百九條　
第九百十條　
第九百十一條　
第九百十二條　
第九百十三條　
第九百十四條　
第九百十五條　
第九百十六條　
第九百十七條　
第九百十八條　
第九百十九條　
第九百二十條　
第九百二十一條　
第九百二十二條　
第九百二十三條　
第九百二十四條　
第九百二十五條　
第九百二十六條　
第九百二十七條　
第九百二十八條　
第九百二十九條　
第九百三十條　
第九百三十一條　
第九百三十二條　
第九百三十三條　
第九百三十四條　
第九百三十五條　
第九百三十六條　
第九百三十七條　
第九百三十八條　
第九百三十九條　
第九百四十條　
第九百四十一條　
第九百四十二條　
第九百四十三條　
第九百四十四條　
第九百四十五條　
第九百四十六條　
第九百四十七條　
第九百四十八條　
第九百四十九條　
第九百五十條　
第九百五十一條　
第九百五十二條　
第九百五十三條　
第九百五十四條　
第九百五十五條　
第九百五十六條　
第九百五十七條　
第九百五十八條　
第九百五十九條　
第九百六十條　
第九百六十一條　
第九百六十二條　
第九百六十三條　
第九百六十四條　
第九百六十五條　
第九百六十六條　
第九百六十七條　
第九百六十八條　
第九百六十九條　
第九百七十條　
第九百七十一條　
第九百七十二條　
第九百七十三條　
第九百七十四條　
第九百七十五條　
第九百七十六條　
第九百七十七條　
第九百七十八條　
第九百七十九條　
第九百八十條　
第九百八十一條　
第九百八十二條　
第九百八十三條　
第九百八十四條　
第九百八十五條　
第九百八十六條　
第九百八十七條　
第九百八十八條　
第九百八十九條　
第九百九十條　
第九百九十一條　
第九百九十二條　
第九百九十三條　
第九百九十四條　
第九百九十五條　
第九百九十六條　
第九百九十七條　
第九百九十八條　
第九百九十九條　
第千條

●土地建物賃貸借保護法施行細則

第一章 通則

第一條 本則ハ土地建物賃貸借保護法（以下法ト稱ス）ノ施行ニ關シ必要ナル事項ヲ定ム

第二條 法第一條ノ規定ニ依リ借地權ノ存續期間ヲ定ムルニ付テハ當事者ハ其ノ期間ヲ定メ又ハ之ヲ變更スル旨ノ意思ヲ表示スルヲ以テ足ル

第三條 法第一條ノ規定ニ依リ借地權ノ存續期間ヲ定ムルニ付テハ當事者ハ其ノ期間ヲ定メ又ハ之ヲ變更スル旨ノ意思ヲ表示スルヲ以テ足ル

第四條 法第一條ノ規定ニ依リ借地權ノ存續期間ヲ定ムルニ付テハ當事者ハ其ノ期間ヲ定メ又ハ之ヲ變更スル旨ノ意思ヲ表示スルヲ以テ足ル

第五條 法第一條ノ規定ニ依リ借地權ノ存續期間ヲ定ムルニ付テハ當事者ハ其ノ期間ヲ定メ又ハ之ヲ變更スル旨ノ意思ヲ表示スルヲ以テ足ル

第六條 法第一條ノ規定ニ依リ借地權ノ存續期間ヲ定ムルニ付テハ當事者ハ其ノ期間ヲ定メ又ハ之ヲ變更スル旨ノ意思ヲ表示スルヲ以テ足ル

第七條 法第一條ノ規定ニ依リ借地權ノ存續期間ヲ定ムルニ付テハ當事者ハ其ノ期間ヲ定メ又ハ之ヲ變更スル旨ノ意思ヲ表示スルヲ以テ足ル

第八條 法第一條ノ規定ニ依リ借地權ノ存續期間ヲ定ムルニ付テハ當事者ハ其ノ期間ヲ定メ又ハ之ヲ變更スル旨ノ意思ヲ表示スルヲ以テ足ル

第九條 法第一條ノ規定ニ依リ借地權ノ存續期間ヲ定ムルニ付テハ當事者ハ其ノ期間ヲ定メ又ハ之ヲ變更スル旨ノ意思ヲ表示スルヲ以テ足ル

第十條 法第一條ノ規定ニ依リ借地權ノ存續期間ヲ定ムルニ付テハ當事者ハ其ノ期間ヲ定メ又ハ之ヲ變更スル旨ノ意思ヲ表示スルヲ以テ足ル

第十一條 法第一條ノ規定ニ依リ借地權ノ存續期間ヲ定ムルニ付テハ當事者ハ其ノ期間ヲ定メ又ハ之ヲ變更スル旨ノ意思ヲ表示スルヲ以テ足ル

樣式第二號

安全管理者選任屆

工場名		業務		職工數	
工場所在地					
工業主ノ住所氏名					
安全管理者	住所		工場ニ於ケル職名又ハ分掌事務		
	氏名		兼務ヲ有スルトキハ其ノ種類		
	生年月日				

右之者安全管理者ニ選任候條工場危害豫防及衞生規則第三十四條ノ二及同施行細則第五條ニ依リ履歴書相添ヘ此段及御屆候也

年 月 日

工業主 氏 名㊞

山形縣知事 殿

樣式第三號

安全管理者不選任許可申請書

工場名		業務		職工數	
工場所在地					
工業主ノ住所氏名					
不選任ノ事由					

不選任御許可相成度工場危害豫防及衞生規則第三十四條ノ二及同施行細則第六條ニ依リ此段及申請候也

年 月 日

工業主 氏 名㊞

山形縣知事 殿

樣式第三號

工場醫選任屆

工場名		業務		職工數	
工場所在地					
工業主ノ住所氏名					
工場醫	住所		専門ノ科名		
	氏名		兼務ヲ有スルトキハ其ノ種類		
	生年月日		[illegible]		

右之者工場醫ニ選任候條工場危害豫防及衞生規則第三十四條ノ三及同施行細則第七條ニ依リ履歴書相添ヘ此段及御屆候也

工業主 氏 名㊞

山形縣知事 殿

樣式第四號

工場醫不選任許可申請書

工場名		業務		職工數	

工場所在地	
工業主ノ住所氏名	
不選任ノ事由	

右御許可相成度工場危害豫防及衞生規則第三十四條ノ三及同施行細則第八條ニ依リ此段及申請候也

年 月 日

工業主 氏 名㊞

山形縣知事 殿

樣式第五號

健康診斷票
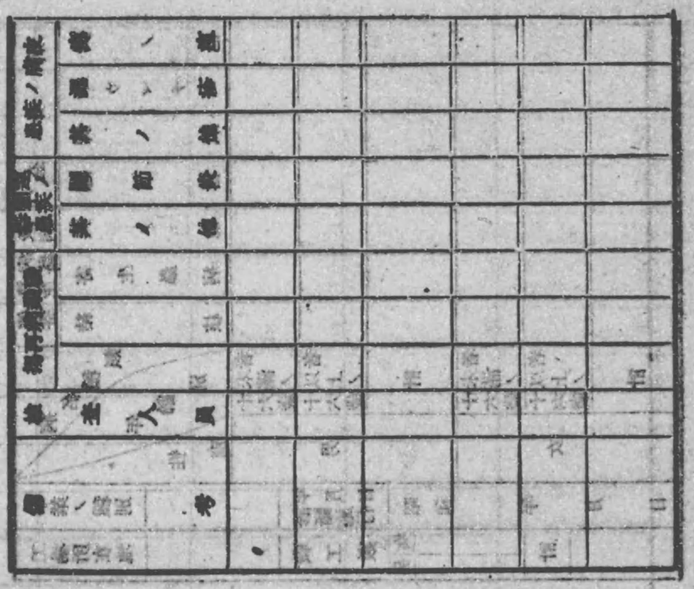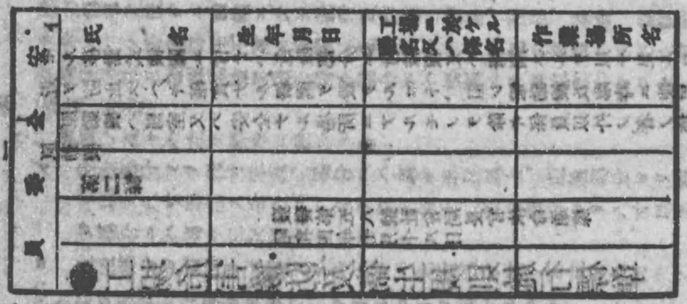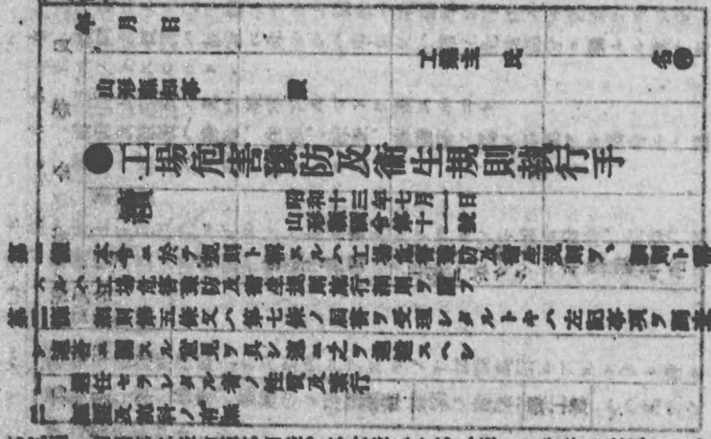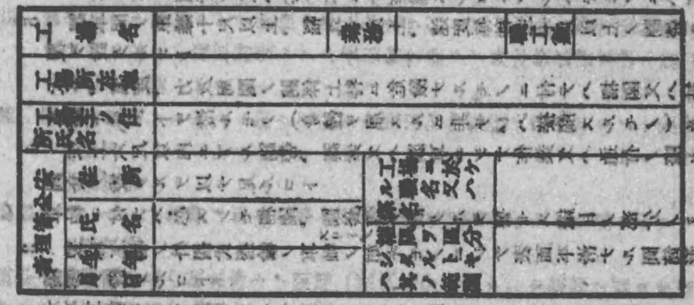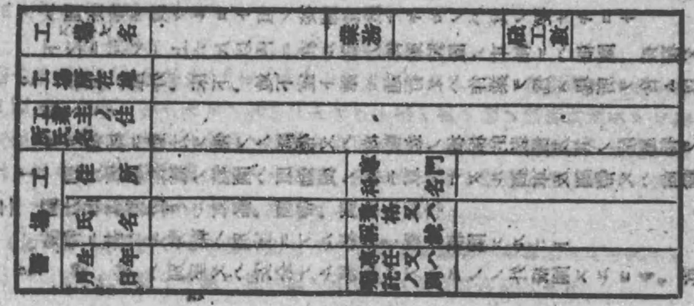
氏名		男 女		採用年月日	昭和 年 月 日		
健康診斷年月日	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
年齡（滿歲）	年 ヶ月	年 ヶ月	年 ヶ月	年 ヶ月	年 ヶ月	年 ヶ月	年 ヶ月
作業別							
身長	糎	糎	糎	糎	糎	糎	糎
體重	瓩	瓩	瓩	瓩	瓩	瓩	瓩
胸圍	糎	糎	糎	糎	糎	糎	糎
肺活量	竓	竓	竓	竓	竓	竓	竓
握力	瓩	瓩	瓩	瓩	瓩	瓩	瓩
榮養							
特記